

Historical Library of Matsue City 16

March 2023

MATSUE SHISHI KENKYU No.14

Research of Matsue City's History

松江市歴史叢書
16

Historical Library of Matsue City

松江市歴史叢書16

2023年3月

松江市史研究 14号

Regional Survey(Comprehensive Survey of Regional Cultural Properties)and Research of "Rakuzan":

Along with the Regional Survey of the Mochida Area, the Kawatsu Area, the Asakumi Area INATA Makoto (1)

About Multiple Facilities Located in Rakuzan(Otakeyama) NISHIO Katsumi (9)

The Actual State of Transition and Management of the Matsue Domain Lord's Mountain Villa "Rakuzan":

From the "Work Diary" of Otakeyama Magistrate TAKAHASHI Machiko (21)

About Three Ochaya and Suikei Shrine Located in "Rakuzan"(Otakeyama) WADA Yoshihiro (37)

The History of Rakuzan Park Through the Historical Archives KOYAMA Sachiko (47)

The Transformation and Disappearance of Place Names (Koaza) in Nishikawatsu District of Matsue OYA Yukio (55)

Background of Setting up a Pottery "Hoeizan"(Nishio-cho, Matsue city)in the Early Meiji Period:

Focusing on the Development of Asahi's Villa in "Shidachi" MURAKADO Noriko (69)

Outline of Excavation Survey of No.4 Ino-oku Kohun OKAZAKI Yujiro, NIWANO Hiroshi, TANAKA Hiroshi (81)

Excavation Survey of Hiranomae-Haiji and Miyanoshita Ruin OKAZAKI Yujiro, NIWANO Hiroshi (101)

Survey Results of the Hachiman-cho Hamabun No.2 Ruin and the Location of "Tsu" in the Medieval Period

..... KAWAKAMI Syoichi, NIWANO Hiroshi, HIROE Koji, MIYAKE Kazuko (131)

About the System of the Village Officials (Mura-yakunin) in Matsue Domain:

Focusing on the Early Edo Period and Mid-Edo Period OKUHARA Keizo, KOYAMA Sachiko (151)

松 江 市

Matsue City

Suetsugu, Matsue-city, Shimane-pre, Japan

ISBN978-4-904911-95-2

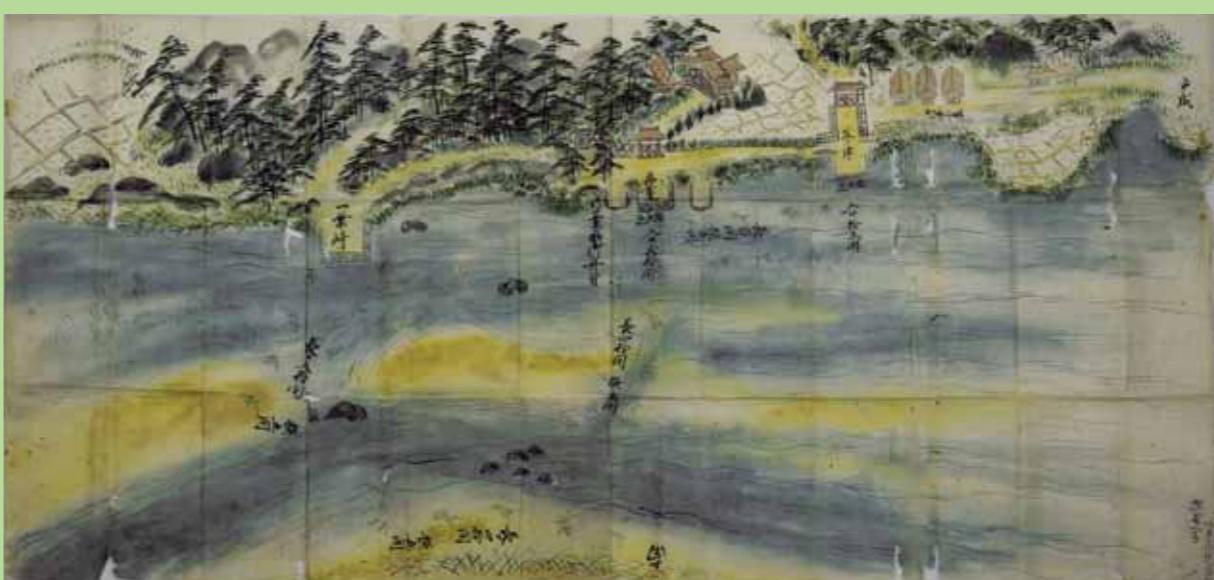
C3321 ¥1500E



松 江 市

松江市

定価(本体1500円【税別】)



(御立山前御船寄図)

松 江 市

【表紙解説】

「御立山前御船寄図」(1745年力 中山英男家蔵)

松江藩主やその家族や家臣たちは、松江城下から御立山へは、船で行き来していた。

「御立山惣絵図」(7頁)の下辺には現在の朝酌川に通じる舟付付近が三ヶ所描かれ、その先のお山に通じる道には、一葉崎御門、御成御門、笠ノ津御門と記されているが、本図は舟付の情景がより詳細に描かれており、石垣の突堤にはそれぞれ「一葉崎」、「落葉尾、横七間、入口式拾」、「笠ノ津、横七間、入口拾五間」と書かれている。また、「落葉尾」の左には「御台所御舟付」と記される入江があり、その先にも門がある。

「落葉尾」の突き当たりには御成門が、その先の建物は楽山御茶屋と思われる茅葺の建物が描かれている。笠ノ津の御門の先は推惠神社への参道だろう。右には3棟の御舟小屋が描かれている。

なお、本図の裏面左下には「延享二丑 二月見分候上相認」と記載されている。この年号が本図の製作年であるならば、楽山(御立山)関連の図としては最も古い図であるとともに、藩主松平宗衍の最初のお国入りが延享2年(1745)6月であることから、宗衍の楽山来遊(参拝)に備えて、「御立山前御船寄図」は作成された可能性が考えられる。

(和田嘉宥)

は　じ　め　に

本市では、「松江開府400年祭」を契機として、平成21年4月から市史の編纂作業を開始し、令和2年3月に全18巻の『松江市史』を出版しました。11年間にわたる編纂期間中、本市域の歴史に関する調査研究が多くの研究者との連携の下で進められ、その成果は、「松江市ふるさと文庫」「松江市歴史叢書（市史研究）」「松江市歴史史料集」などの各種出版物や、市史講座などで逐次紹介してきました。

『松江市史』の編纂を通じても明らかになった通り、本市域の最大の特徴は、古代から現代に至るまで、出雲地域・島根県域の政治権力の中枢機能が置かれたことにあり、そのため本市には、松江城を始めとしてきわめて貴重な歴史史料が多数残されています。

本市では、これまでの学術的な研究や史料の蓄積を活用し、引き続き市史にかかる調査を進めてまいります。

さて、今号の『松江市歴史叢書16』では、松江藩主の山荘である「楽山（御立山）」について特集しました。考古学や近世史に関する研究成果も掲載していますので、ぜひご高覧ください。

今後とも、歴史叢書の編集に多くの地域史研究者の方に携わっていただくことで、本市の歴史がより一層鮮明になるとともに、その成果が私たちの生き方に有益な示唆を与えてくれるものと確信しています。

2023年3月

松江市長 上 定 昭 仁

【楽山（御立山）関係年表】

和暦	西暦	月日	事 項	備 考
寛永15	1638		初代藩主直政が出雲国へ襲封・入部	
万治元	1658		直政が楽山を御立山に設定	
万治3	1660		綱隆が山荘をかまえる、円通堂建立	
寛文元	1661		綱隆が山荘をかまえる、稻荷社勧請	
寛文5	1665		村井弥三郎が初代御立山奉行となる	
寛文13	1673	10.21	天神社建立	「雲陽秘事記」は11年、 『雲陽誌』は12年と記載
延宝5	1677		この頃、長州（山口県）から楽山焼の祖、倉崎権兵衛が入国	
天和2	1682		御茶屋が建つ	
元禄16	1703	3.15	弁天社建立	
享保18	1733	12.カ	推惠神社建立、この頃から楽山で興行が始まる	
延享2	1745	6.	松平宗衍が初めて国入りする。この頃「御立山前御船寄図」描かれる	
宝歎6	1756	10.	御立山にて能、芝居興行が許される	
宝暦9	1759		推惠神社への新道ができる	
明和元	1764	4	京都吉田家（本所）から推恵明神の号を授かる	
明和4	1767	11.27	松平宗衍が藩主を退任し、治郷が7代藩主になる	
安永6	1777		楽山焼四代目加田半六死去	
安永5～天明6	1777～1786		この間、臨水御茶屋建て直し	
天明8		8.5	武藤弥三右衛門が御立山奉行となる	
			推恵明神を「推恵大明神」と改称	
寛政3	1791	3.	夏忘御茶屋再建	
		11.16	武藤弥三右衛門が病気により御立山奉行御免となる	
			高橋織弥が御立山奉行となる	
寛政5	1793	5.	御作事奉行・近藤正蔵、御立山の普請について言及	
寛政8	1796	2.8	宇治茶師・上林三入が御立山を見学する	
享和元	1801	11.18	藩命により、長岡住右衛門が楽山で開窯する	
享和2	1802		「御立山之内楽山御茶屋絵図」描かれる。この頃、「御立山惣絵図」も描かれたとみられる	
天保14	1843		御立山三社（三神社）、勧請	
元治元	1864		楽山御茶屋焼失	
明治4	1871		推恵神社へ天満宮、稻荷社などを合祀する	
明治7	1874		円通堂の如意輪観音を靈感寺に移す	
明治10	1877		楽山御茶屋跡地に松平直政を主祭神とする楽山神社創建	
明治32	1899		楽山神社、松江城二之丸へ奉遷、「松江神社」と改称	
昭和13	1938	12.	松平家より川津村に楽山を寄附	
昭和14	1939	3.	川津村、松江市と合併。楽山も松江市へ編入	
昭和32	1957		楽山公園、都市公園として計画決定を受ける（建設省告示第127号）	
昭和40	1965		楽山公園の整備が始まる	
平成6	1994	1.	「楽山公園整備事業基本計画」が策定	

出典：『雲陽誌』（雄山閣、1930）、『雲陽秘事記』（1700年代末）、「御用日記」（米村家文書1-1）、「御立山神社旧記書出帳」（米村家文書1-4-33）、「御作事所御役人帳」（『松江市史』別編1 松江城）、「出雲録」「土工記」（『松江市史』史料編5 近世I）、『松江市誌』、三谷家文書「演説之覚」（『松平治郷（不昧公）関係史料集I』）、「内外御用状頭書」（『松江市史』史料編7 近世III）、松江市公文書

地域調査（総合的な地域の文化財調査）と「楽山」研究について —持田地区、川津地区、朝酌地区の地域調査にともない—

稻田 信

はじめに －文化財保存活用地域計画の策定と地域調査（総合的な地域の文化財調査）

松江市における文化財行政の総合計画である「松江市文化財保存活用地域計画」⁽¹⁾には、「松江市は全域にわたって特色ある歴史文化が育まれ、文化財が残されています。今後は市域全体を網羅的に調査していくことを目指します。」「令和元年度まで市史の編纂に伴って調査研究を行っていた史料調査課は、今後地域の調査やそれらのデータを元にした総合的研究を担っていくことが望まれます。」と記されている。(第5章2項)

松江市域全体を網羅する地域調査（総合的な地域の文化財調査）では、松江市史編纂事業の成果を活かしつつ、自然環境、考古資料、文献史料、絵図・地図、松江城、民俗資料、美術工芸品など、多様な歴史的資源の調査に取り組むことになる。

「楽山」研究は、地域調査の一環として、重要な歴史的資源の文化財的価値を深めていくものである。

1. 持田地区、川津地区、朝酌地区の一体的な地域調査

(1) 大橋川と朝酌川を通した地域のまとまり

現在、宍道湖と中海をつなぐ大橋川は、全長約7.6km、流域面積は58.7km²、ほぼ水位差がなく両湖を

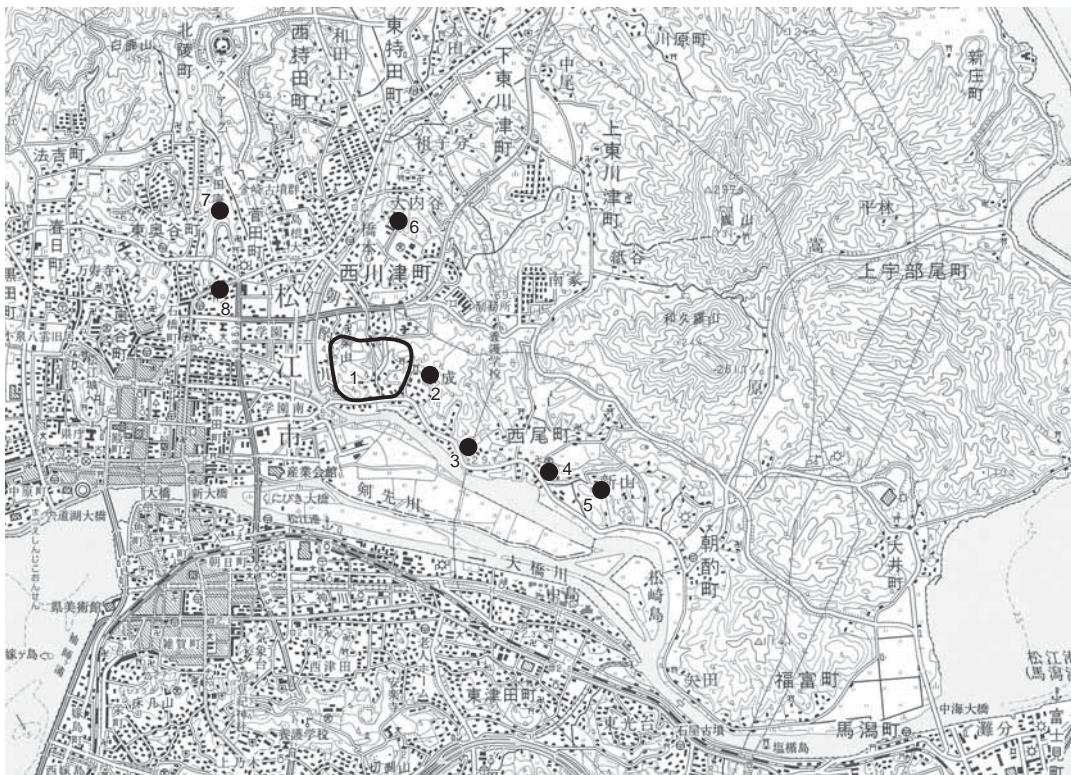


図1 「楽山」と大橋川、朝酌川周辺（平成16年発行「松江」部分:国土地理院）

1.「楽山」、2.豊国神社跡、3.朝日家山屋敷跡、4.東照宮跡、5.村松家山屋敷・内膳寺跡、6.柳多家山屋敷跡、7.有澤家山屋敷跡、8.乙部家下屋敷跡

結ぶ水路あるいは運河のような河川という性格がある。斐伊川の下流部に位置し、外海と松江とを結ぶ大橋川は、歴史的にみても出雲国内での主要な水上交通路であった。一方、朝酌川は全長11.9km、流域面積は32.4km²、持田平野の中央を流れ、坂本川、持田川、京橋川などを含せる大橋川水系最大の流域面積を持つ河川である⁽²⁾。大橋川の北岸域にあたる持田地区、川津地区、朝酌地区は、大橋川と朝酌川を介して、古くから相互補完的な地域であるとともに、近世松江城下町を支えた重要な地域であった、と理解できる。

(2) 大橋川北岸域の地域調査と「楽山」研究について

地域調査の目的とするところは、『松江市史』をはじめとするこれまでの松江市域での調査研究の成果を補足し、松江の歴史を明らかにしていくことにある。今後の地域調査は、各公民館区域を基本とした近世から近代にかけての古文書悉皆調査が中心となるものの、地域の歴史を明らかにしていくために、いくつか公民館区を一体的に捉え、調査と研究に基づく歴史的な物語（ヒストリー）を念頭に置く必要がある。

大橋川が歴史的に重要な交通路であるために、沿岸域には原始・古代以来の重要な遺跡が、また、周囲の要害地には中世山城などが群在する。松江城下町が建設され支配者層が居するようになると、大橋川北岸域には、豊臣秀吉を祀った豊国神社、徳川家康を祀った東照宮が建てられるとともに⁽³⁾、藩主や重臣たちの山荘なども設けられるなど、水辺の聖域として、また支配者層の保養の場として、格別な区域として捉えられるようになったと思われる。

大橋川・朝酌川を見通した地域調査を進めようとする中で、太守（藩主）の山荘として整備された区域を「楽山」と仮称し、調査を進めることとなった。太守の山荘は、近世の文献史料には、太守山荘、御立山、御山、笠之津御立山などと記されているが、昭和13年（1938）に松平直亮氏から山荘のうち35,813坪（約12ha）が旧川津村に寄付され、昭和41年（1966）には「楽山公園」（都市公園）として供



図2 「楽山」と大橋川、朝酌川周辺（明治32年測図地形図「松江」部分:国土地理院）

用され始めたことで、今日、“楽山”という名称が公園および周辺一帯を示す名称として一般的になじみ深いものとなっている。

楽山という名称は山荘内に置かれた「楽山御茶屋」にちなんだもので、「論語」（雍也 第六）の「子曰、知者樂水、仁者樂山。知者動、仁者靜。知者樂、仁者壽。」による⁽⁴⁾。

2. 太守（藩主）の山荘として整備された「楽山」

寛文年間（1661－1673）、松平家2代綱隆は、城下町東側の御立山（藩直轄の山林）に山荘（「楽山」）を設け⁽⁵⁾、山荘には藩主と一族のための建物や苑池、武術鍛錬の場、社、仏堂などが整えられていった。

現在、「楽山」（太守山荘・御立山）の南側は朝酌川が流れ水田や宅地が広がる景観だが、18世紀頃からの水田開発が進む以前は、東照宮（現松江市立皆美が丘女子高等学校）辺りから「楽山」辺りまでは内水面（湖水）が広がっており、日本海側と松江を結ぶ交通・運搬路として、松江城下町への出入り口でもあった。



図3 「大坂より松江航路図（登米寄港図）」（17世紀末、中山英男家蔵）

延宝5年（1677）に長門国萩城下町から陶工の倉崎権兵衛が招かれて以降、御山焼などと呼ばれる窯も存在していた。享保18年（1733）に御立山の東側に推惠社が勧請されると、近くで上方役者による歌舞伎芝居、相撲興業、囃子・狂言、富くじなども催され、人々が訪れる遊興の場ともなっていた⁽⁶⁾。

文献史料として、「楽山」を管理した御立山奉行の「御立山御用日記」⁽⁷⁾が、天明8年（1788）から寛政8年（1796）まで残っており、この時期の「楽山」の様子や御立山奉行の職務がよく分かる。18世紀半ば頃に著された「出雲鉄」⁽⁸⁾には、ある人物（不詳）が巡礼のためとして御立山内を歩き回って見学した内容が記されており、当時の状況を臨場感をもって知ることが出来る。「雲陽秘事記」⁽⁹⁾には、山荘の創設や荘内の諸施設などが記されている。絵図としては、御立山の諸施設を描いた「御立山惣絵図」（P 7:19世紀前半、島根県立図書館蔵）、湖水側から見た御舟着、御舟小屋、御門などを描いた「御立山御船寄図」（表紙:中山英男家蔵）、楽山御茶屋建物を描いた「御立山之内楽山御茶屋絵図」（享和2年[1802]、島根県立図書館蔵）などがある。

これらの史料から、18世紀後半から19世紀前半頃の「楽山」内には、御茶屋（楽山御茶屋・臨水御茶屋・夏忘御茶屋）、苑池、花畠、薬草園、製茶所（焙炉場）、御茶碗焼窯、馬場、弓場、鷹場、神社（推惠社・稻荷社・天神社・三神社・弁天社）、仏堂（圓通堂、薬師堂、地蔵堂）、奉行役宅、御門、御舟着、御舟小屋、番屋などの施設があったことが分かる。諸施設の管理とともに、富くじを管轄する富方の役人、出雲焼の陶工に対する支配などを御立山奉行が担っていた。

今日、「楽山公園」として整備されているのは、「楽山」（太守山荘・御立山）の全域ではないが、公

園化が図られたことで旧觀が維持された。一方、「樂山公園」の周辺は、明治時代以降に様々な形で土地利用が進み、現在は松江市街地に連続して宅地化が進んでいる。

3. 大橋川北岸の山荘・寺社域と城下町の護り

ところで、「出雲鍬」には、「夏忘れの御茶屋と見へて後の方ハ岸にして懸作りにし給ふしつらひに、御上段に中通りまで四方を払ひ、夏忘れといつべしとお思へり、最遙に風景を見渡すに松江の地ハ雲にひとしく湖水の流にうつり、遠山の山々は汀にうかび日本一河の所此景氣なるへし」と、夏忘御茶屋からの眺望の良さが記されている。現在は埋め立てられて市街地化しているが、松江城下下町の間には「潟之内」(松江湖)広がっていた⁽¹⁰⁾。

「楽山」は、日本海と宍道湖とを結ぶ水域や、城下町を見渡すことが出来る景勝の地であるが、一方で城下町の護りという観点からすれば、要害の地でもある。近世初頭に松江城下町を形成した堀尾氏は、家臣の中で最も石高の高い堀尾修理を水域に接する城下町西端に配しており、日本海につながる西の護りを重視していた（「堀尾期松江城下町絵図」）。

「楽山」に砦のようなものが築かれていたとの記録や痕跡はうかがえないが、立地的には、日本海につながる水域と城下町への護りとして、松江城下町形成期の近世初頭には、すでに「楽山」一帯が藩の管理地となっていた可能性も考えられる。そこが御立山（藩直轄の山林）となり、17世紀後半には松平綱隆によって太守山荘が設けられたという経緯が想定できるかも知れない。

今後、近世になって設けられたという伝来を持つ大橋川北岸の山荘域や寺社域などは、松江城下町の護りを意識して近世初頭頃には公的に確保されていた可能性も考慮しておく必要がある。



図4 「出雲国図」部分（寛永10年[1633]、東京大学総合図書館蔵）

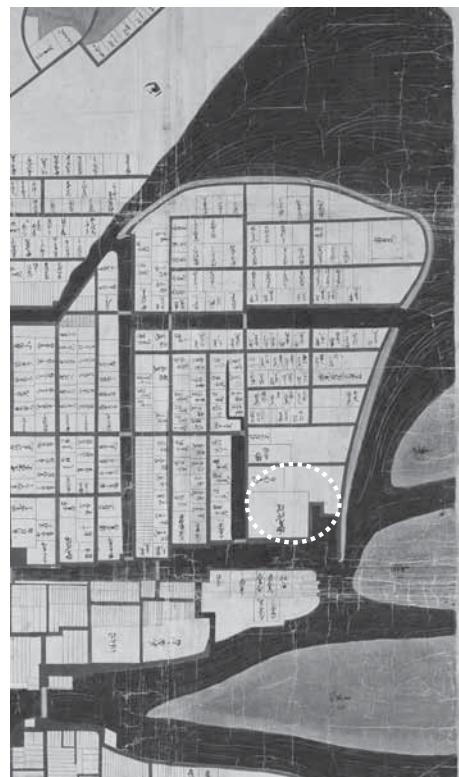


図5 「堀尾期松江城下町絵図」部分、
丸点線は堀尾修理屋敷地（寛永5-10年
[1628-33]、島根大学附属図書館蔵）

おわりに

地域調査の一環として始まった、「楽山」研究の現時点での成果を本書で特集することとなったわけだが、松江藩主の大名庭園が現存しない中で、太守（藩主）の山荘として整備された「楽山」（太守山荘・御立山）と周辺地域の研究が始まった意義は大きい。特集にあたって、「楽山（御立山）に所在し

た諸施設について」(西尾克己)、「松江藩主山荘『楽山』の変遷と管理の実態—御立山奉行の『御用日記』よりー」(高橋真千子)、「楽山(御立山)にあった三つの御茶屋と推惠神社について」(和田嘉宥)、「歴史公文書による楽山公園の歴史」(小山祥子)、「松江市西川津地区の変貌と地名(小字)の消失」(大矢幸雄)、「明治前期における宝永山焼(松江市西尾町)開窯の背景—『志立』における朝日家山屋敷の展開を中心にー」(村角紀子)、という論考がまとまった。

一方、松江城下町が建設され支配者層が居するようになると、大橋川北岸域には、豊臣秀吉を祀った豊国神社、徳川家康を祀った東照宮が建てられるとともに、藩主や重臣たちの山荘(朝日家山屋敷、村松家山屋敷、柳多家山屋敷、有澤家山屋敷など)も設けられるなど、水辺の聖域として、また支配者層の保養の場として、格別な区域として捉えられるようになった。また、城下町の護りの場として山荘域や寺社域などの確保・配置が行われていた可能性も考慮できそうである。「楽山」研究に併せて、豊国神社、東照宮、重臣たちの山荘などについても調査を深めていく必要があろう。

「楽山」周辺は松江市街地に連続して住宅地化が急速に進んでいるが、幸い、「楽山公園」では多くの努力により旧観が保存してきた。また、推恵神社、楽山神社跡、楽山窯、新道などは、太守山荘・御立山からの面影を今日に留めている。今後とも、地域調査としての「楽山」研究を継続していくことは必要であり、文化財指定などを通じて、「楽山」の保存や文化財的価値の再認識を図っていくことも



昭和22年（1947）11月撮影



昭和42年（1967）5月撮影



平成元年（1989）4月撮影



平成18年（2006）10月撮影

図6 航空写真から見た「楽山」周辺の変遷（写真は国土地理院）

重要だと思われる。

注

- (1) 「松江市文化財保存活用地域計画－誰もが松江の歴史文化を誇りに思い、こころ豊かになれるまちを目指して－」松江市。2021年12月17日の文化審議会文化財分科会答申を経て文化庁長官の認定を受けた。
(<http://www1.city.matsue.shimane.jp/bunka/bunkazai/matsuejyou/tiikikeikaku/tiikikeikaku.html>で公開)
- (2) 建設省中国地方建設局出雲工事事務所1995『斐伊川誌』
- (3) 稲田信・藤井一2021「第2章 松江神社の歴史」『松江神社建造物調査報告書』松江市
- (4) 「御立山御用日記」には、「右樂山御茶屋御門御額無印 子曰仁者樂山 紗子 不等勤□□東洲書」とある。樂山御茶屋の門の額には「子曰仁者樂山」と記されていたことから、論語（雍也 第六）「子曰、知者樂水、仁者樂山。知者動、仁者靜。知者樂、仁者壽。」より樂山御茶屋の名がつけられたと分かる。仁者として山を楽しみ、静かで、壽（いのちなが）く、という境地を求めたのかもしれない。
- (5) 松平綱隆が御立山（藩の直轄山）に山荘を築いた時期についてはいくつかの記録がある。享保2年（1717）に藩士黒沢長尚により完成した「雲陽誌」には、「靈感寺（略）此寺初は觀音寺といへり。寛文元年に太守綱隆公山荘をかまへたまうとき、梵宇を御建立あり」「圓通堂（略）此本尊は米子町自性院の本尊たりしを、万治三年、太守源綱隆公山荘をかまへたまひて同時に此堂を建立したまひ、本尊を安置したまふなり」とあり、万治3年（1658）或いは寛文元年（1661）を伝えている。「雲陽秘事記」（注9）には、「市成御立山、御草創寛文年中」とあり、寛文年中を伝えている。なお、御立山奉行を最初に任じられたのは寛文5年（1665）の村井丈右衛門で（「綱隆公御代御給帳」野津敏夫家文書）、また、「列土録」（翻刻：『松江藩列土録』島根県立図書館2006）での御立山奉行の初見は、「元祖 梶田安左衛門」の「寛文十一辛亥年三月日不知、御立山奉行被仰付」という記録なので、創設期の御立山奉行の職務内容は分からぬものの、太守の山荘としての「御立山」が寛文年中に創設されたと理解して矛盾はない。
- (6) 松江市史編集委員会2011『松江市史』史料編「近世I」（第七章ほか）
- (7) 「米村家文書」（松江市蔵）
- (8) 松江市史編集委員会2020『松江市史』通史編「近世II」（出雲録）
- (9) 「雲陽秘事記」は、松江松平家初代藩主直政から6代宗衍まで約150年間にわたる藩主とその周辺の人々の逸話で構成されており、描写の中には史実とは認めがたいことも多く含まれていることから、実録の書（近世小説の一ジャンル）として捉えられている（田中則雄2011『松江市ふるさと文庫13』「雲陽秘事記と松江藩の人々」）。島根県立図書館本を始め、伝本が数多く伝わっていることから、秘事記と言いつつ実際にはよく読まれていたことがうかがえ、実在する藩主の山荘「樂山」に関わる記述については、近世松江城下の人々にとって広く認められた話だったとも思われる。「樂山」の記述部分は、次のとおりである。「一 市成御立山、御草創寛文年中。大守綱隆公初而此山を切開き、御茶室を建玉ふ。樂山臨水と名附玉ふ。樂山御門の額に落葉の玉とあり、是則綱隆公御筆也。又馬場を開き諸士の為馬稽古の場所とし給ふ。綱隆公別而菅公を信仰あり山の上に天満宮を祭り給ふ、本社七尺ニ壱間なり、拝殿式間ニ三間なり、是寛文十一年の建立なり。亦池の中ニ辨才天の社あり、式尺八寸ニ式尺五寸の社なり、是則元禄年中綱近公御建立也。亦圓通堂といふあり、綱隆公如意輪觀音を居へ給ふ、此佛此時迄ハ松江米子町自性院ニあり本尊たりしに萬治三年綱隆公此所へ安置し玉ひハ、跡へハ正觀音を居給ひ。また御立山内に笠の津といふ所あり、是元松江の惣名笠津と以前言し故、其古名ををしみ玉ひ、斯名付玉ふと也。」（島根県立図書館蔵版）
- (10) 松江市史編集委員会2018『松江市史』別編「松江城」（第四章）。「出雲国図」（東京大学総合図書館蔵）、「堀尾期松江城下町絵図」（島根大学附属図書館蔵）、「大坂より松江航路図（登米寄港図）」（中山英男家蔵）などには、「樂山」南側の湖水や航路、「樂山」と城下町の間の「潟之内」（松江湖）と呼ばれる水域などが描かれている。

（いなた まこと 文化スポーツ部松江城・史料調査課副主任行政専門員）



「御立山惣絵図」（島根県立図書館蔵）

「御立山惣絵図」（島根県立図書館蔵）

「御立山惣絵図」は松江城下郊外の自然の地形を利用して営まれた松江藩主の別荘（別荘）御立山（楽山）の全容を伝える絵図資料である。

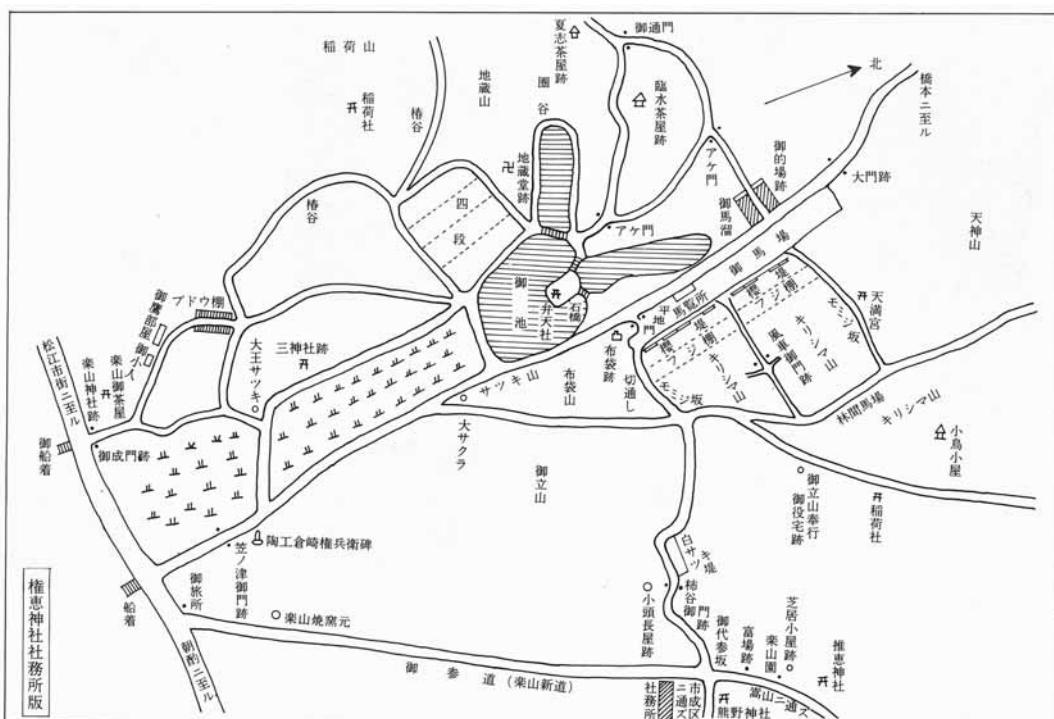
本図に製作年は記されていないが、本図の南にある樂山御茶屋の間取りは「御立山之内樂山御茶屋絵図」と同じと見做してよい。「御立山之内樂山御茶屋絵図」は享和2年（1802）の樂山御茶屋の御台所建替絵図であるところから、本図も同じ頃に描かれたものと見做される。

山内に御茶屋とともに弁財天・薬師堂・天神社・推惠社などの堂宇が配置され、この他、馬場・弓場・鷹場・薬草園・御花畠なども配され、それらを管理する役人の長屋や番所が要所に点在している。山内中央部には屈折した池があり、弁財天の小祠がある小島には板橋と土橋が架かっている。

絵図の南端中央には現在の朝酌川に連絡する舟入と御成門があり、そのすぐ北には焙炉場並びに番屋を付属屋とする樂山御茶屋がある。山内では、最も充足した施設であり、藩主が鷹狩の後などにしばしば立ち寄った施設である。この他、池の北西部に臨水御茶屋があり、その西方、莉路御門の正面の開けた所のすぐ北には夏忘古跡御門があるところから、この辺りに夏忘御茶屋が建っていたと見做される。また、池の東には御茶屋と藤棚（長さ54間余）に挟まれて南北に細長い馬場（長96間、幅4間）が、その北辺に天神社、南に御的場が設けられている。
（和田嘉宥）



「樂山」航空写真（昭和22年〔1947〕11月撮影：国土地理院）



楽山略図（『川津郷土史』より転載）

楽山（御立山）に所在した諸施設について

西尾 克己

はじめに

松江藩の二代藩主松平綱隆は、寛文元年（1661）に島根郡西川津村市成（現在の松江市西川津町）の丘陵一帯に東西約750m、南北約500mの大規模な山荘を設けている。山荘内には、弁天池と呼ばれる御池を中心に複数の御茶屋と大小の寺社も配置されている。その後、歴代の藩主の来訪も多く、幕末まで頻繁に使用された。また、推惠神社境内近くには資金調達のため藩が認めた富場や芝居小屋等が設けられ、さらに参道沿いには一般の参詣者用のお茶屋もでき、遊興の場にもなっていた。

現在、山荘一帯は楽山⁽¹⁾と呼ばれ、西側の山林は松江市の都市公園（楽山公園）になっている。一方、公園の東側は住宅地となり、江戸時代の建物で現存するものは推惠神社のみである。よって、御茶屋や馬場の位置や施設等については現地の分布調査をもとに、江戸末期に描かれた「御立山惣絵図」（島根県立図書館蔵）等の絵図や文献史料などから場所や規模・構造を類推するしかない。

以下、楽山の地形と自然環境を概観し、当時の建物や施設について種別ごとに所在地と概要を述べ、山荘としての楽山（御立山）の特徴を考えてみたい。

1. 楽山（御立山）の地形と自然環境

松江城の周辺には標高40mから50m程の低丘陵地が広く存在している。地質的には新生代新第三紀に形成された松江層に属し、大橋川の北側丘陵の西先端に位置するのが楽山である。公園一帯は近代以降も手付かずの状態に置かれ、植生的には大規模なシイ林などの照葉樹林がまとまって残っている。また、丘陵周辺部の平地は、近世以前には大橋川や支流である朝酌川^{あさくみがわ}によって形成された湿地帯が広がっていたが、近世以降の新田開発により湿田に変わり、さらに現在では住宅地になっている。⁽²⁾

楽山公園内の最も高い所は北西部の尾根であり、標高50m程を測る。この尾根の西側斜面はかなり急な崖面となっているが、反対側の東は緩やかで、幾筋の尾根と谷が枝分かれしている。その中で、東側の中央部に存在する谷が最も大きく、谷頭には弁天池と呼ばれる溜池が所在し、元々は灌漑用に設けられたものであり、南側の谷合には小規模な棚田（明治22年の地籍図には「御山田」とある）が営まれていた。近世には、この丘陵の南には大橋川が東流しており、各谷の先端には舟入である小規模な波止場（笠ノ津）が設けられ、交通手段としての小舟が停泊していたと推定される。

2. 楽山（御立山）の施設

「楽山」には、御茶屋をはじめ馬場などの施設が置かれ、「御立山奉行御用日記」（米原家文書、以下「御用日記」と記す。『松平治郷（不昧公）関係史料集 I』松江市2023に収録）などの文献史料や「御立山惣絵図」等の絵図資料等から藩主松平家の山荘の景観を具体的に知ることができる。中でも、御立山奉行の「御用日記」は天明8年（1788）から寛政8年（1796）のものが残っており、御茶屋などの各種施設や松茸・柿などの産物の記述があり、楽山の機能や性格、さらに植生等が具体的に窺える。また、絵図や文献によりその場所も凡そ知ることができる。ここでは各施設の概要と山や池などの景観を江戸時代の状況を中心に、現在の様子にも触れながら記述していく。

（1）門 「御用日記」や絵図からすると、楽山（御立山）には20箇所近くに門が置かれていた。その

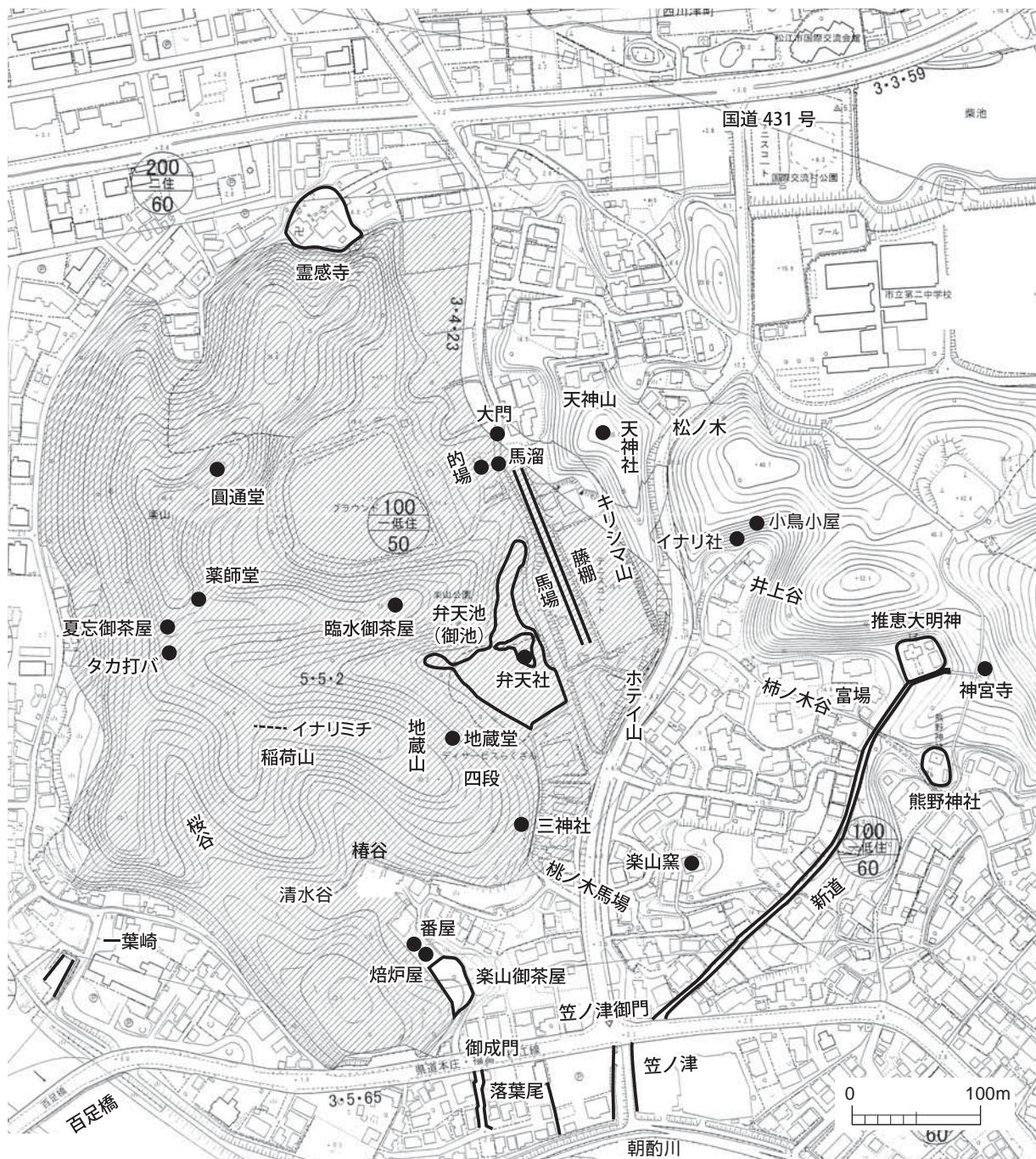


図1 楽山（御立山）に所在する諸施設の位置図
 (平成26年度作成の松江圏都市計画図より、地名は江戸時代のもの)

中で、**大門**は北の入口の役割を持ち、名前からすると規模も大きく、山荘の正門にあたると考えられる。他に重要な門としては、大橋川沿いの笠ノ津にある御門があげられる。推惠神社（推恵大明神）参道の新道に繋がる門である。なお、この笠ノ津御門の西側には、中央の波止場から樂山御茶屋に行く道の途中に藩主専用の御成門がある。以上3つの門以外は、殆どが木戸門程度の簡略な門と思われ、御茶屋などには露地門などが置かれたと推定される。その場所は絵図で知られるが、大きさや形態については史料に記述がなく、詳細は不明である。門の名前を列挙すると次のとおりである。

一葉崎御門、一葉崎（外ノ）御門、薊路御門、御馬場柵御門、御成御門、御馬場柵下門、柿谷御門、

笠ノ津御門、大門、竹ノ谷獅子御門、中門、夏忘古跡後御門、風車御門、松ノ木御門、臨水路次門

なお、18世紀代に書かれた「出雲鍬」⁽³⁾にはそれ以外に「さねかづら乃門」、「忍冬御門」、「竹ノ谷獅子御門」の名前も記載されている。

大門 「御立山惣絵図」を見ると、大門は楽山の北端に位置している。当時の道路（川津道）は市道と重なっており、坂を登りきった所にあったと推定される。また、門の北側には番屋が置かれていた。現在は宅地となっている。大門を入れると、細長い空地があり、絵図からすると北側は崖状に加工され、南側と西側には土壠状の高まり（土手）を設けていた。

（2）番屋 「御立山惣絵図」には、門とともに番屋も描かれている。大門、松ノ木御門、笠ノ津御門、柿谷御門の脇にあり、さらに楽山御茶屋には北側に隣接する場所に置かれていた。同絵図を見ると、建物の大きさや構造がある程度分かる。平面プランとしては長方形を呈し、奥には細長い空間が存在しているので、手前が土間で、奥が板張りの空間と推定される。

（3）馬溜 「御立山想図面」（推恵神社蔵）では、大門の奥にあった舟形の先の方形空間を「御馬溜」としている。入口は鍵の手状の喰い違いとなり、これは馬が逃げ出さないための構造と思われる。南側には的場（御弓場）が隣接し、現在、この場所は公園の駐車場になっている。規模は南北30m程であるが、東西幅は馬場との的場に挟まれており、正確な数値は分からぬ。

（4）的場 「御立山惣絵図」では馬溜の西側に描かれている。今は東側の大部分が駐車場となり、西側は荒地である。駐車場と進入路で大きく削られ、正確な規模は分からぬ。長さについて、大門がある西端から南にある池の斜面までの距離を測ると約30mになるが、横幅は不明である。南端には弁天池が迫り、それ以上に奥行は取れない。この的場は射距離の短い、今でいう近的用かもしれない。

（5）馬場 「樂山惣絵図」をみると、大門の南には前述の馬溜が存在し、さらにその南側には細長い馬場が描かれている。現況では、公園用の遊具等が設けられ、かなり改変されているので、横幅については不明である。長さについては、「御用日記」に「御馬場間数長サ九拾六間幅四間」とある。長さ約182m、幅8m程となるが、現況では、「馬溜」との境が分からぬので、平坦面の長さは大門付近から絵図にある「さつき山」（ホテイ山）の「切通し」までを測ると150m以上になる。幅は北側の狭いところで10m（5間）程であり、幅四間はよい数字かもしれない。絵図からすると、西側の木々が並ぶ端には高さ1m程の高まりが点々と認められる。もともとは土手状になり、柵が設けられていた可能性がある。「御立山惣絵図」に馬場の南端に「御馬場柵御門」が書かれている。また、南側の広い所で16m以上の幅であり、馬場の外の部分（絵図では御馬場御茶屋が存在する）も含め、現在は公園の駐車場やトイレになっている。

（6）御茶屋 御茶屋も史料等には数棟が存在していたが、代表的な樂山御茶屋、夏忘御茶屋、臨水御茶屋を取りあげる。

樂山御茶屋 樂山御茶屋跡は樂山公園の南

端に所在し、大橋川やこの南方に連なる山並みを見渡せる高台にある。創建時期については、史料がなく今のところ不明であるが、18世紀には存在し、元治元年（1864）の火災時まで存続していた。建物に



写真1 馬場跡（南から、右手にテニスコートがある。）

については「御立山之内楽山御茶屋絵図」（島根県立図書館蔵）によれば、南北に長い建物で、御玄関は中央西側に、御座之間などの座敷は東南側に、御台所は北側の奥に存在していた。また、西南側には御風呂屋・御釜屋が付けられ、規模や部屋の構造は他の臨水御茶屋や夏忘御茶屋と大きく異なっていた⁽⁴⁾。なお、「御立山惣絵図」を見ると、北側に隣接する一段低い畠には当時、茶葉を加工する焙炉屋（後に鷹部屋になる）と番屋が置かれていた。

明治10年（1877）には、この御茶屋跡に松平直政を祀る楽山神社が建てられた。さらに、明治31年には東照宮を合祀され、翌年には松江城二之丸に移転し、松江神社となり、その後は社地跡（東西35m、南北45m程の長方形の平坦地）として今日に至っている⁽⁵⁾。なお、明治期の幅2mの参道は現存しており、南側と北側の入口には各10段の来待石製の石段がある。また、東側にも12段の石段が残る⁽⁶⁾。

臨水御茶屋 弁天池の北側の尾根（モミノ木山）上にある。現在はタブノキ林となり、尾根上には公園の遊歩道が通る。尾根の先端部は起伏が多いが、その西側の場所には、東西30m、南北20m程の平坦面が存在する。この場所に御茶屋があり、平坦面の大部分を建物が占めていたと考えられる。また、その南側には高さ1.5mの残丘があるが、「臨水御茶屋絵図」⁽⁷⁾では建物の南端に石灯籠が描かれており、この残丘は庭の一部と考えられる。この御茶屋に関わる建物は絵図から知られ、西の外側に唐破風付きの御門があり、建物の内部に土間の通路（内露地）が存在する。その通路を挟んで南側に炉を持つ五畳の座敷が、北側には台所がある⁽⁸⁾。現在、現地では路や建物跡の遺構は確認できないが、平坦面の北端において階段と最上段の自然石からなる礎石1個・石列1列が残っており、場所からすると裏門の基礎と推定される。なお、南側の御池（弁天池）との比高差は20mで、御茶屋の南端からは池の一部が望むことができる。一方、北側の谷部は野球などに使用する広いグラウンド（野球場）になっている。

夏忘御茶屋 「御立山惣絵図」にはこの茶屋は描かれていない。ただし、薬師堂跡の西側の遊歩道沿で、圓通堂跡へ至る場所には「夏忘古跡後御門」と記されているので、この門が夏忘御茶屋の裏門とすれば、御茶屋は2本の遊歩道が交わりT字になる場所に存在したと考えられる。「出雲鍬」には「後の方ハ岸にして懸作りにし給ふしつらひに、御上段に中通りまで四方を払ひ、夏忘れといゝつべしとおし思へり、最遙に風景を見渡すに松江

の地ハ雲にひとしく湖水の流れうつり、遠山の山々は汀にうかび日本一河所此景氣なるへし」とあり、最初の御茶屋は懸造の建物で、南北に延びる尾根の西側に作られていたことになる。現状では東西20m、南北15m程の平地があるのみで、西側は急傾斜地となっている。建物は「夏忘御茶屋」（松江歴史館蔵）より、東西6間、南北3間弱の建物で、細長いものである。入口は荊路御門側の東で、北西側に御茶所があり、内部には臨水御茶屋と同じく、通路（露地）が設けられている⁽⁹⁾。現在は西側の崖面一帯が竹藪とな

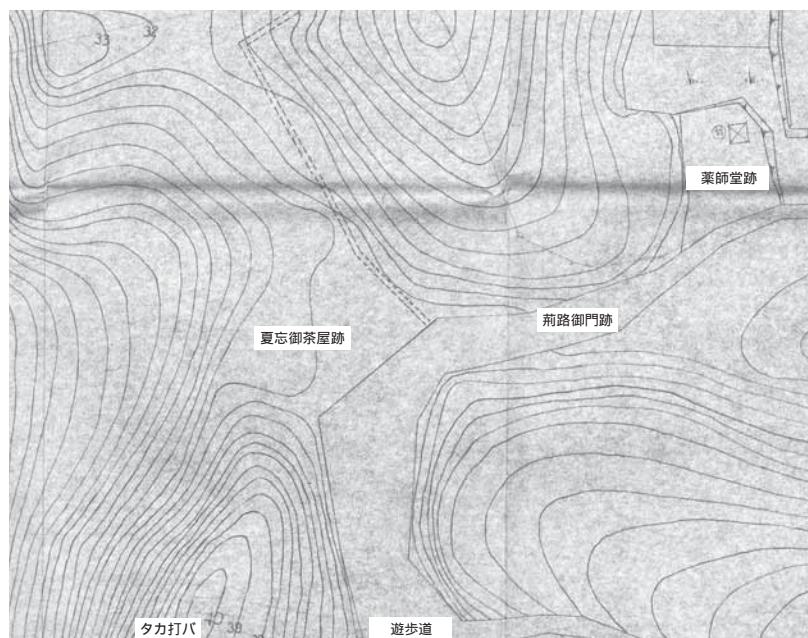


図2 夏忘御茶屋跡・薬師堂跡位置図（地形図は「都市計画楽山公園地形図（現況図）」（第五号楽山公園事業決定綴（昭和40年））より）

り、尾根からの眺望は開けていない。同じ尾根で、少し北側に行った所からは、松江城から城下町さらには朝酌川下流域の一帯が広く見渡せる。また、夏忘御茶屋跡は標高35mで、平地の住宅地からの比高差は30mである。「夏忘」の名称からすると、夏季には程よい風が入ってきたと思われる。「御用日記」の寛政元年（1789）8月23日の記事に、この御茶屋の縄張りを行ったことが記載されている⁽¹⁰⁾。なお、この御茶屋の南側に隣接する尾根上には鷹を捕獲する場所があったことが「御立山想図面」の注記にある「タカ打バ／高キ山」から読み取れる⁽¹¹⁾。

（7）長屋 「樂山惣絵図」をみると、長屋は馬場より東側に点在している。井上谷には御役長屋と御徒長屋（御小人頭長屋）^{おこびとかしらながや}がある。柿谷御門の脇には小頭御貸長屋が置かれ、松ノ木御門脇には松ノ木長屋が描かれている。絵図の平面プランを見る限り、奉行の御役長屋が一番大きく、次に小頭御貸長屋が広く、御小人用の御徒長屋と松ノ木長屋は小さい。このことから長屋の規模や構造は、身分や役職よりそれぞれに異なっていたことが分かる。現在、長屋跡は住宅や畠地に変わっている。

（8）御茶碗焼窯 三代藩主綱近の時、長門国萩から呼び寄せられた倉崎権兵衛が開いた御用窯が新道近くにあった。「御用日記」には御茶碗焼とあるが、今は樂山焼と呼ばれている。倉崎権兵衛の後は開窯以来製作にあたっていた加田半六が受け継ぎ、半六家が代々継承した。しかし、五代の半六以降は長岡住右衛門に引き継がれ、長岡家により今日に至っている⁽¹²⁾。現在は新道の西側斜面を造成し、3室からなる連房式登窯で作陶されている。江戸時代にも、今の窯の周辺部に存在していたと考えられる。また、「出雲鍬」には「永棟作りで、くず屋」とあり、窯は草葺か、茅葺の長い屋根であったと推定される。

（9）富場・芝居小屋 富場や芝居小屋は推惠神社（推恵大明神）境内の西側谷部の宅地や畠部分にあり、絵図を見ると柿谷御門の東側に隣接して存在していた。御立山奉行の所管であり、「御用日記」によれば富籤興行や芝居以外にも、花相撲、歌舞伎、狂言等の催し場として利用されていた。「御立山惣絵図」には芝居小屋と書かれている。また、推惠神社境内にある来待石製狛犬の台座の銘文⁽¹³⁾には「御富請元」「享保十八」とあり、享保18年（1733）まで富興行が遡ることが分かる。

（10）波止場（笠ノ津・落葉尾・西ノ御波止場） 樂山（御立山）には、大橋川沿いに3箇所の舟着場があった。東から笠ノ津の波止場、落葉尾の波止場、一葉崎の西ノ御波止場である。東端は笠ノ津波止場と呼ばれ、使用頻度は高かったと推定され、延享2年（1745）の「御立山前御船寄図」（「中山英男家蔵」）には3棟の御舟小屋が描かれている。現在は宅地や駐車場になり、明治期の切図等の道や水路などから場所を推測するしかない。「御立山前御船寄図」を見ると、各波止場には石垣が描かれ、笠ノ津と落葉尾の2箇所については幅7間（約14m）と書き込まれている。落葉尾の波止場には舟入が3個あり、西側は樂山御茶屋の「御臺所舟付」⁽¹⁴⁾で、中央は御成門用へ繋がる波止場である。また、一葉崎の波止場は南側一帯の新田（字名は「木佐屋」）で囲まれていた。「御立山惣絵図」には舟小屋と畠が描かれている。「御用日記」では野菜を栽培していたことが知られる⁽¹⁵⁾。現在、波止場跡は殆どが宅地となっている。この波止場は夏忘御茶屋や臨水御茶屋を使用する時に使用されたものであり、背後には御腰掛と一葉崎路次門が置かれていた。波止場の西側にある新田の中には大きな百足橋^{むかでばし}が存在した。陸路用の道路に架かる橋で、修理は途中から藩から御立山奉行に移管した⁽¹⁶⁾。

（11）小鳥小屋 「御立山惣絵図」には、小鳥小屋は北東側の井上谷に書かれ、「御用日記」には南西側の桜谷にも存在していたことが知れる。小屋の規模、構造については、記録がなく不明である。井上谷の奥は緩やかな竹藪となっており、その中に一辺数m程の平坦地が存在する。

3. 楽山（御立山）の寺社

（1）地蔵堂 堂跡は弁天池の西側斜面の山林に残る。新しい時期に造られた石段が池沿いの下方にあり、その上方の斜面に南北14m×東西12m程の平坦地が認められ、「御立山惣絵図」では1間四方の堂が描かれている。また、この平坦面の東端には幅160cm程の来待石の切石を使用した石段の一部が残る。「出雲鉄」によれば、堂内の地蔵は石像で、堂の周囲は茶園となっていたと書かれている。

（2）圓通堂 圓通堂はグラウンドの西側にある尾根の北端に所在した。堂跡には礎石が方形に並び、「御立山惣絵図」に描か

れているような平面プランで、1間四方の小さい堂と推定される。桁行と梁行ともに3mを測り、東側が正面である。内部には、本尊の如意輪觀音像が西側奥に置かれ⁽¹⁷⁾、正面の軒先には鰐口が吊されてあった⁽¹⁸⁾。今は、周囲はシイ等の森となり、眺望は開けていないが、平地からの比高は13mの高所に位置するので、樹木がない時期には西川津町一帯が遠望できたと思われる。この觀音堂は島根第9番札所にあたる⁽¹⁹⁾。万治3年（1660）に建立されており⁽²⁰⁾、樂山（御立山）ができた時から存続していたが、仏像は明治期に山麓の靈感寺（真言宗）に移されている。

樂山（御立山）付近には、島根第10番札所の松樂堂⁽²¹⁾も存在した。この堂の仏像も明治期に、靈感寺に移されている。松ノ木御門付近に存在していたと考えられるが、所在地は未確認である。なお、第11番札所の那智山神宮寺は推惠神社の東側の隣接地に現存する。西川津の氏神である熊野神社に通じる山路沿いに位置する。樂山の外に置かれた札所ではあるが、前記の圓通堂や松樂堂の規模や構造を知るうえでは参考になろう。

（3）薬師堂 薬師堂は「御立山惣絵図」には、夏忘御茶屋跡の東側にあった荊路御門から臨水御茶屋に行く道の北側に描かれている。堂跡は遊歩道に隣接する山林の中に所在し、遊歩道を含めて東西12m、南北26mの細長い平坦地がある。北側にあたる奥部には南北11mまでの間が50cm程高くなっている。「絵図」には、1間×1間の建物が描かれている。痕跡としては、奥部に一辺50cm程の大きい礎石が1個残っている。石は丁寧に加工され、側面には幅6cmと9cmの矢穴跡が3個残っている。また、「出雲鉄」には瓦葺と書かれており、それを裏付けるように平坦地には煙瓦の丸瓦と平瓦の破片が確認できる。なお、「御用日記」によれば、この堂の前には赤銅製の大きな燈籠が置かれていたが、寛政2年（1790）に石製の燈籠に替えられたこと

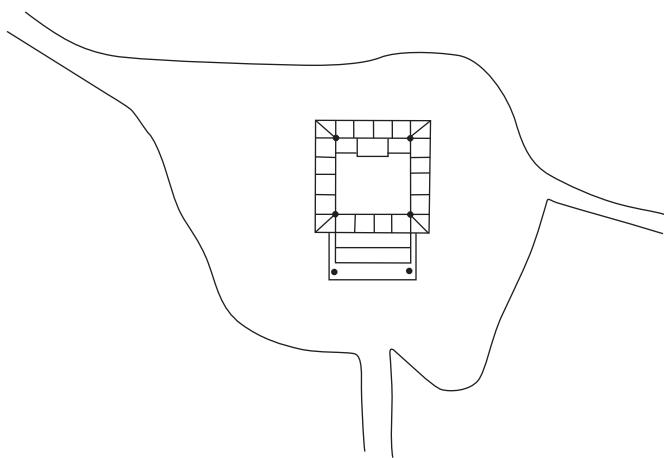


図3 圓通堂平面図（「御立山惣絵図」をトレース、図の下方が東で、正面にあたる。）



写真2 圓通堂跡の礎石（北列、西から）

が知られる⁽²²⁾。

(4) 推恵大明神（推恵神社） 参道の新道坂を北に上ると「天バ山」の頂部に至り、さらに奥に進むと東斜面下方にある熊野神社に行く参道と交差し、その前方に推恵神社の社殿が存在する。境内は広く、東西35m、南北38mの方形で、奥側に切妻造妻入の本殿や拝殿が配置されている。主祭神は日御崎検校の小野尊俊で、六代藩主宗衍の治世であった享保18年（1733）に楽山（御立山）に勧請された。本殿は間口2間、奥行2間、幣殿は切妻で間口1間、奥行2間、拝殿は入母屋造り間口2間、奥行6間の複合社殿である⁽²³⁾。境内の拝殿と鳥居との間に狛犬、キツネ型狛犬、燈籠、手水鉢などの石造物が並んでいる。明治4年（1871）に、楽山にあった天神社や稻荷社が合祀され、石造物も集められたと推定される。当初から境内にあったものは銘文より左右対になる狛犬である⁽²⁴⁾。大型の燈籠についても、竿に松江城三之丸の西にあった御花畠の「南山御殿」の名前が彫られており、推恵大明神に奉納した燈籠の可能性が高い⁽²⁵⁾。さらに、手水鉢は左右に配置されている。東側のものは蹲踞⁽²⁶⁾で、同型式のものは松平家菩提寺の月照寺（松江市外中原町）にも存在し、藩主用のものであろう⁽²⁶⁾。西側の手水鉢は手水舎を伴い、銘文より御立山（楽山）の新道と市成に住む御小人が、弘化3年（1846）に奉獻したことが分かる。なお、狐像は高さ220cmの大型の石造物で、狐像の高さは108cmで、出雲地方では最大級のもの⁽²⁷⁾である。台座の正面には風化しているが、「三つ葉葵」の紋が彫られている。

(5) 天神社 菅原道真を祀る天神社が馬場の東側丘陵上に存在した。『雲陽誌』によれば藩主綱隆の勧請で、創建は寛文13年（1673）であり⁽²⁸⁾、「御立山惣絵図」からすると、本殿（1間×1間）、幣殿（2間×3間）、拝殿（2間×3間）の備わった社殿が南北方向に建っていたことが分かる。明治4年に推恵神社へ合祀され、現在は、尾根上の東西16mと南北26mの平坦面と来待石製の小祠が残る。

(6) 稲荷社 「御立山想図面」には、井上谷の御徒長屋の奥の山間に「稻荷社」とある。小さな祠と考えられるが、竹藪になっている斜面には明確な平坦地は認められない。また、楽山の西側尾根には「イナリ山」がある。「出雲鍬」には「九折をたとり行は鳥井あり、稻荷神祠と額を打殊勝也」と書かれており、夏忘御茶屋の南側の尾根付近にあったことが知られる。推恵神社境内にある2体の狐型石像はこの稻荷社から移動されたものと思われるが、元社地は絵図に描かれていない、未確認である。また、『雲陽誌』によれば、稻荷社の創建は楽山（御立山）が開かれた寛文元年（1661）で、藩主綱隆の勧請

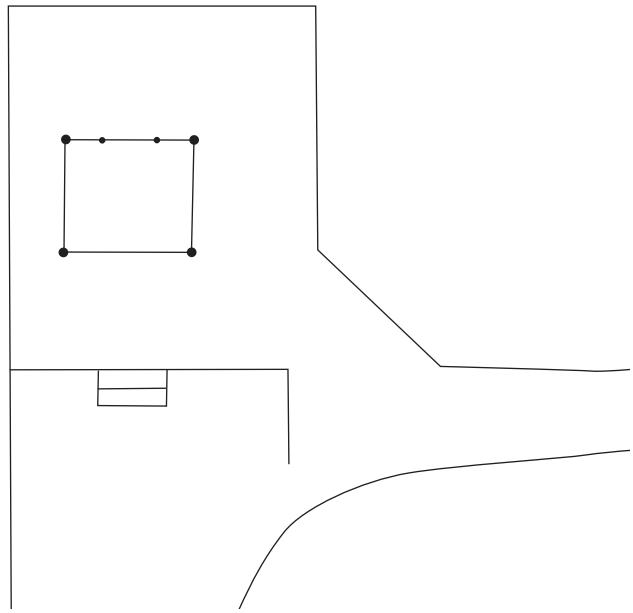


図4 薬師堂平面図（「御立山惣絵図」をトレース）



写真3 推恵神社の蹲踞型手水鉢（南から）



図5 推恵神社燈籠実測図

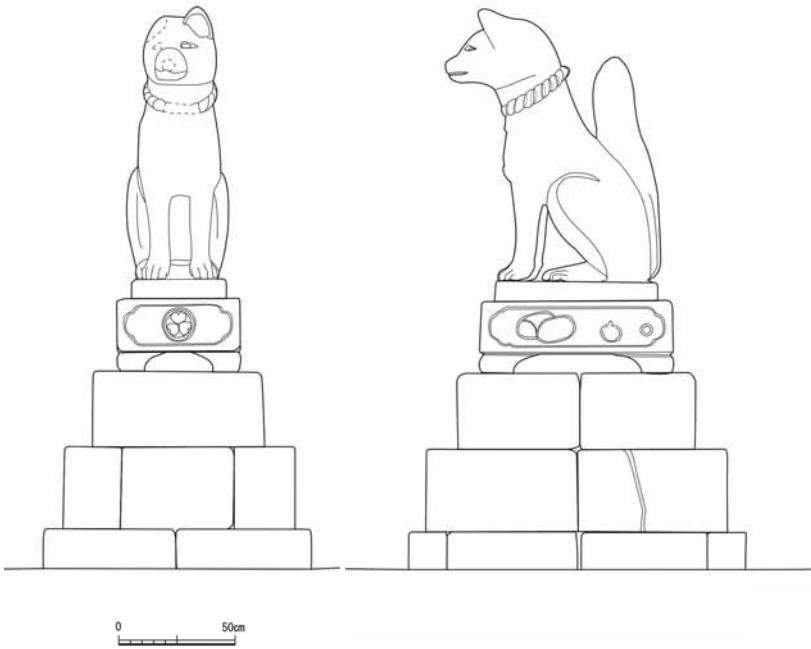


図6 推恵神社狐型狛犬実測図

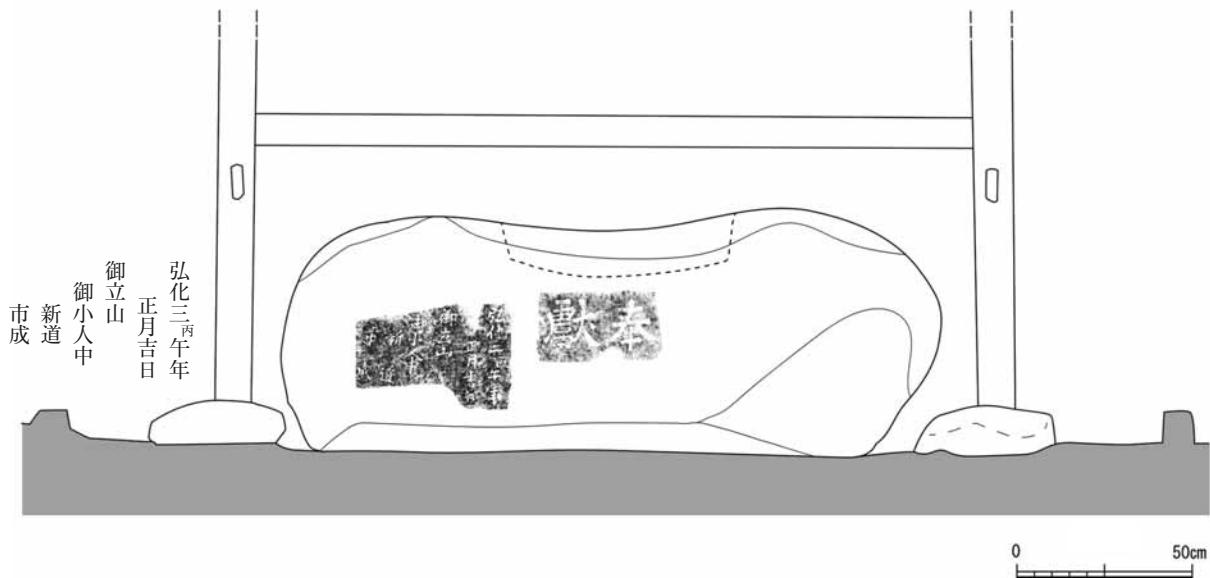


図7 推恵神社手水鉢実測図

とある⁽²⁹⁾。推恵神社への合祀は明治4年（1871）である。

（7）三神社 楽山御茶屋の北東にある尾根の先端には、諏訪（長野県）の神が祀られていた社跡が残る⁽³⁰⁾。「御立山惣絵図」には1間四方の本殿と幣殿、2間×3間の拝殿が描かれている。社地は西側の尾根を削って造られ、東西14m×南北19mの平坦地が山林中に認められる。遺構としては、東側に麓から上がる10段の石段が残る。「御立山想図面」には、天保14年（1843）勧請とあり、明治4年には推恵神社に合祀されている。

4. 楽山（御立山）の道路・池・畠地・水田・山林

(1) 新道 「御立山惣絵図」には、笠津御門から推惠大明神へ向かって一直線の参道があり、この道の中程に鳥居が存在したようで、参道中程に「新道大鳥居」と書かれている。現在も新道と呼ばれ、幅4m（2間）の市道で、両側に民家が並んでいる。「御用日記」には天明8年（1788）11月23日の記事より新道には油、豆、綿などを商う人が住んでいたことが知れる。また、幕末の「御立山想図面」にも住人の名前が確認できる⁽³¹⁾。なお、この道が造られたのは「土工記」によれば宝暦9年（1759）である⁽³²⁾。

(2) 御池 楽山（御立山）の中心部に位置する大きな苑池で、絵図には「御池」とある。現在は弁天池と呼ばれており、楽山公園を構成する施設の中心的存在になっている。南側に存在する堤の長さは36m程で、幅は11m以上もあり、水域は2つの谷奥まで伸びている。「御立山惣絵図」には、樋門の上部が描かれており、近世の絵図や明治の切図にある水田（字名は御山田）用の溜池となっていたと考えられる。池には小さな中島があり、今も凝灰質砂岩（来待石）製の小さい祠に弁財天が祀られている。「御作事所御役人帳」によれば元禄16年（1703）にできたとあり⁽³³⁾、『雲陽誌』には「社二尺八寸に二尺五寸」とある⁽³⁴⁾。安政2年（1855）の「御立山想図面」の御池には石橋、板橋、土橋の計3個の橋と鳥居2基が書かれている。現況では、馬場側の東の石橋には長さ3m、幅1m、厚さ40cmの一枚の大きな石が置かれている。絵図に石橋と書かれてはいるが、今ある石と同じものかどうかは不明である。なお、南西の橋は「御立山想図面」によると土橋と書かれている。現在も、池には鉄筋造りのセメント張りの反橋が板橋と土橋の場所に架かっている。

(3) 畠 「御立山想図面」を見ると、畠も楽山（御立山）内に点在していた。馬場の東側と弁天池の西側斜面に大きい畠があり、前者は2区画、弁天池の西斜面の後者には4区画に分けられている。後者は「四段」と呼ばれおり、今も山林の中に段々畠の形状を留めている。最上段の平坦地は長さ55m、幅12m程の規模である。他の3段もほぼ同様の平坦面をもつ。「御立山想図面」では、最上段には「栗山」とあるが、下方の3段は「畠」とのみ書かれている。また、同絵図に書かれた点在する畠を見ると、文字の横に「御立山」と「村」とが書き込まれている。

(4) 水田 絵図から見ると、御池の南側と馬場の東側の谷合に水田（御山田）がある。また、南側の舟着場周囲には埋め立ててできた新田が広がっている。「御立山想図面」をみると、谷部の多くには「村田」とある。しかし、田の字の横に「御立山」と書かれた水田も3箇所認められる。これらの水田

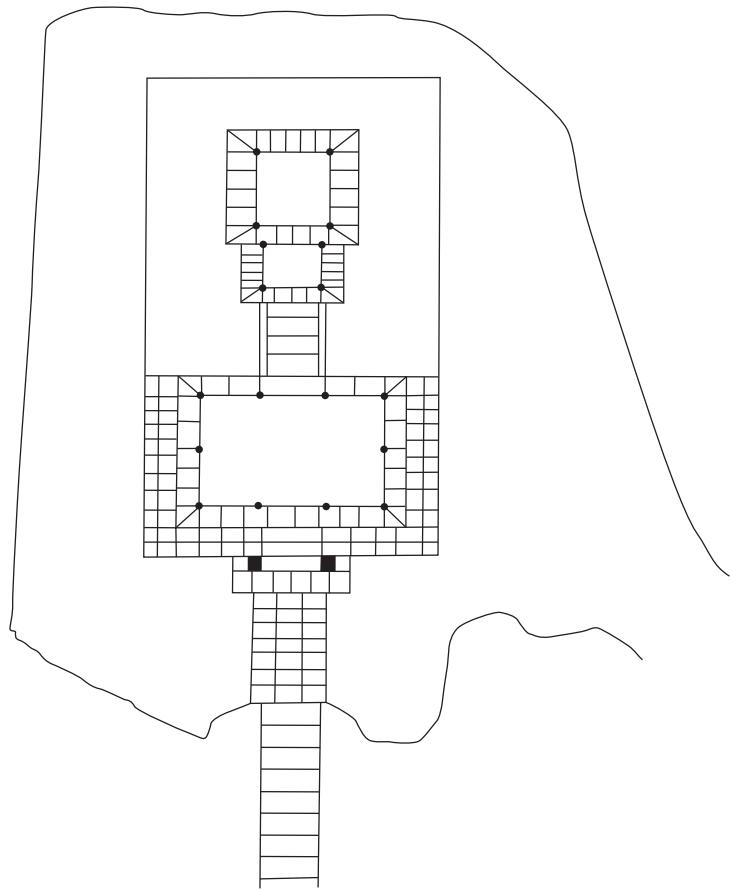


図8 天神社平面図（「御立山惣絵図」をトレース、図の下方が東で、正面にあたる。）

は御立山の御小人が耕作していた可能性がある。

(5) 山林 楽山（御立山）は藩主の山荘であり、今でも弁天池の西側丘陵地は樹木で覆われている。「御立山惣絵図」では、山は藍色で塗られ、松が多く描かれ、面積的には8割程が山林で占められていた。また、安政2年（1855）の「御立山想図面」では「山」と書かれ、幾つかの山には「布袋山」、「モミノ木山」等の名前が付けられている。なお、「天神山」には40年前に松の苗を植え、さらに推惠神社の北にある「シロ山」には30年以前に松を植えたとの書き込みが認められる。

5. ま と め

楽山（御立山）に所在する寺社や御茶屋などの建物と、馬場、的場などの施設、さらに畠地、山林等について概要を述べてきた。最後に、この山荘が開かれた意図や施設機能について若干述べておきたい。

設置の理由としては藩士の教練場としての機能がまず挙げられる。具体的には馬場や的場の存在であり、場所は北側の大門の奥にあたる丘陵鞍部に置かれた。また、御池と共に楽山の主要な施設で、『雲陽誌』の「松江府城」の条には「菅田川津一成村此邊は綱隆公放鷹のつてに来遊したまふ山亭をかまへ武をならはせんかために的山を築馬場をもうけをかる」と書かれ⁽³⁵⁾、「御用日記」には「御馬入」の事も記載されている。

馬場の南側には、水田が存在し、その先端は大橋川沿いの笠ノ津波止場に至る。「御立山前御船寄図」には堀をもつ笠ノ津御門が描かれ、南からの入口にあたる。北の大門から笠ノ津御門までのラインが広い丘陵部の東西を二分し、機能も異にしている。また、西側には御池を中心とする苑池があり、山沿いには臨水御茶屋などが置かれ、藩主の私的な場所となっていた。一方、東側には推惠神社（推恵大明神）や富場、芝居小屋が、さらに参道（新道）沿いにはお茶屋などが置かれており、信仰や遊興の場で一般の人々も出入りが可能であった。宗教施設としては、北側の尾根筋に天神社や圓通堂が、さらには東側には推恵大明神の社が設けられ、信仰の空間が形成されていた。

また、山荘内に点在する御茶屋の存在も重要である。その配置をみると、臨水御茶屋は御池の景観を取り入れる尾根上に、夏忘御茶屋は西側の尾根上に立地させ、遠くに松江城や城下町を望む場所が選ばれている。さらに、楽山御茶屋は大橋川流域一帯や南の山々が遠望できる波止場近くの高台に建てられている。このうち、設置場所、敷地面積、建物の機能からみると、楽山御茶屋が他の御茶屋に比べて敷地面積が広く、部屋数も多く、さらに御風呂屋等が付く。これらの点より山荘の中心的な施設と考えられる。

御池（弁天池）については水田用の溜池であるが、規模が大きく、さらに弁天社を祀る中島を設けている。今日でも弁天池は楽山公園のシンボル的存在で、臨水御茶屋は名前のごとく、御池と一体になっており、山荘の中でも特別な御茶屋と考えられる。松江城には大名庭園はないが、三之丸内に御花畠がある。しかし、規模的には面積が狭く、また平地に位置しているため、変化に乏しい。松平家としては楽山（御立山）の山荘を大名庭園の代わりに使用したのではと考えられ、「御用日記」にも「御立山拝見」の記事⁽³⁶⁾が散見される。また同時代、家老クラスも規模は小さいながら類似した「山屋敷」と呼ばれる山荘をもっていた。楽山（御立山）近くには、朝日家が西尾村に、有澤家が菅田村に、柳多家が西川津村大内谷にそれぞれ山荘を置いていた⁽³⁷⁾。御立山の丘陵斜面には、「御花畠」的機能をもつ花や山菜等を栽培する畠もある。谷合いで水田も耕され、山里的な景観も作られていた。一方、推恵大明神の参道である新道沿いには参詣客や富籠や芝居を目的とする客用の御茶屋など遊興の場も提供されており、山荘内は多彩な景観がつくりだされていた。

このように、楽山（御立山）は軍事調練と藩主の山荘を兼ねてつくられたものの、その後には前述したように信仰、歓楽、生産活動も含む多様な機能が付加され、藩は当初から御立山奉行を置いて管理、運営にあたらせ、幕末まで多くの施設を維持し続けてきた⁽³⁸⁾。そのことが、西側の山林一帯が近代に入って、松平家から西川津村に譲渡され、松江市の都市公園として広い丘陵地が今日までほとんど手付かずで残ってきた理由でもある。

おわりに

この度の楽山（御立山）に点在する各施設の説明は紙面の都合もあり、概要紹介に留まった。よって、詳細な調査・研究に期待するとともに、次の3点の課題を挙げておわりとしたい。

まずは、楽山には各藩主が訪れた御茶屋跡や寺社跡をはじめ、畠地跡等の施設跡が点在しているので、計画的に分布調査を実施し、山荘全体の把握が望まれる。また、推恵神社は本殿などの建物と石造物がよく残っている。今後、建築史をはじめ各分野からの総合的な調査を行う必要がある。

最後に、「御用日記」などの文献や「楽山惣絵図」などの絵図を元に、楽山公園内に残る諸施設跡を見学者向けの説明板やサイン等を設置し、市民の憩いの場としての整備を行い、有効に活用して頂きたい。

（謝辞）本稿の作成にあたり、井谷朋子、小林直人、丹羽野裕、持田直人、和田嘉宥の各氏にはお世話をになりました。お礼申し上げます。

注

- (1) 楽山公園は明治期作成の「地籍図」によれば、字名は「楽山」である。しかし、江戸時代には藩有地の御立山にあり、当時は御立山、または御山と呼ばれていた。
- (2) 江戸時代前半の楽山（御立山）周辺には湿地が多く存在していたが、その後に新田開発が進められた。『川津郷土誌』松江市川津公民館1982
- (3) 「出雲鍬」（『松江市史 史料編近世Ⅰ』松江市2011）による。
- (4) 和田嘉宥2023「楽山（御立山）にあった三つの御茶屋と推恵神社について」『松江市歴史叢書』16 松江市（本特集の和田論文）参照
- (5) 『松江神社建造物調査報告書』松江市2021。火事については「三谷家文書」の「内外御用状頭書」による。
- (6) 御茶屋の図面「楽山御指図」（島根県立図書館蔵）には、御成門から上った入口部分に、「落葉尾」の扁額をもつ御門が書かれている。
- (7) 「臨水御茶屋」（松江歴史館蔵）の絵図による。
- (8) 注4と同じ。
- (9) 注4と同じ。
- (10) 藩主治郷（不味）も御茶屋の縄張りの確認に現地を訪れている。（「御用日記」寛政元年8月23日の条）建て直した御茶屋は、「出雲鍬」が記した「懸造」構造ではなく、夏忘御茶屋の絵図面のようなやや南北に長いものになったと思われる。なお、柱の一部を崖面に持たせたものを懸造という。
- (11) 鷹を捕獲する場所。夏忘御茶屋跡の南側にある尾根上に比定できる。
- (12) 伊藤菊之助『山陰の陶窯』1980、『川津郷土誌』松江市川津公民館1982
- (13) 銘文は「願主／御富講元／社主野津／神門屋／仁井屋」（東側の狛犬台座正面）、「狛犬一対／享保十八年創建／昭和五十九年再建／石聖治山峯作」（西側の狛犬台座正面）と彫られている。
- (14) 「御立山前御舎寄図」（中山英男家蔵）による。表紙掲載の絵図参照。
- (15) 「御用日記」寛政元年11月19日の条に、「カブ、大根、ネギ」などの野菜が記載されている。

- (16) 高橋真千子2023「松江藩主山莊「楽山」の変遷と管理の実態—御立山奉行の「御用日記」より一」『松江市歴史叢書』16 松江市（本特集の高橋論文）を参照。
- (17) 如意輪観音像は、明治期以降、圓通堂の山麓に所在する靈感寺で保管されている。
- (18) 「出雲鍬」（『松江市史 史料編近世Ⅰ』松江市2011）の「笠之津御立山」圓通堂の項を参照。
- (19) 足立修吉（編集者）1980『島根札三十三番札所ごあんない』による。
- (20) 『雲陽誌』の「西川津」圓通堂の項に、樂山（御立山）が開かれた時に堂が作られたとある。
- (21) 文化6年（1809）の棟札（靈感寺蔵）には「松之木觀音堂」とあり、樂山奉行や小頭の名前も書かれている。觀音堂は松ノ木御門の近くにあったと思われる。
- (22) 「御用日記」には赤銅製燈籠は江戸に送られたとの記述がある。（寛政2年2月の記事）
- (23) 和田嘉宥氏の御教示による。
- (24) 台座に享保18年（1733）の銘を持つ狛犬である。
- (25) 竿の銘文は「南方御殿／元治二乙丑三月吉日」とある。この燈籠と規模や形態が同じ石燈籠が松江城二之丸の松江神社に存在する。元は松江市西尾町の東照宮に奉獻されていたものである（岡崎雄二郎ほか2010「松江東照宮と圓流寺伝来の石造物について」『松江市歴史叢書2』を参照）。時期も元治2年4月17日で、極めて近く、奉納目的が同じかもしない。
- (26) 大名墓研究会編著2020『松江市ふるさと文庫25 松江藩主松平家墓所』松江市歴史まちづくり部
- (27) 銘文については、永井泰、齋藤正2014『島根の石造物データ』で紹介されている。
- (28) 『雲陽誌』の「西川津」天神社の条による。「寛文十二年太守綱隆公勧請御建立の社なり」とある。
- (29) 『雲陽誌』の「西川津」稻荷の条による。「寛文元年綱隆公勧請なり」とある。
- (30) 『神國島根』島根県神社庁編1981の「推惠神社」の項に、「三神社（諏訪神社）を本社に合併した」とある。
- (31) 明治15年（1882）の「島根郡西川津村家屋番地絵図面」（川津公民館蔵）では、新道の西側は10筆、東側は12筆で、それぞれに氏名が書かれている。
- (32) 「土工記」『松江市史 史編近世Ⅰ』松江市2011による。
- (33) 「御作事所御役人帳」『松江市史 別編1 松江城』松江市2018
- (34) 『雲陽誌』の「西川津」辨財天の条による。
- (35) 「雲陽秘事記」にも、綱隆公御代の条に「馬場を開き諸士の為馬稽古の場所とし給う」とある。田中則雄2011『松江ふるさと文庫13 雲陽秘事記と松江藩の人々』松江市
- (36) 小林准士2020「御立山に招かれた客たち」『松江市史』通史編近世Ⅱ松江市を参照。
- (37) 大橋川の北側（松江市西尾町）には樂山の東側に朝日家山屋敷が、さらにその東方には東照宮と神宮寺の圓流寺が所在した。現存するのは菅田町の有澤家山屋敷（菅田庵・向月亭）のみである。
- (38) 小林准士2020「不昧の出郷と御立山の利用」『松江市史』通史編近世Ⅱ松江市を参照。
- 『雲藩職制』（歴史図書社、1979）では、御立山の体制は「奉行1人、小算用小頭1人、御小人6人」となっている。御立山の体制と変遷については、注16の高橋氏論文で述べられている。

（にしお かつみ 松江城部会長）

松江藩主山莊「樂山」の変遷と管理の実態

—御立山奉行の「御用日記」より—

高橋 真千子

はじめに

松江藩では藩有の山林を「御立山」といい、管轄する奉行職は二つあった。山奉行と御立山奉行である。山奉行は領内の御立山を管轄し、御立山奉行は藩主の山莊が置かれた「笠之津御立山」⁽¹⁾を管轄した。後に、藩内で単に「御立山」「御山」という時には、この「笠之津御立山」を指すようになり、またいつの頃からか「樂山（ぎょうさん⁽²⁾・らくざん）」とも呼ばれるようになった。

本稿は、この松江藩主の山莊である「樂山」の変遷と管理について述べるものである。先述のように、この山莊には様々な名称があるが、本稿では、「樂山」という名称を用いて他の御立山と区別することとする。

1. これまでの研究成果と課題

まずは、江戸時代の「樂山」について、これまでの研究の成果と課題を整理する。

「樂山」については、主に『松江市誌』⁽³⁾や『島根県史』⁽⁴⁾、『川津郷土誌』⁽⁵⁾、『朝酌郷土誌』⁽⁶⁾などの自治体誌や郷土誌の中で述べられてきた。これらの中で、『雲陽誌』⁽⁷⁾「出雲鉢」⁽⁸⁾「雲陽秘事記」⁽⁹⁾や、地域に伝わってきた史料などをもとに、「樂山」は松平綱隆が開いた藩主の山莊であることや、そこには樂山御茶屋・臨水御茶屋などがあり、藩主の遊興場として利用されてきたこと、そこを管轄するのは御立山奉行だったこと、六代藩主宗衍の時に推恵神社が勧請されたこと、推恵神社は民衆にとって富講や興行の場でもあったこと、などが明らかにされてきた。

近年になると、新たに発見された史料を用いて「樂山」の別の一面が明らかになった。平成13（2001）年に発刊された『朝酌郷土誌』では、「旧藩事蹟」⁽¹⁰⁾を用いて、御立山奉行及び小頭は推恵神社で興行された芝居の取り締まりや興行の取引を行っていたことと、御小人は雑役に関わっていたことが記述されており、初めて御立山を管理していた人々の職務の内容が明らかにされた。それまで、御立山を管理する組織については、『雲藩職制』⁽¹¹⁾に「組外奉行（百二十石勤）一人 小算用小頭一人 御小人六人」と書かれているのみで、その職掌や内容については明らかにされていなかった。

そして、2020（令和2）年に発刊された『松江市史』「通史編4 近世II」⁽¹²⁾では、御立山奉行によって書かれた「御用日記」⁽¹³⁾や、新屋の手代太助の「大保恵日記」⁽¹⁴⁾、松江藩の御用商人である瀧川家の「公用控」⁽¹⁵⁾、出雲市平田町の豪農木佐永久が書いた「平田宗道万日記」⁽¹⁶⁾など、松江市史編纂事業中の地域史料調査の際に発見された史料や、地域に残る史料の記述に基づき、藩主治郷以降の「樂山」の詳細が明らかにされた。その中でも「御用日記」は、天明8（1788）年から寛政8（1796）年までの短い期間ではあるものの、その間の「樂山」の利用や機能、そこで働く人々の役割がうかがえる史料である。その史料の記述により、藩主の御成の様子や頻度、藩主周辺の人々の「樂山」利用、花相撲・狂言・歌舞伎などの興行、また樂山焼の職人である加田半六⁽¹⁷⁾の動向など、それまで不明だった「樂山」の実態が明らかにされた。

しかしながら、これまでの研究では、『雲陽誌』や「出雲鉢」などの史料からうかがえる、その時々の「樂山」の施設や様子について述べられてきたが、それぞれの史料の記述を比較して「樂山」の変容

を追うことはあまりされてこなかった。また、「楽山」で働く人々の職務やその役割についてもまだ不明なことが多い。

そこで本稿では、歴代の藩主の治世と御立山奉行の特色を元に御立山の変遷を概観し、「御用日記」の記述から判る範囲ではあるが、御立山の役人の職務と、後に「楽山」の一部となった新道の住人たちとの関わりについて述べることとする。

2. 御立山奉行から見る「楽山」の変遷

「楽山」は、万治元（1658）年に松平直政により御立山とされた⁽¹⁸⁾。その後、万治3（1661）年に松平綱隆が山荘を建てて円通堂を建立し、翌寛文元（1662）年には再び山荘を建て稻荷を勧請した⁽¹⁹⁾。「雲陽秘事記」や『雲陽誌』によると、寛文年間には「楽山臨水」の茶屋が建てられ、また的場・馬場が開かれ藩士の稽古の場となつたという。この「楽山」におかれたのが御立山奉行で、その初代は村井弥三郎⁽²⁰⁾である。

御立山奉行は、「列士録」など⁽²¹⁾から村井弥三郎を含めて34人が確認できる（表1）。藩主山荘の管理者である御立山奉行には、藩主の側近が就任していることが多い。そのため、藩主の死去や引退に伴って御立山奉行も変わるなど、藩主と御立山奉行は切り離して考えられない関係にある。また、「楽山」は藩主の遊興の場でもあるため、その意向が現れやすい場所であり、藩主の利用の仕方を知る上でもどのような人物を御立山奉行に選んだかという視点が必要だと考える。

本章では、歴代藩主が任命した御立山奉行がどのような経験をもった人物であるかに着目して、四つの時期に分けた。御立山奉行を勤めた人物の経歴の特徴と残存する史料をもとに、「楽山」がどのように変遷したのかを概観する。

（1）第一期（寛文5・1665～元禄13・1700）

藩主：綱隆・綱近

第一期の御立山奉行は、史料上の初代・村井弥三郎（①、番号は表1と対応、以下同）から安井清右衛門（⑦）までの7人とした。村井弥三郎・福井新平⁽²²⁾・梶田安左衛門・前嶋平左衛門までの藩主は綱隆で、高橋九郎左衛門・青沼能可・安井清右衛門は綱近である。後述する青沼能可以外は、奉行就任時の俸禄が20石五人扶持と高くない。しかし、表御納戸役や御部屋勤など藩主のお世話係を勤めた人物が奉行となっている。

また、この頃の御立山奉行は二人体制だった。表2は村井から青沼までの各奉行の任期を整理したものである。福井新平は任期不明で、梶田安左衛門の御免の年月が不明なもの、遅くとも延宝元（1673）年には二人体制になっていることがわかる。

二人の職務の分担など詳細は不明だが、天和2年の青沼能可の死去によりその体制が終了し、御

表2 初期の御立山奉行の任期

和暦	西暦	月日	奉行	月日	奉行	任期の期間不明
寛文5	1665	月日不明	村井弥三郎			
寛文6	1666					
寛文7	1667					
寛文8	1668					
寛文9	1669	月日不明	御武具方役へ		福井新平	
寛文10	1670					
寛文11	1671	3月	梶田安左衛門			
寛文12	1672					
延宝元	1673		?	月日不明	前嶋平左衛門	
延宝2	1674		御免の年月不明			
延宝3	1675	12月	高橋九郎左衛門			
延宝4	1676			月日不明	御免 青沼能可	
延宝5	1677					
延宝6	1678					
延宝7	1679					
延宝8	1680					
天和元	1681					
天和2	1682			2.17	死去	
元禄4	1691	1.1	御免			

『松江藩列士録』全6巻（島根県立図書館郷土資料編、島根県立図書館、2004～2006）、「断絶帳」（島根県立図書館蔵）により作成

表1 御立山奉行一覧

就任時の藩主	名前	列士 録代	就任年月日	西暦	退任・転任年月日	西暦	退任・転任の理由	就任時の俸禄	他の職歴	備考
綱隆	① 村井弥三郎	元祖	寛文5年	1665	寛文9	1669	御武具方役へ	20石五人扶持		
	② 福井新平	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	本稿末の注22を参照
	③ 梶田安左衛門	元祖	寛文11年3月	1671	延宝4年11月	1676	養法院様御台所奉行へ	20石五人扶持	御次番 等	養法院は綱隆の室
	④ 前嶋平左衛門	元祖	延宝元年	1673	延宝4	1676	御免、慶泰院様へ勤仕、江戸表銀奉行兼勤	20石五人扶持	表御納戸役、弁之助様附、綱隆様御部屋御納戸、御藏奉行、御代官役等	弁之助は綱隆の子
綱近	⑤ 高橋九郎左衛門	元祖	延宝3年12月	1675	元禄4年1月	1691	御免、万姫様附へ	20石五人扶持	綱隆・綱近様御部屋勤、表御納戸役、慶泰院様御附等	慶泰院は直政の正室、綱隆の母
	⑥ 青沼能可	元祖	延宝4年	1676	天和2年2月17日	1682	死亡	200石	御茶道	
	⑦ 安井清右衛門	元祖	元禄4年1月1日	1691	元禄13年6月25日	1700	御免、綱近様附	20石五人扶持	綱隆様御部屋附、御次番、御御簾附役 等	
吉透	⑧ 市原次郎左衛門	三代	元禄13年6月26日	1700	宝永5年（しばらくは勤めるよう達せられる）	1708	御目付役御徒頭	100石	御銀奉行、御次番、御参勤御供 等	
						1714				
宣維	⑨ 間瀬勘左衛門	元祖	正徳4年6月9日	1714	享保2年11月5日	1717	御免	100石（就任時に加増）	御扈従、御進物番、御鉄砲方役、御細工奉行 等	
	⑩ 山村清右衛門	二代	享保2年11月	1717	享保5年3月1日	1720	御免	100俵	御供廻、御次番 等	元禄3年5月10日、父の代番中出奔。
	⑪ 篠原弥兵衛	四代	享保5年3月1日	1720	享保8年6月28日	1723	御免	100石	乗方稽古、御厩別当役、御船奉行 等	享保2(1717)年、痛い所があり家業御免
	⑫ 三浦宇左衛門	元祖	享保8年6月28日	1723	享保9年6月12日	1724	御作事奉行	20石	御簾附役、江戸勤番 等	
	⑬ 高橋七大夫	二代	享保9年6月12日	1724	享保12年6月18日	1727	御船奉行	100石	御簾付役、御次番 等	
	⑭ 田川角弥太	二代	享保12年6月18日	1727	元文5年12月21日	1740	御免	20石五人扶持	御供廻、御次番、岩姫様江戸御供 等	岩姫は宣維の室
	⑮ 岡村与一左衛門	四代	元文5年12月21日	1740	寛保3年12月19日	1743	死亡	100石	御次番、庄次郎様御部屋御番方御雇 等	庄次郎は宣維の子
	⑯ 石川紋左衛門	三代	寛保3年12月21日	1743	延享元年8月11日	1744	病気により御免	100石	御供廻、江戸御銀奉行 等	
宗衍	⑰ 河野源五右衛門	四代	延享元年8月18日	1744	寛延2年10月21日	1749	病気により御免	100石	御供廻、御扈従、御次番 等	
	⑱ 小田熊右衛門	二代	寛延2年10月21日	1749	宝暦10年2月15日	1760	御小人奉行	100石	御供廻、お見送り御供 隠岐郡代役、軍用方等	
	⑲ 坪坂安右衛門	二代	宝暦10年2月15日	1760	明和2年8月29日	1765	御免	100石	御供廻、江戸御銀奉行、隠岐国御代官役 等	
	⑳ 澤新五右衛門	四代	明和2年8月29日	1765	明和8年11月7日	1771	勤め方宜しからずにつき御免	100石	大橋架け替え奉行、江戸御銀奉行、御代官、奥御納戸役、奥向御次廻・御台所御僕役方兼勤等	
	㉑ 山岡彦右衛門	六代	明和8年11月7日	1771	安永2年8月13日	1773	奥御納戸役	100石	道中御銀奉行、御代官、御次番、奥向御次廻・御台所御僕役方兼勤、鉄砲師役御雇、隠岐国郡代役 等	
	㉒ 森本久熊	六代	安永2年8月13日	1773	安永5年10月15日	1776	御花畠奉行	100石	御進物番役、御銀奉行、御次番 等	
治郷	㉓ 志立太左衛門	五代	安永5年10月15日	1776	天明6年3月1日	1786	御免	100石	江戸御留守御銀奉行、御次番 等	
	㉔ 山村清右衛門	四代	天明6年3月1日	1786	天明8年8月5日	1788	勤め方宜しからずにつき御免	100俵	御番方、御代官	⑩山村清右衛門と同家
	㉕ 武藤弥三右衛門	四代	天明8年8月5日	1788	寛政3年11月16日	1791	病気により御免	100石	御供廻、御次番 等	
	㉖ 高橋織弥	四代	寛政3年11月16日	1791	寛政10年2月26日	1798	御花畠奉行	20石五人扶持	御番方、御銀奉行 等	⑤高橋九郎左衛門と同家
	㉗ 土屋市郎右衛門	四代	寛政10年2月26日	1798	享和元年7月18日	1801	御小人奉行・道橋屋敷奉行兼勤	20石五人扶持	口田儀在番、御子様御抱守、御代官、御勘定奉行、杵築在番 等	
	㉘ 小林幸左衛門	三代	享和元年7月18日	1801	文化8年1月21日	1811	死亡	20石五人扶持	御代官、若殿様御荫役、若殿様御銀奉行兼務 等	
齊恒	㉙ 田川傳八	四代	文化8年閏2月23日	1811	文化11年10月16日（後任が決まるまでは御立山御用を取り扱う）	1814	御札座奉行	20石五人扶持	御鷹方、御鷹堀方	鷹術修行
	㉚ 河野東蔵	六代	文化11年11月26日	1814	文政2年9月29日	1819	隠岐国郡代役	100石	御供廻、下馬制役、御代官 等	⑯河野源五右衛門と同家
	㉛ 井上源吾	五代	文政2年9月29日	1819	文政5年3月26日	1822	御小人奉行・道橋屋敷奉行兼勤	80石	御鷹一据遣本役、御鷹方頭取 等	鷹術修行、真鶴を飼育した功績がある
	㉜ 平井傳兵衛	五代	文政5年3月26日	1822	嘉永6年3月26日	1853		20石五人扶持（天保5（1834）年80石）	御仕立所御番方	御立山三社造営、椎恵神社の修復にあたる
齐貴	㉝ 赤井林左衛門	七代	嘉永6年3月26日	1853	文久元年9月9日	1861	病気により御免	100石	御鷹一据遣本役、鷹術指南役	鷹術修行、真鶴2羽飼育した功績がある
	㉞ 寺田八婿右衛門	七代	文久元年9月9日	1861				20石五人扶持（安政5（1858）年80石）	御鷹一据遣、御鷹匠方頭取格東会所懸り合 等	鷹術修行

『松江藩列士録』、『新番組列士録』「断絶帳」（島根県立図書館）、『雲州松平家系譜』（『松江市史』史料編7近世III 付録二）により作成

立山奉行は幕末まで一名となる。

「樂山」の整備については先に述べたため簡単に記述するが、寛文年間に「樂山臨水」の茶屋が建てられている。この時期、「樂山」の西側には潟湖が広がっていたため⁽²³⁾⁽²⁴⁾、川から舟で上るか、陸路であれば潟湖の北側を迂回してしか「樂山」に入ることができなかった（図1）⁽²⁵⁾。そのため、樂山御茶屋は舟で、臨水御茶屋は馬で訪れた時に便利の良い場所に作られたと推測される。

寛文年間後期以降も「楽山」の整備は進み、寛文13（1673）年に天神社が⁽²⁶⁾、天和2（1682）年には新たに御茶屋が建てられ⁽²⁷⁾、「楽山」の施設が

充実していった。特に天和2年の御茶屋建設は、この時の御立山奉行が江戸で長年御茶道を勤め、延宝2（1674）年に出雲国に引越してきた青沼能可だったことが関係すると考えられる。

最初の御立山奉行は後に御武具方役となる村井弥三郎であり、またのちに二人体制になった後の奉行は藩主やその家族の身の回りの世話をしていた人物だった。そのことから、第一期の「楽山」は、馬場や的場が藩主や藩士の鍛錬場として利用され、御茶屋は主に藩主が利用する場所だったと推測される。御茶屋が正式に来客をもてなす場となるのは、青沼能可が奉行となった後と考えられるが、史料がなく詳細は不明である。この点は今後の課題したい。

(2) 第二期(元禄13・1700~寛延2・1749) 藩主: 綱近・吉透・宣維・宗衍

第二期の御立山奉行は、市原次郎左衛門（⑧）から河野源五右衛門（⑯）までの10名とした。

市原次郎左衛門が就任した時の藩主は三代綱近だが、四代吉透、五代宣維の時期まで御立山奉行を勤めている。これは、宝永元（1704）年に綱近の隠居後に藩主となった吉透が1年で死去したためで、次の宣維はまだ幼く、宝永5（1708）年に市原が奉行を辞す旨を申し出た際、もうしばらく勤めるよう命じられたためである。結局、市原は宣維が初めて松江に入部した⁽²⁸⁾正徳4（1714）年6月9日まで御立山奉行を勤めている。

市原次郎左衛門以降、間瀬勘左衛門・山村清右衛門・篠原弥兵衛・三浦宇左衛門・高橋七大夫・田川角弥太（享保16・1731年）までの藩主は宣維で、田川角弥太・岡村与一左衛門・石川紋左衛門・河野源五右衛門までの藩主は宗衍である。宗衍は享保16（1731）年、3歳の時に藩主となつたため、松江に初入部する延享2（1745）年に御立山奉行を勤めていた河野源五右衛門までの奉行を第二期とした。この時期の御立山奉行は、例外もあるものの、俸禄が100石で御扈従、または御次番・御簾附役などを勤めるなど、第一期の時よりも藩主の側近といえる人物が奉行を勤めている。

第二期は藩財政が逼迫する時期ではあるが、元禄16（1703）年には「樂山」に弁財天社を⁽²⁹⁾、享保18（1733）年12月⁽³⁰⁾には推惠社を勧請している。

現在の推惠神社にある昭和59(1989)年に再建された狛犬の台座には、「願主 御富講元 社主野津

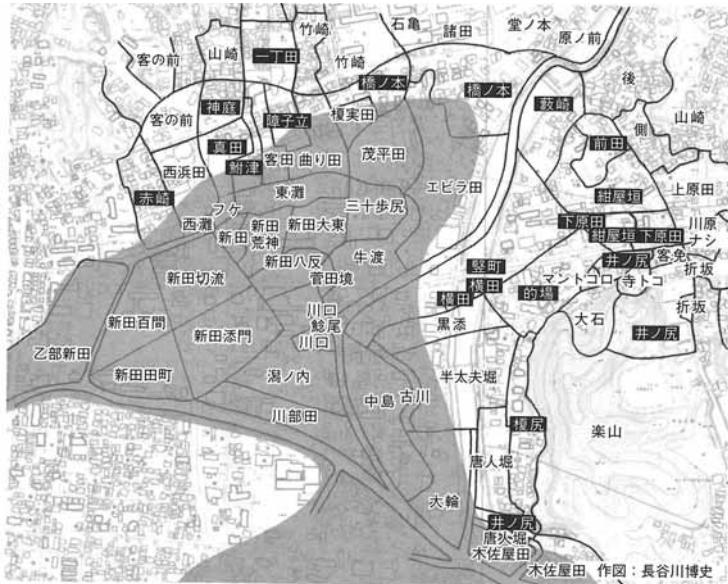


図1 「樂山」西側の潟湖（長谷川博史氏作図、『松江市史』通史編2中世より転載）

神門屋「仁井屋」「狛犬一対 享保十八年創建 昭和五十九年再建 石聖 治山峯作」と彫られている（写真1）。これにより、享保18（1733）年に推恵神社建設費用を集めるための富講が行われていたことがわかる。また、芝居興行もこの時期に始まったと考えられている⁽³¹⁾。

第二期の「樂山」の利用についてみると、瀧川家「公用控」壱番⁽³²⁾には、宝永2（1705）年2月4日から27日まで京都の両替屋・善五郎が綱近の隠居祝い等のために新屋へ逗留した際、善五郎をもてなしたことが次のように書かれている。

一、十八日ニハ御立山ニテ御料理、此方裏より御座舟にて川下ヘ被参、稻葉刑部様・神谷大蔵様・武熊善右衛門様・右四人衆（米田祖介様・綿貫弥惣殿・柘植新六殿・岩本五兵衛殿⁽³²⁾）、油屋弥右衛門・伝吉御舟ニのり申候、御山ニテ一汁五菜之御料理・御風呂被仰付候、舟中様々御料理・唐あミ舟五艘、芝手ニテ四ツ手あミ被仰付、白魚・鯉・鮒・鰯取せて其まゝ舟中にて御料理、御立山ヘハ七ツ前ニ着、夜五ツ半時分ニ被戻候



写真1 推恵神社の狛犬台座

この記述によると、大扈従⁽³⁴⁾の稻葉刑部・大名分表御用取次役の神谷大蔵・御用人の武熊善右衛門ら、御貸方奉行の米田祖介・御貸方元締の綿貫弥惣殿・柘植新六（役職不明）・御仕送方並京大坂御用の岩本五兵衛ら貸方の役人たち、そして町人の油屋弥右衛門・新屋伝吉らが、京都の両替商善五郎とともに御座舟で新屋から「樂山」へ向かい、一汁五菜の料理を食べ風呂に入った後、舟中で料理を食べたとある。また、同史料の宝永6（1709）年9月の条に、松江藩の支藩である広瀬藩の藩主・松平隼人正⁽³⁵⁾が「樂山」を利用した記述がある。

これらのことから、宝永期の「樂山」には現在の大橋川を舟で行き来する経路があったことが確認できる。そして、遅くともこの頃には、樂山御茶屋が広瀬藩主や商人など、遠方からの来客をもてなす場として利用されていたことがわかる。

また、延享2（1745）年の「御立山前御船寄図」（表紙の挿絵）には、大橋川から見た「樂山」の様子が描かれている。推恵社へと続く新道はまだ整備されていないようだが、樂山御茶屋や御成門、御台所御舟付、御山田、笠之津御門、御舟小屋などが確認できる。

（3）第三期（寛延2・1749～文化8・1811）藩主・宗衍、治郷

第三期の御立山奉行は、小田熊右衛門（18）から小林幸左衛門（28）までの11人とした。

小田熊右衛門・坪坂安右衛門・澤新五右衛門までの藩主は宗衍、山岡彦右衛門・森本久熊・志立太左衛門・山村清右衛門・武藤弥三右衛門・高橋織弥・土屋四郎右衛門・小林幸左衛門までの藩主は治郷である。この頃の御立山奉行は、藩主の側近である御供廻や御次番だけでなく、御銀奉行や隠岐郡代、御代官などを勤めた人物が奉行となっている。また、俸禄も100石かまたは20石五人扶持と差がある。

これは、この頃が、宗衍・治郷ともに延享の改革・御立派改革といわれる藩財政の立て直しを行っていた時期にあたり、「樂山」についても財政の健全化を図るため、その能力がある人物を御立山奉行に任じたからではないだろうか。特に治郷は奉行を厳選したと見え、澤新五右衛門と山村清右衛門を「勤方不宜付」として免職している⁽³⁶⁾。また、森本久熊と高橋織弥は後に御花畠奉行となり、「老人役出精相勤付」褒美を貰っている⁽³⁷⁾。本来なら二人役である御花畠奉行を一人で勤められるくらい力量のある人物であったことがうかがえる。

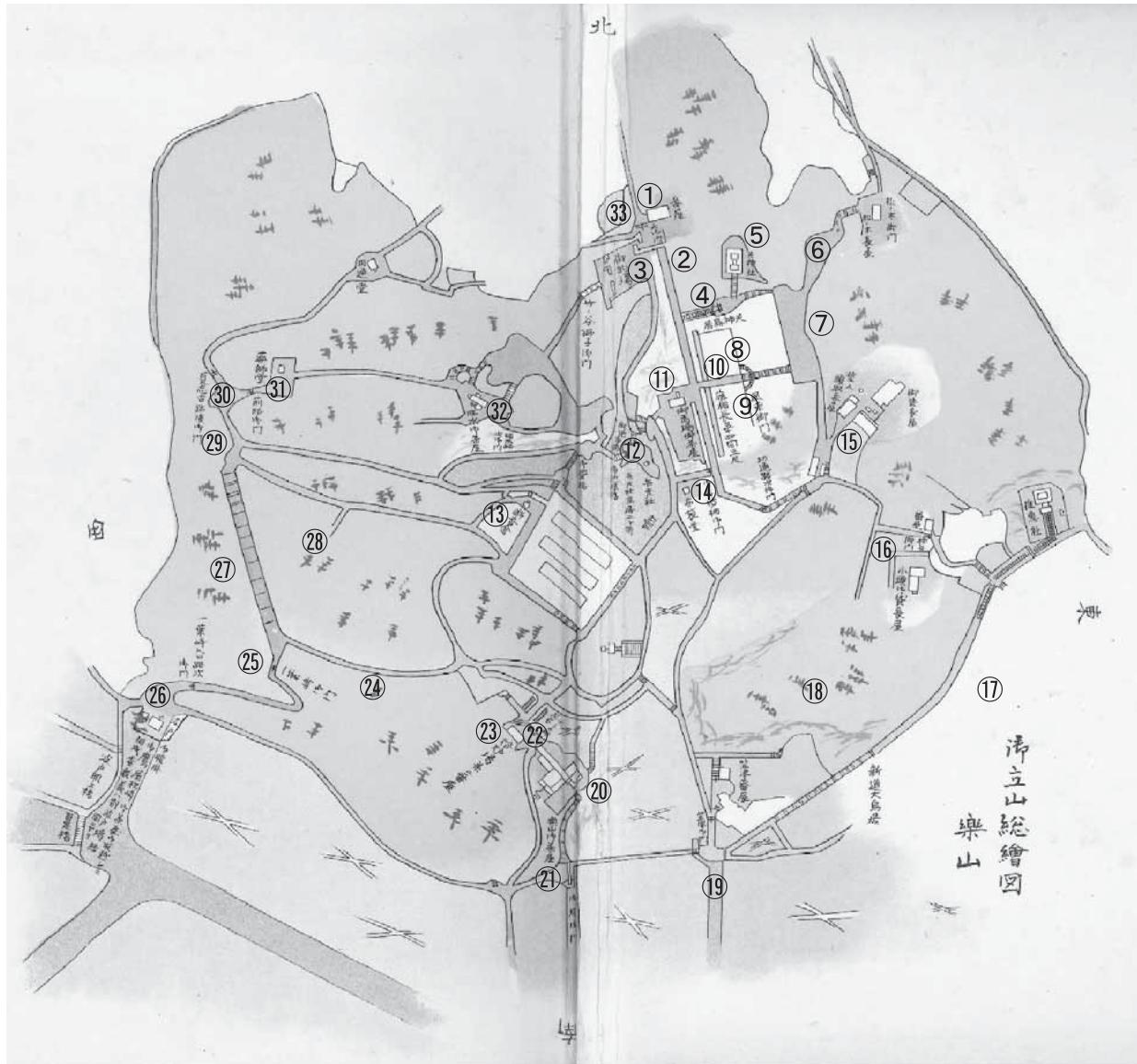


図2 「出雲録」に記述された施設と御立山惣繪図の対照図

- ①⑬御門（大門） ②馬場 ③御弓場（的場） ④鳥井 ⑤天神の御社 ⑥三升の御茶屋・藤井の御茶屋など ⑦霧島
- ⑧さねかづら乃御門、菊畠 ⑨忍冬の御門、四季の花 ⑩藤棚 ⑪御茶屋（馬場御茶屋） ⑫弁財天 ⑬地蔵堂、御茶園
- ⑭布袋堂 ⑮奉行所 ⑯御茶園所、向かい側には生垣 ⑰市成 ⑱永楓作のくづ屋 ⑲御船場 ⑳御茶屋（楽山）
- ㉑御門（楽山御門）御船場 ㉒御鷹部屋 ㉓御茶仕所 ㉔椿乃並木 ㉕御門（一葉崎） ㉖御船場（西の御腰掛）
- ㉗桜の谷 ㉘稻荷神祠（このあたりか） ㉙つつじの並木 ㉚夏忘の御茶屋 ㉛薬師堂 ㉜御茶や（臨水御茶屋）

出典：本図は『松江市誌』1941年より転載した。

注：「御立山惣繪図」には、新道の大鳥居ができるまで、夏忘御茶屋と御鷹部屋がないことから「出雲録」よりも後に描かれたものと考えられるが、「楽山」の全体像がわかる絵図であるためこれを使用した。

番号は「出雲録」の順。また、「出雲録」にててきた名称を書いた。括弧内は正式な名称。

⑯、⑰あたりに出てくる「安吾の御茶屋跡」と「たそがれ山の御茶屋跡」は所在がわからない。

18世紀半ばは「出雲鍬」の成立期にあたり、同書に当時の「楽山」の様子が詳述されている。図2は、「御立山惣絵図」（島根県立図書館蔵）のトレース図に「出雲鍬」に記述された楽山の施設や植栽の場所を示したものである。「出雲鍬」執筆時期は推惠社を建てて間もない頃と見え、新道に町家の記述はなく、代わりに図2の⑥付近に御茶屋の記述がある。当初は天神社や松ノ木御門のすぐ外にある松ノ木堂の参拝者のための御茶屋が⑥付近にあり、新道を整備した宝暦9（1759）年⁽³⁸⁾頃に町家ごと移動させたとみられる。

他に新たになったものとして、明和元（1764）年の臨水御茶屋の修復がある。「御立山役屋敷 稲荷大明神狐之由来」⁽³⁹⁾には、その時に「地行」したと書かれており、新たに土地を開墾し、敷地面積を広げたことが確認できる。

また、天明8（1788）年から寛政10（1798）年に御立山奉行を勤めた武藤弥三右衛門と高橋織弥が、その任期中に書いた「御用日記」によると、寛政2（1790）年に小鳥場（小鳥小屋）、翌年に夏忘御茶屋が再建され、この時期に鷹の養育や御茶室としての機能を充実させていることがわかる。しかし、「御用日記」には鷹を「楽山」で育てていた記述はないことから、楽山御茶屋裏の「御鷹部屋」は、鷹狩を終えた藩主が休憩のため「楽山」入りしたときなどに、鷹を一時的に預かる部屋だったと推測される。

表3 御立山の実り一覧

作物	時期
竹の子	5月頃
蜆	7月から11月頃
松虫	7月下旬
松茸	8月中旬から9月頃
じゅんさい	8月下旬
栗	8月下旬から9月頃
丹波栗	8月下旬から9月頃
椎の実	8月下旬から9月頃
八重柿	9月頃
大和柿	9月頃
御鷹山椒	12月頃

「御用日記」により作成

「楽山」は、川や山で採れる産物の収穫の場でもあった。「御用日記」には、春には竹の子が、秋には松茸や栗や柿、冬には御鷹山椒が収穫できたことも書かれている（表3）。

寛政4（1792）年までは御立山奉行が御殿へそれらの収穫物を届けるのみだった。しかし、寛政5年8月26日に、「楽山」で松茸が生える様子を見た藩主治郷は、自分でも採りたくなったのだろう。翌月2日の記述に「殿様七ツ時被為入女中ニも被罷越候ニ付而松茸殿様御取り被遊候ヶ所被為入候」とあり、御仕立所の女性とともに松茸を採取する藩主の姿が書かれている。この日を境に、毎年松茸や竹の子狩りを楽しむ治郷や三助⁽⁴⁰⁾（治郷の弟）、御仕立所の女性や藩主の娘の姿が日記に記されるようになる。藩主らの遊興の一つに、山の恵みの収穫が加わったのである。

「御用日記」にも頻出する富講や興行は、「楽山」の収入源の一つだと考えられる。前述のとおり、富講や興行は、推惠神社勧請前

後には始まっていたと考えられる。富講は当初より藩の公認だったと考えられるが、興行は当初禁止されており、御立山で能と芝居興行が許されたのは宝暦6（1756）年10月のことだった⁽⁴¹⁾。「御用日記」が書かれた天明・寛政年間になると、2月の初午の日は稻荷祭礼講が、毎月12日には推惠祭礼講が開催され、定期的に富講が行われていた。

興行は、8月13日に推惠社の祭礼で開催された花相撲のほか、3月・6月・8月に新道の住人が興行主となり、小見せ物興行が行われていた。小見せ物興行は、寛政元年には3日以内と定められていたが、興行主の要望により次第に5日以内となっていく⁽⁴²⁾。

寛政8（1796）年には、おそらく初めて新道の住人以外の人物による芸能興行が行われた。2月7日の稻荷社初午の祭礼日に、一日のみではあるが富場脇で岩波瑞龍という人物が見せ物を行ったのである。そして8月には、黒澤源吉による五日間の狂言興行が行われている。寛政8年以降の日記が残っていないためこれ以降の興行の変化を追うことができないが、この頃から新道以外の住人が興行主とな

り、ある程度まとまった日数の興行が行われるようになったと考えられる。

(4) 第四期（文化8・1811～）藩主・齊恒、齊貴・定安

第四期の御立山奉行は田川傳八（29）から寺田八媚右衛門（34）までの6人とした。田川傳八・河野東蔵・伊藤源吾の時の藩主は齊恒、平井傳兵衛・赤井林左衛門の藩主は齊貴、赤井林左衛門・寺田八媚右衛門の藩主は定安である。

この時期は6人中4人が鷹匠から御立山奉行になっている。治郷が藩主の寛政元（1789）年に新たに小鳥場ができる、安政2（1855）年の「御立山惣図面」には、鷹を捕獲する場であることを示す「タカ打バ」と見えることから（写真2）、第二期の後期から第四期にかけて「楽山」が鷹の捕獲機能も備えていたことがうかがえる。

鷹匠ではない2人の奉行のうち、平井傳兵衛について特筆したい。平井傳兵衛は、齊恒が死去し齊貴が藩主となる間の、文政5（1822）年3月26日に御立山奉行に任せられた。それから嘉永6（1853）年までの31年にわたり、平井は齊貴の治世ほぼ全ての期間を御立山奉行として過ごしている。なぜこのように長い期間御立山奉行を務められたのか、直接的に示す史料はない。

平井は神道に明るかったとみえ、天保14（1843）年12月には「神道秘書」を齊貴に献上⁽⁴³⁾、弘化元（1844）年9月には神道の伝来を齊貴に講義して褒美を下賜されている。そのほかにも、天保9（1838）年4月下旬には楽山御茶屋で葵の御紋について講釈を述べている⁽⁴⁴⁾。このような神道や国学の知識によるものか不明ではあるが、天保14（1843）年、「楽山」内に初代藩主直政が治めていた信州松本にルーツがあると考えられる三神社が勧請されている⁽⁴⁵⁾。

この時期の「楽山」の利用については、「列土録」や地域にのこった史料で断片的に知ることができる。

齊貴は、在任後まもなく死去した吉透を除き、参勤交代の回数が少ない藩主であることがよく知られている。「列土録」の平井傳兵衛の項には、度々「御立山江御出之節」と記述されており、その11回の在国中によく「楽山」を利用していたことがうかがえる。

定安が藩主になった後には、幼い直応や政姫が度々楽山御茶屋に出向いていたようである。「普門院文書」には、「御二方様御立山御茶屋江被為入候由、尤萬一風雨等にて際御帰殿之節、其寺御小休之由」⁽⁴⁶⁾などと書かれた書簡が複数ある⁽⁴⁷⁾ことからもそれが確認できる。

他にも、安政3（1856）年の寺社町奉行の神村義斎と藤田林右衛門が新屋の瀧川傳右衛門に宛てた書簡には、

來廿五日御近習以右馬樂山御茶屋拝借同所江被為懸御腰候頃にて其節町囃子狂言為致候様被仰出候
条可得其意候以上 正月廿一日

（「信楽寺文書」1-40-2）

と書かれており、御近習頭廣田右馬が楽山御茶屋を借り、藩主定安を招いて町囃子や狂言が開催されることがあった⁽⁴⁸⁾ことがわかる。

関連して、この時期の「楽山」では、興行が盛んに行われていた。『松江市史』「通史編4近世II」⁽⁴⁹⁾によると、推惠神社の祭礼にあたる3月・6月・8月に10日間の歌舞伎や芝居興行が行われていたほ

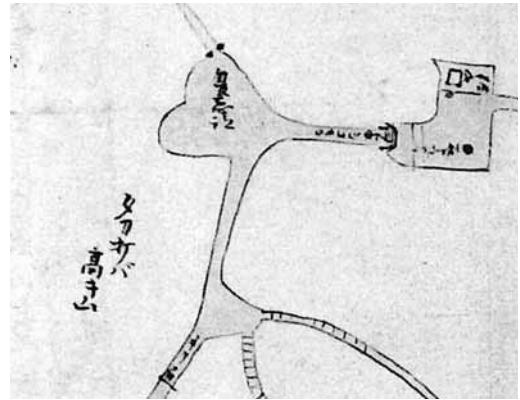


写真2 「御立山惣図面」夏忘御茶屋跡附近（「平成6年楽山公園整備計画策定委員会報告書」より転載）

か、4月や5月に突然行われる興行もあり、近隣の住民のみならず、宍道町や平田町など周辺地域からも見物に行っていたようである。

ここまで藩主と御立山奉行の特色により、四つの時期にわけて「楽山」の変わりゆく様子を概観した。史料上の制約はあるが、残された史料を丁寧に比較すると、当初は主に藩主と藩士が利用するのみだった「楽山」が藩の賓客を迎える場になっていき、藩財政の立て直しをはかる中で、富くじや興行が開催されるようになるなど、少しづつ変容していく様子がうかがえる。

この後、元治元（1864）年3月28日に楽山御茶屋が焼失し⁽⁵⁰⁾、再建されぬまま明治時代へと突入していく。明治に入ると遊興地は天神・白瀬へと移行し、江戸時代に栄えた楽山はその役目を終えるのである。

3. 「御用日記」から見る「楽山」と奉行の職務

天明8（1788）年から寛政8（1796）年にかけて御立山奉行が書いた「御用日記」は、とても魅力のある史料である。同日記の寛政3（1791）年11月12日までを武藤弥三右衛門が、同年11月16日以降寛政8年を高橋織弥が執筆している。

特に武藤弥三右衛門は、細かいところまで気を配る慎重で几帳面な性格だったのだろう。その執筆部分には御立山奉行や取り巻く人々の姿が細かく描かれており、そこからは、藩の御用人・側用人や、新道の住人たちとの関係性がうかがえる。

武藤・高橋とともに、前章で示した区分では第三期の奉行にあたる。武藤は藩主の御供廻、御次番を勤めた後に御立山奉行となっており、どちらかというと第二期に多い経歴を持ち、高橋は20石五人扶持、御銀奉行という第三期そのものの経歴を持つ人物である。二人の仕事内容は大きく変わらないのだが、「御用日記」からは少しづつ変化する様子をうかがうことができる。本章では、まずは「楽山」で働く人々について述べ、次に「御用日記」の記述の中から特に新道の町人との関わりを、最後に橋の普請について述べることとする。

3-1 「楽山」で働く人々

『雲藩職制』によると、「楽山」の組織は「組外奉行（百二十石勤）一人 小算用小頭一人 御小人六人」と書かれている。しかし、「御用日記」により確認できるのは、奉行一人、小頭一人、御小人七人である。彼らが「楽山」内でどのような役割を担っていたのかを以下に述べる。

（1）御立山奉行

御立山奉行の職務は「楽山」の管理である。これまでにも記述した通り、「楽山」は他の御立山とは異なり、藩主やその家族、藩の賓客を迎える場所であり、季節の恵みを収穫する場所でもあり、巡礼や興行の場所でもある。これらに関する職務のほかに、三之丸御殿で行われる御用始めや大般若祈禱⁽⁵¹⁾などの行事への参加や、藩主が帰国する年だけ行う二之丸（椿谷）の御膳井戸の掃除などもあり、御立山奉行の職務は多岐にわたっていた（表4・表5参照）。



写真3 「御用日記」表紙

特に藩主の在国中は、藩主治郷や三助らの御茶屋利用がたびたびあり、その準備や出迎え・見送りなどをする必要があった。関連して、「沖覗を急いで持ってきてほしいと」いう依頼を津田御茶屋から受けるなど、急な対応を迫られることもあった⁽⁵²⁾。そして、治郷が松崎御茶屋に赴く際や円流寺・誓願寺・月照寺などへ参詣をする際の同行も御立山奉行の職務の一つだった。

「楽山」内の施設や樹木管理も御立山奉行の役割である。藩主が不在の時には、夏忘御茶屋などの建築（寛政3年）や、御茶屋の屋根の葺き替えなどの大きな修繕などを行っていたが、在国中にも寛政4（1792）年7月25日の台風で被害が出た場合など、必要な修繕をしていた。また、治郷の意向で布袋堂の修理⁽⁵³⁾ や楽山御茶屋「御床後御庭より南西の角より北東の角」⁽⁵⁴⁾ へ新道をつけている。

（2）小頭

「御用日記」に登場する小頭は古川祐左衛門といい、遅くとも森本久熊が御立山奉行の時から勤めていた人物である。古川祐左衛門は卒で、寛政7（1795）年12月22日に万役人に昇格している。

小頭の職務は御立山奉行の補佐である。実際の新道の住人や清所などとのやり取りや、御小人の管理は小頭が行っている。

（3）御小人

御小人は当初、長蔵・久蔵・吉助・又次・小八・権蔵・兵三郎の七名が登場する。彼らは御小人長屋に暮らす常勤の御小人である。御茶屋の掃除、御立山の植栽や田畠の管理、実りの収穫などを行っているとみられる。兵三郎は大工であるため、簡単な修理・修繕などは行っていたのではないだろうか。

ここで御小人の雇用について、「御用日記」などからわかるとを記しておく。寛政6（1794）年1月26日、大工業をつとめた兵三郎が老齢と病気により暇を願い出た際、代わりに西川津村の36歳の大工、久米右衛門が召し抱えられた。寛政8（1796）年1月28日には、40年間御小人を勤めた小八が、孫の忠之助と入れ替わりを願い出、許可されている。また、「御立山役屋敷 稲荷大明神狐之由来」に記されている明和元（1764）年時の御小人久兵衛が、長蔵の養父⁽⁵⁵⁾だと考えられる。御小人は基本的に世襲ではないが、それが許されることもあったようである。

（4）日雇

常勤の小頭や御小人の他に、人手が不足している時や急な予定が入った時などに日雇いとして臨時に人を雇う事もあった。日雇いは、他の用事に出ていた御小人の代わりに掃除や覗取りをしていた⁽⁵⁶⁾。「楽山」を訪れる役人の案内役を務めることもあったからか、勝手がわかる新道の住人が主に勤めていたようである⁽⁵⁷⁾。

3－2 新道の住人との関わり

2－（3）にも記述したとおり、「出雲鉢」の成立期には、松ノ木御門のそばに御茶屋があり、天神社などへ続く参道となっていた。しかし、享保18（1733）年に推惠社が建てられ新道が整備されると、そこが参道となり御立山奉行の管轄範囲となっていました。その職務として、治安の保持・新道沿いの建築物の管理・税金の徴収などをおこない、住人を管理していたようである。「御用日記」からわかるそれらの管理の実態をいくつか挙げて、以下に整理してみる。

（1）治安の保持

天明8（1788）年10月29日に立信院（六代藩主宗衍の正室）が死去したと知らせがあった際、御立山奉行が新道の住人へ次月5日まで「作事停止御忌之中鳴物音曲停止」の触れを周知させている。同様の触れは同年8月12日と9月5日にも出されている。奉行が新道へ周知させる触れはこの忌中のみらしく、他の触れは記されていない。推惠社の参道である新道は賑やかな場所であり早急に対応するため、

表4 御立山奉行の年間行事

月	日	行事	内容・備考
1	11	御用始め（三之丸御殿）	奉行は登城
	16	大般若祈祷・日待講（三之丸御殿）	16日に大般若御祈祷をし、その夜は日待
	20頃	給帳改め	
2	初午	稻荷神社祭礼 富興行	富興行のため、清所や御役人などが来る 小頭・御小人は手伝い
	25	天神社祭日	
	下旬	藩主の帰国前に手配すべきものを一覧にし、御用所へ届け出る	藩主帰国年のみ
3	12	富興行・小見せ物	
	中旬	藩主お見送り（津田馬場）	藩主出国時、小頭・御茶碗焼と（9月の時もある）
4	下旬	馬場御馬入れ	藩主帰国年のみ
5	上旬	御膳井戸の掃除	藩主帰国年のみ
	16	大般若祈祷・日待講（三之丸御殿）	
	23頃	藩主お出迎え（津田馬場）	帰国時、小頭・御茶碗焼と
	下旬～	竹の子シーズン	
6	17	弁天社祭礼	
	下旬	支配下・新道の宗門書提出	
8	12	推恵社祭礼	小頭・御小人は手伝い
	13	花相撲	推恵社の祭礼として開催
	下旬～	実りの秋	栗・松茸
9	9	重陽御礼（三之丸御殿）	奉行は登城
	16	大般若祈祷・日待講（三之丸御殿）	
12	中旬	運上銀受け取り	油座・豆腐座・綿打座から手形を受け取る
		御鰐山椒シーズン	御台所かお姫様へ持つて行く
	23	御用納め（三之丸御殿）	奉行は登城
	下旬	ご褒美	御立山奉行から小頭・御小人へ渡す
12・1	どちらか	節分	小頭と一緒に楽山御茶屋へ豆まき

「御用日記」により作成

表5 御立山の月行事

事項	時期	内容・備考
御代参	1・3・5・6・8・9月の12日	御側役が藩主の代わりに推恵社へ参拝する。御立山奉行は上下着用の上、作事小屋の杉垣前まで出る。御代参の後御茶屋会が催されることがある
御茶屋会	毎月12日ごろ	2月の初午などと日が重なる場合はずらす。また、雪の場合は船中で、寒さが厳しい時期は御花畠で行われることもある。8月の推恵社の祭礼時には小店見物なども行う。参加者は御側役・御納戸・御船奉行・御花畠奉行・御医師など
月照寺へお花を届ける	毎月3・5・14・16・26日	天明8年12月3日の記事には「寒菊・椿」とあるが、その他の花の種類は不明。
富興行	毎月12日	富興行の日は、小頭と御小人を手伝いに行かせる。この日に御茶屋会があれば、富興行の旨を伝えて小頭と御小人を富方へ行かせる
支配書の提出	毎月2日、正月は11日	御目附所へ前月分の支配書を提出する

「御用日記」により作成

本来触れを周知させる村役人ではなくそこを管轄する御立山奉行が触れを出したと考えられる。

毎年6月頃に宗門奉行へ提出する宗門書も、寛政元（1789）年6月25日の記述に「支配下宗門書出新道之者宗門書出式冊ニシテ大野権右衛門殿年番ニ付手紙相添遣候」とあり、御立山奉行が宗門奉行の大野権右衛門に支配下と新道之者の2冊を提出していることがわかる⁽⁵⁸⁾。宗門帳への記載は村方でも行っていたとみられるため、この「新道之者」の範囲が居住者全員を指すのか、それとも日雇いの者などを指すのかは不明だが、新道の居住者管理の一環として、宗門帳の書出・提出などを御立山奉行が行っていたのではないだろうか。

また、寛政5（1793）年3月29日、上出雲郷村の伊八は、新道の住人徳右衛門が持つ「手形三表」を購入したいと話をしていたが、徳右衛門は鍛治町の世新六に売ってしまった。その件について、村役人から小頭へ「今日郡屋へ徳右衛門儀ハ罷越候様」と連絡があり、奉行に処理をするよう要請があった。このように、新道の住人が関わる係争が生じた場合、村役人は御立山奉行にも伝えていたようである。

（2）新道沿いの建築物の管理

寛政元年5月25日、新道に屋敷を所有する甚助が都合により屋敷を取り壊したいと申し出た時、御立山奉行の武藤弥三右衛門は御用所の御用人・荒木源之進に伺いを立てた後に許可をしている。また、寛政6（1794）年10月13日に、御立山奉行の高橋織弥が御用人の青木甚左衛門の私邸に呼ばれて出向いたところ、桜屋仁右衛門という人物が、来春新道へ普請をしたいと願い出ていたと伝えられた。この件は、森本久熊が御立山奉行を務めていた頃（表1、②）に願出書の提出があったため、御用人から御立山奉行に伝えられたが、当初の申請は御立山奉行を通じて行われたと考えられる。

（3）税金の徵収

毎年12月に受け取る油座・豆腐座・綿打座の運上銭は、独立会計である⁽⁵⁹⁾「樂山」の収入源の一つとなっていることも見て取れる。また、「御用日記」に直接書かれてはいないが、富講や新道の住人などが催す興行なども「樂山」の収入源だったと考えられる。

3－3 橋の普請

前述のとおり、松平直政が出雲国に領地替えとなった頃の「樂山」の西側（現在の菅田町・大輪町・学園・西川津町の一部）には大きな潟湖があった。この潟湖は、18世紀以降の新田開発により徐々に埋め立てられ、陸地になっていく⁽⁶⁰⁾。これらの新田がいつ、どのような順序で作られたかは定かではないが、「雲陽大数録」⁽⁶¹⁾には「西川津入江享保五、六年の頃より新田初る、是を矢野原新田と云、又伊豆屋新田と云」と書かれており、享保5・6（1720・1721）年頃より御城下に近い菅田町・大輪町付近から潟湖の開発が始まったことがうかがえる⁽⁶²⁾。

この新田開発の中で、百足橋や田町橋がいつできたのかは不明なもの、島根県立図書館所蔵の「松江城下絵図」⁽⁶³⁾により、元文（1736）から延享年間（1748）には両橋ともになかったことが確認できる。しかし、天明6（1786）年頃に描かれた絵図（写真4）には新田をつなぐように二つの橋が架けられており、この約40～50年の内に造られたことがわかる。また、別の絵図では田町橋を「小百足橋」としており、百足橋と田町橋の関連をうかがわせる（写真5・6）。

「御用日記」には、百足橋や田町橋の普請について、寛政元（1788）年・同4（1792）年・同7（1795）年に記述がある。そこからは、本来であれば藩の管轄であると考えられる百足橋や田町橋の普請・修繕が、次第に御立山奉行へと移っていった様子がわかる。

寛政元年6月1日、百足橋が大損したため武藤弥三右衛門が御用所へ行き、御用人の荒木源之進に百足橋の修復について伺いを立てた。しかし、藩財政が厳しい中、すぐに修繕することが難しかったのだ

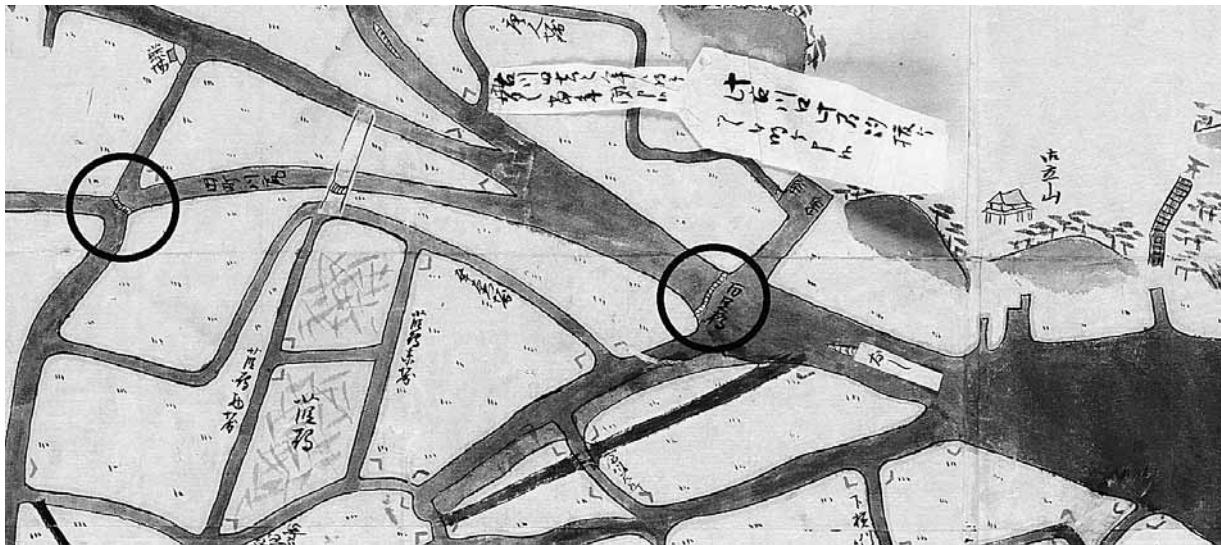


写真4 天明6年頃の百足橋と田町橋（「川下辺繪圖面」、島根大学附属図書館（桑原文庫）蔵）
左が田町橋、右が百足橋



写真5 百足橋（中山家文書B-6、松江歴史館蔵）

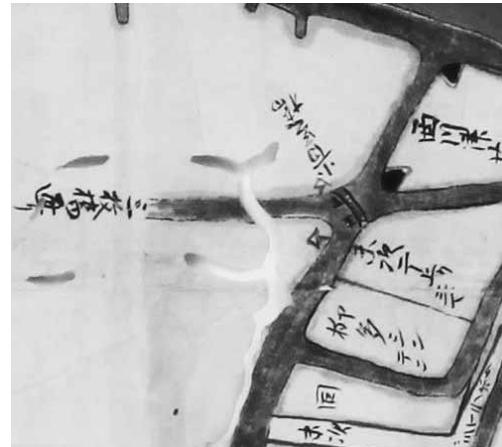


写真6 小百足橋（田町橋）（中山家文書B-6、松江歴史館蔵）

ろうか。8月5日に武藤が御用所に出向いた際、鵜飼一郎左衛門に「本道而無之、依之其儘可被差置」と伝えられた。「本道而無之」という記述からは、「楽山」へ行くときの主な交通機関は舟であったため、藩主やその周りの人物、または賓客を迎えるのに問題がなかったことも修繕を見送った一因であるとうかがえる。その後、9月24日に、今度は百足橋の主な利用者と考えられる富方（富講の元締めをする組織か）などから百足橋が壊れていて渡れないため修復したいと申し出があり、27日に武藤は御用所へ富方の覚え書きを提出した。富方の申し出は10月6日に御用人・御側役より受理され、百足橋が修復されることとなったのである。

百足橋の次の修復は寛政4（1792）年である。3月2日、荒木源之進から話があるとのことで、高橋織弥が御用所へ出向いた際、「先日殿様が『楽山』から帰る時に百足橋を通りかかったところ、壊れているところがあった」と伝えられた。そこで高橋は前奉行の武藤に相談し、寛政元年の時は「本道ではないのでそのままにしておくよう伝えられた」との旨を御用所に書面で提出した。ところが、5日に御用所からの呼び出しをうけて高橋が出向いたところ、御勝手方の大野多宮より、どこも橋を架けないので、御立山が責任者となり、大工に橋を架け直すかまたは修繕で済みそうか見積もりをさせ、村方や富

方がどのくらい錢を出すか詳しく書き差し出すよう命じられた。寛政元年の段階では富方が主となり集金などをしたと考えられるが、その役割を御立山奉行に担わせ、出資者は前回と同様に村方と富方としたのである。また、村方・富方とやり取りする中で田町橋も修繕が必要だとわかったのだろう。17日には田町橋も修繕するとの届けを御用所・御次部屋（側用人が詰める部屋）へ提出している。田町橋については、寛政4年まで日記に記述がないため、同年までの管理・修復等は御立山奉行を介さずに行われていたと推測される。

寛政7年には、百足橋・田町橋のかけ直しが行われた。高橋織弥は2月13日から田町橋かけ直しの見積もりを始め、19日、御用人の青木甚左衛門から田町橋のかけ直しは御立山奉行に命じると伝えられる。4月にかけ直しが終わった百足橋についても、同様に御立山奉行が行うよう命じられている。

寛政4年の大野多宮の進言をきっかけに、百足橋・田町橋のかけ直し・修繕は御立山奉行が管轄することが藩内での認識となった。寛政7年には、橋の修復をどうするか御用所へ伺いを立てることもなく御立山奉行が率先してかけ直しの段取りをしていることからもそれがうかがえる。

このように、主な使用者である近隣の住人や富方の要望、藩財政の情況なども相まって、「樂山」周辺の橋についても御立山奉行の管轄となっていったと考えられる。

おわりに

「樂山」は、藩主やその治世、御立山奉行の性質などにより中の施設を少しづつ変化させ、範囲を広げていった。藩主やその周辺、藩の要人や賓客を迎える施設という主要な役割は、ある時期から変化がないものの、建物などにその時期を治める藩主の趣向を取り込んでいたようだ。また、富講や花相撲、芝居・歌舞伎興行が行われるようになると、民衆にも娯楽を提供する場にもなっていく。

また、「樂山」は、御立山奉行を長として少人数で運営されていた。富講や推恵社や稻荷社の祭礼時には小頭や御小人を手伝いにやり、緊急時には新道に日雇いを頼んでいた。御立山奉行は、富講や興行に関することだけではなく、治安維持やそれに付随した宗門改め、新道沿いの建物の管理や住人からの税金の徴収なども職掌としていた。こうした新道からの収入は、「樂山」にとって大きなものであったと考えられる。藩からのそのため、「樂山」内の建物のみではなく、百足橋や田町橋といった、城下から「樂山」への陸路をつなぐ橋の修繕や架け替えも御立山奉行の管轄となっていた。

「樂山」の範囲や機能の変化に伴って、そこを管理する御立山奉行の職務の内容も変わり、御立山が管理する建築物も増えていく。本稿では、現時点で知ることのできる「樂山」と御立山奉行の様子を簡単に述べた。しかし、限られた史料の中では、十分に「樂山」の役割やその変化を述べることができたとは言えず、推測の域を出ない部分も多い。また、「御用日記」も一部を用いたのみにとどまり、全体の分析には至っていない。

今後、新たな史料の発見と「御用日記」の分析により、御立山の研究が深められていくことを期待したい。

参考文献・注

- (1) 「出雲鍬」(『松江市史』史料編 近世Ⅰ)に「笠之津御立山」と書かれていることから、他の御立山と区別するためにここでは「笠之津御立山」とした。
- (2) 「出雲陶物師次第」(米村家文書1-4-3)
- (3) 野津静一郎・上野富太郎編,『松江市誌』,1941, 1589~1600頁
- (4) 島根県編,『島根県史』第八卷,名著出版,1972, 247~255頁
- (5) 川津郷土誌編集委員会編,『川津郷土誌』,松江市川津公民館,1982, 600~614頁
- (6) 朝酌郷土誌編集委員会編,『朝酌郷土誌』,朝酌公民館,2001, 222~224頁
- (7) 芦田伊人編,『雲陽誌』,雄山閣,1930, 2頁・25~26頁
- (8) 松江市史編集委員会編,『松江市史』史料編5近世Ⅰ, 2011
- (9) 個人蔵
- (10) 重村俊介編著,国文学研究資料館蔵
- (11) 正井儀之丞・早川仲編,歴史図書社,1979, 69・70頁
- (12) 松江市史編集委員会編,168~170頁・465~470頁・763~722頁など
- (13) 米村家文書1-1,松江市蔵
- (14) 信楽寺文書,松江歴史館寄託
- (15) 壱番・弐番・三番・七番・八番・九番は上野富太郎筆写(奥村家所蔵)。四番・五番は野津静一郎筆写(野津敏夫家蔵、松江歴史館寄託)
- (16) 平田本陣記念館所蔵
- (17) 加田家五代目、四代目加田半六のこと
- (18) 「出雲鍬」松江市史編集委員会編,『松江市史』史料編5近世Ⅰ, 2011
- (19) 前掲,『雲陽誌』
- (20) 「断絶帳 其之五」,島根県立図書館蔵
- (21) 島根県立図書館郷土資料編,『松江藩列士録』全6巻,「断絶帳」全5巻,『新番組列士録』(『松江市歴史史料集』3, 松江市歴史まちづくり部史料編纂課, 2016)、いずれも原本は島根県立図書館蔵
- (22) 福井新平の名前は、「松平家代々家譜並御給帳」の中の「綱隆様寶山院様ト称御代御給帳」の「立山」の項に梶田安左衛門・前田平左衛門とともに併記されているほかは、どの史料にも見られない。しかし、「松平家代々家譜並御給帳」や陶澤家旧蔵の給帳に福永新平の名前が見えることから、福井は写し間違いかと考えられる。また、月照寺所蔵の給帳には、御花畠奉行の欄に福永新平、御立山奉行の欄に梶田安左衛門・前嶋平左衛門と書かれているため、御立山奉行を勤めていたかどうかも疑問が残る。どちらにせよ、「列士録」が成立する前に断絶した家とみえ詳細は不明である。
- (23) 図22「堀尾期松江城下町絵図」,松江市史編集委員会編,『松江市史』史料編11絵図・地図, 2014
- (24) 松江市史編集委員会編,『松江市史』通史編2中世Ⅱ, 2016, 410~416頁
- (25) 鴻湖の全体像については、本書掲載の大矢幸雄「松江市西川津地区の変貌と地名(小字)の消失」掲載図(図1・図2)を参照のこと
- (26) 「宝暦十四年 御立山神社旧記書出帳」(米村家文書1-4-33)の棟札の写しによる
『雲陽誌』には寛文12年、「雲陽秘事記」には寛文11年とある。
- (27) 「御作事所御役人帳」松江市史編集委員会編,『松江市史』別編1松江城, 2018,
原本は野津敏夫家所蔵(松江歴史館寄託)
- (28) 西島太郎「松江藩主の居所と行動—京極・松平期—」『松江市歴史叢書』2, 松江市教育委員会, 2010
宣維が松江に到着したのは5月24日である
- (29) 「御作事所御役人帳」『松江市史』別編1松江城(前掲)
- (30) 島根県神社序編,『神國島根』,1996復刻, 52頁
「出雲鍬」には享保19年2月18日遷宮とある
- (31) 松江市史編集委員会編,『松江市史』通史編4近世Ⅱ, 2020, 467頁

- (32) 松江市史編集委員会編,『松江市史』史料編7近世Ⅲ, 2015, 655頁
- (33) 括弧内は同史料の記述からの補足
- (34) 以下、役職は「列士録」による
- (35) 松平近朝
- (36) 前掲『松江藩列士録』第4巻, 2005
前掲『松江藩列士録』第5巻, 2006
- (37) 前掲『松江藩列士録』第3巻, 2005
前掲『松江藩列士録』第6巻, 2006
- (38) 「土工記」松江市史編集委員会編,『松江市史』史料編5近世Ⅰ, 2011, 858頁
- (39) 米村家文書1-4-32, 松江市蔵
- (40) 治郷に長男が生まれる寛永4年までは駒次郎と記述、号は雪川
- (41) 前掲『松江市誌』, 1999頁
- (42) 寛政元年3月・6月、寛政3年7月27日・8月、寛政7年2月の記述による
- (43) 以下、特に記述がない場合は「列士録」(『松江藩列士録』第六巻)を参照した
- (44) 石田家文書9-1-10-1, 島根県立図書館蔵
- (45) 「御立山惣図面」(安政二年), 推恵神社蔵
- (46) 普門院文書1-58, 普門院蔵
- (47) 普門院文書1-58, 1-59, 1-60, 1-63, 普門院蔵
- (48) 小林准士,『松江城下の町人と能楽』山陰研究ブックレット3, 島根大学法文学部山陰研究センター, 2014, 31~33頁
- (49) 466~470頁
- (50) 前掲『松江市史』史料編7近世Ⅲ, 2015, 266頁
- (51) 前掲『松江市史』通史編4近世Ⅱ, 539頁
- (52) 寛政元年閏6月16日
- (53) 寛政4年4月20日
- (54) 寛政7年8月21日
- (55) 「御用日記」寛政元年5月18日の項に、長蔵養父久兵衛縊死一件の記述がある
- (56) 寛政元年7月19日、同年9月1日
- (57) 寛政元年8月27日、同年12月25日
- (58) 「御用日記」は寛政元年6月25日、寛政5年6月23日、寛政6年6月17日に記述がみえる。寛政2年と4年は支配下のみの記述だが、新道分も提出していると考えられる。
- (59) 松江市史編集委員会編,『松江市史』通史編4近世Ⅱ, 2020, 769頁
- (60) 徳岡隆夫・高安克己・大矢幸雄,「絵図と測量図に見る大橋川の歴史」『松江市歴史叢書5』(松江市史研究3号), 松江市教育委員会, 2012
- (61) 前掲『松江市史』史料編5近世Ⅰ, 676頁
- (62) 前掲『川津郷土誌』, 258~274頁
- (63) 松江市史編集委員会編,『松江市史』「史料編11 絵図・地図」, 2014, 図26

(たかはし まちこ 松江市文化スポーツ部松江城・史料調査課歴史史料専門調査員)

楽山（御立山）にあった三つの御茶屋と推惠神社について

和田 嘉宥

はじめに

楽山（御立山）について、「雲陽秘事記」⁽¹⁾には「御立山御早々の事」として「市成村御立山御草創、寛文年中太守綱隆公初て此山を切開き、御茶屋を立給ふ。楽山臨水と号し給ふ」と記されており、『松江市誌』⁽²⁾には「楽山（御立山）は西川津町の南端低地に突き出た丘陵（標高47.3m）地であつて、寛文の昔松平綱隆の経営にかかるもので、爾來藩主の別墅地として林泉苑池を設け、池中の小島に弁財天の小祠を建て、或は天満宮を祀り御茶屋を構へ、薬師堂、円通堂も備つたということで、藩主の御なりは固より京都、大阪、尾道等の諸商売共が城下を訪るる時ここに案内せられて、歓楽街を盡すのが常であつたと云はれる。」と記されている。また、『雲藩職制』⁽³⁾には、「第一章 諸役所と其所管」で、「乙藩公直属のもの」の一つとして表御殿、奥御殿、御台所、御花畠などと共に、御立山があり、奉行の他、小算用1人、小人6人が配属され、「楽山は御山ともいふ。藩公の遊覧地にして、御茶屋あり、山には松、桜、霧島、楓等を、池には燕子花、専菜等を植付け、山水の眺望秀麗、附近には推惠神社、楽山焼陶器工場あり。」とあり、奉行所の陣容、職掌及び楽山の概要が記されている。

江戸時代、松江藩では藩内に藩主の参勤交代の際の休憩所として津田、荒島、安来、吉佐などに御茶屋が、また藩主の出雲大社参詣の休憩所として今市や平田などにも御茶屋が設けられていたが、松江城下近郊には別墅（別荘）として楽山（御立山）があり、その山内には楽山御茶屋、臨水御茶屋、夏忘御茶屋などの御茶屋が設けられていたことが知られている。寛文3年（1663）頃に二代綱隆によって開かれた楽山（御立山）は、藩主の別墅として幕末に至るまで御立山奉行によって維持管理されていたのである。

楽山（御立山）の管理等を記録したるものに「（御立山奉行）御用日記」⁽⁴⁾があるが、この「御用日記」は、2人の御立山奉行が勤めた期間、天明8年（1788）～寛政8年（1796）の8年間分が確認されているだけである。これにより、当時の楽山（御立山）の様子を知ることはできるが、天明8年以前については、「御作事所御役人帳」⁽⁵⁾に「御立山御茶屋出来」（天和2年〔1682〕）、「御立山弁財天社初出来」（元禄16年〔1703〕）との記述があり、綱隆によって開かれたこの楽山が松江藩の別墅として経営されていたことがわずかに確認できるだけである。

楽山の全体像を知る絵図資料としては「御立山惣絵図」（島根県立図書館蔵）⁽⁶⁾が現存する。これを見ると、山内には弁天池を中心とし、御茶屋とともに弁財天、薬師堂、円通堂、天神社、推惠社などの堂社が点在する。また、山内にはこの他、馬場、弓場、花畠なども配され、それらを管理する役人の長屋や番所が要所に置かれている。

前述のように天和2年（1682）には御作事所によって御立山御茶屋が出来ているが、それがどのような建物であったかは分からぬ。

楽山に設けられていた御茶屋がどのような建物であったのかは、この「御立山惣絵図」及び「御立山之内楽山御茶屋絵図」、「樂山御指図」⁽⁷⁾、「臨水御茶屋」⁽⁸⁾、「夏忘御茶屋」⁽⁸⁾などを通じてその平面形などが分かり、また、これらの御茶屋がどのように維持管理されていたかは「御用日記」を通して読み取ることできる。

本稿では、江戸時代に楽山内に設けられていた楽山御茶屋、臨水御茶屋、夏忘御茶屋がそれぞれどの

ような御茶屋であったかを概観する。また、楽山には江戸時代の唯一の歴史的建造物遺構である推惠神社が現存しているが、この建物についても言及する。

1. 楽山内における御茶屋の配置

「御立山惣絵図」を見ると、楽山（御立山）はほぼ中央に弁天池があり、楽山の南端中央に「御成門」が備わった舟着場がある。「楽山御茶屋」はこの御成門を北に少し進んだ所にあり、その北西には「焙炉場及び番屋」も附設している。中島に「弁天社」が安置されている弁天池の北東には「臨水御茶屋」がある。この「臨水御茶屋」から西に向かって道があり、その突き当たりに「薬師堂」がある。「薬師堂」の南西に「荆路御門」があり、さらにその西に「夏忘古跡後御門」と記された門が描かれているが、この図面には「夏忘御茶屋」は描かれていない。

「御用日記」の寛政5年（1793）9月23日には広瀬藩候・松平上野介直義が楽山を訪れた時の順路が「上野介様楽山御茶屋江被為入夫より焙爐場前下道御通桃ノ木馬場より御池西道御通土橋より板橋弁財天鳥井下御通石橋より御馬場御茶屋前より北ノ方江御通、夫より御的場通り大地形より臨水御茶屋江被為入、夫より長飛石薬師堂前荆路御門より夏忘御茶屋江被為入、夫より切通し桜谷より清水谷差来道楽山御茶屋へ被為入候」と記されており、当時、夏忘御茶屋は臨水御茶屋の西方、薬師堂のさらに西にあったと解釈できる。

「御用日記」の寛政4年7月11日に「臨水建直し之節御立山奉行志立太左衛門相勤候」とあるところから、臨水御茶屋は志立太左衛門が奉行の時代（安永5年 [1776] から天明6年 [1786]）に再建されていることが分かる⁽⁹⁾。夏忘御茶屋は「御用日記」から寛政元年（1789）8月に繩張りが行われ、その後、御作事所によって建てられ、同年4月18日に御作事所から御立山奉行に引き渡されていることが確認できる。⁽¹⁰⁾「御用日記」を通して、別墅として楽山の中でも楽山・臨水・夏忘の三つの御茶屋は藩主やその家族、そして賓客を迎えるべく維持管理されていたことが窺える。

楽山御茶屋および、臨水御茶屋のあった場所は、現在もほぼ平坦地になっており、現地に行くとその所在場所が確認できるし、夏忘御茶屋があった場所も、楽山の西端の高台であると推定できる。

次にこれらの建物がどのような御茶屋であったか、その特徴を明らかにしたい。



↑ 夏忘古跡御門

↑ 臨水御茶屋

図1 「御立山惣絵図」「御立山惣絵図」「御立山惣絵図」(部分)

2. 楽山御茶屋（図2、図3、図4、図5）

楽山御茶屋は「雲陽秘事記録」にあるように綱隆公によって立山が切り開かれた時に設けられた御茶屋「楽山臨水」が初源と見做せる。それがどのような建物で、どの場所にあったかははっきりしないが、「御立山惣絵図」（本書7頁）によりこの御茶屋が19世紀初頭には楽山の南端にある御成御門の北に延びる御成道の先の平坦地に設けられていたことが分かる。残念ながら楽山御茶屋は元治元年（1864）に焼失⁽¹¹⁾し、明治10年（1877）、その跡地には楽山神社⁽¹²⁾が創建されたが、この楽山神社も、明治32年には松江城二之丸に移築され、現在、この辺り（周辺）には東端に石段が確認できるだけである。

楽山御茶屋は、楽山の中では御成門から近く、「御用日記」からも藩主が最も重用していたことが窺えるし、焙炉場や番屋などが附設されるなど、楽山内では最も充足した施設だったことも理解できる。

「御立山惣絵図」には、建物の傍に「楽山御茶屋」とだけ記されるだけだが、その平面及び室名などは「御立山之内楽山御茶屋絵図」（図2、3）によって明らかにできる。

東に突き出しているのが御座之間（8畳）で、それに続いて御次（9畳）、三ノ間（12畳半）が藩主など客を迎える建物（棟）で、三ノ間から北西に溜之間、御廊下、仕立所、御玄関や御台所、椀部屋、板前など北西に伸びる建物（棟）が家臣や使用人のための施設である。また、三ノ間の南東には中庭（明地）を挟んで御風呂屋と御釜屋のある建物（棟）である。この御風呂屋は藩主などが鷹狩などの後に、汗を流すために設けられた施設であろう。

「御立山之内楽山御茶屋絵図」には「享和二亥年 御墓所建直繪図」と描かれた張り紙が付されているところから、この図が享和2年（1802）に作成されたものであることが確認できる。また、「御立山惣絵図」に描かれている楽山御茶屋の間取りは、「御立山之内楽山御茶屋絵図」と基本的に同じである。このことから、「御立山惣絵図」も

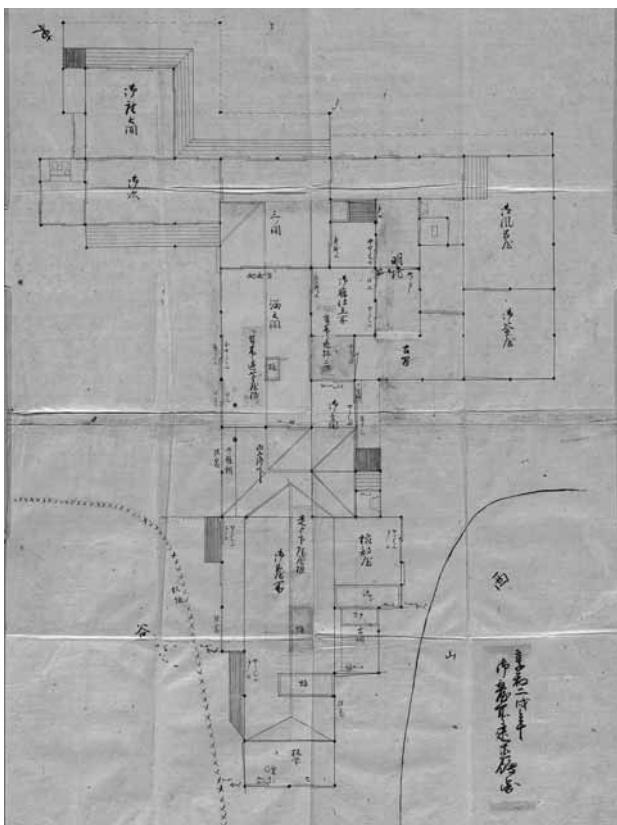


図2 「御立山之内楽茶屋絵図」
(島根県立図書館蔵)

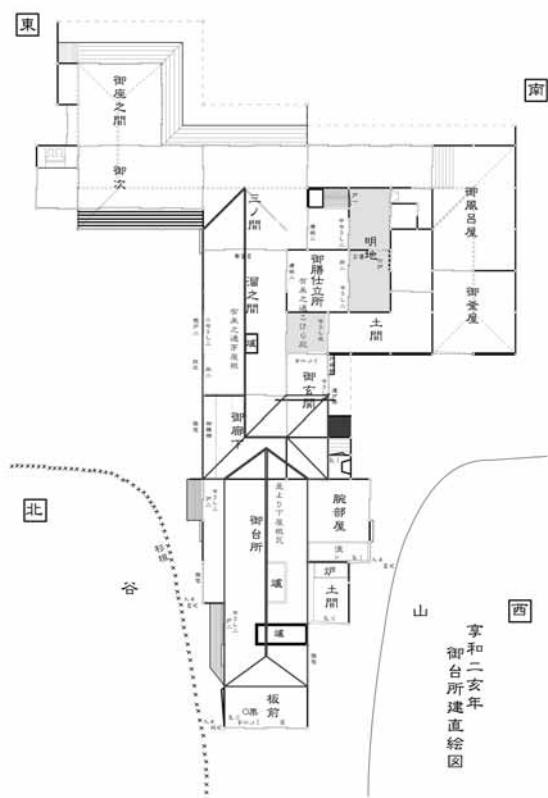


図3 楽山御茶屋平面1
「御立山之内楽茶屋絵図」より作図

享和 2 年前後には作成されていたと見做される。

「楽山御指図」(図 4) は享和 2 年以前、楽山御茶屋が建て直される前の建物の様子を図示していると見做される。御風呂屋の中に小風呂が設けているが、この小風呂は、現在、菅田山荘に見られるような蒸し風呂と同じ造りだったのではないか。

「御用日記」から、楽山御茶屋は天明 8 年(1788) に屋根の雨漏りなど破損箇所が見られ、屋根の葺替えが行われていることが分かる⁽¹³⁾が、その後も破損箇所が見られ、修復が繰り返されていることが窺える。また御座ノ間の床の間背後から北に降る道は「御用日記」から藩主治郷の所望により寛政 8 年(1796) に設けられた新道⁽¹⁴⁾であることが確認できる。

3. 臨水御茶屋(図 6、図 7、図 8、図 9)

「御立山物絵図」によると、臨水御茶屋は弁天池の北西に位置しており、西側に広く、池を臨む庭が設けられている。建物の具体的な間取りは「臨水御茶屋」(図 8) によって確認できる。玄関となる入口は建物の北西角に突き出ている土間で、幅 1 間、両開きの戸の上部には唐破風を付けている。内部は土間式の通路(露地)になっており飛石が配されている。まず両側に腰掛が設けられているが、ここが待合となる場所であることが理解できる。露地(土間)はほぼコの字に曲がっている。北側の竈土構えのある一角は台所であろう。主室は五畳(三畳+台目二畳)で、南側に付書院があり、西側は北半分が床の間と違棚、南半分は板の間とつながる襖(唐紙)で仕切られている。座敷五畳と土間境は、切目縁が設けられて、土間から座敷への上り口になっている。五畳の南部分の台目二畳には炉が備わっており、茶室としても使えるようになっていることが分かる。また、五畳と北側の二畳の間は唐紙二枚で仕切られているが、この二畳には東に竈土と流しが付設している。この二畳部分は茶立所であろう。土間の東面は掛戸を吊るすだけで、庭に対して開かれている。

臨水御茶屋は弁天池北西の高台に位置しており、自然景観にも溶け込む開放的な御茶屋であったことが分かる。

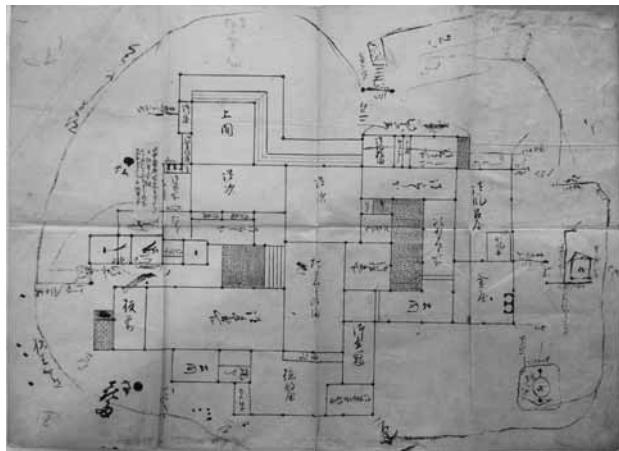


図 4 「楽山御指図」(島根県立図書館蔵)

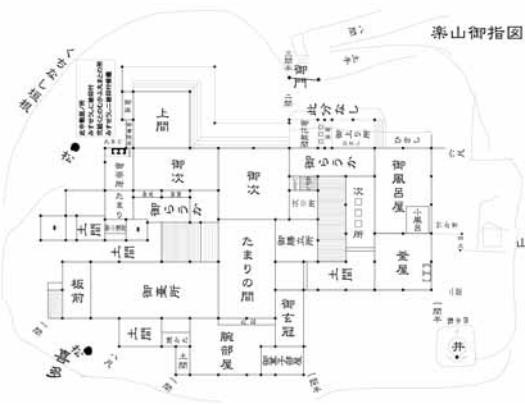


図 5 楽山御茶屋平面 2 (享和 2 年以前)
「楽山御指図」より作図



図 6 旧臨水亭の扁額



図 7 米村家蔵の扁額拓本

「御用日記」の寛政4年8月4日には樂山御茶屋と共に額に関する記述がある。臨水御茶屋の額については、まず「臨水對雲」とあり、続いて「一撮坐臨水 片心閑對雲」と記され、その後に印が押されていることが確認できるし、これと基本的に同じ内容の扁額（図6）が旧臨水亭（末次本町）の一階の客座敷に掲げられている。「御用日記」との相違は、左端部分で、扁額には「文化二乙丑五月 不昧書」とありその後に印が押されている箇所である。また、旧臨水亭の扁額とほぼ同じ内容の拓本が「御用日記」が所蔵されていた米村家に伝わる（図7）。いずれにしてもこの臨水御茶屋の建直しには藩主治郷（不昧）が深く関わっていたのは間違いないだろう。⁽¹⁵⁾

なお、治郷公は、小堀遠州が開基した大徳寺弧篭庵を再建し、ここに大円庵を営んだことが知られているが、扁額「臨水對雲」については、小堀遠州が伏見奉行所に営んだ鎖の間「臨水亭」（寛永2年1625）、及び、石清水八幡宮の滝本坊に営んだ「對雲閣」（寛永10年 1633）に因るものとも思われる。このことから推察するに、この臨水御茶屋は治郷（不昧）が遠州を偲びながら指図した御茶屋であったようにも思われる。

4. 夏忘御茶屋（図11、図12）

前述のように、夏忘御茶屋は臨水御茶屋の西方に建っていたと見做してよいが、「出雲鉄」には「夢の覚たる心地してあゆミけるに、夏忘れの御茶屋と見へて後の方ハ岸にして懸つくりにし給ふしつらひに、御上段に中通りまで四方を払ひ、夏忘といいつべしとおし思へり、最遙に風景を見渡すに松江の地ハ雲にひとしく湖水の流にうつり、遠方の山々は汀にうかび日本一河の所此景氣なるへし」と記されているところからも、その立地について推測できる。

現地に赴き、夏忘御茶屋があった地所をみると、建物の痕跡は容易に確認できないものの、樂山の西端のこの高台は、樂山内でも見晴らしのよい場所で、西方の松江城や市街地がよく見通せる。

間取りは「夏忘御茶屋」（図11）によって分かる。建物は東西六間、南北三間弱と細長く、東に入口があり、この入口を入れるとタタキ（三和土）で、長い延段や飛石が配置されており、臨水御茶屋同様、内露路になっていることが理解できる。北西部は約三坪ほどが板敷の主室で、その西に台目2畳の角

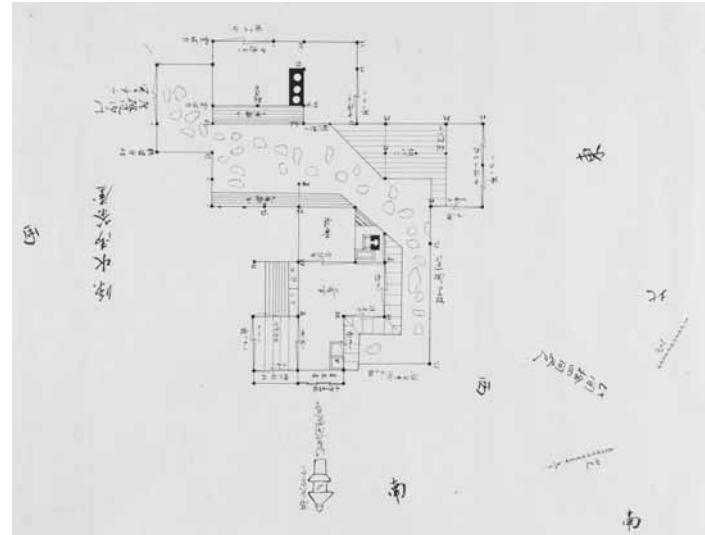


図8 臨水御茶屋（松江歴史館蔵）

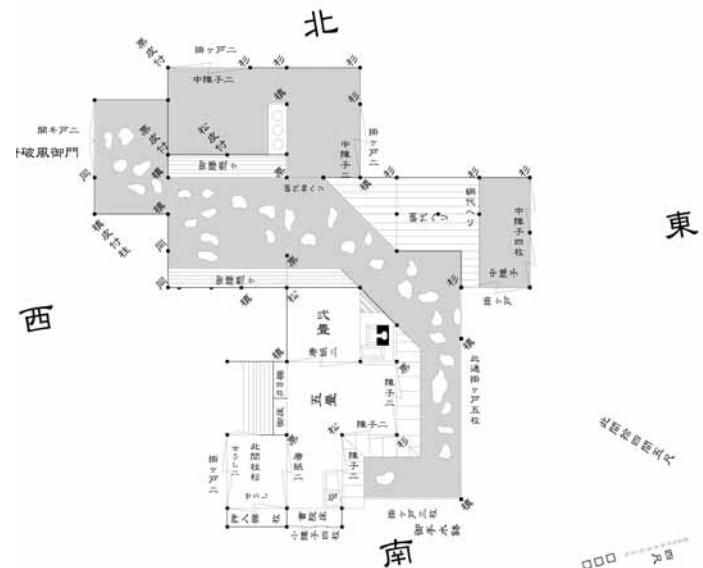


図9 臨水御茶屋平面

「臨水御茶屋」より作図

屋が付設する。主室の北東に床と棚と書院を備えた御上段があり、この主室の北西二方には縁が回されている。この建物の西方には南北方向共にそれぞれ垣が伸びているが、この縁及び台目二畳の外回りが「出雲鍬」の記述にある懸造りになっていたのかもしれない。この場所（縁廻り）から、西方を臨むと松江城下が見通せるようになっていたのだろう。夏忘御茶屋は、開放的な建物で、まったく夏向きの御茶屋であることがはからずも理解できる。そして御上段が設けられているところからも、藩主を迎えることを意図して造られた御茶屋であるとも推察できる。

ところで夏忘御茶屋は、管見する限り前記「出雲鍬」の記述が初見であるが、その後、取り壊されたらしく、「御用日記」によって寛政3年（1791）に再建されたことが分かる。御茶屋の再建にあたっては、寛政元年（1789）12月にまず縄張が行われ、その後、敷地周辺の松木が伐採され、この新しい御茶屋は月日をかけて建てられたようで、藩主（治郷）を始めて迎えたのは寛政3年12月9日である。この頃から新御茶屋は改めて夏忘御茶屋と称されるようになったと見えるが、治郷はこの御茶屋がいたく気に入っていたと見え、「御用日記」（寛政4年閏2月3日）には「殿様夏忘御茶屋思召被成御座候」と記されている。

なお、「御立山御茶屋御好書入」⁽¹⁶⁾には5通の文書が収納されていた中袋（図13）があり、それには他の御茶屋とともに「御立山夏忘御茶屋（中略） 絵図面 御大工頭」などと記載されており、松江藩御作事所の御大工頭が保管していた書類であることが分かる。「御立山御茶屋御好書入」の中に入っていた書類をよく見ると文書（1）の冒頭の図（図14）は夏忘御茶屋の西南に張り出す部分であることが分かるし、また、文書（4）には、夏忘御茶屋の各部位の材料名、その長さ、柱の場合は末口の径、仕上げなどが記されている。また、前述の西南に張り出す部分は「一間に八尺余」の「御茶所」、上段の間の天井は「鏡天井」で、その周辺は天井を張らず屋根裏、東の入口（縄すだれ）を入れた土間の北側の腰掛けは杉赤身の榑縁で、南側の四畳半には竈土が三つあり、土間と板の間からなり、土間はタタキ（三和土）、屋根は柿葺などであることが記されている。

夏忘御茶屋は、その平面図及び用いられている材料などを通して見る限り、皮付の丸太材をそのまま柱とした田舎屋風な佇まいである。似たような建物を上げるとすれば、桂離宮笑意軒などが思い浮かぶ

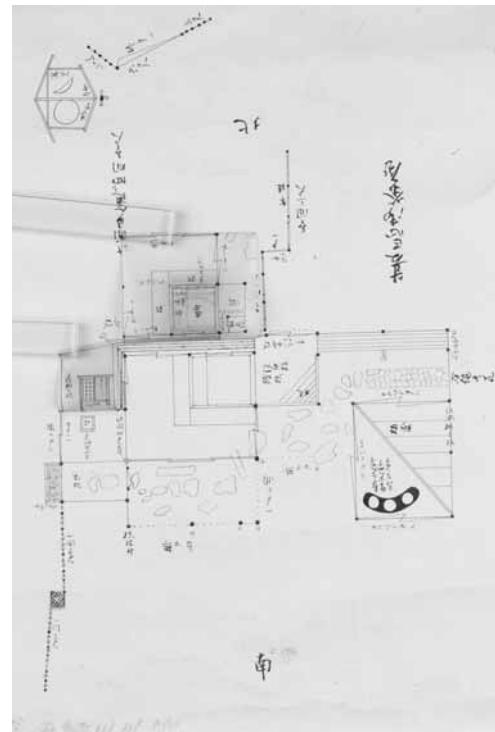


図11 夏忘御茶屋（松江歴史館蔵）



図12 夏忘御茶屋平面

が、夏忘御茶屋は別墅としての楽山の中でも見晴らしのよい場所に藩主を迎えるべく設けられた瀟洒で軽やかな御茶屋だったのである。

5. 推恵神社社殿

「御立山惣絵図」では推恵社、天神社、弁財天などの複数の神社が記されているが、現存するのは推恵神社（推恵社）だけである⁽¹⁷⁾。主祭神は二代藩主綱隆が延宝2年に隠岐に配流した日御碕検校・小野尊俊で、六代藩主宗衍の時、享保18年（1733）にその靈を楽山に祀るべく創建された。

現在、推恵神社の約四百坪の境内の入り口には石の鳥居が立ち、ここから石畳の奥にまず正面6間、側面2間の拝殿が、その奥には、幣殿を挟んで2間四方の本殿が建っている。現存する社殿の建築年は宝暦8年（1758）と思われる⁽¹⁸⁾。本殿は切妻造妻入で、正面に階を備えた向拝を伸ばしている幣殿につがっている。本殿は、前面1間が外陣、背面1間が内陣となっている。柱上にはまず平三斗を置き、その上には桁行方向に桁を伸ばし、軒は二軒繁垂木、屋根には反りがあるが、大社造変形と見做してよいだろう。

細部の意匠から松江藩御大工が関わったものであることは間違いない、背面虹梁上部の三角形の妻壁には如泥作と伝わる龍の彫り物⁽¹⁹⁾が掲げてある。

推恵神社の社殿は江戸時代中期の建築で、其の境内もさることながら本殿・幣殿・拝殿が一体化した貴重な建築遺構であることは間違いない。今後、神社の柱を含めた詳しい調査が行われ、保全と活用に向けた動きを期待したい。

おわりに

寛文年間に二代藩主綱隆によって松江城下の郊外である市成に拓かれた楽山（御立山）は、以後、御立山奉行によって維持管理が継続され、時代が降るに従い、藩主の別墅としての整備が行われてきたが、特に七代藩主治郷の時に御茶屋などの建築や修改築が盛んに行われたと思われる。

「御用日記」が記されている天明8年（1788）から寛政8年（1796）の間は七代藩主治郷治世の時代である。この間、藩主治郷は弟駒次郎（雪川）を伴い江戸と松江を行き来しているが、松江に帰ると、好んで家臣の宅や山屋



図13 「御立山茶屋好書入」中袋

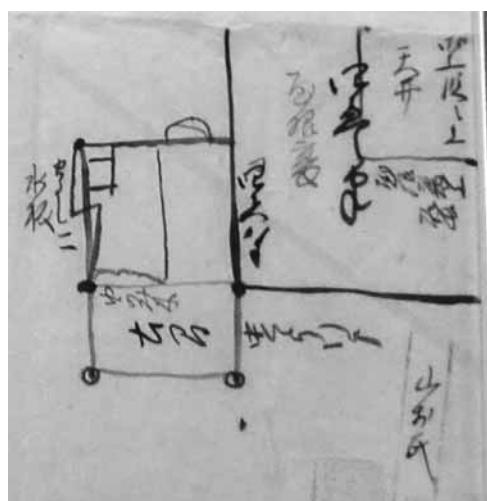


図14 文書1に描かれる茶立所廻り



写真3 推恵神社の蹲踞型手水鉢（南から）

敷を訪ねている。家臣の宅や山屋敷を訪れ、鷹狩りなどで郊外に出かける様子は、「御用日記」を通して窺える。

治郷は文化3年（1806）、55才で隠居し、不昧と号し、江戸大崎の下屋敷に11余りの茶室を営み、以後、茶三昧の生活を送ることになるが、寛政元年から同3年にかけて「古今名物類聚」を著し、松江には明々庵（1779年）や菅田庵（1792年）を指図するなど、茶の湯の嗜みを怠ることはなかった。

作事奉行近藤庄蔵が記した「演説之覓」には「御立山の普請」⁽²⁰⁾に関する記述もあるが、この「演説之覓」で、近藤庄蔵は、時節柄、普請を控え、僕約を上申している。ただ、この「演説之覓」から、逆に、当時、楽山では夏忘御茶屋の普請などが進んでいたことが推察できる。それは「御用日記」を通して、近藤庄蔵をはじめ作事奉行や御作事所の御大工等が、度々、楽山に行き、普請や修復にも関わり、御茶屋の維持に勤めていたことからも理解できる。

楽山は創設以来、松江藩主の別墅と位置付けられていたが「御用日記」を通して見ると七代藩主治郷の時代に、楽山は御茶屋を中心に別墅としての環境整備が御立山の役人と御作事所が連携しながら行っていたことが確認できるし、その中で臨水御茶屋が再建され、夏忘御茶屋も新しく建てられたのである。

治郷は文化3年（1806）に藩主を嗣子齋恒に譲り、大崎の下屋敷に隠居するが、下屋敷には茶苑を営み、京都の大徳寺弧篷庵には大圓庵を、松江城には妙喜庵を営む。茶の嗜みは既に藩主の時代から培われており、国元に帰ると、家臣の本宅や山屋敷を訪れ、明々庵や菅田庵などの指図を行っていた。茶の湯に対する造詣が強かったからこそ、別墅である楽山において御茶屋の指図や普請などに思いを強くしたのであろう。このことは茶道門下の一人広瀬藩主上野介や宇治の茶商上林三入など親しい人々が楽山を訪れている⁽²¹⁾ことからも推察できる。治郷は藩主時代に培った茶人としての好みが楽山での御茶屋の営みで培われ、やがて大崎下屋敷での茶苑作りの構想へと向かうことになったと思われてならない。このことは治郷が20歳で「むだごと」を記し、以来、茶の湯を見極めようと努め、藩主時代の残り10年は、「隠居の文」に「苦四十年、樂十年」と書き記していることからも、さらに茶の湯の道を歩もうとする姿勢が強くなっていることが窺える。

また、楽山には藩政時代の建築として推惠神社が現存しているが、この神社建築は外觀から望見するだけでも江戸時代の優れた神社建築であることが理解できるし、社殿を中心とする神社景観もよく整っている。江戸時代後期に、楽山はこの神社を中心に市中の人々が訪れ賑わっていたことが「出雲鍬」や『朝酌郷土誌』記載の「御立山」などを通して窺える。

松江藩主の別墅となっていた楽山（御立山）の主要部分は、現在、松江市が所有し「楽山公園整備事業基本計画」も策定されている。ただ、松江市による楽山公園の整備事業は、現状を見る限りではあまり好ましい状況とは言い難い。近年、松江市では松江城や月照寺の保存管理が継続的に且つ精力的に進められているが、楽山公園も松江市にとって貴重な歴史的な遺産であり、史跡としても価値があると見做してよいだろう。

（謝辞に変えて）

本稿をまとめるにあたっては松江城・史料調査課の諸氏より多岐にわたってご教示いただき、「御用日記」はじめ関係資料を提供していただいた。ここに記して謝辞とする。なお、楽山研究に加わらせていただく中で、楽山のお山を歩きながら、楽山の歴史的な存在価値は高くなってきたし、楽山は松江城と一体的な貴重な史跡であるとの思いが強くなってきた。今後は、楽山公園とその周辺に対する調査及び保存活用に対する取り組みが新たな課題であろう。

注

- (1) 「雲陽秘事記」は初代直政から6代宗衍まで、藩主とその周辺の人々に関する逸話を記したもの。原本はないが写本がいくつかある。解説書として田中則雄著『雲陽秘事記と松江藩の人々』(松江市ふるさと文庫13)がある。
- (2) 『松江市誌』(昭和16年) p.1598.
- (3) 正井儀之丞・早川仲著『雲藩職制』(昭和54年)。
- (4) 米村家所蔵資料の一。「御用日記」は御立山奉行であった武藤弥三右衛門、高橋織弥の時代の記録である。天明8年8月5日から寛政8年12月18日までの9冊。表紙には「御用日記一番」と表記されている。
- (5) 「御作事所御役人帳」は『松江市誌』編纂当時、野津静一郎が蒐集した史料の一つで、以来、野津家が所蔵し、その後、松江歴史館に寄託されたものである。
- (6) 「御立山惣絵図」は御作事所の御大工の家柄で明治以降、松江県・島根県に所属していた山村氏が島根県立図書館に一括して寄贈した「山村氏寄贈資料」99点の一つで、楽山関係では、他に絵図「御立山之内樂山御茶屋絵図」及び「樂山御指図」と文書「御立山御茶屋御好伺書入」一袋(文書4点)などがある。
- (7) 前掲「山村氏寄贈資料」(島根県立図書館蔵)。
- (8) 松江歴史館蔵。2枚とも江戸時代に作製された御茶屋の図面。建築及び修復に際して作られもので、「夏忘御茶屋」は何枚かの折図が貼られており、おこし絵図風に作られたもので、立体的な復元が可能である。
- (9) 臨水御茶屋について「御用日記」の寛政4年7月11日には「臨水建直し之節御立山奉行志立太左衛門相勤候」と記されている。志立太左衛門が御立山奉行を勤めたのは、「列士録」によると安永5年(1776)10月15日から天明6年(1786)3月1日までである。
- (10) 夏忘御茶屋については、建築予定地の縄張りが始まり、殿様(治郷)の御成、その後の修理修復、周辺の環境整備などが「御用日記」によって確認できる(寛政元年8月23日「御立山夏忘之所江此度御茶屋致出来候旨仍而後程佐々佐々其外御作事者等遣之候而縄張いたし候」、同2年4月16日「此度新御茶屋建候付近辺之松根伐被仰出候(後略)」、同3年1月17日「新御茶屋残御造作有之付今日より取懸候旨御作事御役人相届申候」、同年4月18日の「新御茶屋出来受取候段御用所御次へも相届」、同年12月14日「殿様(治郷)夏忘御茶屋江被為入候」、その他)。
- (11) 『松江市史 資料編7 近世III』p.266.三谷家文書「内外御用状頭書」に「樂山御茶屋焼失之由」とある。
- (12) 楽山神社は松平直政を祀るべく明治10年6月に竣工し、地名から楽山神社と称されたが、明治32年にこの神社を松江城内に移転する議が起り、併せて維持が困難になっていた圓流寺の東照宮の旧社殿を松江城内に移して松江神社の社殿とすることになる。楽山神社から松江神社への遷宮は明治32年10月18日であった。
- (13) 「御用日記」の天明8年9月9日には「樂山御茶屋屋根御修覆相済候(後略)」と記されている。
- (14) 「御用日記」の寛政7年8月20日には「殿様思召ニ付而樂山御茶屋南西角御床ノ後御庭北ノ角江新ニ道拵候様被仰付候旨和多田二平二殿より被仰渡候」とある。
- (15) 扁額と拓本では木目が異なっており、書体は似ているが、材質に差異が認められ、二つは別々の扁額であったことが分かるが、いずれも「不昧書之」とある。扁額は不昧の意向により新た(文化2年)に作られたものと解釈できる。
- (16) 島根県立図書館蔵。「御立山惣絵図」、「御立山之内樂山御茶屋絵図」と共に上村氏寄贈資料の一である。
- (17) 弁天社は弁天池の中島に祠が現存するが、明治期に推惠神社に合祀された。
- (18) 「松江藩列士録」杉本九助の項に「同(宝暦)八戌寅年六月二日推惠靈社御造営付社米方請口被仰付御急之御普請之処出精相勤付而為御褒美御目録二百疋被下之」と記載されている。
- (19) 『松平不昧傳』(大正6年)には如泥作の一つとして「八束郡川津村推惠神社の龍の彫物」が記されている。
- (20) 『松江市誌』には「御立山の普請」として「奥御殿毀之儀、此間頻に御大工頭取懸度旨申出候得共、先差留置申候、此度御立山と兩處之普請二百坪に未満候得者、十八萬六千石に割付候得者、千石に付一坪たらずの御普請に御座候得共、上に御普請御座候に付、雙方人氣緩み、普請悉多相成、御國中一統之侈に相成申候間、御行も難被仰上とは奉存候得共、右之趣被仰上、年延之儀御願被遊度奉存候、惣而上に御立被成候御方之御行跡者、下江悉響候儀是を以御推察被成(以下略)」と記載されている。
- (21) 「御用日記」には上野介を楽山に迎えたことを表す寛政5年9月23日の「覚」が、また、上林三入については

同8年2月4日に楽山に遊んだことが記されている。上野介は茶道における不昧の門人の一人・広瀬藩主松平直義（1754～1803）。上林三入は宇治の茶商上林家八代忠栄（1819年没72歳）である。「中ノ白」は不昧（一々斎宗納）が名付けた茶銘として知られているが、上林家には不昧筆「新に製茶求名、昔と一の中とあるに依り、既中ノ白と云べし。 寛政八辰春二月 一々斎」の軸が所蔵されており、上記「御用日記」の日付と相応している。

（わだ よしひろ 米子工業高等専門学校名誉教授、松江市文化財保護審議会委員）

歴史公文書に見る楽山公園の歴史

小山 祥子

はじめに

松江市西川津町に所在する楽山公園は、松江市都市公園条例（平成17年3月31日制定、条例第340号）に定められた松江市の都市公園のひとつである。名称は「^{らくざん}樂山公園」、所在地は松江市西川津町字樂山3386番1となっている。その成立は古く、藩政時代の松江藩主の別荘地としての姿をある程度残したまま、市民の憩いの場としての歴史をたどってきた。広大な敷地に多様な樹木を有し、静かな池の周りをゆっくりと散策すれば、現実社会とは一線を画した別世界へと連れて行ってくれる。



写真1 現在の樂山公園（弁天池周辺）（2021年秋撮影）

すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。」としており、都市公園もこの理念の基に設定された、都市計画区域内に設けられた施設である。

藩政時代の終焉後、松平家管理の時代を経た後、行政の手によって整備されてきた樂山公園の歴史を、近代以降の歴史史料、とりわけ公文書を基に紐解いてみたい。

1. 明治～昭和初期の樂山

①松平家管理の時代（～昭和13年）

明治4年（1871）の廢藩置県により、樂山は松江藩としてではなく、松平家の所有となった。とはいえる、最後の藩主・松平定安は明治4年9月に東京に居を移しており（『松平定安公伝』）、実質的な管理は松平家松江事務所が行っていたものと思われる。藩政期、樂山には様々な施設があったとされるが、中でも代表的な「樂山御茶屋」・「臨水御茶屋」などの御茶屋がいつなくなつたのか、明確にはわかっていない。ただ「樂山御茶屋」については、元治元年（1864）に火災により焼失したとの記録があり、時期的に再建された可能性は非常に低く、おそらくこの時点でなくなつていたものと思われる。^②

明治10年（1877）には松江藩の士族関係者により、樂山御茶屋跡に松平直政を祭神とする樂山神社が

公園を説明する前段として、「都市公園」について法律に沿って触れておきたい。都市公園とは、都市公園法（昭和31年制定）に定められた公園で、その定義は「都市計画施設（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第六項に規定する都市計画施設をいう。以下略）である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が同条第二項に規定する都市計画区域内において設置する公園又は緑地」（都市公園法第二条第一項）とされる。^①

都市計画法上の理念は、「都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保

創建された。その社地選定においては、楽山は「地域清浄にして且松平家に深き縁故あり。加之、同神社新築の為に、将来公園とするに至らば、便宜少かちず」⁽³⁾との議論があったようである。この時期に、既に将来公園にとの意識があったことは興味深い。楽山神社建築にあたっては、楽山の山林にある立ち木の中から、建築用に供すべき木材も提供された。その後同31年（1898）には、寛永5年（1628）に堀尾忠晴が朝酌村（字西尾）に創建した徳川家康神靈社（東照宮）を合祀して、明治32年（1899）に松江城二之丸に奉遷し、名称を松江神社と改めている。

当時の松平家当主は12代目松平直亮。直亮は晩年、それまで松平家が所有してきた数々の宝物や土地などの財産を、郷里のためにと寄附してきた人物である。昭和2年（1927）には松平家から島根県と松江市に対し、城山公園一帯が寄附されている。その際の様子として、松江市議会での議員の発言に下記のようにある。

昭和2年（1927） 市議会における松平家からの土地建物寄付に関する市長・議員の発言

（松江市会「自大正十四年至昭和二年 会議録」『松江市史』史料編10「近現代II」所収）

第九四号 松平家ヨリ寄付ノ土地建物々件収受ノ件

（中略）

一、十五番（川岡）本按松平家カラ御寄付ノ事柄ハ本市ニ取り重大ノ事柄ニテ本按ニ意見ヲ述ルニ先チ一応申述タイ。由来本市ニ公園ノ施設ナク僅ニ伯爵家ノ御好意ニ依リ千鳥遊園トシテ公開セラレ、多年維持ノ御迷惑ヲ備ヘ来リシコトハ遺憾トスル所ナリ。遊覧都市トシテ松江ノ遊園ガ其区域稍狭隘ノ感アリ、前市長ノ時希望トシテ借用地域拡張ヲ非公式ニ願出タコトモアツタ。昨年五月三谷助役山根議員ト共ニ伯爵邸ニ伺候セシニ、図ラズモ伯爵閣下ニ拝謁シ、閣下ノ御下問ニ任せ松江話ノ節ニ序ニ千鳥遊園全部拝借ノ事及楽山ニ御別邸ヲ設ケラレ年々旧領地御視察旁御來松御保養等ノ事ナド願出夕時、閣下ハ頗ル御愉快ニ高笑セラレ後段ノ事ハ不可能ダト御答サレタ事モアツタガ、其後家令ヨリ三谷助役ヘノ話ニ近年伯爵閣下ハ病氣勝ノ為面会ナド一切御謝絶ナリシニ丁度アノ日ハ久振リニ稀ナ御快気デ諸氏ニ面会後頗ル面白カツタト御愉快ニ仰セラレタノ事デアツタ。左レド之ハ容易ナラザル問題デ我々共不遜ノ申出ヲシタト窃カニ恐懼ニ堪ヘザリシ。（後略）

ここでは、前年の昭和元年5月、当時の助役の三谷氏と議員の山根氏が松平直亮伯爵を訪ねた際、千鳥遊園全部の松江市への貸出とともに、楽山に別邸を設け旧領地の視察の傍ら保養などしては、と申し出ていたことが記される。この別邸案に対し直亮は高笑し、「不可能だ」と答えたようだ。このことからは、松平家が楽山を保有してはいるものの、当主が保養するような別荘などの建物はなかったことがうかがえる。

②松平家から川津村への寄附（昭和13年12月）

昭和11年（1936）2月、楽山のある川津村有志によって「楽山保勝会」が発足された。その会則（写真2）⁽⁴⁾によると、本会の目的は、「川津村字楽山ノ景勝ヲ保存シ旧藩時代藩主ノ遊園地トシテ施設セラレタル其ノ傳ヲ永ク後世ニ伝ヒ以テ藩主ノ御遺業ヲ偲ビ来遊者ノ便宜ヲ圖ル」とある。具体的な事業として、最初に挙げられているのが「旧施設ノ復活」とあることが注目される。この旧施設とは、かつてあった「楽山御茶屋」「臨水御茶屋」「夏忘御茶屋」などの建物施設を指しているものと思われる。その他、古木の保護、遊覧施設などが挙げられ、旧藩時代を偲びながら時代に合わせた遊覧、すなわち觀

光客に意識を向けたものであったと考えられる。会の経費は寄付金、補助金、雑収入とされた。



写真2 「樂山保勝会々則」(野津家文書474)

・「島根評論」(第16卷第1号) 昭和14年1月

一記者「松平令嗣の御国入」

(前略) 今回松平家から川津村に寄附されんとする樂山は、心字池を中心とする約五万坪の景勝地であって、同地は松平家二代宝山院綱隆公の草創にかかり、この山を切り開いて社寺を建て、又處々にお茶屋を設け、池水と木立の配置の妙を喜んで「樂山」と名づけられた。其後不昧公大に力を入れられ、種々なる施設をなされたと雖も所謂治に居て乱を忘れず、此處にも一方に弓馬の練武場を設け、常に演武を怠られなかつたのである。現に其旧蹟各所に存し、桜の馬場の如きは殊に有名にして、旧藩公の別墅の面影をそのまま残し居る。

・「シマネ文化」(昭和13年12月号)

「松平伯爵家より 樂山を川津へ寄附」

(前略) 今度松平家家扶原熊太郎氏の手で、川津村に寄附方申込んで来たが川津村としては寄附に対し心よく受けことになり、こゝに原氏はこの手続をとるため、過般上京松平家に報告その承諾を得るところあったが、此樂山寄附は郷土への大きな贈り物であり、地元民は感激狂喜してゐる。

そのわずか2年後、昭和15年(1940)10月7日、松平直亮は肺炎のため74歳で亡くなった。樂山の寄附は、直亮にとって最晩年の大仕事であったのかもしれない。

③松江市との合併 (昭和14年3月)

川津村に樂山が寄附されてわずか2カ月後、松江市と川津村は合併した。川津村が作成した公文書、「合併引継書」には、樂山公園の取扱いについて特別に記された一節がある。

・0-0003-1「合併引継書 (川津村役場、昭和14年3月)」

「樂山公園ニ関スル件

旧藩主松平家ヨリ旧川津村ノ公益ヲ増進シ其発展ヲ企図シ併セテ遺跡保存並ニ公園ノ施設ヲ為ス

その後、昭和13年(1938)11月30日に至り、松平直亮は樂山の川津村への寄附を申し出た。翌12月14日には受領され、以後、樂山は川津村の所管となった。昭和2年に松江城山公園一帯が松江市へ寄附されてから11年後のことであった。このことは地元民にとって大きなニュースであったらしく、当時の雑誌では特集が組まれ、以下のように大きく取り上げられている。

目的ヲ以テ／山林、畠、原野、溜池壱町六反參畝余ノ地所ヲ無償寄附セラレタリ／旧川津村ニ於テモ保勝会ト協力致々トシテ此趣旨ニ添フヘク努力シツ、アリ、／而シテ松江市ヨリハ保勝会ニ年々多額ノ補助ヲナシ以テ旧蹟保存ニ公園ノ施設ニ援助セラレタルガ／市村合併ノ上ハ尚一段ノ助成ヲ仰キ旧態ノ美觀ニ復帰セシメラレントヲ切望ス」

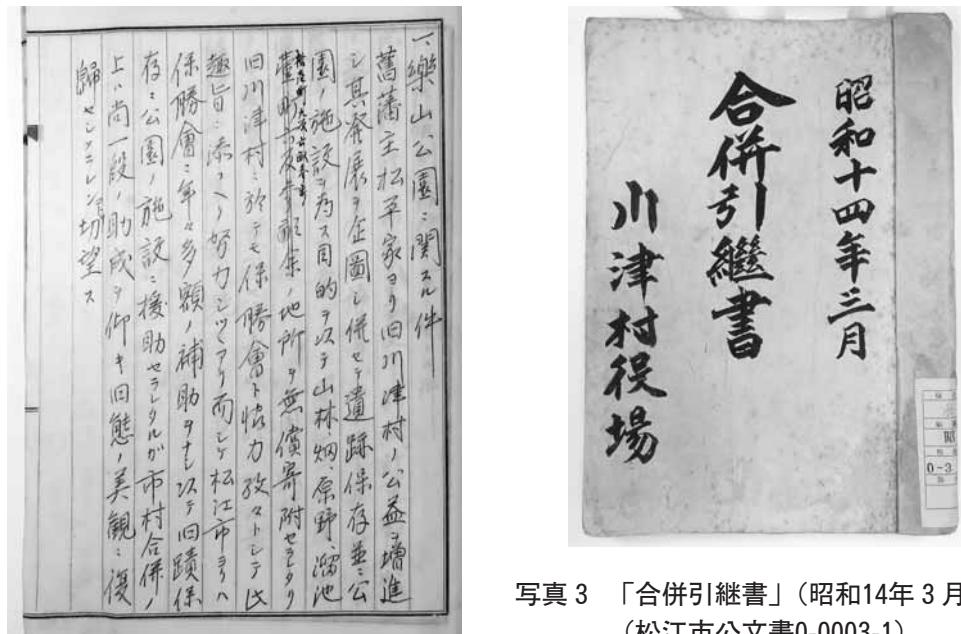


写真3 「合併引継書」(昭和14年3月)
(松江市公文書0-0003-1)

合併の上は、「旧態の美觀に復帰させること」を切望している。松平家から直接寄附を受けた川津村としては、相応の敬意と責任を持って、合併先の松江市に約束を取り付ける必要があったとみられる。その一方で、松江市としても樂山を市域に含めることは大きなメリットがあったとみられる。以下の史料は、その考えがうかがえるものである。

• 0-00005 「川津村編入関係文書」(松江市庶務課、昭和14年2月11日)

「川津村ヲ松江市ニ合併スルヲ有利ナリトスル主ナル事項」

(前略)

三、松江市ハ観光遊覧都市ニシテ彼ノ菅田庵、樂山、嵩山等ノ名所地ヲ松江市内ニ包擁シ完全ナル観光ルートヲ作り時代的観光遊覧ノ施設ヲ行フハ吾松江市遊覧觀光ノ發展上極メテ緊切トル所ナリ

(後略)

ここでは、川津村と合併することの有利な点として、菅田庵、嵩山とならび樂山を名所地として松江市内に含めることで、観光遊覧都市として完全な観光ルートを作る思惑があったことがうかがえる。当時、松江市は石倉俊寛市長の在任中であった。石倉市長は湖岸道路建設をはじめとする様々な道路行政に取り組んだことで知られるが、「今後の松江の発展のためには、遊覧都市としての特性を發揮する施設の建設に取り組むべきである」との信念のもと、後の国際文化観光都市への足掛かりとなる様々な事業を推進してきた⁽⁵⁾。石倉市政にとって、樂山を入手することは大きな意味があったと考えられる。松江市は、樂山公園を「旧態の美觀に復帰」することを基としながらも、「時代的観光遊覧の施設」とし

て位置づけ、「松江市遊覧観光の発展上極めて緊切」とまで考えていたのである。

2. 松江市における楽山公園整備事業

昭和14年の合併により楽山公園を市域に取り込んだ松江市だが、その整備に着手できるまでには長い時間がかかった。公園の整備は都市計画の一環と位置付けられ、楽山公園も松江市の都市計画行政に組み込まれた。少し時代はさかのぼるが、松江市が都市計画の実施を決定したのは大正15年（1926）6月であった。その後昭和3年1月1日に都市計画法の適用を受け、本格的な都市計画行政が始まっている。しかし、昭和18年～終戦までは戦時中ということもあり、着手した事業は一時中断、戦後になり、昭和25年度に政府が設定した全国113都市の新しい都市計画モデル都市の一つに松江市も指定を受け、基礎調査が行われた。調査は翌26年から30年にかけて行われ、従来の計画の一部を変更、新しい都市計画を樹立した。⁽⁶⁾

この間、昭和26年3月1日付で「松江国際文化観光都市建設法」が制定、その附則として、「この法律施行の際、現に執行中の松江都市計画事業は、これを松江国際文化観光都市建設事業とみなす」とされた。⁽⁷⁾ 昭和32年には新たに10か年計画が出来上がり（昭和32年建設省告示第127号）、楽山公園も都市公園として計画決定されたのである。なお、この頃の状況として、楽山は昭和24年頃から現在の野球場ゾーンが島根県の林業試験場として利用されていたが、昭和36年に松江市へ管理権が返還されている。

表1 昭和37年の公園・運動場

（『新修松江市誌』1020頁、第204表を転載）

	名称	面積（m ² ）	主な施設など
山の公園	城山公園	186,600	自然樹林、松江城
	楽山公園	216,000	自然樹林
	床几山公園	3,000	
	笠森山公園		未着手
	緑山公園	100,000	旧陸軍墓地
湖の公園	末次公園	24,000	児童遊園地
	白潟公園	17,800	競泳プール
	岸公園	7,200	浜乃木干拓地に新設
	嫁が島公園	1,500	照明灯
公街園の	朝日公園		未着手
	寺町公園		未着手
運動場	北運動場	43,100	陸上競技場、野球場
	南運動場		未着手

昭和37年（1962）頃、松江市の公園面積は市民一人当たり5.6m²であり、都市公園法によって示されている最低基準面積にわずかに満たないものであった。表1のとおり、その中に楽山公園も「山の公園」の一つとして216,000m²が挙げられ、市域で最も広大な公園として計上されている。⁽⁸⁾

そして、昭和40年（1965）9月、いよいよ松江国際文化観光都市建設設計画第5号（楽山）公園という名称で、建設大臣宛に届け出た。以下はその決裁文書である。

- ・2230015「楽山公園事業決定等綴」より 県経由 濱戸山三男建設大臣宛て内申決裁文書「松江国際文化観光都市建設設計画公園事業および執行年度割について」（昭和40年9月）[市長決裁（※門脇助役代決）]

第1 松江国際文化観光都市建設設計画第5号（楽山）公園を、次のように都市計画事業とする。

公園番号	名 称	位 置	地 積	設 備
第5号	松江国際文化観光都市建設 計画第5号（楽山）公園	松江市西川 津町地内	約16.6ha	園路、橋梁、テニスコート、遊戯施設、植栽、ベンチ、便所、休憩舎

「別紙図面表示のとおり」

（現況図面、計画図面、地籍図、設備構造図など全13図が添付）

第2 前項の事業の執行年度割を、次のように決定する。

昭和40年度	約 1割2分
昭和41年度	約 2割9分
昭和42年度	約 3割0分
昭和43年度	約 2割9分

第3 理由書

本公園は、市街地西北役1kmの郊外にある旧藩主松平公の別荘地跡で、老樹うっそうと茂った小丘陵地であって、樹種の多いことは全国でもまれにみるといわれ、あたかも植物園の感があり、市民のいこいの地として園路事業等を実施しようとするものであります。

なお、昭和32年建設省告示第127号をもって計画決定を受けております。

現況説明

本公園は、旧藩主松平公の別荘地で、老樹うっそうと茂り現在荒廃してはいるが、林泉苑池は深山の如き感があり、市民の一日の行楽に最適の地で、広くリクリエーションの地として利用されている。



写真4 昭和40年代に園路に整備されたとみられる東屋
(2021年秋撮影)

ここでは、昭和40～43年度の4か年計画で執行の予定を立て、公園に必要な園路、橋梁、植栽、ベンチ、便所といった整備のほか、テニスコートや遊戯施設、休憩舎といった市民のレクリエーション施設の建設も行うこととなった。現在の楽山公園の姿が描かれたのがこの時であった。昭和40年時、島根県は国体の誘致に乗り出していた。⁽⁹⁾市民の間でも体力増強の気運が高まっており、⁽¹⁰⁾松江市内で初めてテニスコートを有する公園として整備されたのである。昭和13年川津村との合併時、観光遊覧ルートの一つとして位置づけられていた楽山公園だが、この時には都市計画法に定める「健康で文化的な都市生活」

を果たす施設として、より多角的な機能を持つこととなったのである。

なお、本簿冊に綴られた「都市計画楽山公園地形図」には、昭和40年当時の計画決定区域が緑色で示され、「等高線」「池」「道路」「山小路」「水田」「畠」「家屋」「草地」などの現況が図示されている。本図面を江戸後期の「御立山惣絵図」(7頁参照)と見比べてみると、計画決定区域内の地形は驚くほど一致する。特に「山小路」と記された旧道は、絵図に記されたそのままである。さらには、かつて藩政期にあった「臨水御茶屋」跡地については、ほぼ手つかずのような状況が見て取れる。「臨水御茶屋」は、御立山(楽山)内の御茶屋で唯一、幕末期まで残り、かつ公園としての計画決定区域内にあった施設である。その跡地は建物こそなくなっているが、「臨水」の名の通り、眼下に池を臨む小高い場所にあり、敷地や周囲の小路もそのまま記されている。昭和40年当時は、「旧藩主松平公の別荘地」の趣がそのまま残っていたのである。



写真5 「御立山惣絵図」(臨水御茶屋部分)
(島根県立図書館蔵)

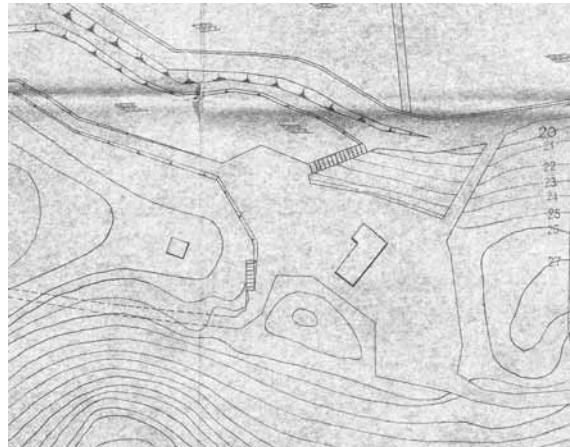


写真6 「都市計画楽山公園地形図」
(臨水御茶屋跡地)
(「楽山公園事業決定綴」内に同綴)

その後、楽山公園は昭和41年には都市公園として供用が開始されたようだが、⁽¹¹⁾ 整備事業自体は予定通りには完了せず、昭和44年に執行年度割の変更を申し出ている。

・2230015「楽山公園事業決定等綴」より

「松江国際文化観光都市建設計画公園事業の執行年度割の変更について」(昭和44年2月15日)

[市長決裁（※門脇助役代決）]

第1 昭和40年建設省告示第3470号都市計画公園事業の執行年度割を次のように変更する。

昭和40～42年度 約2割2分

昭和43年度 約1割1分

昭和44年度 約2割2分

昭和43年度 約2割2分

昭和46年度 約2割3分

変更理由書

昭和40年度から昭和43年度までの4箇年間、継続整備事業として遊園地、便所、橋梁、給水施設、テニスコート、植樹、園路工事を鋭意進めてきたので、市民にとっては一日の最適な行楽地として増え親しまれておりますが、当初決定の執行年度割では財政事情その他の理由により完了し難いので、本案のように変更するものである。

当初完成予定であった昭和43年度末段階で執行はわずか3割3分ほどとなっており、当初の予定を大幅に変更せざるを得ない、かなりの大事業であったことがうかがえる。いずれにしても、この昭和40年代の整備により、楽山公園は現在の姿となったのである。

おわりに 一平成6年の楽山公園整備事業基本計画策定とその後一

昭和40年代の整備後、楽山公園は広大な面積を誇る総合公園として、また市民憩いの場として機能してきた。さらに、平成6年（1994）の宮岡寿雄市長時代、楽山公園を「城下町の奥深さを示す、広い回遊式和風庭園として造園し、整備する」との方針が打ち出された。外部委員を含めた検討委員会が設置され、「松江の歴史、文化、風土にふれられる空間」とのコンセプトのもと、「楽山公園整備事業基本計画」⁽¹²⁾がまとめられたが、実現には至らなかった。

現在の楽山公園はというと、弁天池付近の散策路と桜の馬場跡にあるテニスコートは利用されている

ものの、周囲の山林は鬱蒼とした自然林が残されたままである。現地を歩くと、「御立山惣絵図」に描かれた藩政期当時の四段の畠跡や、建物の礎石跡なども見られ、思いのほか藩政期の名残を見つけることができる。藩政時代が終焉を迎えた後、人手に渡ることなく昭和13年まで松平家が往昔の姿のまま山林を残し続け、そのまま「公園」として川津村、そして松江市へと行政に引き継がれたために、大きな改変を加えられることなく残ることができたと言えよう。

楽山御立山はかつて松江藩主の別荘地でありながら、近隣の推惠神社への参拝を促すため、民衆も訪れた遊興の地でもあった。明治以降、松平家管理の時代を経て、行政へと引き継がれてからは明確に「都市公園」と位置付けられた。松江市域における長い歴史の中で、これほど古くから景勝地として整備され、ほぼ変わらぬ姿で現代に引き継がれてきた土地が他にあるだろうか。今一度、「楽山」という土地の持つ歴史的意味を踏まえ、その風土を活かし後世に残すべく、しっかりとした価値づけを行う必要がある。

参考文献・注

- (1) 都市計画法第十一条に「都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設を定めることができる。この場合において、特に必要があるときは、当該都市計画区域外においても、これらの施設を定めることができる。」とあり、第二項に「二 公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地」と定めがある。
- (2) 三谷家文書「内外御用状頭書」
※なお、「夏忘御茶屋」については、江戸後期の「御立山惣絵図」（島根県立図書館）には既に描かれていないため、この時までになくなっていたものと思われる。
- (3) 『松平定安公伝』松平直亮著・発行、昭和9年
- (4) 野津敏夫家文書474「樂山保勝会々則」
- (5) 『松江市史』通史編5「近現代」松江市史編集委員会、松江市発行、令和2年
- (6) 『新修松江市誌』松江市発行、昭和37年
- (7) 『新修松江市誌』松江市発行、昭和37年
- (8) 『新修松江市誌』松江市発行、昭和37年
- (9) 「山陰新聞」昭和40年12月
- (10) 林秀樹「「神々の国の首都」松江における緑豊かな文化的景観の継承」（島根県技術士会 平成17年度（2005年度）研究報告）。2022.7.25 閲覧
- (11) 前出林氏論文
- (12) 松江市公文書「樂山公園整備事業基本計画」（平成6年1月策定）

（こやま さちこ 松江市文化スポーツ部松江城・史料調査課史料調査係長）

松江市西川津地区の変貌と地名（小字）の消失

大矢 幸雄

はじめに

「風土記」の頃の川津付近は、「意宇平野から北に向かう枉北道は、北は朝酌渡を経て島根郡家・千酌駅への駅路があった」と言われて、その「島根郡家はおむね東持田町から福原町の付近に比定されている」（『松江市史』通史編1自然環境・原始・古代 p 502-592）。当時の上東川津村や下東川津村付近は人や物の重要な通路であったと推定される。また、川津地域の大部分は、鎌倉時代には「長田東郷」・「長田西郷」、戦国時代には「東長田」・「西長田」と呼ばれていたと推定されているが、藩政時代になると「長田」という地名は全く見えず、それに代わって「川津」の地名が村名として用いられたと言われる（『川津郷土誌』p241）。その背景として、近世になってこの地区が「舟着き」として盛んに利用されるようになり、一定の集落も集まり、「川津」（船着き場）の名に代わったと推測される。

「地名とはそもそも二入以上の人間共通に使用される符号である」（『地名の研究』p17）と言われて、土地の目印として、さらに生活上の必要性から発生したものであろう。地名には大小さまざまなもの（地域スケール）によって名称が異なる場合が多い。生活に密着し数も極めて多い小字およびそれ以下の通称レベルの地名は、「その時代、その地域」の空間的・文化的・政治的特性などを表す最も重要な名称であると言える。ただし小字名は生活に密着しているが故に、風水害や人口の増減など環境の変化に敏感に反応してしばしば名称の存亡をもたらす。一方では、原野や湿地帯などが新たに開発されて農地や道路、住宅地や工場などができると、新しい地名が付けられて、古くから親しまれた小字名が消滅する場合が多い。

旧城下町松江の農村地域に位置する川津地区は、江戸時代より城下町への多様な生活物資の供給地であり、その後も環境の変化に対応しながら今日に至っていると言える。

本報告は、旧城下町松江の周辺地域に位置する川津地区を対象に、地域の変貌とともに重要な小字名の「消滅と新たな誕生」について、多様な地図を比較しながらその特徴を明らかにしたい。

その際、地名の語源や意味については「推測の域」にて簡単な説明を行っており、誤りがあることはご容赦頂きたい。本論の最大の目的は、「失われゆく小字名」を過去に遡って確認し、歴史的史料として残すことにある。

（1）江戸時代初期の川津地区

図1は、寛永15年（1638）「寛永出雲国絵図」（島根県立古代出雲歴史博物館蔵）の松江城下町周辺（部分図）である。この絵図に描かれた川津地区の特徴としては、①城下町の東側に大きな「潟の内（内湖）」が広がっている。②大橋川流路内には砂州と思われる堆積地が幾筋かうっすらと描かれている。③小判型に描かれた村は、「にしお、一なり、西川津、東川津、持田、おくら、ほっき」などの名前が記載されており、今日の西川津町に該当する地域は、「一なり、西川津、東川津」の3つの村に分かれていたと推定される。

そこで国絵図に書かれた川津周辺の「村名」を5枚の国絵図⁽¹⁾を用いて比較した（表1）。これによると寛永10年（1633）の西川津地区は「西川津と東川津」の2村であったのが、その後、「一なり」、「菅田」が独立し、宝永7年（1710）には「一なり」が「大内谷」とともに「西川津村内」（絵図中の村

名の横に記載)として統合されている。「一なり」、「菅田」が独立した村であったか否かは不明であるが、国絵図に描かれるほどの両地は、「西川津村」や「東川津村」などとともに松江城下町を支える村(土地)であったことは間違いないであろう。

その後の変化は、「戦国期に成立していた小地域のまとまりは、それだけを一村とするには平原部農村としてはやや小さすぎるとの見地から統合した」(『川津郷土誌』p242)との指摘がある。逆に元々一村で郡内最大の生産石高のあった東川津村は、宝暦2年(1752)の「島根郡東川津村御検地帳」

によると「東上川津村」と「東下川津村」に分けられており(『川津郷土誌』p243)、村の統廃合は、今日と同様に人口数や生産高など一定の基準の下に行われていたと推定される。

大橋川は、大正・昭和期の大橋川拡幅事業推進までは、現在の本流より北側(国引メッセとの間)を流れていた。長らく中・下流付近には浅瀬が広がり、北部の「潟の内(内湖)」とともに新田開発が行われるようになるのは三代藩主松平綱近の時代(1675~1686)になってからである。

(2) 新田開発による耕地化と地名の増加

大橋川下付近は大橋川と北山山系より南流する朝酌川(風土記の時代には水草川)とが合流する場所で、広範囲に砂州が形成されてきた。17世紀末頃に描かれた「大坂より松江航路図」(中山家蔵)⁽²⁾によると、大橋川下付近は、北側に内海(現在の島根大学の南方)があり、中央部には葦で覆われた大小さまざまな砂州が広がって、広い農地などは確認できない。

松江藩は、「元文(1736~1740)の頃に大橋下新田方を設けて新田化をすすめ、宝暦(1751~1763)の頃には一段と盛んになったようだ」(『松江市誌』p232)。つまり、砂州の農地としての利用は18世紀初頃から本格化したようで、この約3キロメートル四方の土地に、新たな地名が付されるようになるのは、新田開発の進行と深く関係していると推定される。

松江市史編纂(絵図地図部会)では、大橋川下を描いた絵図5枚⁽³⁾の存在を確認している。これらの絵図は、松江藩が天明6年(1786)に土木工事を実施した頃に描かれもので、水路の開削状況に若干の違いはあるが、耕地については当時の完成状況をそのまま表していると思われる。

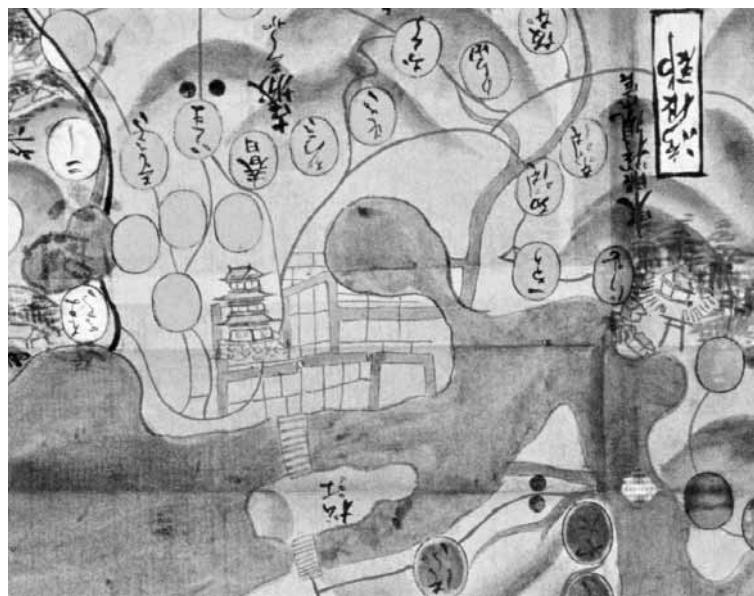


図1 「寛永出雲国絵図」 寛永15年(1638)カ 島根県立古代出雲歴史博物館蔵

表1 国絵図に見る村名の記載(川津付近)

国絵図	寛永10年	寛永13年	寛永15年	宝永7年
	1633	1636	1638	1710
西川津	○	○	○	○
東川津	○	○	○	○
一なり	×	○	○	西川津村内
菅田	×	×	○	○
大内谷	×	×	×	西川津村内
西尾	○	○	○	○
持田	○	○	○	○
小倉	×	×	○	持田村内

*寛永10年「出雲国図」東京大学総合図書館蔵、寛永13年「出雲古図」島根大学付属図書館蔵、寛永15年「寛永出雲国絵図」島根県立出雲古代歴史博物館蔵、宝永7年「宝永出雲国絵図」島根大学付属図書館蔵

図2は「大橋川流域新田及び御立山之図」(中山家蔵)である。図中に記載された新田名などは他の4枚の絵図と概ね一致しており、上述した「潟の内」(内海)はすでに埋め立てられて、大橋川の沖積地にも東西に延びる土地が出来ている。

図3は、この絵図に記載されている西川津村(太線内)に属すると思われる農地名を概略化して示した。西川津村に属する場所は、本川(当時の大橋川)を挟んで南側には「剣先」、「出来嶋」、「赤根屋新田」、「鷺嶋」があり、北側には「追子」、「鷺嶋」、「麦島」がある。これらの

地名に「新田」または「輪」の名称が付されているか否かによって農地の特性が大きく異なる。

ここで、新田を開発する場所について、耕地に関する用語について一定のルールを示したい。耕地に関する用語には、「水代・石新田・本田・輪」などの名称を地名の後に付けるのが一般的である。「水代」は、将来、新田開発の予定水面に区域を設けるもので、埋め立て後に年貢の負担が課せられる。さらに、開発された耕地は、土地の安定性・生産性の程度によって、「反新田→石新田→本田」の順に検地帳に登録される。

「輪」は、松江藩が年貢を取り立てるため、一定区域内の水田を「○○輪」と称したもので、いわば水田の地番のようなものである。よって「輪」が付けられた場所は、「新田」より早い時期に水田化されて、すでに年貢を納めている場所である。(『松江市歴史叢書5』p6)。

改めて概略図をみると、大橋川沿いの「剣先・追子・鷺嶋」など西川津村に属する場所には「輪」が多い。逆に開発途中の「新田」は北部の「潟の内」(内海)に多いことから、浅瀬が多く砂州の広がる大橋川付近から新田開発がすすめられたと推定される。新しく付けられた地名は、今日でも使用されているものが多い。

当時の新田開発は町人資本に依存する場合が多く、新田名に「伊豆屋」、「糀屋」、「木佐屋」などの屋号が見られる他、「柳多新田」、「大橋新田」、「乙部新田」など家老姓を持つ新田も複数見られる。これは家老自ら開発した記録が確認できることから、「それぞれの屋敷地に隣接する場所に開かれた新田であったことから、このような名称から呼ばれたのであろう」(『松江市史』通史編4近世II』p79)との指摘がある。



図2 「大橋川流域新田及び御立山之図」 18世紀末頃 中山家蔵

西川津村			
乙部新田	菅田村 伊豆屋新田	中嶋 川部新田	木佐屋新田
石塚屋新田	末次村		
柳多新田			
未次村	糀屋新田	麦島	
大橋新田	上追子輪 中追子輪 下追子輪 中鷺嶋 北鷺嶋	西尾村茶屋新田	
本川			
末次村	南鷺嶋 北剣先輪	南鷺嶋輪	
	南剣先輪 赤根屋新田 南出来嶋	北出来嶋	加賀屋新田 岡崎屋新田
伊勢宮川			

図3 大橋川下辺の新田開発(概略図)

図4は文政7年（1824）「島根郡繪地図」（久保田浩司家蔵）の川津地区（破線の囲み部分）である。この絵図は縦約2m、横約3.3mの大図である。作者は松江石橋町に住む小笠屋良兵衛こと渡部舜である。「絵図を描いた目的は信仰・宗教施設の情報は詳細であるが、農地についての意識は低い」（『松江市史』史料編11絵図・地図p80）との指摘がある。しかしながら大橋川下付近は、70～80年前に確認できた地名がそのまま受け継がれており、かつて葦原であった砂州は、新田開発が始まってから約150年後には、年貢が納付できる農地に変貌している。

特に菅田村をはじめ、西川津村や下東川津村の北西部には「輪」がつけられた地名が多数あることから、安定した米作地に変貌したと推定される。江戸中期から明治9年（1876）までに「増加した耕地面積の比較」（『川津郷土誌』p259）によると、西川津村は約175年間に179町歩、下東川津村12町歩、菅田村15町歩と圧倒的に平地の広い西川津村での開発が多かったと言える。

（3）川津地区の小字名（明治22年地籍図と切図（写）を参考）

江戸時代の耕地は検地帳において、村内の田畠の一筆ごとに字名（所在地の地名）や地目（種類）、耕地の作高、収穫高（石高）などが記されて管理されてきた。明治6年の地租改正以降は、土地（含む耕地）の位置を表示するために、「地面に番地が付けられ"場"との対応において戸が把握されていく道が敷かれた」（『都市と民衆』p78）。

この改正では、土地の所有権を認め地券を発行した。近世以来、地形や土地条件などの特徴から田畠に付けられた「字名」は、「改組事業においては作業単位として新たに数字（すうあざ）程度の大きさに再編され、字名については旧字名のうち一つが選ばれ、従来の字名は地引絵図（地籍図）に小字名として記される場合もあった」（『日本の地籍』p14）。その場合、区域の範囲は「なるべく同じ大きさになるよう」、「道や水路などわかりやすいものを境界とするよう」に指導された。よって「小字の範囲は明治初期に人為的に設定されたものであるから、小字についての評価は慎重に行うべきである」（『宍道町歴史史料』p3）との指摘は傾聴に値する。

明治22年（1889）の地租改正では、地券制度が廃止されて新たに「土地台帳及び付属図」が作成された。土地台帳には「字名・地番・地目・所有者名」などが記され、「付属地図」とともに町村は郡役所（当時の）に、市（松江市）の分は県庁に保管されるに至った。

一方、同年に「市町村制」が実施されると島根県内は1市269村（隠岐島は除く）に統合され、松江市の場合、行政区画を決めるにあたって、市街地に接してすでに連坦化している場所や河岸にある狭長の場所などを新市に取り込んで、旧来の区域を一部変更している。西川津村では、「字上追子の一部」

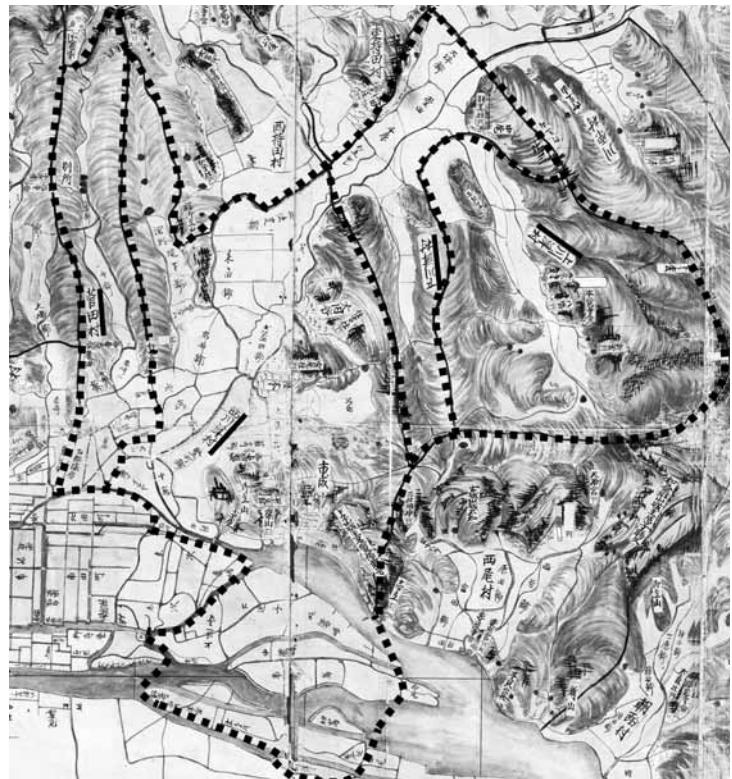


図4 「島根郡繪地図」（一部）文政7年(1824) 久保田浩司家蔵
※図中の破線は村界

は、「今回市ニ編入スル末次村字向島ノ一隅ニアル地」(『松江市誌』p1079)との理由で、新市に隣接する末次村向島、奥谷村大輪、松江分伊勢宮、乃木村袖師浦などとともに、合併という理由で、区域割を修正して名称の変更を行っている。このような経緯をへて作成されたのが明治22年「地籍図」(土地台帳付属地図)である。

川津地区では、西川津村、下東川津村、上東川津村の3村の「地籍図」が保管(いずれも松江歴史館蔵)されているが、菅田村の明治22年「地籍図」の所蔵については今回の調査では確認できなかった。それに代わるものとして「菅田町切図写」(川津公民館蔵)⁽⁴⁾ 30枚を一枚の地図に合成して解説図を作成することとした。

「切図写」は川津4村すべてに存在する。「菅田町」以外の「切図写」を明治22年「地籍図」と照合すると、同名の小字が多数あるような場所では「切図写」では省略や統合されている場合もある(この後、下東川津村の解説を参照)が、全体的には明治22年「地籍図」に代用できると思われる。よって菅田村については「菅田町切図写」を明治22年「地籍図」の代用として利用することとした。

上述したように、地名はその地域における空間的特性を表している。それぞれの地名は「①生活②信仰③地形や地質などの歴史を沈黙のまま示す、いわば化石なのであるが、化石を化石として放置せずその意味を探る時、そこに初めて生きた化石が誕生する」(『島根の地名辞典』p2)として地名の意味の重要性が指摘されている。しかしながら、筆者は地名研究の専門家ではないので、「村の小字名解説」においては、『島根の地名辞典』(2001.ワンライイン) や『宍道町歴史史料集(地名編)』(1995.宍道町教育委員会発行)などの解説を参考にした。

「地籍図」の「解説図」を作成するにあたって、図中の破線は「主要道路」、細い黒線は「水路や川」を表している。「地籍図」に記載された小字名は、「解説図」においてもその場所に出来るだけ転写するよう努めたが、「狭小な場所」、「小字が密集している場所」などは、一部名称の省略や位置の移動を余儀なくされている。また村の形態の違いによって、図の方位が異なること、また本稿の編集上の都合で「解説図」と小字名一覧の位置が村によって異なることには注意が必要である。

① 上東川津村の小字名

図5「解説図」では、「嵩」(新庄村境)・「羽久羅」(朝酌村境)付近より道路や水路が村のほぼ中央付近を通って「八幡神田」・「榎ヶ坪」・「曾田」付近に続いている。このルートが前述した朝酌渡から島根郡家に通じる古道と思われる。その途中には、「城山」の名称があり、それを囲むように「○寺」、や「○屋敷」の小字が多数あり、古くからの村の中心地であったと推定される。

南側の山中には、「○床」・「○谷」の名前が多く、北に下ると「五反田」・「一丁田」など「田」のつく小字が多いのは地形的な特徴と思われる。また、道路、水路ともに集合する「下東川津村」付近にある「榎ヶ坪」・「九ノ坪」・「八幡神田」の小字からみて、「城山」付近とともに歴史的に古い土地であったと推定される。

表2は、明治22年「地籍図」で確認できた小字を書き出して一覧にし、3ヶ所(関連すると思われる小字を含む)以上確認できた小字を「ゴシック」で表示した。最も多い小字は「○屋敷」で全体の13%を占めて、「○寺」・「神○」・「前田」・「巻○」も多い方であるが、全体としては多様な小字が狭い範囲に分散している。

<代表的な小字>

- ・「城」・・村のほぼ中央付近、中世に要害か城山があったところ。
- ・「○屋敷○」・・全体の約13%と4村のなかで最も多い。宍道村では約3%と多い方である(『宍道町

歴史史料集（地名編）p 25）。特に「人名+屋敷」が多く、そのような人物が住んでいたと推定される。

- ・「寺○」・・これ以外でも「普賢寺」・「常福寺」・「正音寺」があり、「神○」とともに寺社と関係する小字と思われる。「寺田」は寺領で、免租の扱いを受けていた田（『島根の地名辞典』p141）。

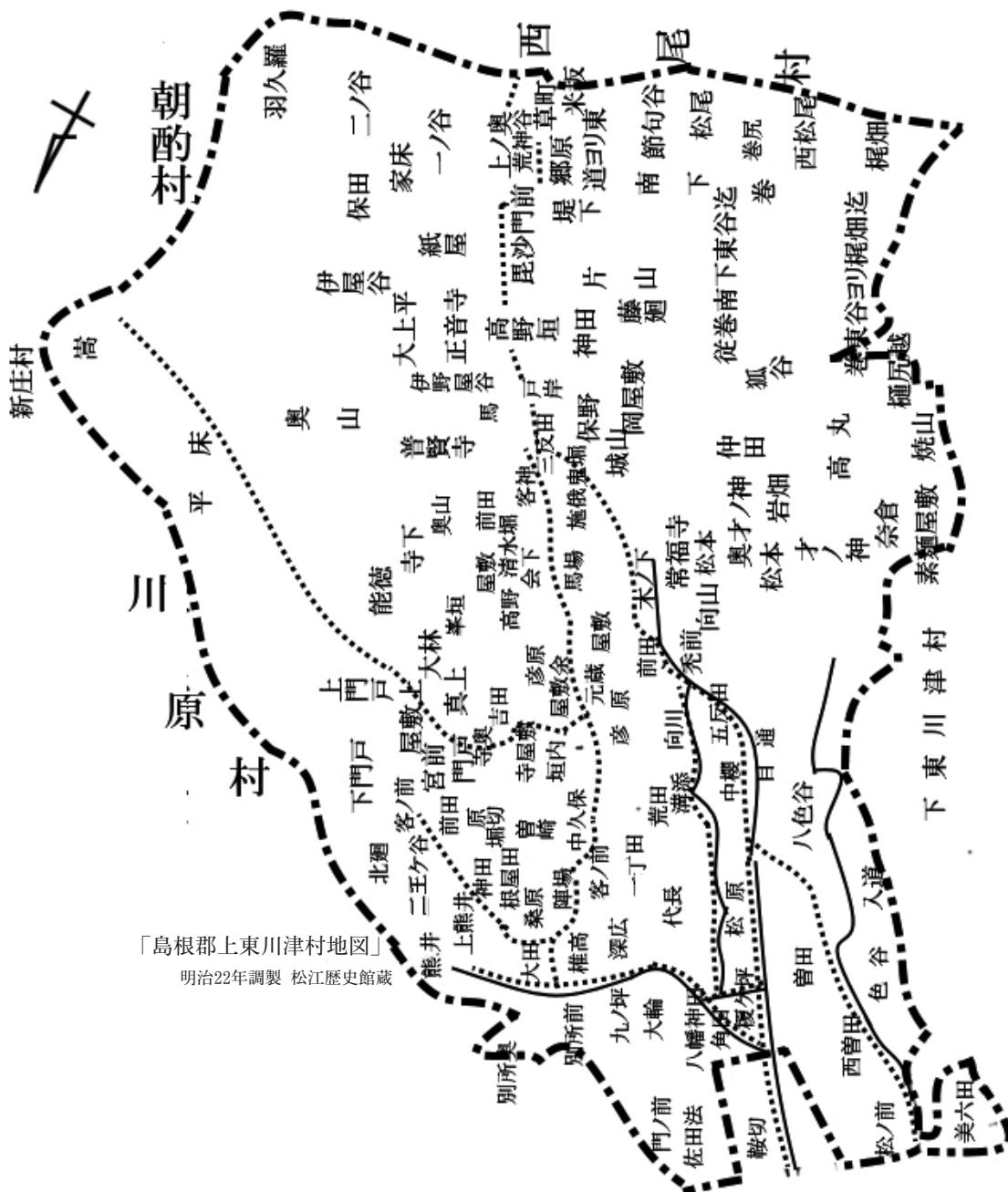


図5 「上東川津村の小字名、解説図」 大矢作成

- ・「○谷」・「○田」・「○畠」とも広範に分布しており、地形的にも複雑な場所と思われる。
- ・「○床」・・平坦地を表す地名で、山の中にあることが多い（『宍道町歴史史料』p9）。
- ・「榎ヶ坪」・「九ノ坪」は、「下東川津村」に続く「○坪」のついた奈良時代の条里制に関わる地名と思われる（詳細は以下に記す）。

② 下東川津村の小字名

「下東川津村」は村の中央を朝酌川（図7中の太い黒線）が北東から南西の方向に流れ、「貝崎」付近で北西に蛇行しており、川に沿って「○田」の地名が多い。さらに南北の比較的海抜高度の高い場所に「○谷」・「○山」があり、それぞれ地形的な特徴を示していると言える。

ここで上述した「地籍図」明治6年と明治22年との違いを「堤奥」（図7）付近で比較した。明治6年「地籍図」（図6）では、一筆ごとに「小字と番地など」が記載されているため、非常に密集した図として描かれているが、明治22年「地籍図」では同一名称を統一しているため、全体的には単純な表現になっている。但しそれ以前の「一筆ごとの番地や面積など情報」は新たに「土地台帳」を設けて記載されて、地図とともに保存されるようになった。

表3より小字名の多い順にみると「堤○」（全体の8%）と最も多く、「家○」・「堂○」・「奈倉」・「橋本」と続く。「堤○」は「西川津村」と接する谷付近にため池がいくつかあったと推定される。

それに対して、最奥の「熊井」に至る丘陵地には、「空○」・「○谷」の小字が多く、「空山」は比較的平坦な丘陵状の場所にあり、「焼き畑耕作にかかる地名とみられている」（『島根の地名辞典』p125）ようである。

<代表的小字>

- ・「西川津遺跡」の一部を成す「貝（海）崎」付近には弥生集落や船着き場の遺構が発掘されている（「西川津遺跡」『しまねの遺跡発掘調査パンフレット3』）。

表2 上東川津村の小字名

*ゴジックは3以上

正音寺	奥才ノ神	客ノ前	城山	寺上	羽久羅	保田	向川	屋敷下
荒田	奥津	九ヶ坪	真上	寺奥	禿ノ前	保野	向山	屋敷余
鞍切	奥山	草町	陣場	寺下	ハサマ	堀切	門戸	屋敷余
家床	奥山	熊井	節勾谷	寺下	八百尻	前田	門戸尻	屋敷余
一丁田	桶尻越	桑原	施俄鬼堀	寺床	林ノ谷	前田	門戸宮/脇	屋敷余
一ノ谷	會下	荒神谷	曾崎	寺屋敷	原ノ前	前田	八幡神田	屋敷余
伊屋谷	垣内	郷原	曾田	戸構分	東谷	前田	向屋敷	屋敷上
伊屋谷	榎畠	八色谷	曾田	戸岸	彦原	巻	木下屋敷	屋敷下
岩畠	榎畠	八色谷	焼山	中久保	彦原	巻尻	岡屋敷	合計 168
上熊井	片山	八色谷	代長	中櫻	彦原	巻尻	北屋敷	
上ノ奥	門ノ前	五反田	大輪	仲田	比沙門前	巻東下	興古衛門屋敷	
上門戸	紙屋	米坂	高野	仲田	樋ノ口	巻東谷	五右衛門屋敷	
内堀	神田	才神	高野垣	奈倉	平床	松尾	小三郎屋敷	
馬神	神田	佐田法	高丸	二王ヶ谷	美六田	松ノ前	素麺屋敷	
馬場	北廻	三反田	嵩	西曾田	深廣	松原	屋敷	
榎ヶ坪	元蔵	椎高	月通	西松尾	普賢寺	松本	屋敷	
大上平	狐谷	下門戸	堤下	二ノ谷	藤廻	溝塗	屋敷	
太田	木ノ下	下門戸	常福寺	入道	別所	南下	屋敷	
大林	目通	清水堀	角田	根屋田	別所前	峯垣	屋敷	
吉田	客	城山	坪根垣	能徳	保田	宮ノ前	屋敷余	

表3 下東川津村の小字名

*ゴジックは3以上

赤坂	後山	胡麻畠	大向	堤尻	西谷	前田
赤崎	大岩谷	才ノ神	高坪	寺山	西ノ空	前田
頭廻	大子田	オノ神谷	高平	寺山下	二丁越	前畠
頭廻	大坪	坂口	田尻	沓ヶ田	入道	前山
荒手代	大畠	先ノ谷	千原	堂田	納佐	孫崎
蟻越	奥	先ノ谷	千原	堂ノ上	禿ノ前	廻山
家ノ上	奥小松谷	桜田	千原橋	堂ノ前	橋本	水ヶ坪
家ノ上	奥ノ谷	桜田	塚ノ前	堂ノ前	橋本	道仙
家ノ上	貝崎	猿候谷	筒井	沓輪谷	橋本	宮ノ後
家ノ下	笠無	下戸水	筒井	長池	橋本	宮ノ前
家脇	亀尻	下納佐	堤上	中嶋	蓮池	妙見谷
市成越	苅捨	下ノ前	堤奥	中嶋	原	八色谷
市成越	枯木谷	新道	堤奥	中納佐	原	八色谷
一ノ谷	神田	杉ノ下	堤下	中ノ坪	原ノ空	柳ヶ坪
井手元	京田	澄水京田	堤下	奈倉	番貫	山ノ奥
井上	熊井	善徳	堤下	奈倉	東ノ谷	山ノ奥
今井手	車尻	素麺屋敷	堤下	奈倉	別所	山ノ神谷
上井ノ森	荒神前	空山	堤下	奈倉	別所奥	焼山下
打越	荒神前	空山	堤尻	七反ヶ坪	別所空	横田
後田	小松谷	大境	堤尻	苦木谷	枚田	合計 139

「島根郡下東川津村地図」
明治22年調製
松江歴史館蔵

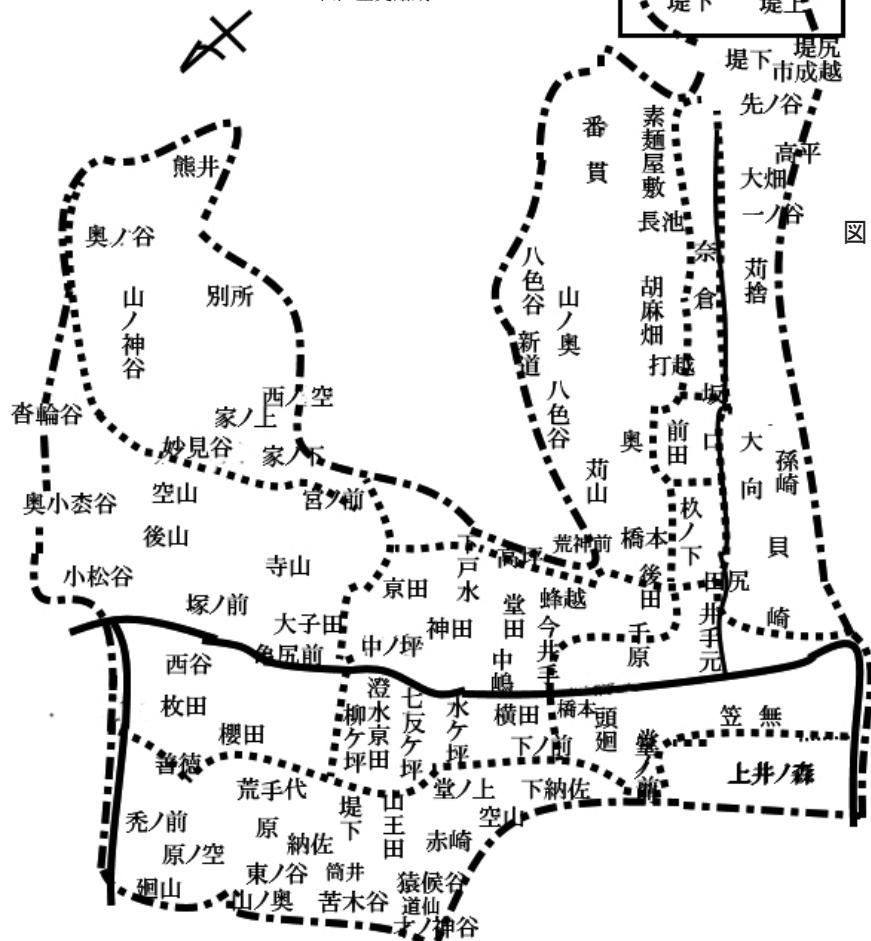


図6 島根郡下東川津絵図部分(堤奥付近)
明治6年調製(松江歴史館蔵)

図7「下東川津村の小字名、解説図」 大矢作成

- ・「谷」・「空」に関わる地名は、「西持田村」に接する山中にも多い。
 - ・朝酌川付近には「田」の名称とともに「坪」・「反」のついた小字がある。これらは奈良時代の「条里制」(『集落地理学』p75) の下で、耕地の広さによって「坪」・「反」などがつけられた。「中ノ坪」・「七反ヶ坪」・「柳ヶ坪」などの場所は、このような制度よりつけられた土地区画と思われる。

③ 西川津村の小字名

現在の「西川津町」の面積は、「西川津村」が約50%、「上東川津村」20%、「下東川津村」21%、「菅田村」9%と「西川津村」の面積が最も広い。明治9年の耕地面積（水田・畠の合計）でも、西川津村

は58%（水田238町、畠50町）（『川津郷土誌』p334）と、新田開発頃までは広大な水域を含んでいた土地が、明治期になるとほぼ現在のような姿になっていると推定される。

明治22年の「解説図」(図8)を見ると、「西川津村」は3つの地域に区分できそうである。北東部より流れる朝酌川の両岸付近には、「○川」・「○田」など水田に関する小字が多数みられる。山側は「○平」・「○柴」・「○谷」など山地の特色を表していると思われ小字が多く、北側に水田、南側に丘陵地が続く地形的特色をそのまま表している。

一方、朝酌川が大橋川下で合流する付近には、「中島」・「葭島」・「○灘」・「○堀」・「麦島」など、周囲は水田地域とは異なり、比較的に水深の深い場所と思われる。東持田村との境付近で、「下東川津村」と接する「海（貝）崎」は、その奥にある「古屋敷」とのつながりが想定される古くからの河港であったと思われる（上述）。

＜代表的な小字＞

- ・「市成○」・「○菅田」・「大内谷○」は、旧村ないし大字に近い広さをもつ場所にあり、小字もそれに準じて複数カ所につけられていると推定される。
 - ・「前田」・「柴○」も多い方である。「前田」は宍道町でも地形以外の小字としては多い方である。「柴」は大内谷の奥地に多く、雑木の多い場所で薪などをとる入会地であったと推定される。

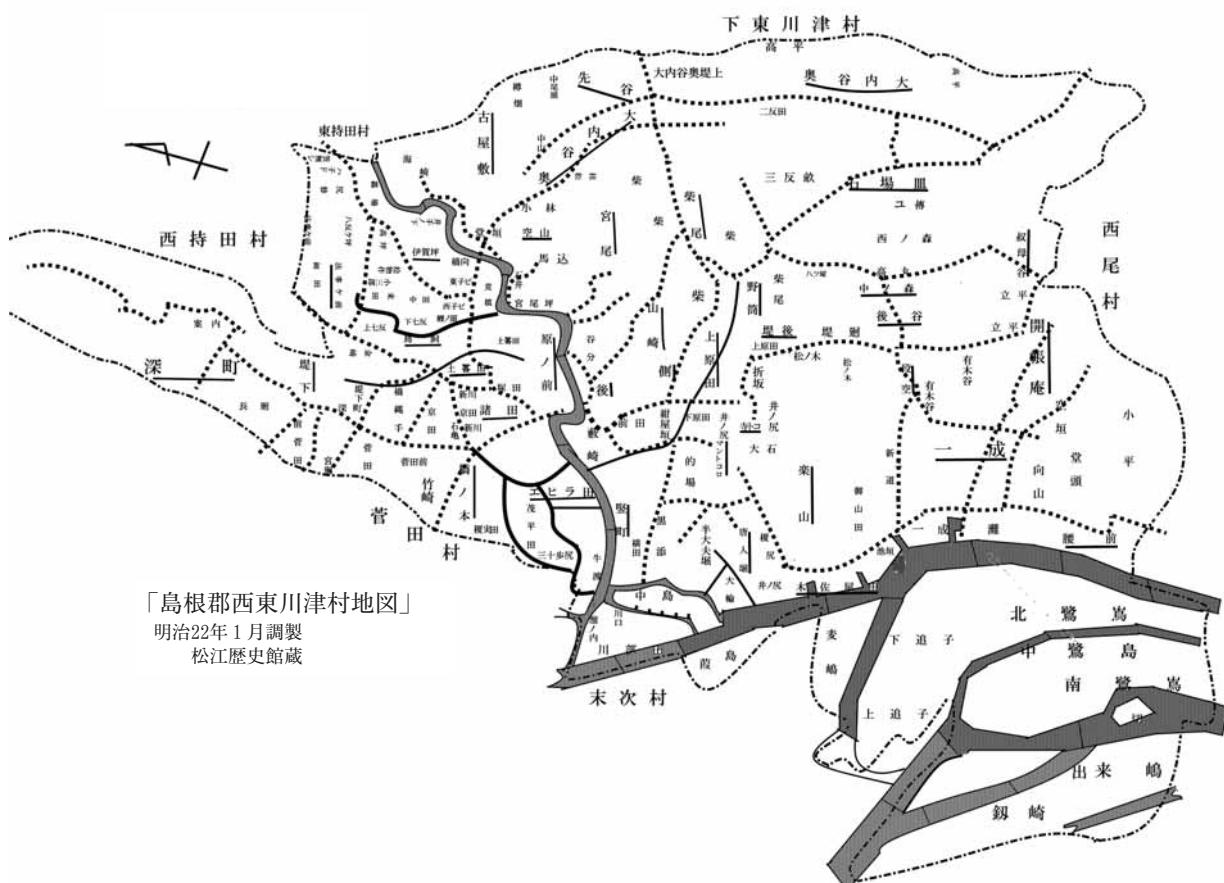


図8 「西川津村の小字名、解説図」 大矢作成

表4 西川津村の小字名

* ゴジックは3以上

荒槻	馬込	来田	高坪	鳥凶	半太夫堀	的場	一成	後	小平	谷分	立平
案内	海崎	組屋垣	高平	中尾頭	東子ビ	マントコロ	一成灘	後	小平	段ノ空	釩崎
案内	榎実田	黒添	竹崎	長廻	桧物作	宮尾	一成灘	後柴	小平	段ノ空	合計 222
案内	榎尻	鯉ノ頭	豎町	中嵩	深町	宮尾坪ノ内	奥柴	後谷	小平	中ノ森	
伊賀坪	榎尻	小三郎	樽畑	中田	深町	宮尾前田	開帳庵	御山田	小平	中ノ森	
池垣	エヒラ田	小林	塚田	中山	深町	宮田	楽山	御山田	松ノ木	中鷺島	
石井	大内谷奥	先之谷	塚田堂本	西子ビ	福山	宮田	楽山	御山田	松ノ木	堤廻	
石亀	大内谷奥	三十歩尻	堤下	二反田	古川	麦島	客免	向山	上原田	堤後	
石場皿	大内谷製鐵之上	下追子	堤下	ハ子ド	古屋敷	茂平田	宮尾	高丸	上原田	堂頭	
壱里塚	笠津名灘	下七反	露場つるば	橋繩手	法事ヶ前	諸田	空垣	腰前	新道	堂頭	
井出ノ下	笠ナシ	下原田	堂垣	橋ノ本	法事前	薮崎	三反畝	柴田	西ノ森	灘平	
井ノ尻	潟ノ内	尻替	唐人堀	橋向	細田	山崎	三反畝	柴二反畝	石場皿	南鷺島	
井ノ尻	金崎	新川	唐人堀	柱松	前菅田	ユ傳	山崎	柴尾	切嵩	八ツ塚	
井ノ尻	川口	新川	唐人堀	畠田	前菅田	横田	寺トコ	柴尾	折坂	八ツ塚	
上追子	川口鯰尾	菅田	堂ノ本	畠田	前菅田	横田	柴	柴尾	折坂	八ツ塚	
上七反	川部田	菅田	土器田	八反ヶ坪	前菅田	横田	柴	柴尾	折坂	北鷺島	
上原田	川部田	菅田境	土器田	原ノ前	前田	葭島	柴	柴尾	川原ナシ	野筒	
上屋敷	木佐屋田	菅田前	土器田	原ノ前	前田	四法事	柴	柴尾	側	有木谷	
牛渡	京田	空山	土器田	原ノ前	前田	井ノ尻	柴雨堤	叔母谷	側	有木谷	
牛渡	京田	大輪	鳥飼	原ノ前	前田	井ノ尻	柴宮尾威シ	出来島	大石	立平	

- ・「鶴場」・朝酌川に面した場所。松江藩内には鶴が生息する場所が多数あったと想定される。当時は、鶴を食料として捕獲していたようである。
- ・「半太夫堀」・「唐人堀」・特定の人物や唐人（城下に漂流民などを預かる場所がある）に関わる堀と思われる。
- ・「木佐屋新田」・松江藩内の有力商人「木佐屋」によって開発された新田と思われる。
- ・「牛渡」・幅の広い川沿いには人や家畜を渡す場所があり、そこに人々が集まると「渡頭集落」が出来る。
- ・「京田」・読経のための費用に充ててもらおうと寺院に寄贈した水田をさす（『島根の地名辞典』 p 73）。
- ・「二反田」・「〇七反」・「八反ヶ坪」・下東川津村に連続した奈良時代の条里制が施行された場所で、「持田村」も含めてかなり広い地域であったと思われる。現在でも、古い正方形の耕作地に沿って水路や農道が確認できる。

④ 菅田村の小字名

「島根郡絵地図」（図4）に描かれた「菅田村」は南北に細長い場所にあり、新田開発により南側の土地が広がるまでは大部分が丘陵地であった。村の最北部を超えた「持田村」には密教寺院の「尾藏（小倉）寺」があり（『松江市史』通史編2中世 松江市p172）、前述した「寛永15年国絵図」に描かれている「小倉村」と接していたと思われる。「菅田村」には「小倉谷」・「小倉小池」の小字があり、両村との関係は不明である。

北側の丘陵地には、「谷」・「坂」の小字が多く、中央部に細長い水田を挟みながら、南に海拔高度が低くなっている。北部に「池〇」・「溜井」などの名称があり、南に向かって水路がのびて周囲の耕作を

可能にしていたと推定される。

南部の平地は、18世紀になって内海が新田として埋め立てられて、村の面積が拡大したと推定される。平地には広く「伊豆屋新田」が占めている。伊豆屋は享保年間（1716－1735）に松江灘町に住む出雲国内でも屈指の富豪で、文政4年（1821）までは灘町に住み、明治になって字新田荒神（伊豆屋新田の一部）に移ったと言われる（『川津郷土誌』p263）。

埋め立てられる以前の水辺と推定される場所には、「西灘」・「鮎(舟)津」・「東灘」の小字があり、中世以前の水辺であったと推定される。特に「鮎津」は「菅田村」から「奥谷村」などに通じる河港として、「海崎」などとともに重要であったと思われる。

北部谷筋の水田は、昭和20年代に耕地整理が進められて小字の多くが消滅している。「菅田村切図」では、耕地整理の部分にあった小字名が別記されており、その復元が可能であった。

表5 菅田村の小字名 *ゴジックは3以上

赤崎	伊料免	神庭	真田	新田百間	堂前堀	西平	別所下溜井	山崎
案内	上浜弓	客ノ上	地蔵堀	竹崎	土器	浜弓	別所中溜井	若宮田
案内越	狼谷	客ノ谷	尺保	竹ノ内	トンド	東灘	本宮ノ上	合計 82
家ノ上	岡ノ堂	客ノ前	障子立	辻堂	中池ノ内	枇杷田	前田	
家ノ上	柿尻	蔵ノ前	新田荒神	堤尻	中坪	藤ヶ谷	松ヶ峠	
家ノ前	柿尻	小池谷	新田切流	寺ノ下	中坪	鮎津	曲り田	
池ノ上	匂ノ内	小倉小池	新田添門	寺ノ空	七反	別所	宮ノ上	
池ノ内	亀田	小倉谷	新田大東	寺ノ脇	西灘	別所上溜井	宮ノ下	
石橋奥	川原谷	古別所	新田田町	天膳山	西ノ谷	別所坂	森ノ下	
一丁田	神田	サコ	新田八反	堂ノ上	西濱田	別所坂	門ノ前	

＜代表的な小字＞

- ・「鮎津」・・丘陵に先端にある「赤崎」とともに古くからの河港と思われる。
 - ・「○ノ上」・「○ノ下」・・森や寺や家屋などに近い場所を表わしており、狭い場所で起伏の差があったと推定される。
 - ・「柿尻」・・「柿のつく地名は豪雨で良く崩れるところにつけられて、崩壊しやすい赤土のところ」(『島根の地名辞典』 p 60)。
 - ・「小倉谷」・「藤ヶ谷」・「狼谷」など谷の付く小字が村の北部に多い。地形的に高い場所にある谷を示している。
 - ・「神田」・「宮○」・「寺○」・「辻堂」など神社仏閣など信仰に関わる名称が多い。
 - ・南北に細長い「菅田村」は、地形的にも歴史的にも、多彩な村であると推定される。



図9 「菅田村の小字名、解説図」
大矢作成

(4) 都市化の進行と小字名

明治22年調製「地籍図」に記されている「小字名」は、戦後になって耕地整理事業の推進とともに減少しつつあった。前述した各村の「切図写」には、複数のカ所に「耕地整理」の記載があり、その場

所にあった小字名は、欄外に別記されている。

この頃に実施されていた農地解放では、小作地のある場所がすべて「小字」として明記（昭和25年「貸付農地一覧」川津公民館蔵）しており、「小字名」が行政文書として生かされている最後頃と推定される。

西川津地区内78人の地主は、293ヶ所の田畠を小作地として貸し出している。小作地のある場所（5ヶ所以上ある小字）を列記すると、西川津村は、大内谷奥5, 北鷺嶋5, 柴13, 中鷺嶋5, 二反田6, 橋本7, 東ネビ6, 宮尾11, 諸田7, 上東川津村は八色谷6, 高野垣5, 下東川津村は千原5と、西川津村内の「畠」・「水田」がともに多い。

これらの耕地の大部分は小作人に売り渡されて、一時期は農地として利用されていくが、昭和40年代以降、都市化の進行に伴って多くは宅地に転用されて激減するに至る。

図10は、昭和22年11月撮影、都市化の進行以前の「航空写真」である。図の北東から南西に延びる「白線」は「旧県道美保関線」で、その北側や島根大学の南側のほぼ全域に水田が広がっており、住宅は、旧集落以外は県道沿いに点在するのみである。

図11は「西川津町の人口推移」である。全国的にみると、高度経済成長期を迎えて、所得の向上、道路整備が進行し、地方都市でも住人の都心部から都市周辺部への移動（いわゆる人口のドーナツ化現象）が進んだ。松江市では、最初は津田地区や大庭地区に新築住宅の建築が増えたが、少し遅れた40年代の中頃から川津・法吉地区へと広がって、その後も引き続き人口が増加している。

西川津町の宅地開発は、昭和40年（1965）の「夢ヶ丘団地」以後、島根県住宅公社による「勤労者の持ち家を積立分譲住宅として供給することを主目的とする」（『松江市史』通史編5近現代p759）住宅地が次々に設けられて、その後も、民間主導による開発が進められた（表6）。

こうした住宅化の好機に昭和45年、西川津地区に進出したのが「ジュンテンドー川津店」である。当社は、「川津店」での成功を契機に、以降、西日本を中心に約180店舗の出店に至った（『島根地理学会誌 第32号』p6）。



図10 西川津地区（1947年：極東米軍撮影）

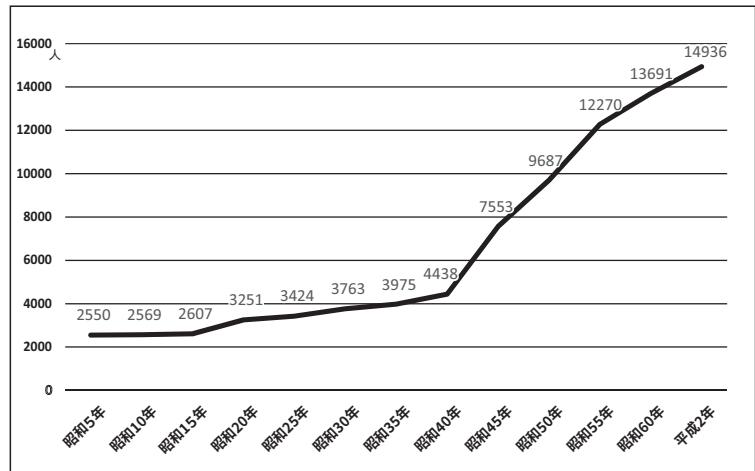


図11 西川津町の人口推移

一方では、もともと低湿地が広がる川津地区では、まず水害の多発する朝酌川について、上流部分から流路の改修工事が進められるとともに、昭和49年(1974)からは、北田川以北の地域における土地区画整理事業が着手された。

昭和57年(1982)には県道上乃木・菅田線の開通。さらに朝酌川沿いには南北道路が開通して、平成10年11月には新しく「学園」、「学園南」の町名がつけられて、松江周辺の商業地図を大きく塗り替えるに至った。

このような大規模な開発の進行により、歴史的遺産の一つである西川津地区の「小字」は一気に消滅することとなつた。

しかしながら、川津地区内にある46自治会では、21自治会において昔ながらの「小字名」を自治会名として使用している(表7)。また、島根大学「鳥飼宿舎」のように、特定の建物や場所に「小字名」が使用されている例もある。それぞれの住民が歴史ある「小字名」を「受け継ぎ、教え、伝え」続けることを大切にしたいものである。

表6 西川津町の宅地開発(1960~1990年代前半)

団地名	開発者	区画数	分場年度
夢ヶ丘団地	個人	79	1965
西川津第1	県公社	47	1967-69
西川津第2	県公社	35	1970-74
嵩見	県公社	180	1975-83
学園台	民間	約87	1990
東川津四季が丘	民間	345	1993
あじさい団地	民間	142	1994
ニュー学園台団地	民間	155	1994

『松江市史』通史編5「近現代」より作成

表7 西川津地区の自治会名に残る小字名

中尾	市成	西子ビ
祖子分	小平	深町(中央)
納佐	西子ビ(中央)	来田
大内谷	原の前	東子ビ
橋本	深町	新田町(五戸)
諸田	鯉の頭	(下)樂山
津嘉田(塚田)	上七反	笠無

「川津公民館資料」より作成

おわりに

本論は、川津地区を事例として「小字」の発生や消滅について時代に即しながら論じてきた。自然発的に成立したと思われる歴史的な「小字」は、耕地の管理や村の合併、さらに大規模開発など、社会の動向とともに「消滅」ないし「新たな命名」をくり返している。

地名はわれわれの生活に密接にかかわるものであるため、かえってその学問的関心を呼び起こさないと言われる。しかしながら「小字」の多くが、その場所の自然的環境や歴史的特性などから付けられている場合、後の自然災害などにおいて、「小字名」のもつ意味が役立つ時があると思われる。

本稿を作成するにあたって、資料閲覧では川津公民館長三宅克正氏、川津町内の歴史などについては中島秀夫氏、野津美加佐氏、池田保信氏、のご助言を賜った。資料・地図の入手では松江市松江城・史料調査課専門調査員 村角紀子氏、高橋真知子氏に協力いただいた。

注

- (1) 寛永10年(1633)「出雲国図」(東京大学総合図書館南蔵文庫蔵)。寛永13年(1636)「寛永出雲古図」(島根大学付属図書館蔵)。寛永15年(1638)「寛永出雲国絵図」(島根県立出雲古代歴史博物館蔵)。宝永7年(1710)「宝永出雲国絵図」(島根大学付属図書館蔵)。
- (2) 17世紀末「大坂より松江航路図(登米寄港図)」(中山家蔵)。
- (3) 「出雲國天神川口新田ノ圖」(明治大学図書館蔵・蘆田文庫)。「大橋川流域新田及び御立山之図」(中山家蔵)。「大橋川流域黒田新田之図」(中山家蔵)。「川下辺絵図」(島根大付属図書館蔵)。「大橋より下川繪図面」(松江市誌附図)。
- (4) 「菅田町切図 写」(川津公民館蔵)の表紙には「管財係登記用」の記載がある。村によっては「大正13年、

昭和22年、昭和23年耕地整理による除去地」の記載（「西川津町」、「下東川津町」など）があり、これらの「切図」は松江市と合併以降の昭和20年代頃まで利用・保管されていたのではないかと推定される。

おもな参考文献

- 上野富太郎・野津静一郎編1941.『松江市誌』,松江市序刊。
大矢幸雄1996.「ホームセンター「J店」の店舗展開にみる地域的特性」,『島根地理学会 第32号』。
大矢幸雄他2012.「絵図と測量図に見る大橋川の歴史」,松江市史研究3号,『松江市史歴史叢書5』。
川津郷土誌編修委員会1982.『川津郷土誌』松栄印刷有限会社。
黒田祐一編1995.『宍道町歴史史料集（地名編）』宍道町教育委員会。
鮫島信行2011.『日本の地籍～その歴史と展望～』古今書院。
島根県2014.（「西川津遺跡」『しまねの遺跡発掘調査パンフレット3』）。
白石昭臣2001.『島根の地名辞典』ワンライン。
成田龍一編1993.『都市と民衆』近代日本の軌跡9 吉川弘文館。
松江市史編集委員会編2014.『松江市史』史料編II 絵図・地図 松江市。
松江市史編集委員会編2015.『松江市史』通史編1 自然環境・原始・古代 松江市。
松江市史編集委員会編2016.『松江市史』通史編2 中世 松江市。
松江市史編集委員会編2019.『松江市史』通史編4 近世II 松江市。
松江市史編集委員会編2020.『松江市史』通史編近現代 松江市。
矢嶋仁吉1960.『集落地理学』古今書院。
柳田國男2015.『地名の研究』講談社。

（おおや ゆきお 元松江市立図書館館長、松江市史編纂委員会絵図・地図部会長）

明治前期における宝永山焼（松江市西尾町）開窯の背景

—「志立」における朝日家山屋敷の展開を中心に—

村角 紀子

はじめに

本稿では、楽山のある西川津町の東隣、西尾町の宝永山焼をとりあげることにしたい。宝永山焼は、現在の「太陽団地」の南西、旧名「志立」^{しだち}で、明治10年代にごく短期間だけ製造された輸出陶器（半磁器とも）である。布志名焼の名工・永原英造が職長をつとめたことから、布志名焼の一種と見做されることがあるが、知名度は高いとは言えず、現存作例もわずかである。

筆者が宝永山焼に最初に関心を持ったのは、創業の中心人物とされる森脇忠兵衛および相見文右衛門が、松江市出身の美術史家・相見香雨（繁一、1874-1970）^{はんいち}の祖父と父だったためである。だが、調査を進めるうち、関心は相見香雨の縁者という枠を超えて、この地に幕藩体制崩壊から間もなく輸出用窯が築かれたこと自体が、松江の近代化を考える上で様々な象徴的意味を持っていたと考えるようになった。本稿では、近世における「志立」の位置付けを松江藩家老・朝日家「山屋敷」（山荘）の展開を軸に検証し、明治の宝永山焼開窯にいたる地域的特徴を明らかにしたい。

1. 宝永山焼に関する先行研究と概要

（1）桑原羊次郎著『出雲陶窯』

まず、宝永山焼に関する先行研究を概観したい。結論から言えば、これまで最も詳しく宝永山焼を紹介したのは、松江市の素封家でコレクター兼美術研究者だった桑原羊次郎（双蛙、1868-1955）が著した『出雲陶窯』（島根県教育会、1933年）である。宝永山焼の全体像を示す基礎文献として重要であり、後年の伊藤菊之輔著刊『島根の陶窯』（1967年）や島根県立博物館編刊『島根の工芸』（1987年）等の同項目解説も、ほぼ全ての材料をここから引用している。やや長いが、以下に全文を紹介する。

【資料1】宝永山焼（桑原羊次郎著『出雲陶窯』64-66頁）

明治十三年八東郡朝酌村字西尾村志立に於て森脇忠兵衛、相見文右衛門、森脇金助、木村雄兵衛、藤岡蔵七等の数名相集り株式組織を以て陶器製造社を創立し、森脇忠兵衛を社長とし、永原英造を職長とし海外輸出の目的を以て非常なる意気込を以て開窯せしものにて之を宝永山焼と称す。然るに職長永原英造は器物製作に於ては布志名諸工歴代中稀れに見る所の良工なりしも、釉薬焼成の術に於て、當時未だ熟練せざりしを以て、火度宜敷も釉薬の調合分量精細ならざるよりして釉薬溶解せず、或は調合宜敷きも火度之に適合せず等の失敗をなしたり。第一回の火入れの際は築窯後日尚ほ浅く水分残り居りし為めか全部失敗をなし、第二回に於ては火度の適合せざりし為めか釉薬溶解せざるもの多く、其後の焼成に於ても非常なる高熱の為め一部は好良の磁器を得たるも、同時に其大部分は流釉の為め附近の器物に附着して何れも損傷して売品となるもの尠なく、又は如何なる高熱を与るも釉薬溶解せざる等のことあり。英造の不面目は勿論出資者何れも失望落胆し、遂に三四回の製造にて廃止の余儀なきに至れり。故に現今存在せる所の宝永山焼と称するものは、多くは傷物にして其種類は重に輸出向きの茶瓶、コーヒー茶碗の如きものにして、焼成不充分なりし為めか乳白色不透明なる器物多し、間々完全なる磁器と見るべき染付の小盃存在すれども遺品極めて僅少なり。印章は四角印豎三行に大日本宝永山とあり。別

に四角印を堅に二線を以て三分し、其中央部に英造と彫りたる印を使用せるあり。斯く英造は宝永山焼に失敗せしと雖も、布志名に帰来後發奮努力晩年に至りては布志名中の名工として声名を挙げたることは、既に英造伝中に略説せし筈なり。唯英造に限らず、明治十余年頃の布志名焼は全体に於て脆弱なりしの大欠点ありたり。

桑原はこの『出雲陶窯』執筆にあたって、窯元等の関係者に直接、書簡や聞き取りによる調査を行っていた。彼の残した「双蛙亭漫録」（自筆手控帳、存18冊、島根県立美術館蔵）や「独楽集」（桑原宛書簡集、巻子装11巻、島根大学附属図書館桑原文庫）には、書簡原本や記事切抜等の関連資料が多数綴じ込まれている⁽¹⁾。「双蛙亭漫録」の第1巻は桑原本人が後年作成した全巻索引となっており、「永原英造伝（宝永山焼）」という項目も見いだせる。だが、その本文が綴られていたはずの第3巻は現在では所在不明となっており、残念ながら桑原がこの項目をまとめた際の情報源を知ることはできない。

（2）『あさくみ郷土史考』

『出雲陶窯』の次に宝永山焼の情報を詳しく伝えているのは、『あさくみ郷土史考』（朝酌小学校開校八十周年記念事業委員会、1956年）である。西尾村は明治22年（1889）4月に朝酌村・福富村・大井村・大海崎村と合併して「朝酌村」となり、昭和14年（1939）11月に松江市に編入された。『あさくみ郷土史考』序文に拠れば、編纂には地域の古老である池田幸太郎が全面的に協力しており、地元ならではの伝承や記憶が細やかに記録されている。ここに「宝永山窯跡」という項目が「遺跡考」のひとつとして採録されているので、以下にその全文を翻刻する。下線部が『出雲陶窯』にはない情報である。

【資料2】宝永山窯跡（『あさくみ郷土史考』8・9頁）

明治十三年西尾町志土〔立ヶ〕（原昭氏所有、現在竹林）に、森脇忠兵衛、相見文右衛門、森脇金助、木村雄兵衛、藤岡蔵七の各氏加集より、株式組織で陶器製造会社を創立し、森脇忠兵衛氏が社長となり、名工として名高い永原英造氏を布志名より招いて職長となし、①彩画は和田見町の小村成章氏が担当した。維新後政府は外国との通商貿易上、全国の窯業者に金襴様の陶磁器を作ることを奨めていたので、当社も海外輸出の目的をもつて非常な意気込みで②大原郡三代の土を取り寄せて③窯口約五米、斜径二十数米のものを開窯した。これが宝永山焼（別名、志立焼）である。しかし永原氏は釉薬焼成の術や築窯の法を熟知していなかつたので、四、五回窯入れしたが何れも失敗し、遂に廃止の止むなきに至った。④今も華美な花瓶や飾り壺（池田幸太郎氏蔵）が現存しているが、遺品は極めて稀である。

以上から、宝永山焼についての主要な情報を整理すると以下のようになる。

- ・開 窯：明治13年（1880）、陶器製造の株式組織創立
- ・所在地：松江市西尾町（志立）、窯口約5m・斜径20数m
- ・創立者：森脇忠兵衛、相見文右衛門、森脇金助、木村雄兵衛、藤岡蔵七ほか
- ・職 長：永原英造、彩 画：小村成章
- ・窯 印：「大日本宝永山」角印、「英造」角印

創立者の森脇忠兵衛、相見文右衛門らについては第3章で詳述したい。職長をつとめた永原英造（雲英、1842-1888）は、永原二代与蔵建定の三男で若名を虎三郎といい、後に英造と改め永山亭と号した。若年の頃、父に連れられ三之丸御殿御庭細工をつとめ、御好品を製作したとされる。これは九代藩主松平斉貴の治世にあたる。明治期には鳥取県西伯郡法勝寺（現・西伯郡南部町）の徳長窯、伯太町

母里（現・安来市伯太町）の神楽崎窯の指導を行った。宝永山窯の失敗の後は布志名に帰り、布志名焼の黄釉物を代表する優品を多数製作したが、明治21年（1888）、47歳で没した⁽²⁾。

宝永山焼の作例について、【資料1】では輸出向茶瓶やコーヒー茶碗が中心で、わずかに染付の小皿があるとする。一方、【資料2】では華美な花瓶や飾り壺が現存とある。後者では地元の池田幸太郎（④）を所蔵者として具体的に述べており、信頼すべき情報と思われる。なお、彩画を小村成章が担当（①）、大原郡三代（現・雲南市加茂町）の土を取り寄せた（②）という点は布志名焼とも共通している。これらについては第4章でも検討したい。

（3）『島根新聞』座談会記事

以上が宝永山焼の概要だが、松江の人々の間で同窯がその後どのように記憶されていたか付け加えておきたい。開窯から約80年後の昭和37年（1962）7月、『島根新聞』紙上で、木幡久右衛門（吹月）が司会となり、岡崎信之・高井敬正・塩津正寿らが出席して「相見香雨翁を語る」と題する座談会が行われた（7月21～23日付紙面連載）。相見香雨が『松陽新報』編集者をしていた明治30年代の動向について、興味深い発言がある。

【資料3】「相見香雨翁を語る（上）」（『島根新聞』1962年7月21日付）

木幡 〔前略〕当時から美術に対する造詣は深かったのですか。

高井 そうでもないようです。〔中略〕もっとも松江市川津市成で布志名焼雲永を中心に焼き物に関係されたことはあったらしいが…。

木幡 森脇忠兵衛氏ら五六人で輸出用の焼き物窯ができていましたね。

岡崎 先生の父君は、文右衛門（松雨）といって書画にたん能で、ことに篆刻にすぐれた松江切っての文化人だったそうですが、こうした血筋と、書画風雅のゆかり深い家庭環境がやはり大きく影響しているようだ。

西尾町志立を隣接地区の西川津町市成、永原英造（雲英）をその兄の永原永助（雲永）と混同するなど、宝永山焼に関する記憶はやや風化が進んでいる。しかし、談話の流れの滑らかさから、森脇忠兵衛、相見文右衛門が相見香雨の父祖にあたり、彼らが輸出陶磁器の生産に携わっていたという情報や記憶は、この時点でも参加者たちに共有されていた様子が見てとれる。

2. 近世における「志立」

（1）西尾の土地柄—東照宮と圓流寺、村松将監「山屋敷」

西尾が近代以前、どのような土地だったのかを確認していきたい。まずは、眺望に優れたこの地域が中世から軍事的要衝として活用され、伝承が残されてきたことを視野に入れておくべきだろう。渡部彝作成「島根郡絵地図」（文政7年〔1824〕11月成立）においては、西尾村に「ドウド山城主多賀備前守」「古城山城不知」「和久羅山城主尼子勝久」など、古城跡が多く記載されている⁽³⁾。

そして近世に入って特に重要なのは、東照宮と圓流寺の建立である。経緯は先行研究で既に詳しく検証されていることから、ここでは概要を整理したい⁽⁴⁾。寛永5年（1628）、堀尾忠晴は西尾の河岸部中央の字南尾に徳川家康を祀る東照宮を建立し、その別当寺として圓流寺（天台宗）を造営して鰐淵寺密厳重院の僧・豪教を招き開山とした。さらに松平直政の入封後、明暦元年（1655）に徳川家光の靈廟を建立し、以来、歴代將軍を祀る位牌所とした。圓流寺は直政より寺領1000石を与えられ、後

に320石と定められて権威ある名刹として幕末まで高い寺格を誇った。東照宮の祭日には藩主在国であれば参詣し、歴代將軍法会には家老が代参をつとめたという。しかし、明治維新以降、一般の檀家を持たなかった圓流寺は荒廃し、本堂および庫裏の跡地は西尾地区の共有となる。さらに、昭和40年（1965）には松江市立女子高校（現・松江市立皆美が丘女子高校）建設のため古い建物は全て解体され、御成門は月照寺へ、本堂は西津田の個人宅へ移築された。一方、東照宮の靈殿は明治32年（1899）10月に城山に移され、松江神社となった。

また、圓流寺の背後に位置する「新山」に目を移すと、同じく17世紀半ばより松江藩家老・初代村松将監直賢の「山屋敷」があったことが知られており、前掲『あさくみ郷土史考』およびこれを引用した『朝酌郷土誌』（朝酌公民館、2001年）に村松家代々の盛衰が詳しく述べられている。この経緯を『松江藩列土録』（以下『列土録』）^⑤に辿ると、直賢は寛永18年（1641）に「奉願山屋敷之田地相添千石与力十騎被成下」とある。この山屋敷には万治3年（1660）に初代藩主・松平直政、延宝4年（1676）、同7年（1679）、貞享4年（1687）に二代藩主・綱近の御成があったことが確認できる。

すなわち、西尾の中央部には近世初頭に東照宮・圓流寺が建立され、そのまま近世を通じて藩主や家の参詣が続けられるなど武家社会で重要視された土地であり、また、傍らの「新山」にはかつて贅を尽くした村松将監「山屋敷」と附属施設が築かれ、上級武家が山荘を構える地として認知されていたことが指摘できる。この村松家の最盛期には、山荘を中心として東に「東海道五十三次」の景を模して小茶屋が置かれ、そばの手貝沿岸には松を植えて「舞子の浜」を模したという。こうした名所の見立てが既に近世の西尾にあったことも記憶に留めておきたい。

（2）松江藩家老・朝日丹波の「志立山屋敷」と舟入

以上を踏まえ、西尾の最も西側にある「志立」を見ていきたい。この地域について巷間、特によく知られているのは、「御立派の改革」を進めた松江藩家老・朝日丹波の山荘の存在である。これは様々な文献史料から跡付けることができる。『列土録』では、五代朝日丹波郷保の項に初めて「志立山屋敷」という語句が登場し、天明元年（1781）閏5月10日の郷保隠居にあたりて「御大小被為拝戴之於志立山屋敷被下」とある。郷保の功績を記した桃源藏撰文「出雲故国相朝日夫子紀功碑」（『松江市誌』1692－1698頁）にも同じ内容があり、この碑はまさに志立山上に建てられていた（現在は月照寺に移設）。同碑文では、天明元年の郷保隠居にあたり「賜西尾志立之山一所」と述べられ、さらに「当暑則臨志立山荘、白茅之屋、用材皆松、真蕭然野人廬也（暑に当たりて則ち志立山荘に臨む、白茅の屋、用材は皆松にして、真に蕭然たる野人の廬なり）」とあり、この山荘がもともと暑さを避けるために利用された廬（庵）であり、かつ、郷保の信条を反映してか、ごく質素な部材であったことが分かる。

この「志立山屋敷」には、続く朝日家六代恒重、七代貴邦の時代にも歴代藩主の御成があったことが同じく『列土録』に記される。抜粋すると以下の通りであり、次第に夏季以外も利用されていった様子がうかがえる。

- ・七代藩主松平治郷：天明5年（1785）7月8日、文化2年（1805）8月2日
- ・八代藩主松平斎恒：文化8年（1811）9月8日、10年（1813）9月11日、13年（1816）3月3日、15年（1818）正月12日
- ・九代藩主松平齊貴：文政13年（1830）2月16日

以上から、「志立山屋敷」とは、朝日丹波郷保が天明元年（1781）の隠居にあたり七代藩主・松平治郷から与えられた山、およびそこに建てられた山荘であり、以後も朝日家が代々所有し、御成も度々行われた重要な場所であったことが指摘できる。

こうした状況は絵図にも残されており、天明6年（1786）に原図が作成されたと推定される島根大学附属図書館桑原文庫「下川辺絵図面」には、志立の山あい附近に「朝日殿山屋敷」が記される【写真1】。明治大学図書館蘆田文庫「出雲国天神川口新田ノ図」（18世紀末）にも同様に「朝日殿山」と記され【写真2】⁽⁶⁾、18世紀末にはこの地に朝日丹波所有の山や屋敷があることが広く認知されていた様子がうかがえる。さらに、これらの絵図にはいずれも河岸に比較的規模の大きな舟入が見てとれる。城下から船で藩主が御成、あるいは朝日家の者が訪れる際の船着き場があったと考えられる。

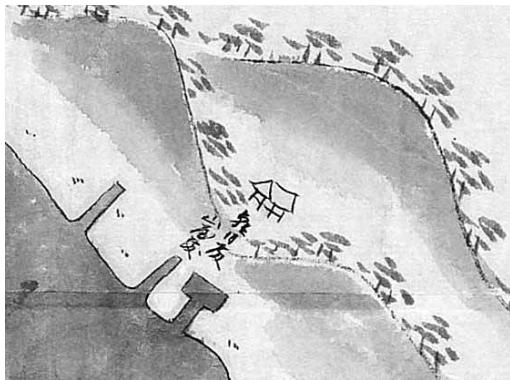


写真1 「川下辺絵図面」(部分)
島根大学附属図書館桑原文庫

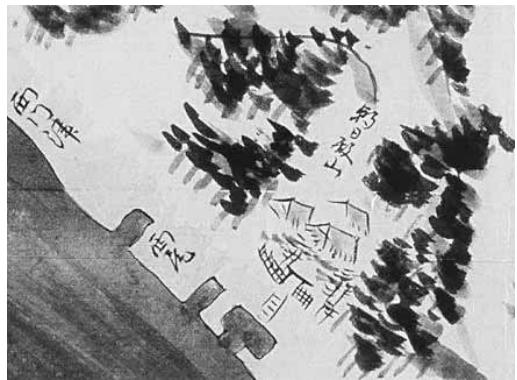


写真2 「出雲国天神川口新田ノ図」(部分)
明治大学図書館蘆田文庫 (『松江市史』史料編11「絵図・地図」より転載)

ちなみに、「志立」という名称は字名には見当たらない。現在、朝酌公民館に所蔵される旧朝酌村役場文書⁽⁷⁾により西尾村の字名を確認すると、西川津村と境を接する最も西側の地域の字名は、順に潜戸・岩崎・汐入・川原無シ・大路・杵築尾となっており、このうち「志立」にあたるのは潜戸と大路である。「志立」は「志達」という字があてられる場合もあり、改革を成し遂げた朝日丹波郷保にちなんで、拝領時に新たに付けられた雅称であった可能性も考えられる。

（3）幕末明治初期の「志立」

では、朝日家はいつまで「志立山」や「志立山屋敷」を維持していたのだろうか。同家の記録としては、島根県史編纂係が大正3年（1914）2月に筆写した「朝日家譜」（全3冊、島根県立図書館蔵。当時の原本所蔵者は村上寿夫）があり、この第3冊に九代朝日千助重厚の嘉永5年（1852）正月から明治4年（1871）3月までの事跡が詳しく記されている【写真3】。ここに「志立」が登場するのは安政4年（1857）9月4日が最後であり、重厚が「志立山」で採れた松茸、小鳥、唐茄子、里芋を「御隠居様」（九代藩主・齊貴）や「殿様」（十代藩主・定安）に贈っていたことが確認できる。ただし、この頃には「志立山屋敷」という語句は登場せず、山荘の建物がどの程度の規模で残っていたかは明確でない。

続く明治4年以降の動向を朝酌公民館文書から追うと、「地押取調野帳 壱番 西尾村」（朝酌公民館文書19-21）は、明治18～21年（1885～88）に実施された地押調査の記録と見られるが、この字潜戸・大路の土地所有者の中に、「朝日千助（竹山は号カ）」および朝日家臣の「松林久七」の名を見出すことができる【写真4】。同史料から関連する地番を抜粋すると、以下の【表1】①～④となる。



写真3 島根県史編纂係写
「朝日家譜」第3冊、大正3年2月、島根県立図書館蔵



写真4 「地押取調野帳 壱番 西尾村」(朝酌公民館文書19-21) 表紙および本文

表1 明治前期の朝日家および松林久七の所有地（朝酌公民館文書19-21、1-6を元に作成）

	地番	字名	用途	所有者名（修正後）	※明治21年時点の所有者
①	七番	潜戸	畠	松林久七（朱：朝日千助）	安部理一郎
②	七十三番	大路	畠	松林久七	安部理一郎
③	七十三番ノ第壱	大路	宅地	朝日竹山（墨：松林久七）	安部理一郎
④	七十五番続ノ弐	潜戸	畠	松林久七	原祐太郎

これら①～④の地番の位置を西尾村の地図上に示すと、【図1】のようになる。明治前期まで残っていたこれら朝日家ゆかりの土地は、南の河岸に近い①から北上して④③②と山道沿いにつながっており、前掲【写真2】の絵図の状況とも一致する。

このうち、地押調査当時も宅地として使用されていた③「七十三番ノ第壱」が、最後まで「山屋敷」のあった場所と推測される。周囲を山と林に囲まれた山あいの平坦地にあたり、真夏でも山蔭となって、暑さを避けるにふさわしい土地と言える。なお、現在の当地域では太陽団地西側斜面と接する④「七十五番続ノ弐」に宝永山窯があったと伝えられ



図1 明治前期の朝日家および松林久七の所有地位置
(朝酌公民館文書30-2 「(西尾村一筆地番帳)」制作年不明をもとに作成)

ている。これは第4章で詳述したい。

以上の「地押取調野帳」調査当時、朝日家の土地であることが明確なのは①のみで、②③④は朝日家から家臣の松林久七に譲渡されていたと見做せる。この背景には、版籍奉還後の朝日家転宅がある。前掲の「朝日家譜」第3冊に拠れば、九代朝日千助重厚は明治2年（1869）8月12日、松江城北惣門前の上屋敷を藩知事となった松平定安の私邸として上納し、自らは同年12月1日に城下西方にある黒田村の下屋敷に転居した。当時はこちらも「山屋敷」と呼ばれ、内実は御目付役の荒井助市⁽⁸⁾という人物が所持しており、複雑な手続きが明治4年まで続いた。この過程で遠方となった「志立」の地は、朝日家にとって不要となった、あるいは維持が困難になったと考えられる。

いずれにせよ、明治13年の宝永山焼開窯の際、「志立」の土地は森脇忠兵衛らに売却されたのではなく、一時的に貸与されたと見られる。その後、「土地所有者名寄帳 明治二十一年根基 出雲国島根郡西尾村」（朝酌公民館文書1-6）に拠れば、明治21年（1888）時点の①②③の土地所有者は松江市鍛冶町の商人・安部理一郎となっている。ここに至って「志立」は完全に朝日家の手を離れたのである。

なお、同地東側の丘陵地には昭和45年（1970）10月、朝酌地区では初めての住宅団地「太陽団地」が造成された。太陽団地自治会では平成23年（2011）、宝くじコミュニティ助成事業を利用して「志立の山公園」を整備している⁽⁹⁾。

（4）「志立井戸」と「御膳（御前）井戸」

現在、「志立」の地に「朝日殿山屋敷」があったことを偲ばせる建築遺構はないが、前掲の【図1】④「七十五番続ノ式」にあたる原保夫氏（屋号「志立」、前掲【資料2】に登場する原昭氏の息）の敷地内には、古い大型井戸が残っている

【写真5】。石材は凝灰質砂岩（来待石）で、井戸は内径90cm、厚さ10.5cm、台石からの高さは73cmと通常の井戸より大きい。台石も同じ石材で、長さ約60cmの台形の石が井筒の外周に放射状に配されている。欠落部分を含め元は14個あったと推定される。それぞれの台石の外寄りには排水用と見られる浅い平坦な溝が彫られている。また、傍らに「水神社」と刻まれた小さな石柱が置かれている。

周囲に台形の来待石を放射状に配する構造は、松江城山椿谷にある「御膳（御前）井戸」にも見ることができる【写真6】⁽¹⁰⁾。藩主の飲料用井戸と伝わるこちらはさらに大型で、台石は長さ60～64cmで現存17個、欠落部分を3個分とすれば元は20個あったようである。残念ながら井戸の本体部分は現在、安全を考慮し上面・側面とも竹を加工した蓋で覆われており、正確な直径等を測ることは出来ない⁽¹¹⁾。



写真5 原保夫氏敷地内に残る大型井戸
(2022年3月筆者撮影)



写真6 松江城山椿谷「御膳（御前）井戸」
(2022年5月筆者撮影)

ここで再び『あさくみ郷土史考』に拠ると、西尾町の「志立井戸」の水は元来、「旧藩時代には、松平家の御茶の水その他に使われたもので、一般人はこれを使用することは禁止されていた」と伝えている⁽¹²⁾。さらにこの水は明治15年（1882）頃より、福富町の「宮川」の水とともに松江市街の悪水の地域へ舟で運んで飲料水として配給するようになり、忌部に貯水池が設置される大正8年（1919）3月に至るまで約40年間続けられたという。この「志立井戸」が現在も原家敷地に残る井戸だろうか。ともあれ、その伝承と構造から、近世に遡る藩と関わりの深い井戸と見做してよいだろう。

3. 宝永山窯を開いた人々

（1）周辺陶窯の活動

ここで宝永山焼開窯前後の周辺の状況に触れておきたい。西尾町と境を接する現在の西川津町市成地区には、本特集にある通り、笠之津御立山（楽山）があり、二代藩主・綱隆以来、藩主の別荘が営まれ、茶室も開かれていた。そして延宝7年（1679）、三代藩主・綱近の頃には、長門から来た陶工・倉崎権兵衛を元祖とする藩の御用窯・楽山焼（当初は御立山焼、御山焼等と呼ばれた）が開窯した。権兵衛没後は弟子の加田半六の家系が継いだが一時衰退し、宝暦6年（1756）に六代藩主・宗衍が布志名の土屋善四郎芳方を登用して復興にあたらせ、さらに七代藩主・治郷（不昧）晩年の享和元年（1801）に長岡住右衛門貞政が登用され楽山窯を再興し、現在まで継続している⁽¹³⁾。

この御用窯・楽山焼の大きな存在とあわせ、他にも「上の茶碗屋」（これは「下の茶碗屋」＝楽山焼・長岡家に対応する）と称される日野（樋野）清蔵と伊藤新蔵の合同窯が幕末から明治30年頃まで続いているという⁽¹⁴⁾。

（2）森脇忠兵衛、相見文右衛門—相見香雨の祖父と父

では、宝永山焼の陶器製造会社を築いた人々について見ておきたい。まず、社長となった「森脇忠兵衛」とは、白潟本町の豪商・森脇三家のひとつ「古森家」当主の名跡である。同家は文化～安政年間、同町の大年寄や大目代をつとめた。明治13年の開窯当時は、森脇忠兵衛十世元照（松陵）の代と考えられる。松陵の妻らしくは平田の本木佐家五世新四郎熙久の四女で、同家六世徳三郎信久、大社の藤間家十五代寛左衛門は兄、新木佐家元祖の愛右衛門仲久、宍道の木幡久右衛門十一世梅屋は弟にあたる⁽¹⁵⁾。

次に名の挙がる「相見文右衛門」は、白潟魚町の他国問屋・野波屋当主の名跡である。文久元年（1861）、松陵の三男・庫三郎が18歳で養子入して「森脇屋庫三郎」から「野波屋庫三郎」となり、後に文右衛門の名跡を継いだ。すなわち、宝永山窯は同族会社と見ることができる。文右衛門は淞雨と号し、書画に優れ、松陵と同じく篆刻を最も得意としたが、明治24年（1891）5月9日、48歳で病没した。同年、菩提寺である寺町の龍覚寺に友人の中村準一郎（鶯山）によって「相見淞雨碑」が建てられ、印譜『蘆花浅水処印叢』が編纂された。一男五女があり、後に美術史家となった相見繁一（香雨）はその長男である⁽¹⁶⁾。

残る森脇金助、木村雄兵衛、藤岡蔵七も親戚筋の商人等と推測されるが、今のところ該当する人物を特定することができず、詳しい経歴等は分からぬ。

明治10年代の森脇忠兵衛父子の経済状況については、島根県立図書館蔵「新木佐家文書」⁽¹⁷⁾から部分的に追うことができる。森脇忠兵衛の二男・吉松（敬八郎）は安政3年（1856）、叔父にあたる木佐愛右衛門仲久の養子となって新木佐家を継ぎ、二世愛造世久を名乗った⁽¹⁸⁾。このため、「新木佐家文書」には実父・森脇忠兵衛、実弟・相見文右衛門から世久に宛てた明治10～16年頃の証文や書簡が確認できる。特に、明治14年3月1日付「借用金証書」（新木佐家文書248-29）では、相見文右衛門が森脇忠兵

衛を受人（保証人）として70円と50円の計120円を愛造世久より借用している。これは時期的に宝永山窯の経営もしくは清算に利用されたとも推測できる。だが、前後の文書中には宝永山焼との関わりを具体的に示す内容は見当たらなかった。株式組織設立や経営の経緯を具体的に示す史料の探索は今後の課題としたい。

（3）「宝永山焼」の名称由来考

ところで、「宝永山焼」という名称は何に由来するのだろうか。二代藩主・綱隆の院号「宝山院」や職長をつとめた永原英造の号「永山亭」が想起されるが、いずれも確定的ではない。また、近世近代の絵図や文献に「志立」附近がかって「宝永山」と呼ばれた形跡はなく、西尾村の字名にも登場しない。西川津村との境の山は、西尾村側では葉薦山^{はこも}、西川津村側では市成山^{じょうぞう}、等々山と呼ばれていた⁽¹⁹⁾。「宝永山焼」とは、創業者らによって明治期に新たにつけられた名称と考えるのが妥当だろう。

以下は私見になるが、創業時に想定された「宝永山」とは、宝永4年（1707）の大噴火によって富士山中腹に誕生した側火山を指すのではないだろうか。富士山は、言うまでもなく日本を代表する名山であり、葛飾北斎や歌川広重らの浮世絵を通じて、海外でも非常に著名な存在だった。その脇に新たに誕生した山の名を、輸出用窯を新たに創立するにあたって借りたものと推測される。西尾新山の村松山荘附近で「東海道五十三次」や「舞子の浜」の名所見立てがあったことは先に述べた通りである。すぐ側にあるかつての御用窯・楽山焼という大きな存在を富士山に見立て、その伝統に対抗する意図も込められていたと推測しておきたい。

4. 宝永山焼現存作例の考察

それでは、宝永山焼の現存作例を検討したい。残念ながら本稿の執筆段階では作品の実見がほとんど叶わなかっただため、これまでに陶磁器全集や展覧会図録、研究論文等において「宝永山焼」として写真図版が紹介されたもの、もしくは「大日本宝永山」印があると明記されたものを対象とする⁽²⁰⁾。前掲【資料1、2】にある通り、宝永山窯の実働期間は明治13年からごく短期間であったとされるが、これまで「宝永山焼」として紹介されてきた作品には作風に非常に大きな振幅がある。今後の作品調査の必要を前提としつつ、三段階に分けて考察してみたい。

（1）第一段階—輸出向花瓶、飾り壺

第一段階として想定されるのは、【資料2】に言う「華美な花瓶や飾り壺」である。過去の出版物に掲載された写真図版から、以下の作例が確認できる。

- ①白釉墨画山水花瓶宝永山焼、「大日本宝永山」「英造」印⁽²¹⁾
- ②宝永山 染付山水図耳付花瓶、書銘「大日本永山亭英造製之」、高さ29.3cm⁽²²⁾
- ③布志名焼 色絵松に孔雀図花瓶（桃蓋付）、「大日本宝永山」「英造」印、高さ37.0cm⁽²³⁾ 【写真7】

上記①②はモノクロ図版のため、実際の色彩は不明である。③は薩摩焼金襷手に似せた口縁部の連続文様に加え、孔雀に牡丹、松といった鮮やかな花鳥画で装飾される。【資料2】は中島来章に学ん



写真7 色絵松に孔雀図花瓶（桃蓋付）（松江歴史館編刊『千変万化の出雲焼』展図録、2017年より転載）

だ四条派の画家・小村成章が彩画を担当したと伝えるが、その伝承に遜色ない仕上がりである。眞葛焼を思わせる立体的な蓋も添えられ、華美な作風はいかにも欧米への輸出にふさわしい。宝永山窯の創立当初に意図されたのは、この系統と推測される。だが、【資料1、2】にあるように、技術的に未熟で焼成の成功例が極めて稀だったとすれば、原材料費や成形・絵付の採算が合うはずもなく、生産はすぐに行き詰ったことだろう。

(2) 第二段階—祥瑞写茶碗

第二段階と想定されるのは、【資料1】に「完全なる磁器と見るべき染付の小盃」と紹介された作例である。過去の出版物から以下の作例が確認できる。いずれも染付で吉祥文様や山水画が施され、窯印はなく、書銘「名産出雲焼」がある。

①宝永山 祥瑞写茶碗、「名産出雲焼」銘、口径10.3cm 【写真8】⁽²⁴⁾

②宝永山 祥瑞写茶碗、「名産出雲焼」銘、口径10.6cm 【写真9】⁽²⁵⁾

銘に「日本」等の対外的な語句がなく、「大日本宝永山」印もないことから、国内向けに転換しつつある段階の作例と見做すべきだろう。



写真8 宝永山 祥瑞写茶碗（『日本やきもの集成 8 山陰』平凡社、1981年より転載）



写真9 宝永山 祥瑞写茶碗（出雲文化伝承館編刊「出雲焼」展図録、2014年より転載）

(3) 第三段階—国内向け雑器

最後に第三段階として、阿部賢治「伝世品にみられる布志名焼の刻印と銘款」で紹介された手錢美術館所蔵品をとりあげたい⁽²⁶⁾。これは本稿執筆段階で唯一実地調査のできた作品である。

・宝永山焼 千羽鶴茶碗、「大日本宝永山」印、高さ6.8cm、口径12.5～14.0cm 【写真10】



写真10 宝永山 千羽鶴茶碗、手錢美術館蔵（2022年7月筆者撮影）

灰釉に呉須で、羽ばたく五羽の鶴をあっさりと絵付した薄づくりの茶碗である。成形技術は安定しており、口縁部に意図的に歪みが加えられている。高台脇の土部に「大日本宝永山」印があるが、色彩も形態も輸出用とは到底考えにくい。原材料や成形・絵付に費用を掛けられなくなった事業縮小段階における、完全に国内向けの作例と思われる。以下の筆者不明の箱書があり、出資者を「松江藩士」とする点が前掲【資料1、2】はじめ他の文献史料と異なっている。

「宝永山焼／明治十二三年頃松江藩士有志出金して楽山窯の東方隣村朝酌村西尾志立に於て布志名の名工永原英造を職長として開窯せしも程なく廃絶す 其作品には大日本宝永山の印を捺し何れも上作品にて稀なり 画は主に中島来章門人なる秋鹿屋成章に依って描かれたり 英造は雲永の弟にて神楽崎焼の職長もなし明治十九年七月歿す ㊞ [印文不明]」

(4) 志立て採取した窯道具



写真11 志立て採取した窯道具
(2022年3月筆者採取)

最後に、宝永山窯があったと伝えられる太陽団地西側斜面に接する、原保夫氏の敷地で採取した窯道具を紹介する。前掲【図1】④「七十五番続ノ式」すぐ北側にあたる草地である⁽²⁷⁾。

これは茶褐色砂混じりの荒い土製の匣鉢である。片側が破損しているが元の底面はおそらく小判型で、積み重ねて使用したと考えられる。残存部分は厚さ約2.0~2.5cm、底面18.9×21.0cm以上、高さ16.5cm、内径は最短部分で約13.5cmである。内底に輪状の陶枕の跡が3箇所残る。内側面に2.7×1.4cm、厚さ約0.4cmの小さな台形の陶片が溶着している。胎土は灰褐色で、表面（陶器の内面）には白い釉薬が薄くかかる。この胎土は他の宝永山焼作例と矛盾しないように見られる。

原家の裏庭にも同様の匣鉢が置かれており、底面は小判型で、同じく内側面に陶片が溶着する。こうした窯道具が複数残存することは、同地に窯跡があったことを裏付けている。

むすびに

以上に述べた通り、西尾には近世初頭、東照宮と圓流寺が建立され、後に歴代将軍を祀る位牌所とされ藩主や家老の参詣が行われた。傍らの新山には家老・村松将監「山屋敷」と娯楽施設が築かれるなど、武家社会において近世を通じ重要視された土地だったと言える。そして最も西の「志立」は、もともと天明元年に五代朝日丹波郷保が隠居にあたり拝領した丘陵地であり、山あいに同家の「山屋敷」が築かれ、河岸に大型の舟入も整備されて藩主御成が度々行わられた。幕藩体制崩壊後、山莊周辺地は朝日家家臣の松林久七が所有していた。ここに明治13年、森脇忠兵衛・相見文右衛門ら白潟の富裕商人が出資して輸出用窯が築かれたのは、決して偶然ではない。すなわち、材料運搬・製造品輸送のための水運が既に整備されており、窯を築くにふさわしい傾斜地、燃料となる山林（薪）を豊富に備える一方で、長年、家老所有地であったことから近隣には人家がなく、煤煙等による苦情の心配もない。築窯には非常に適した土地だったことが指摘できる。

本稿では、宝永山窯創業に至る「志立」の背景を中心に検討し、同窯の経営実態を具体的に示す史料については探索が及ばなかった。森脇忠兵衛・相見文右衛門以外の創業者も詳細不明のままである。現存する宝永山焼作品の調査も特に大きな課題であり、今後も引き続き調査を進めたい。

注

- (1) 「生誕150年桑原羊次郎」展（於島根県立美術館、2018年）に出品、および桑原羊次郎・相見香雨研究会2018『地域のエンサイクロペディア桑原羊次郎』松江市歴史まちづくり部史料編纂課に紹介。
- (2) 原宏1981「島根のやきもの」『日本やきもの集成 8 山陰』平凡社、および島根県立博物館編刊1987『島根の工芸』
- (3) 渡部彝作成「島根郡絵地図」（久保田家蔵）、『松江市史』史料編11「絵図・地図」所収別刷図14。なお、平田昌司1972「松江市内の古城址」『山陰史談』5号は「志達山城」を挙げ、「羽倉の支城」とする伝承を記す。
- (4) 東照宮と圓流寺に関する先行研究としては、本文に挙げた『あさくみ郷土史考』『朝酌郷土誌』のほか、①山根克彦2010「将軍家を祀った東照宮と圓流寺」『松江市歴史叢書』2、②奈良文化財研究所編2021『松江神社建造物調査報告書』松江市がある。
- (5) 島根県立図書館郷土資料編2004-2006『松江藩列士録』全6巻、島根県立図書館
- (6) 徳岡隆夫ほか2012「絵図と測量図に見る大橋川の歴史」第2図「川下辺絵図」『松江市歴史叢書』5、および図50「出雲国天神川口新田ノ図」『松江市史』史料編11「絵図・地図」所収
- (7) 朝酌公民館文書30-2「(西尾村一筆地番帳)」制作年不明（本文【図1】参照）
- (8) 前掲注(5)『列士録』第5巻に拠れば、荒井助市は石高230石で御目附役・御歩行頭・御軍用方修道館懸りをつとめた。幕末の四代荒井助市は「実四代目米村伴兵衛二男」とある。
- (9) 『市報松江』No.82、松江市、2012年1月号
- (10) 重村俊介「旧藩事蹟」調査下按ノ一（国文学研究資料館蔵）に「御膳井戸ト称シ、御飲料用の井」とある。
- (11) 「志立井戸」および「御膳（御前）井戸」の現地調査にあたっては、西尾克己・岡崎雄二郎両氏にご協力いただいた。
- (12) 朝酌小学校開校八十周年記念事業委員会1956『あさくみ郷土史考』71・72頁。なお、古藤敦夫編1979『朝酌』125頁には「志立井戸」についての補足として以下の原昭氏の談話が採録される。「昭和十四年の大旱魃の際にもこの井戸は涸れることがなかったので我々の命もつながった。惜しいことに今の県道拡幅のため埋められてしまった。上の井戸だけ残っている」。
- (13) 藤間寛2017「千変万化の出雲焼」『千変万化の出雲焼』展図録、松江歴史館
- (14) 田中史好編「布志名焼集説」島根県立附属図書館蔵（自筆稿本）
- (15) 桑原羊次郎・相見香雨研究会編刊2021『相見香雨没後五〇年記念シンポジウム関連展示実施報告書』、および平田市誌編さん委員会編 1969『平田市誌』平田市教育委員会
- (16) 前掲注(15)桑原羊次郎・相見香雨研究会編刊2021
- (17) 島根県立図書館作成「新木佐家文書目録」がある。
- (18) 相見香雨 1958「新木佐家代々の思出」木佐長久・紀久編刊『木佐和久遺稿集 德昭々雅歴代』所収
- (19) 「皇国地誌」「島根郡村誌」西川津村・西尾村、『松江市史』史料編9「近現代I」所収
- (20) 本稿で紹介しなかった作品を含め、出雲玉作資料館、松江歴史館より永原英造、小村成章の作品情報を提供いただいた。また、前掲注(2)原宏1981は口絵202「桐文茶碗」に「大日本宝永山」印（挿96）があるとするが、実作品調査により窯印のないことを確認したため対象外とした。
- (21) 桑原羊次郎1933『出雲陶窯』島根県教育会、口絵
- (22) 前掲注(2)原宏1981、挿図98
- (23) 松江歴史館編刊『千変万化の出雲焼』展図録、2017年、図80
- (24) 前掲注(2)原宏1981、口絵203
- (25) 出雲文化伝承館編刊「出雲焼」展図録、2014年、図73
- (26) 阿部賢治2014「伝世品にみられる布志名焼の刻印と銘款」『島根考古学会誌』第31集。作品調査にあたっては阿部賢治氏および手錢美術館学芸員・佐々木杏里氏よりご教示、ご協力を得た。
- (27) 志立地区の調査にあたっては同地の原保夫氏、および椿真治氏、西尾克己氏のご協力を得た。

（むらかど のりこ 松江市文化スポーツ部松江城・史料調査課歴史史料専門調査員）

井ノ奥4号墳の発掘調査の概要について

岡崎雄二郎・丹羽野 裕・田中 大

はじめに

執筆者のうち岡崎は、昭和46年（1971）に埋蔵文化財の発掘調査要員として松江市教育委員会に入庁以来、数多くの発掘調査に携わってきた。しかし、昭和の頃は調査体制がいたって脆弱だったため、現場が終了した後続けて図面整理・報告書作成ということにはならず、すぐさま次の現場へ行かなければならなかつた。

平成19年（2007）3月の退職時点では、報告を必要とする調査事業は20件余りに累積していた。その中には、故近藤正氏の協力や、門脇俊彦氏担当の調査現場もある。その後、整理作業は肃々と進めてきたが、なかなか報告書刊行には至らなかつた。

令和の時代に入り、周囲の方々の理解と協力の結果、松江市の研究紀要『松江市歴史叢書』に遺跡調査の概要だけでも発表できるようになったので、今後、概要報告を行っていきたい。

そのうち本稿は、昭和50年と55年に調査した井ノ奥4号墳の略報である。当時としては初めて行った墳丘の航空測量の成果や古墳の築造年代に関わる須恵器、埴輪類の検討を中心としている。

1. 調査に至る経緯

この大型前方後円墳は、かつて松江市矢田町の大橋川下流域へ南方から伸びる低丘陵上の最南部に所在した。昭和49年（1974）に民間の大規模住宅団地の造成工事の申請に基づき分布調査を行ったところ、造成地区の最南部で新たに発見されたものである。大型古墳であることから現状保存も検討したが、既に墳丘の大半が削平されていたこともあって、昭和50年（1975）9月から同51年2月にかけて発掘調査を実施したものである。これを第1次調査と呼ぶ。

一方、その西側については果樹園として削平されており、所有者も異なることから未調査部分に周壕がそのまま埋没している可能性を残していた。その後、昭和55年に至り別の開発行為（住宅地開発）に基づき、西部を追加調査することになった。調

査は昭和55年6月17日から同年6月24日までの6日間と極めて短期間であった。これを第2次調査と名付け、以下、第1次調査の結果と合わせてその概略を報告するものである。

なお、本稿は岡崎が執筆した調査概要に加え、埴輪類を田中が、須恵器を丹羽野が執筆した。またまとめは、岡崎の原稿を下地に、一部を三者で協議をして執筆したものである。

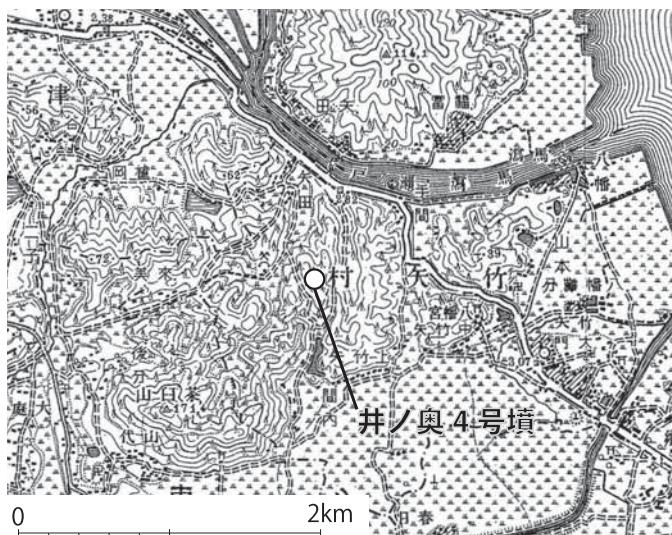


図1 井ノ奥4号墳位置図（明治34年地形図）



図2 井ノ奥4号墳墳丘測量図（1） ●は埴輪底部出土位置 等高線は10cm間隔（造り出しの位置は不正確）

2. 第1次調査

調査の概要は、当時の雑誌（岡崎1976）に速報として掲載されているので、詳細は省くが、調査の成果について以下に概要を記しておく。

復元した墳丘規模は中軸長57.5m、前方部長15.5m、高さ4.7m、同前端幅26.5m、後円部径42m、同高さ7.5m、途中に幅1~1.5mの段を1段設け、その先端部に円筒埴輪、朝顔形埴輪を埋置する。

墳丘の外側には平面馬蹄形で下端幅5~6.5m、高さ0.5~1.0mの外提を廻し、外提と墳丘の間は空壕を成している。外提の中央部にも円筒埴輪を廻す。古墳周辺の削平地において、当該古墳に関係するとと思われる凝灰岩の石材や大刀片、形象埴輪が採集されている。既に古墳の当初墓域の3分の2近くが削平されており、前方部でも試掘坑を入れたが埋葬施設は確認できなかった。後円部径に対して前方部長が比較的短く、馬蹄形の外提を有していることが特徴的で、畿内政権との関係が深い、出雲部ではAクラスの規模の前方後円墳として注目された。

3. 第2次調査

1) 調査の概要

第1次調査で判明していた前方部前端裾と後円部裾の延長部を確認するため、トレンチを南北2か所に設定して調査した。北のトレンチ（前方部前端の延長）は一様に地山面に到達し、何ら変化は認められなかった。一方、南のトレンチ（後円部裾の延長）では浅い位置から葺石と思われる石が積上げられ列をなしていることが分かったので、周囲を拡張して精査した。西側の崖まで掘り下げた結果、葺石列は三重に積まれ、わずかにカーブしながら西へ延び、長さ約4m、高低差約80cmを確認したが、崖で消失していた。葺石列は東端部で高低差約80cmのくびれ部となり、石列はそこからほぼ直角に向きを変え、直線的に南へ約3.2m行ったところで消失していた。石は二重に積まれ端部で高低差は約40cmである。

東西に延びる石列は、後円部に積まれた葺石の下端部と思われる。一方、くびれ部から南へ延びる石列は、後円部からほぼ直角に突き出した造出の下端部と思われる。

葺石と造出の石材は、いずれも灰黒色の火山岩系統で、大庭の鼻曲地区に露頭する玄武岩に類似する。差し渡し20~60cmのやや角のある転石を運んできて積上げたようである。外面は灰色だが内面は黒色である。くびれ部には長さ50~60cm、厚み15~30cmの直方体状の石を選んで、意識的に縦方向に重ねていることが注意される（岡崎2021）。

2) 検出遺構について

トレンチの設定については、正確に測量したものではない。調査日誌に書かれた略図を基に、当時ワールド航空事業株式会社に測量委託して製作した100分の1の測量平面図に当てはめ、復元した後円部裾のライン沿いに、造出の下端部の平面形を崖際までスライドさせたのが図2である。南方へ続く石列は、約3.2m行ったところで消失しているが、写真を見ると地山のレベルも幾分上がっていくように見える。そこは復元図で見ると、ちょうど外提（周堤体）の上端付近と重なっているが、造成工事のため搅乱を受けているので、判断し難い。周壕をまたぐ造出の可能性がある。

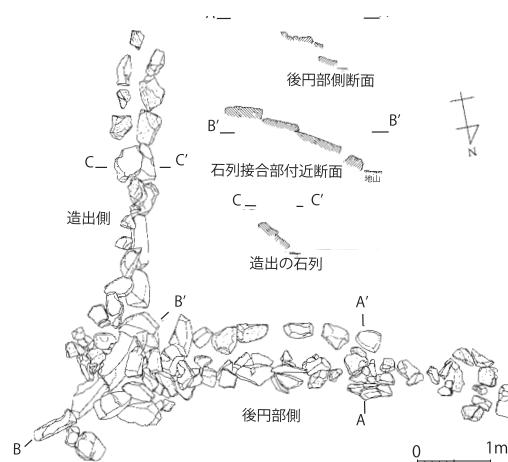


図3 井ノ奥4号墳造出実測図
岡崎2021より転載改変

表1 松江市内の造出を有す古墳一覧表（単位m）

番号	名称	墳丘長又は一辺	造出長さ	造出奥行	造出高さ	築造年代
1	廟所古墳	50 × 48	25	20		5世紀前半
2	塚山古墳	33 × 33	12			5世紀中頃
3-1	石屋古墳（北）	42 × 40	9.6	5.4～5.6		5世紀中頃
3-2	石屋古墳（南）		推定10	6	0.2	〃
4	井ノ奥4号墳	57				5世紀後半
5	古曾志大谷1号墳	45.5	6.6～8前後	5.4～5.7		5世紀末～6世紀前半
6-1	大庭鶏塚古墳（西）	44 × 42	20	12		6世紀前半
6-2	同上（南）		12	6.4		〃
7	伝宇牟加比壳御陵古墳	16	5	2	0.3	6世紀前半

通常みられる造出は前面に広く周濠が開けているが、松江市東津田町の石屋古墳の南の造出のように、低丘陵を切削し空壕を遮断して造った平坦地の南外方にV字溝を設け石積で囲っている特異な例（松江市教委1985）もあり、今後さらに検討を要するが、今のところは造出と考えておきたい。造出の西側は判明したが、反対側（東側）は不明である。しかし、17m東方は、第1次調査区の西端部であるので、仮に墳丘中軸線から対照的に折り返すと、造出はその範囲内におさまることになる。下端部幅は $1.7 \times 2 = 3.4\text{m}$ となり、墳丘規模からすれば少し小さい。とすれば、造出は中軸線よりはもう少し東へ寄ったところに中心があったと考えたほうがよさそうである。出雲部では造出を伴う古墳は5～6世紀代の主要古墳によく見られる。

4. 出土遺物について

（1）埴輪

埴輪は、コンテナ総数55箱分が松江市教育委員会で保管されていた。ビニール袋の中に注記ラベル（取り上げ番号や出土位置を記載）と埴輪が入った状態で整理されていたが、経年劣化により文字の判別不可能なものが多数あった。また、その大半が未洗浄であったため、より情報の多い個体を選別した上でコンテナ22箱分を洗浄した。その後、注記、接合、一部資料の実測・写真撮影をおこなった⁽¹⁾。

①円筒埴輪（図5） 円筒埴輪は、原位置を保った状態で墳丘平坦面（108本）と外堤（50本）から出土している（岡崎1976・2021など）。周溝内や墳丘斜面からも散乱した状態で出土した。2段目墳丘斜面上にも埴輪が確認できた点から、本来は墳頂平坦面にも埴輪を設置していたと考えられる。埋設方法の詳細は不明である。

完形に復元できたものではなく、底部のみ残存する資料が大半を占める。底部無調整のものが7割、底部調整のものが3割の比率である。法量は、底部径が15.0cm～22.5cm（69点、残存率1/4以上のもの）、底部高が10.5～13.6cm（36点）、突帯間隔高が11.7cm（1点）である。焼成は、すべて無黒班で窯焼成と考えられる。

1～4は、普通円筒埴輪である。

1は、底部から突帯間隔部（2段目）である。底部径18.5cm、底部高12.5cmをはかる。底部外面は、上半部に一次タテハケ、下半部に左上がりの連続した線状圧痕がみられる。圧痕は一次タテハケに切られしており、基部成形時の作業台圧痕と考えられる。底部内面は、ナデやオサエがほどこされるが、幅3～5cmの接合痕を明瞭に残す。端部には連続したユビオサエがある。底部の厚さは底端部に向かうにつれてやや肥厚し、底部無調整である。底部端面に棒状の作業台圧痕がみられる。突帯間隔部（2段目）外面は摩滅が著しく調整不明、内面はナデである。円形スカシがみられる。突帯は低く扁平で、上稜の



図4 井ノ奥4号墳、墳丘航空測量図

みが突出した三角形状を呈する。突出は約0.5cmである。色調は内外面が明黄褐色、断面がにぶい黄色を呈する。焼成は良好である。注記ラベルに「No.77、760424」と記される。

2は、底部である。底部径17.4cm、底部高13.3cmをはかる。底部外面は、上半部に一次タテハケ、下半部に面的な圧痕がみられる。圧痕は一次タテハケを切っており、底部調整の板オサエ・タタキと考えられる。底部内面は、連続した板状工具痕（当て具か？）が全面にみられ、一部ナナメハケにより切られている。底部の厚さはほぼ均等である。底部端面は平滑で砂粒の動きが認められることから、いわゆる「カット技法」による端部の切り取りと判断できる。突帯は方形を呈し、ヨコナデがほどこされる。突出は約0.7cmである。突帯欠損部には幅3mm程度の凹線がみられ、突帯設定技法による痕跡がうかがえる。色調は外面がにぶい黄橙色、内面が浅黄橙色、断面が灰白色を呈する。焼成は良好で、外面には焼き歪みによる水平方向のひびも認められる。注記ラベルの「No.88、760424」と「No.134、外堤760420」が接合した。

3は、底部である。底部径19.4cm、底部高12.8cmをはかる。底部外面は上半部に一次タテハケ、下半部に右上がりの連続した面的な圧痕をもつ。底部調整の板オサエ・タタキと考えられる。底部内面は、ナデとオサエがみられ、端部には連続したユビオサエが明瞭に残る。底端部に向かうについて肥厚する。底部端面は潰れており、面にハケメ状の作業台圧痕がみられる。突帯は扁平で突出は約0.8cmである。色調はにぶい黄橙色を呈する。焼成は良好である。

4は、底部から突帯間隔部（3段目）で、もっとも復元できた個体である。2段目と3段目に円形ス

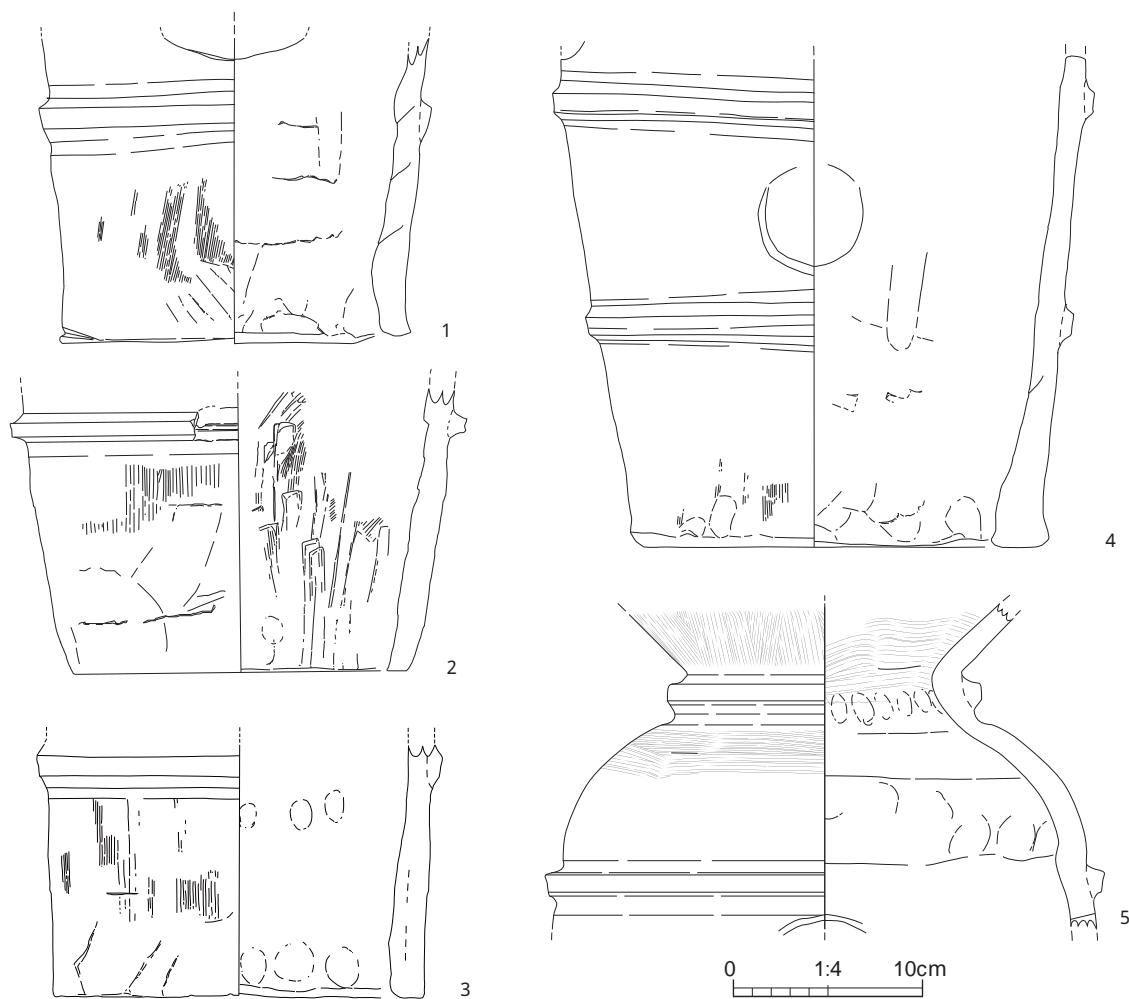


図5 井ノ奥4号墳出土円筒埴輪、朝顔形埴輪実測図

カシを千鳥状に穿ち、少なくとも3条4段構成以上の個体と想定できる。底部径22.1cm、底部高12.4cm、突帯間隔高（2段目）11.7cmをはかる。外面は、摩滅が著しく調整は不明瞭である。底部下半部に一部、一次タテハケやオサエが確認できる。内面は、ナデとオサエがみられる。底端部に向かうにつれて肥厚が著しく、底部無調整である。突帯は低く扁平で突出は約0.5cmである。色調は内外面が橙色、断面が浅黄橙色を呈する。焼成は良好である。注記ラベルに「No.86、760424」と記される。

5は、朝顔形埴輪である。頸部を中心とした破片で、突帯間隔部に円形スカシをもつ。頸部高は10cmを測る。外面は、口縁部に一次調整のタテハケ、頸部上部に二次ヨコハケがほどこされる。内面は、口

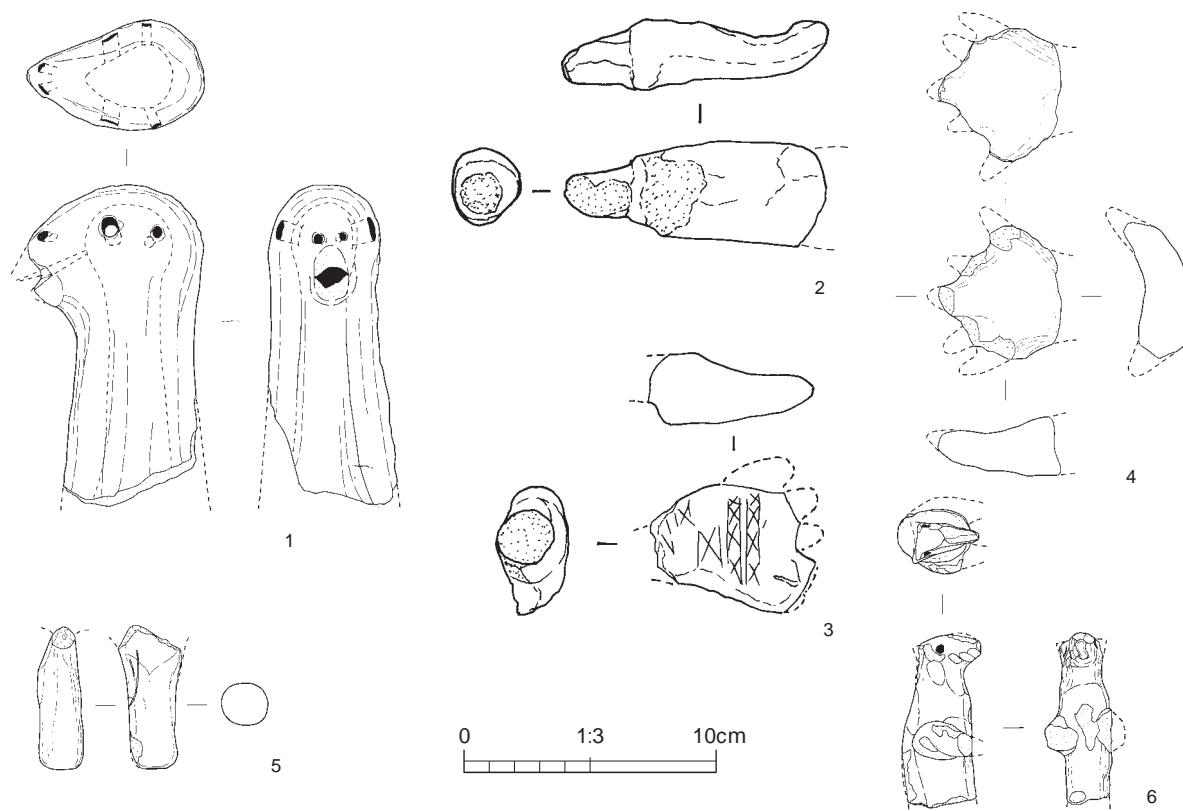


図6 井ノ奥4号墳出土形象埴輪（1）

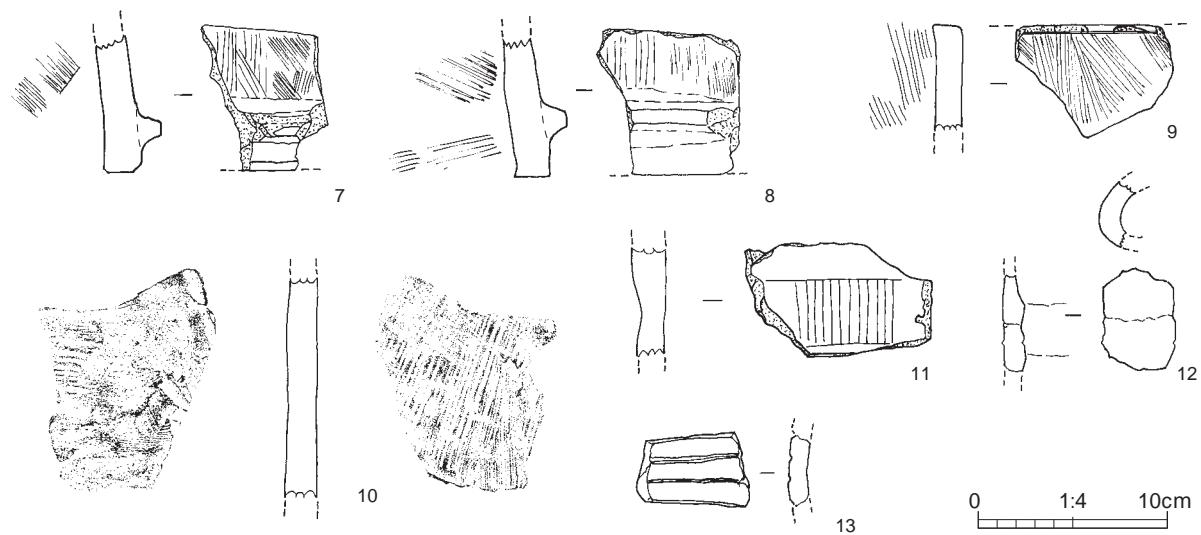


図7 井ノ奥4号墳出土形象埴輪（2）

縁部にヨコハケ、頸部にユビオサエおよびナデがほどこされる。口縁部と頸部、頸部と突帯間隔部に突帯をもち、ヨコナデにより最終調整される。突帯突出は約1cmである。色調は黄色を呈する。胎土表面はもろく剥離しやすい。焼成はやや不良である。

また、未図化の破片資料から、把握できた点について言及しておきたい。

口縁部は、すべて単純口縁で外面一次調整のタテハケ（ナナメハケ）のみ、内面ハケおよびナデがほどこされる。外面にはヘラ記号の○形、×形、三日月形線刻表現がみられるものがある。突帯間隔部は、外面一次調整のタテハケ（ナナメハケ）のものと二次調整のB種（Bc種とBd種）ヨコハケのものがあり、内面ハケおよびナデがほどこされる。底部は、底部調整をもつものの中に、外面一次調整のタテハケ、内面底端部にケズリをもち、端部を切り取らないものがある⁽²⁾。底部径の小さい個体は、2条3段構成の可能性がある。

②形象埴輪（図6・7） 形象埴輪は、後円部周溝内や造出周辺、墳丘周辺の削平地で出土している。原位置のものはない。破片資料のみである。焼成は、すべて無黒班で窯窯焼成と考えられる。

1は、鳥形埴輪の頭部である。鶴形埴輪にある鶴冠や肉垂の表現がないため、水鳥形埴輪の一種であろう。中空でしづり痕がみられる。目は円形刺突で表現され貫通する。耳孔や鼻孔も円形刺突の貫通により表現されている。嘴は欠損のため、判別が困難であるが、やや開口し立体的な仕上げであった可能性がある。色調は明褐色を呈し、焼成はやや不良である。胎土表面はもろく剥離しやすい。後円部周溝から出土した。

2～4は、人物形埴輪の腕や手である。2は、腕の一部で中実の差し込みタイプである。色調は明橙色を呈し、焼成は良好である。墳丘東部周溝から出土した。3は、手の一部で平行線間に大小の×印線刻表現があり、防具の籠手表現と考えられる。指は欠損し中実である。色調は明橙色を呈し、焼成は良好である。墳丘葺石中から出土した。4は、手の一部で指は欠損し中実である。親指と人差指の間隔が広く表現される。色調は黄色を呈し、焼成は良好である。後円部削平地から出土した。

5・6は、不明形象埴輪である。5は、細長い形状で、一方はゆるく湾曲して広がりをもつ。断面は楕円形で中実である。色調は黄褐色を呈し、焼成は良好である。後円部削平地から出土した。6は、従来「小型四足獸」として報告されてきた破片である（岡崎1976・2021など）。中実で両側面に円形刺突がみられる。別の粘土から剥がれた痕跡が確認できる。色調は明褐色を呈し、焼成はやや不良である。胎土表面はもろく剥離しやすい。出土地点は不明である。

7～11は、器財形埴輪である。7・8は家形埴輪の基部である。7は、外面に幅約2～4mmの太いタテハケ・ナナメハケと幅約1mmのナナメハケが施される。内面はナナメハケを施す。裾廻突帯と考えられる突帯は方形を呈し、ヨコナデがされる。突出は約1cmである。突帯上面と底部端面には赤色顔料が残る。色調は外面が黄橙色、内面が明橙色、断面が淡緑色を呈し、焼成は良好である。墳丘東側周溝から出土した。8は、外面にタテハケを施す。内面はナナメハケが施される。裾廻突帯と考えられる突進は方形を呈し、ヨコナデがされる。突出は約1cmである。色調は内外面が淡橙色、断面が淡緑色を呈し、焼成は良好である。墳丘東側周溝から出土した。調整や色調からみて、家形埴輪は複数個体存在する可能性がある。9・10は、家形埴輪の壁体部もしくは蓋形埴輪の無文立飾りの一部である。9は、内外面にナナメハケを施す。上端部に直線状の面がみられる。断面は約1.6cmとほぼ均等の厚さをはかる。色調は、外面が淡明橙色、内面が明黄橙色を呈し、焼成は良好である。墳丘東側周溝から出土した。10は、外面にヨコハケ、内面にナナメハケを施す。断面は約1.5cmとほぼ均等の厚さである。焼成は良好である。墳丘東側周溝から出土した。11は、器種は判別できないが、文様から器財形埴輪の一部であろう。外面は幅約3.3cmの平行線文の間に12条の直交する幅約4～5mm平行線文がみられる。内面はナデ

がほどこされる。色調は、外面が淡黄色、内面が明橙色を呈し、焼成は良好である。墳丘東側周溝から出土した。

12は、不明形象埴輪である。色調は、外面が明橙色、内面が黄色を呈し、焼成は良好である。墳丘東側周溝から出土した。13は、人物埴輪や甲冑形埴輪の草摺もしくは鳥形埴輪の翼の一部である。外面には幅約1cm間隔で少なくとも2条以上の沈線がみられる。断面は、ゆるい弧状を描き約1cmの厚さである。色調は、内外面とも淡黄色を呈し、焼成は良好である。墳丘東側周溝から出土した。

③出土埴輪の検討

A.埴輪の特徴 研究史上、山陰または出雲地域において円筒埴輪の地域性が指摘されてきた（川西1978・1979、田中2021など）。その一つに特徴的な底部調整が挙げられるが（大谷2003b、山内2003など）、今回の底部調整をもつ資料はこれまで指摘されてきた特徴と異なる。具体的には、円筒埴輪2のような板タタキ・オサエ→端部切り取り（カット技法）のもので、端部切り取りの前のハケメ調整を欠く点が大きな特徴である。同様の資料は、安来市油坪2号墳、松江市金崎1号墳、出雲市結17号墳などでも確認できる（水口ほか2003、下江2022など）。同時に、当古墳出土円筒埴輪に板タタキ・オサエ→ハケメ→端部切り取り（カット技法）という周知の特徴的な底部調整（松江市古曾志大谷1号墳など）が確認できない点も注目される。特徴的な底部調整の出現を明らかにするうえで重要な資料といえよう。

また、底部調整がバラエティに富み、複数の技法でおこなわれている点も興味深い。すでに廣瀬覚氏が指摘するように、円筒埴輪の3のような板オサエ・タタキのみで端部を切り取らないものは、畿内の板オサエ技法との関係性が考えられる（廣瀬2021b）。同じく、内面にケズリをほどこすものも、畿内との関係性が考えられよう。以上のことから、井ノ奥4号墳出土円筒埴輪は、出雲における底部調整導入期の畿内型・系の埴輪と評価できる。今後、地域における底部調整の導入とその展開を明らかにする基準となりうる資料である。



円筒埴輪2の内面板状工具痕



円筒埴輪2の底端部切り取り（カット技法）

B.埴輪の時期 従来、底部調整をもたない円筒埴輪が知られていたが（井上1983、安部ほか1995など）、底部調整をもつ円筒埴輪も一定数含まれ、両者が混在することが新たに明らかとなった。

したがって、円筒埴輪編年の川西編年に当てはめると、底部調整をもつ第V群の特徴を有するため、川西V期と理解できる（川西1978・1979）。出雲地域の円筒埴輪編年である藤永編年に当てはめると、低い突帯突出と底部調整をもつ点から、これまで時期比定されてきた藤永3期古相ではなく藤永3期新

相と考えられる（藤永1997）。円筒埴輪編年に併行する須恵器編年でみると、田辺編年のTK208～MT15型式（田辺1981）、大谷編年出雲1期（大谷1994・2003a）の範疇におさまるだろう。

また、畿内型・系の埴輪という見立てをもとに、精緻化している最新の畿内円筒埴輪編年に当てはめると、廣瀬編年のIV期新相またはV期古相（廣瀬2021a）、東影編年のIV-3期またはV-1期と理解できる（東影2022）。時期幅をもたせたのは、両編年ともにV期の画期として突帯の断続ナデ出現を重視しており、底部調整の出現（板オサエ）は小型品に限るとその前段階のIV期新相やIV-3期にすでに出現していると理解されるためである⁽³⁾。あわせて、井ノ奥4号墳の突帯について断続ナデの有無が重要な指標となってくるが、筆者にはその判断が困難であった。突帯の評価は今後の課題としておきたい⁽⁴⁾。併行する須恵器編年において言及すると、田辺編年のTK208～TK23型式、TK23～TK47型式といったTK23型式を中心とした前後の時期と考えておくのが穩当であろう。

2) 鉄器（図8）

第一次調査において、大刀と刀子の破片が出土している。1は大刀の破片で、刀身部の幅が4cm、背の厚さは8.7mmと、比較的大型のものであり、全体の長さも長かったものと推測される。織維痕が付着しており、布巻だったと考えられる。2は刀子片である。刀身部のみが残存しており、最大幅は16mmである。いずれも、破壊された主体部に副葬された品の断片と考えられる。

3) 須恵器

①墳丘、周溝等出土（図9） 1次調査で3点の須恵器が出土している。1と2は周溝の覆土の浅い部分から出土している。1は輪状つまみを有する蓋杯蓋である。天井部から体部までは緩やかに湾曲し、口縁部は下方に垂下させて、端部は丸く收める。天井部外面には回転ヘラケズリ痕が見られる。2は1とセットの可能性がある杯身である。丸みのある体部に高台が付くもので底部には糸切り痕が残る。1, 2ともに断面が赤紫色を呈している。3は2と類似した、体部が丸身があり高台が付く杯身で、底部には糸切り痕が残る。1～3はほぼ同様の時期と考えられ、大谷編年（大谷1994）出雲8期、岡田編年（岡田ほか2010）出雲III期、出雲国府第2型式（稻田編2013）に相当し、おおむね8世紀前半と考えられる。古墳とは直接かかわらないことは明らかではあるが、横穴墓でこの時期の須恵器が出土する事例が多く、古墳に対しての何らかの行為が反映している可能性がある。

②造出及び周辺出土（図10） 1は2次調査で後円部と造出部が接続する角部分で出土した廻である。細かく割れていて底部と口縁部は欠損している。

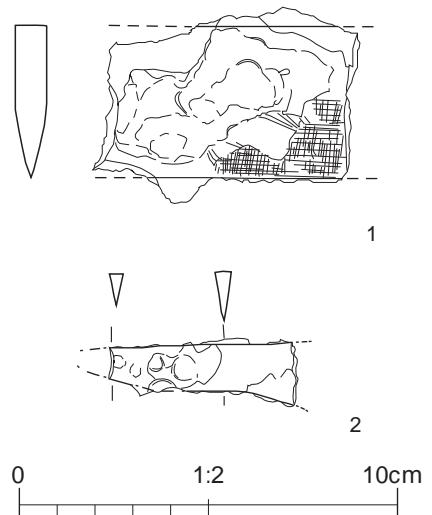


図8 井ノ奥4号墳出土鉄器実測図

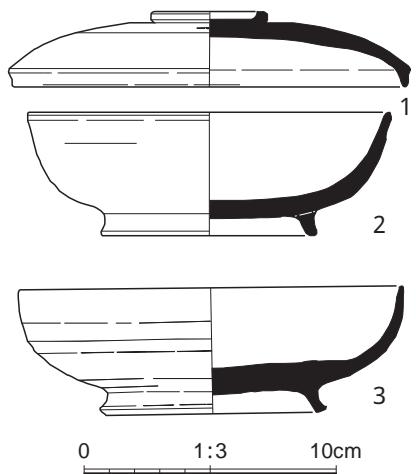


図9 井ノ奥4号墳出土須恵器(1)

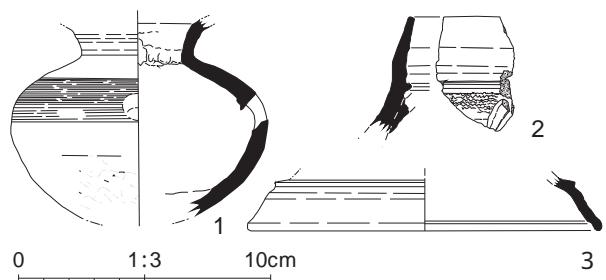


図10 井ノ奥4号墳出土須恵器（2）

る。体部の径が10.15cm、頸部との接合部の径が4.20cm、復元される体部の高さは7cm前後である。頸部外面には3条の細くて浅い沈線をめぐらし、体部の最大径部付近から上半部の1／2程度の範囲に、細かくて浅いカキメ状平行線が施されている。下半部の1／2程度の外面は不定方向にヘラケズリが認められる。内面は頸部と体部の接合部付近にヘラ状の工具でおさえた痕跡が残り、部分的割れ目が見られる。色調は灰色だが、断面の中央部は締まって紫がかかった褐色を呈しており、本来赤褐色を目指して焼成された可能性がある。

2は1の近くで出土した把手付き椀と考えられる須恵器である。小片のため、径は不明で傾きも正確には把握できない。口縁部はやや外に開きながら立ち上がり、端部は丸く収めている。口縁部分の下方には明瞭な細い突帯がめぐり、その上下はヨコナデでわずかに凹線上にくぼめている。その下方には幅の狭い文様帶があり、振幅が小さく、浅い櫛描波状文が施されている。文様帶の下付近からやや捩じれて把手が貼りついているが、上方に向かって欠損していて全形は不明である。

3は造出付近に当たる造成土から表採された須恵器である。器台脚部として復元実測されているが、現品が確認できず器種を明確にできない。全体の形や開き方などから、無蓋高壺か壇の口縁部の可能性もある。

③須恵器の時期 古墳に伴う遺物と考えられ、現品が確認でき、補測も行った図10の1, 2を検討してみたい。いずれも大谷編年（大谷1994）出雲1期に属することは意見の相違はないと思われる。問題は細分時期であり、陶邑編年でいうTK23・47型式をさかのぼるものかどうかであろう。

まず壇（小型）の特徴について、TK208型式からTK23型式への変化を田辺昭三氏は、「高蔵208型式までは器体が丸く、高蔵23型式以降には肩部が「く」字形に張って稜を作るようになる。」（田辺1981）と解説しており、体部全体が丸みを帯びる1の形態は古相といえる。口頸部は破損しているが、頸部割れ口の端は角度が変化する兆しが見え、口縁部に移行する部分だとすると、短い口頸部だった可能性がある。これも古相と考えられる。また1は外面の装飾が少なく、明確な文様帶も持たない。TK23・47型式は定型化を達成していて、体部中央と頸部には櫛描の波状文ないし刺突文が施されるのが通例である。2の把手付き椀は、須恵器の安定した器種とはならず、TK23以降は激減すると考えられている（田辺1981）。小片でもあり、詳細な時期の検討はむずかしいが、TK23以降とする積極的根拠はない。地域色を考慮に入れなければ、陶邑編年のTK208型式に位置付けて大過ないように考える。

次に周辺の標識的資料と比較してみたい⁽⁵⁾。まずは学史的に山陰須恵器編年（山本1960）I期の標識となっている金崎1号墳と薬師山古墳である。金崎1号墳からは、小型壇2点、大型壇2点が出土している。同器種の小型壇と比較すると、金崎1号の2点は肩部が明瞭になってきており、口頸はやや長く広がって、胴部幅と同程度の口径になっている。文様帶も明確化しており、井ノ奥4号例が古い特徴を持つ。大型壇とは形態が比較的似てはいるものの、全体的にやはり井ノ奥4号例が古相といえよう。薬師山古墳では小型壇1点、大型壇1点が知られている。小型壇は胴部の形態が全体として丸みを帯びており、井ノ奥4号例と近いといえるが、定型化の度合いは薬師山古墳のほうが進んでいるように見える。個体差もあるので、明確な時期差とまでは言いにくいが、薬師山古墳よりも新しいとは考えにくい。

田辺昭三氏は二つの古墳の編年的位置付けを、『須恵器大成』においては明確に表現していないものの、TK23型式よりさかのぼることを示唆されている⁽⁶⁾。近年では島根県古代文化センターが出雲の中期古墳にかかるテーマ研究、展覧会を行う中で総合的な中期古墳の編年を提示している（池淵2015、島根県古代文化センター2015）。ここでは、薬師山古墳がTK208型式、金崎1号墳がTK23型式に位置付けられている。前述のような須恵器の様相の違いや埴輪などを考慮してのことと推察する。岩本崇氏は

著作の図や表において金崎1号墳をTK23型式に、薬師山古墳を一段階古い時期に位置付けている⁽⁷⁾（岩本2018）。松山智弘氏は金崎1号墳の須恵器を細分大谷編年1期（中）（大谷2003）に位置付け、薬師山古墳の須恵器を大谷1期（古）に位置付けている（松山2021）。1期（古）の島田1号墳と1期（中）の金崎1号墳の須恵器をTK208型式～23型式に併行させていることから、岩本の見解に近いものと思われ、池淵らの古代文化センター編年観が共通の認識になりつつあるようだ。井ノ奥4号墳の須恵器は両古墳より古く位置付けることが妥当と考えられ、かといってTK216型式まで上げる積極的な根拠もない。おおむねTK208型式に落ち着くものと考えられる。

一方近年発掘調査された東百塚64号墳の周溝から、土師器と須恵器がまとまって出土しており、その穂の形態が井ノ奥4号墳の穂とよく似ている。報告者はTK208～TK23古相と評価しており（岩橋2018）、上記の編年観より若干新しく位置付けている。出雲地方の須恵器編年に照らしあわせれば、細分大谷編年（大谷2003a）の出雲1期（古）の範囲内と考えて大過ないと考える。須恵器の型式判断は1器種1個で決定するのは難しく、そのほかの要素ともあわせて、古墳の年代は総合的に評価すべきだろう。

5. まとめ

（1）第2次調査では、後円部の中軸線付近に造出が付設されていることが判明した。その付近から須恵器の穂や把手付碗、形象埴輪の人物、蓋、器財形が出土したことから、造出を舞台にして、土器や埴輪を用いた墓前祭祀を執り行ったものと考えられる（岡崎2021）。

（2）造出の付加された前方後円墳としての平面形を再検討する必要が生じた。前方後円墳の平面企画については、これまで種々論議のあるところである。近辺では、松江市長海町の中海を俯瞰する丘陵に立地する渕切1号墳との類似性が指摘されている（原田1977）。同墳は、墳長33.1mの中型前方後円墳で、壕や馬蹄形の外堤を有し、前方部が短いのが特徴で、平面形は井ノ奥4号墳の凡そ5分の3とされ、ほぼ同じ頃に築造された平面プランの同一性が指摘されていることが注意される。

また、近年の島根県古代文化センターを中心とする研究において、5世紀の出雲東部の首長墓は畿内の大型墓級の前方後円墳に付随する陪冢の墳形に連動して変化するとの指摘があり（島根県古代文化センター2015ほか）、大方の合意を得つつある。5世紀初めは誉田御廟山古墳に代表されるように方墳が陪冢として築かれ、5世紀前半でも半ばに近い大仙古墳では帆立貝式古墳が陪冢の代表的形態となる。井ノ奥4号墳は上段も「前方部」に続くため、厳密な帆立貝式古墳とは言えないものの、その平面形や馬蹄形の外堤を有する点などは、大仙古墳の陪冢とよく似ている。具体的には4つの古墳が挙げられるが、中でも数値的には全長59mで、造出はないが、5世紀中頃の収塚古墳^{おさめづか}が最も近似例であろうか。

今後も、研究者により活発な検討が期待される。特に、畿内の同時期の前方後円墳との比較・検討によって、畿内政権と出雲の地域勢力の政治的な関係が明確になることを期待したい。

表2 大仙古墳の陪冢前方後円墳と井ノ奥4号墳 計測一覧表（単位m）

名称	全長	後円部径	前方部幅	造出の有無	時期
収塚古墳	59	42.8	27	無	5C中頃
孫太夫山古墳	65	48	30	無	5C前半
丸保山古墳	87	60	40	無	5C前半
竜佐山古墳	61	43	26	無	5C後半
井ノ奥4号墳	57.5	42	27	後円部南横	5C中頃～後半

(3) 本墳の所在する井ノ奥丘陵周辺には、石屋古墳、荒神畠古墳、井ノ奥1号墳、竹矢岩船古墳、手間古墳などの5～6世紀代の代表的な大型古墳が密に所在する。これら大橋川下流域沿岸の古墳群のあり方をどう解釈していくのか大きな課題である（岡崎2021）。

(4) 今回報告した埴輪と須恵器から、井ノ奥4号墳の編年的位置づけを検討する材料が加えられた。いずれも報告した個体数が少ないため、厳密な論及は難しいが、大谷編年出雲1期のなかで（古）段階、陶邑編年TK208～TK23型式の時期におおむね相当すると考えるのが妥当であろう。円筒埴輪の底部調整が出雲で始まる時期は、従来の考え方から若干さかのぼる可能性がある。畿内の埴輪編年に照らしてみれば、大きな矛盾は生じない。未報告の個体をさらに追及し、地域色や畿内との関係などを深めていく必要があろう。

なお、本稿を作成するにあたり、以下の方々からを有益なご教示と協力を得た。末筆ながら記して感謝する。

松本岩雄、内田律雄、曳野律夫（以上本庄考古学研究所）、高屋茂男、斎藤大輔、今井智恵（以上八雲立つ風土記の丘）、井谷朋子、永野智朗、吉松優希

注

- (1) 島根県古代文化センターが平成23年度から平成26年度の3年間にわたって実施したテーマ研究「前方後方墳と東西出雲の成立に関する研究」に伴い、田中が中心となり、平成25年3～6月に松江市井ノ奥4号墳出土埴輪の再整理作業をおこなった。その成果は、研究論集内で一部公表したもの（島根県古代文化センター2015）、諸般の事情のため詳細な報告が公表されないまま今日に至っている。今回、実態が不明であった埴輪についてより一層把握できたのは成果であろう。しかし、実測図や写真など資料化できていない資料も残されている。成果の公表が大変遅れたこと、不十分な報告となったことをお詫び申し上げたい。わずかでも今後の研究に役立つ点があれば望外の喜びである。なお、再整理作業ではテーマ研究担当者の仁木聰氏はじめ、池淵俊一氏、島根県埋蔵文化財調査センター、島根県古代文化センター、松江市教育委員会に格別のご配慮を頂いた。
- (2) 同様の特徴がみられる出雲地域の円筒埴輪に、松江市平所遺跡の窯跡出土資料が挙げられる。平所窯跡の供給先は不明であるが、可能性として井ノ奥4号墳が候補の一つとして考えられる。
- (3) 底部調整出現段階とされる奈良県四条7号墳資料は、評価が定まっていないところがあるようだ。廣瀬編年はIV期新相、東影編年はIV－3期とするが、木村編年はV－1期に比定する（木村2022）。IV期からV期への移行期について、今後の研究動向を注視しておきたい。
- (4) 研究史をみると出雲地域では、地域的な特徴をもつ底部調整に研究の重きがおかれてきた（田中2021）。当地域の突堤の製作技法に対する問題意識は、底部調整に比べて薄く、その様相が把握できていない。廣瀬氏が指摘するように、今後は突堤の製作技法を追求する作業が不可欠であろう（廣瀬2021b）。とりわけ、断続ナデについては低い突堤突出の様相をもつ藤永3期の埴輪の検討が重要といえる。
- (5) いずれも実見しての観察を行っておらず、実測図や写真での比較となる。
- (6) 須恵器生産の地方拡散に触れる中、既発見の窯跡が高藏23型式～47型式であり、金崎1号墳と薬師山古墳の須恵器の中に地方産が含まれる可能性が高いことを根拠に、高藏23型式を遡る窯跡の存在を推測している。
- (7) 岩本氏は直接須恵器編年については論じてはおらず、古墳としての前後関係を表示することが本意と思われるが、須恵器にも気を配られていると判断し、引用させていただいた。

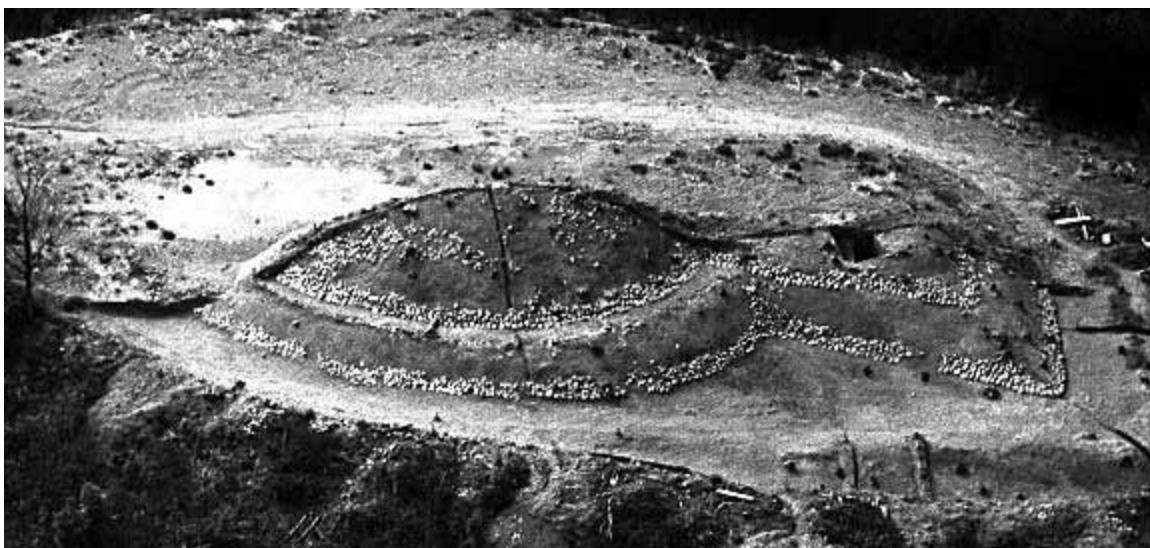
参考文献

- 安部孝幸・木下誠・櫛山範一・藤永照隆・水口晶郎（編）1995 「「大橋川の谷の古墳群」をめぐって」『菅田考古』第17号、島根大学考古学研究会
池淵俊一2015a 「出雲の古墳編年について」『前方後方墳と東西出雲成立に関する研究－島根県古代文化センター

- 研究論集第14集－』
- 池淵俊一2017「古墳時代史にみる古代出雲成立の起源」『松江市ふるさと文庫18』
- 稲田陽介編2013『史跡出雲国府跡－9 総括編－ 風土記の丘地内遺跡発掘調査報告書』22 島根県教育委員会
- 井上寛光1983「出雲の円筒埴輪」『松江考古』第5号、松江考古学談話会
- 岩橋孝典2018「第4章 東百塚山古墳群の発掘調査」『上竹矢7号墳・東百塚山古墳群・古天神古墳・安部谷古墳群 調査報告書－松江市東部における古墳の調査（3）－』 風土記の丘地内遺跡発掘調査報告書 24 島根県教育委員会
- 岩本 崇2015「山陰における古墳時代中期首長墓の展開と「地域圏」の形成－古墳時代中期の地域社会と集団関係－」『前方後円墳と東西出雲の成立に関する研究－古墳時代中期における出雲の特質－』島根県古代文化センター研究論集 第14集
- 岩本 崇2018「中國四国前方後円墳研究会第21回研究集会 島根県域における古墳時代中期の交流とその諸相」『中期古墳研究の現状と課題Ⅱ～古墳時代中期の交流～発表要旨集・資料集成』
- 内田律雄・曳野律夫・松本岩雄2021「松江市長海平野の前方後円墳墳丘測量報告（上）」『島根考古学会誌』第38集、島根考古学会所収
- 大谷晃二1994「出雲地域の須恵器の編年と地域性」『島根考古学会誌』第11集、島根考古学会
- 大谷晃二2003 a 「第13章第3節 古墳群とその時期」『宮山古墳群の研究』島根県古代文化センター
- 大谷晃二2003 b 「円筒埴輪基底部再調整の技法復元」『宮山古墳群の研究』島根県古代文化センター・島根県埋蔵文化財調査センター
- 岡崎雄二郎1976「松江市井ノ奥第4号墳の調査」『月刊 考古学ジャーナル』No.120、ニュー・サイエンス社
- 岡崎雄二郎2014「大橋川を望む古墳を調査したあの頃」『企画展示図録 倭の五王と出雲の豪族』島根県立古代出雲歴史博物館
- 岡崎雄二郎2021「コラム1 特異な前方後円墳～井ノ奥4号墳～」『令和三年度八雲立つ風土記の丘企画展 出雲の埴輪たち』
- 岡田裕之・土器検討グループ2010「出雲地域における古代須恵器の編年」『出雲国形成と国府成立の研究:誇大さ人地域の土器様相と領域性』島根県古代文化センター
- 川西宏幸1978・1979「円筒埴輪総論」『考古学雑誌』第64巻第2号・第4号、日本考古学会（1988『古墳時代政治史序説』塙書房にて改稿）
- 木村 理2022「古墳時代中期の円筒埴輪」『埴輪の分類と編年』埴輪検討会シンポジウム2022資料集、埴輪検討会
- 島根県立古代出雲歴史博物館2014『図録 倭の五王と出雲の豪族』
- 島根県古代文化センター2015「出雲の古墳編年について」『前方後方墳と東西出雲成立に関する研究－島根県古代文化センター研究論集第14集－』
- 島根県古代文化センター2015『前方後円墳と東西出雲の成立に関する研究－古墳時代中期における出雲の特質－』島根県古代文化センター研究論集 第14集
- 下江祐貴2022「結古墳群出土の円筒埴輪の型式学的検討」『出雲弥生の森博物館研究紀要』第10集
- 田中 大2021「出雲・石見・隠岐における古墳時代後期の埴輪」『古墳時代後期における山陰の埴輪－地域社会像を探る－』第48回山陰考古学研究集会資料集
- 田辺昭三1981『須恵器大成』角川書店
- 中村浩編1978『陶邑III』大阪府教育委員会
- 原田海竜1977「渕切1号墳について」『八雲立つ風土記の丘』No.22、島根県立八雲立つ風土記の丘
- 東影 悠2022「古墳時代後期の円筒埴輪」『埴輪の分類と編年』埴輪検討会シンポジウム2022資料集、埴輪検討会
- 廣瀬 覚2021a『6世紀の埴輪生産からみた「部民制」の実証的研究』平成28～令和2年度科学研究費助成研究（基盤研究C）研究成果報告書、奈良文化財研究所
- 廣瀬 覚2021b「王権から見た古墳時代後期の山陰の埴輪－出雲地域を中心に－」『古墳時代後期における山陰の埴輪－地域社会像を探る－』第48回山陰考古学研究集会資料集
- 藤永照隆1997「出雲の円筒埴輪編年と地域性」『島根考古学会誌』第14集、島根考古学会
- 松江市教育委員会1985『史跡石屋古墳 昭和59年度保存修理事業報告書』

松山智弘2021「島根県」『中国四国前方後円墳研究第24研究集会 中期古墳研究の現状と課題V～古墳時代中期の土師器・須恵器をめぐって』
水口晶郎・金山尚志・大塚 充2003「附編1 油坪古墳群」『宮山古墳群の研究』島根県古代文化センター・島根県埋蔵文化財調査センター
宮崎泰史・藤永雅乗編2006『年代のものさし－陶邑の須恵器－』大阪府立近つ飛鳥博物館
山内英樹2003「埴輪研究の現状と課題～「基底部調整」をめぐる諸問題～」『宮山古墳群の研究』島根県古代文化センター・島根県埋蔵文化財調査センター
山本清1960「山陰の須恵器」『島根大学一〇周年記念論集』

(おかざき ゆうじろう 松江城調査研究委員会城郭史部会専門調査員)
(にわの ひろし 松江市文化スポーツ部文化財総合コーディネーター)
(たなか ひろし)



①東上空から調査後の全形を見る



②東側残存部を見る（合成）



③前方部



④くびれ部



⑤後円部の墳丘と段、埴輪列



⑥後円部の墳丘と葺石



⑦造出 後円部側から見る



⑧造出 中央：接合部



⑨空壕の断面



⑩外堤の断面 中央に円筒埴輪



⑪右：残存する後円部（東）
左：削平部（西）



⑫削平部の石棺材？





8-1



8-2



10-1



10-2



5-2 の内面板状工具痕



5-2 の底端部切り取り（カット技法）

平ノ前廃寺・宮ノ下遺跡の調査

岡崎雄二郎・丹羽野 裕

1. 調査に至る経緯

昭和48年（1973）春、松江市東生馬町の法恩禪寺の総代から圃場整備事業を実施するにあたり、水田畔に祀られている礎石の取り扱いについて松江市教育委員会に協議があった。

そこで、現地で協議した結果、係る石は地元では鳥居の基礎ではないかとの考えもあったが、どうやら寺院の礎石らしいこと、以前附近の丘陵斜面から瓦窯跡と布目瓦が発見されていることから、古代の寺院跡と推定された。そこで事前に圃場整備に係る水田地を発掘調査してみることになったのである。追って昭和48年7月18日付、耕第124号で、島根県耕地課から発掘調査の依頼があったので、当時島根県埋蔵文化財分布調査員を務めていた宮沢明久氏を担当者とし、同年9月19日から10月21日まで調査を行った。

調査対象地は、松江市東生馬町190-1ほかである。遺跡名は、小字をとって祀られていた礎石を中心とした水田地は「平の前遺跡」後に「平ノ前廃寺」、北東部で掘削された水路断面から発見された遺物包含地を「宮ノ下遺跡」と呼称した。工事着手直前の緊急調査であり、岡崎（当時松江市教育委員会社会教育課主事）のほか國學院大学の学生や島根大学考古学研究会所属の学生らの協力を得たが、十分な調査体制や調査期間を確保出来ず、結果としては極めて限定された調査範囲になり、寺院関係の基壇や建物跡も明確に確認できないままで終了した。本誌には紙数に限りがあり当時の調査の事実関係の概要しか掲載できないが、今後はこの概要と当時の関係資料⁽¹⁾を基に、研究者によって古代出雲の仏教文化の研究が更に進展することを期待するものである。

本稿は岡崎が全体の執筆を行い、上記礎石とそれにかかる記載を丹羽野が行った。まとめは調査者岡崎の見解を基本とし、丹羽野は岡崎と協議のうえ、本文・注の一部を書き加えた。礎石の三次元オルソ図の作成は、関あかりが行った。また同志社大学文化遺産情報科学調査研究センターと共同で調査地付近の現況のレーダー探査を実施した。この成果は別途報告予定である。

2. 立 地

調査地付近には、北方島根半島の山系から派生する3つの丘陵が南方へ延びる。遺跡は、中央の丘陵が途切れ、東西の小さな2つの谷が合流した高低差のある水田地帯の奥部に所在する。2つの谷には東の谷に市部川、西の谷に生馬川がある。これらの川も遺跡の南側で合流する。遺跡の立地は山間の奥まった所ではなく、四周から目立った場所であ



第1図 平ノ前遺跡・宮ノ下遺跡の位置
(明治34年地形図 国土地理院)

る。調査地の標高は28m前後である。

3. 周辺の遺跡と文化財（番号は第2図の番号と同じ）

①生馬神社…『出雲国風土記』記載の2つの生馬社の内、東生馬の宇宮山に鎮座する生馬社である。祭神は八尋峰長依日_{やひろ ほこながより ひ}子命である⁽²⁾。

②生馬社旧跡…今の生馬神社の北東側、丘陵の東向き斜面に長方形の平坦地があり、中世の軒平瓦が採集され、神宮寺の関係ではないかと推定されている。東下の水田からは中世の三つ巴文軒丸瓦が発見されている。松江周辺では最古の中世瓦という。

③法恩寺瓦窯跡…昭和44年2月、恩田清が初めて確認した。付近採集の土師質の平瓦、丸瓦、ヘラで唐草をあしらった装飾瓦が採集されている⁽³⁾。

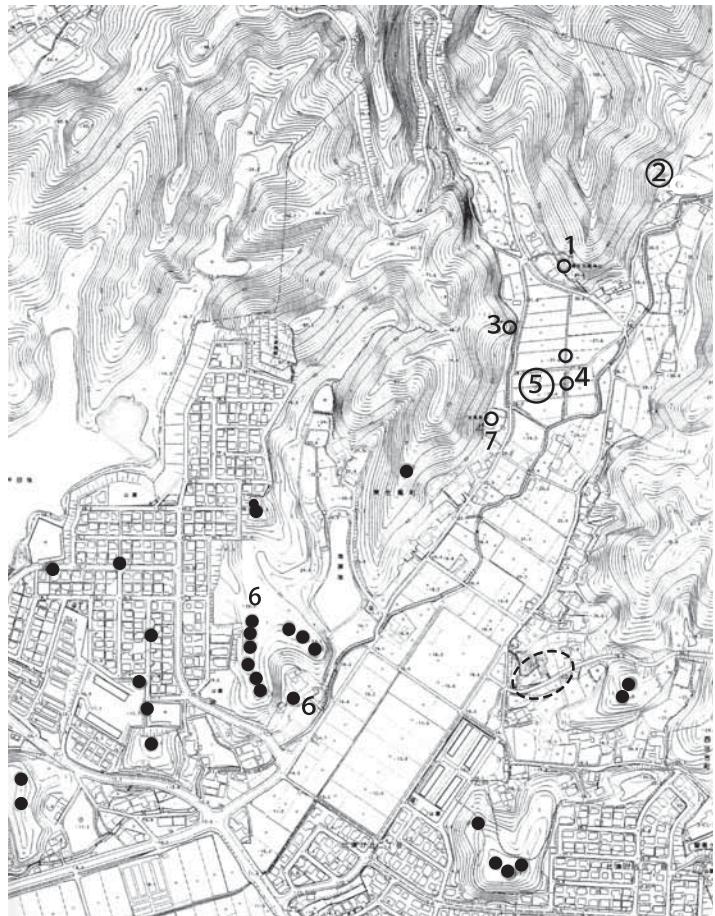
④宮ノ下遺跡…平ノ前廃寺の東方、南北方向に用悪水路を敷設した際、2箇所の窪地から弥生土器、古式土師器などが露出し採集された。池沼跡か。

⑤平ノ前廃寺…東西約30m、南北約20m四方の範囲に小規模の仏堂と関連建物が想定される。瓦、鉄鉢形土器、灯明皿形土器、須恵器、土師器などが出土。

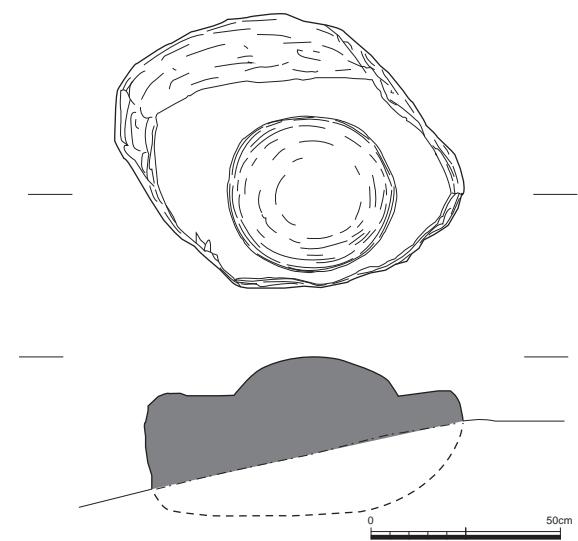
調査前に水田畔に祀られていた礎石は、近隣の法恩禪寺の前に移設されたといわれ、現在は法恩禪寺境内の裏南端に置かれている。角が丸みのある不整平行四辺形、あるいは不整五角形にも見える、長さ112.8cm、幅92.4cm、高さ49.4cmの巨大な石である。上面には91.5cm×67.0cmの平坦面が設けられ、その中に52.2cm～51.5cmと平面ほぼ円形の球状突起が作り出されている。突起の高さは12.0cmと高い。平坦面はきれいに面をなしており、柱の底を設置する礎石状の性格と見ることもできる。

⑥桜本古墳群…方墳7基から成る。丘陵裾部には個人宅の庭石に5個の石室の石材が残され、出土した刀子が祀られていることから生馬地区では唯一の横穴式石室を有する大規模な古墳（桜本古墳）があったと推定される⁽⁴⁾。

⑦法恩禪寺…元浄土宗で谷東側台地の「大門」地区



第2図 平ノ前遺跡・宮ノ下遺跡周辺の遺跡

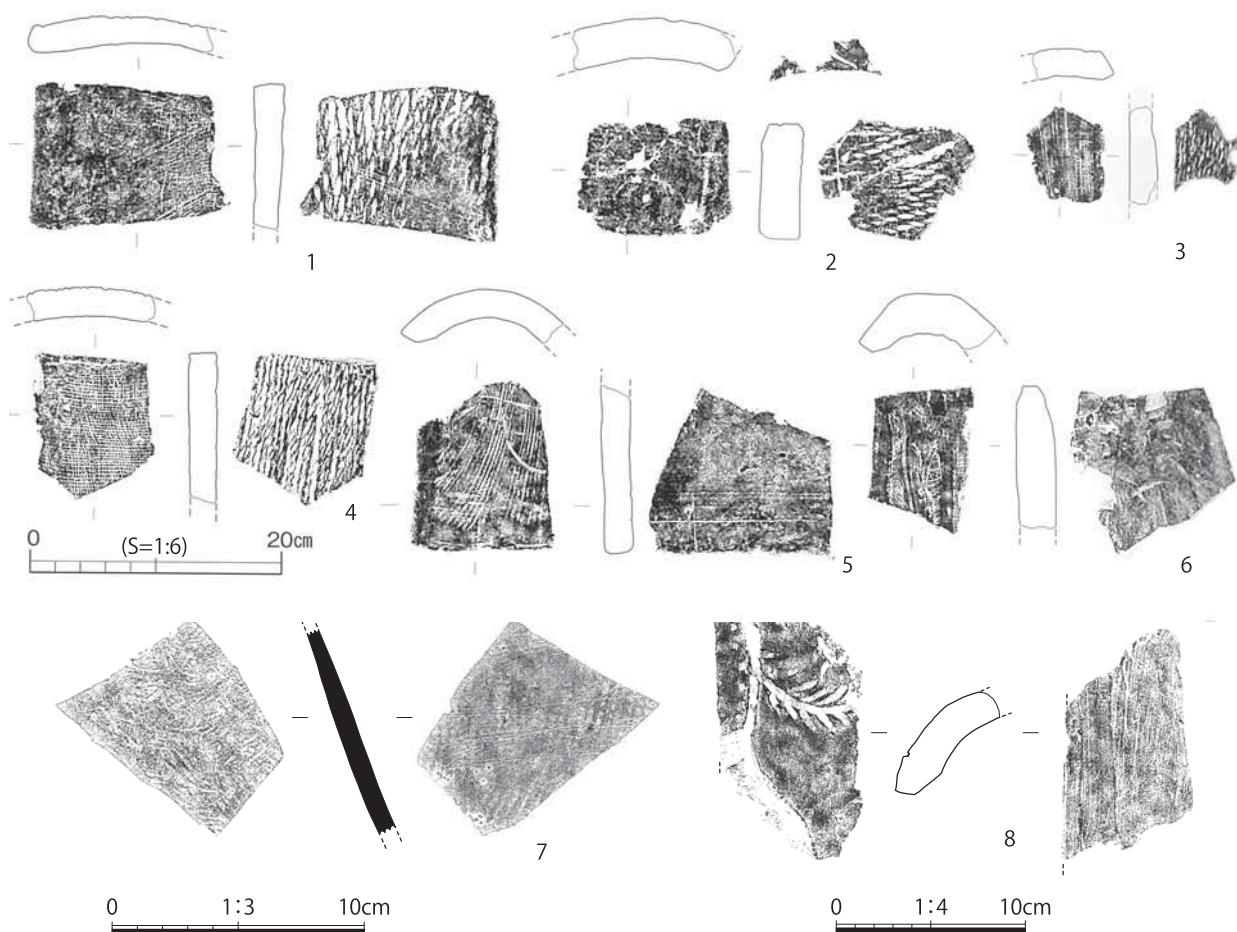


第3図 平ノ前廃寺畔付近礎石実測図



第4図 平ノ前廃寺畔付近礎石（現法恩禪寺境内所在）三次元オルソ図

にあったという。永禄6年（1563）毛利氏の白鹿城攻めの際、兵火に遭い廃寺となった。江戸時代、慶安4年（又は寛永16年）に再興されたが現在地に移転した時期は不明である。現在は曹洞宗の寺院で御本尊は阿弥陀如来である^⑤。以前、東方の水田畝に祀られていた大きな礎石が、現在は境内の南側敷地内に移設保存されている。



1 ~ 6...法恩禅寺瓦窯跡出土瓦（「松江市史料編2考古資料」より転載）
7...法恩禅寺と瓦窯跡との中間地点採集の須恵器甕片 8...法恩禅寺附近採集瓦

第5図 平ノ前瓦窯跡ほか採集遺物

4. 平ノ前廃寺の調査概要

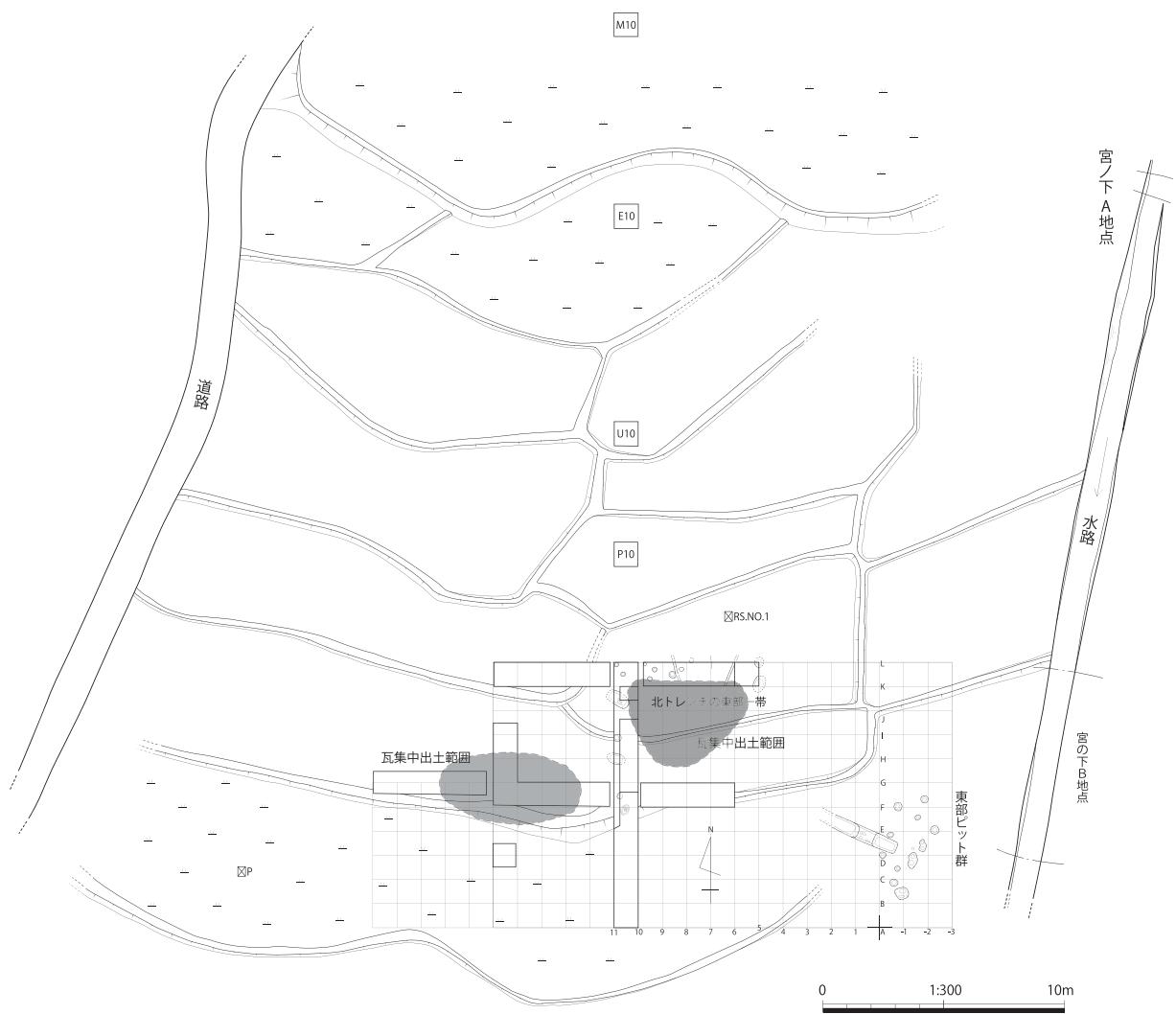
（1）遺構について

耕作土の下層は大半小礫が堆積した面（当時バラス面とも言った）があり、遺構は確認できなかった。しかし、一部礫面のないところがあり、柱根の残る掘立柱の穴がいくつか確認された。トレーナー調査のため、建物規模は不明である。後述するように、棟だけに瓦を葺いた簡素な仏堂が想定されるので、礎石立ちでなければ、この掘立柱建物が仏堂であったとしてもおかしくはないだろう。

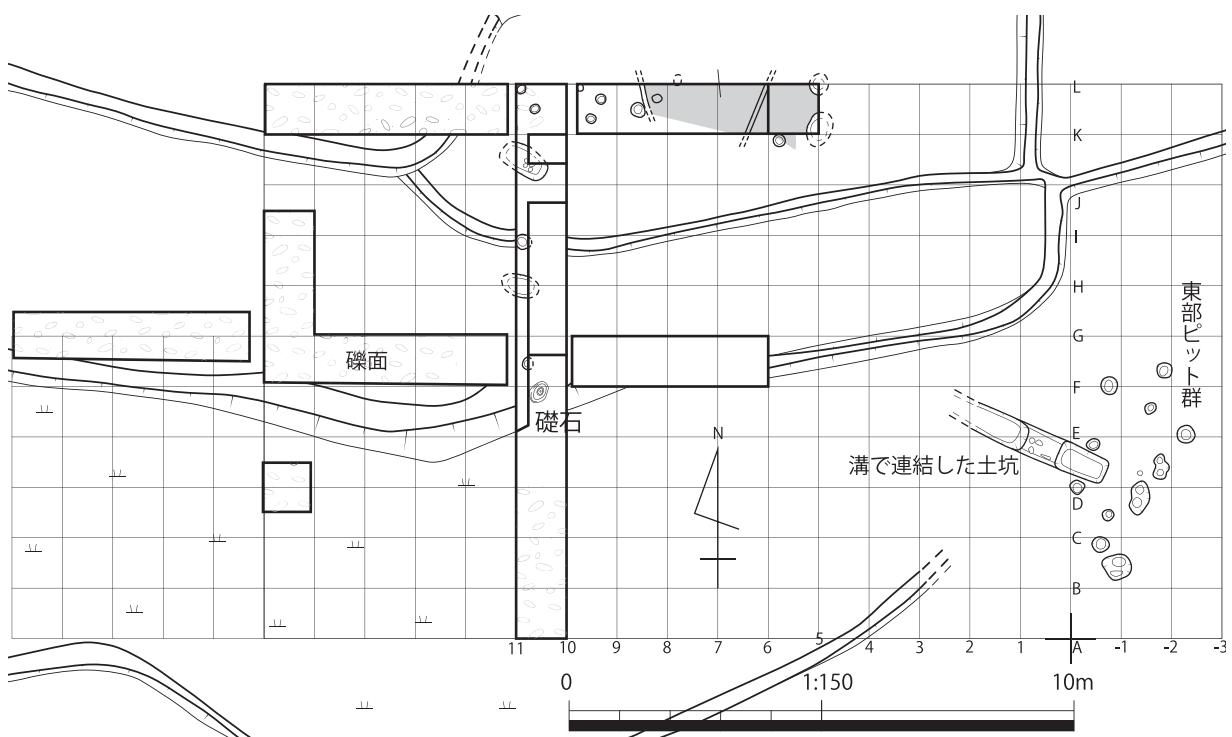
（2）主な出土遺物（かっこ内の数字は図面の番号と遺物の固体番号を示す）

①瓦類

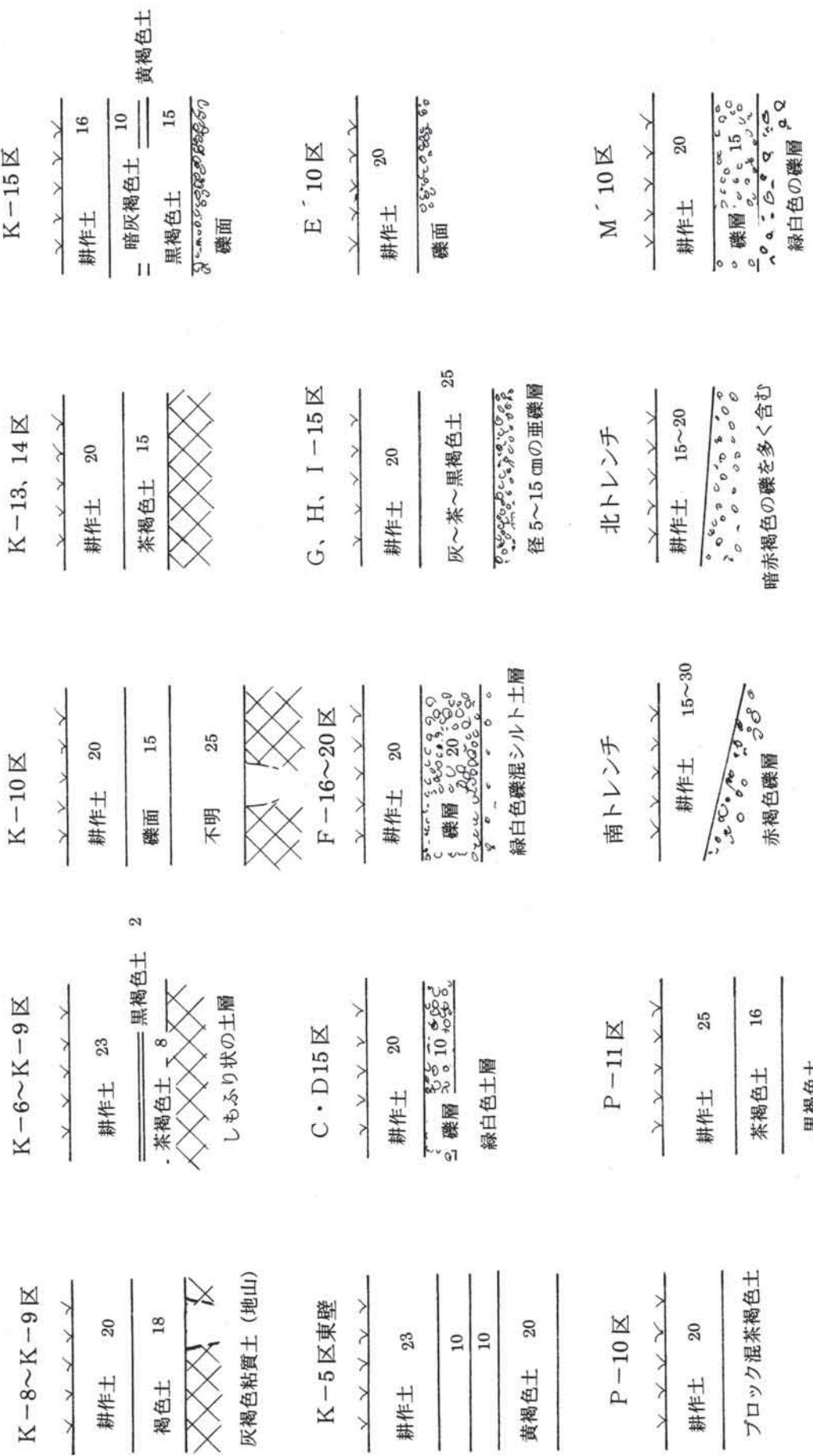
軒丸瓦（四王寺系、図9-8、9-12、10-5、16-5、21-16）、軒平瓦（21-15）、丸瓦、平瓦が



第6図 平ノ前遺跡、宮ノ下遺跡調査・トレンチ等配置図



第7図 平ノ前遺跡・宮ノ下遺跡周辺の遺構等配置図

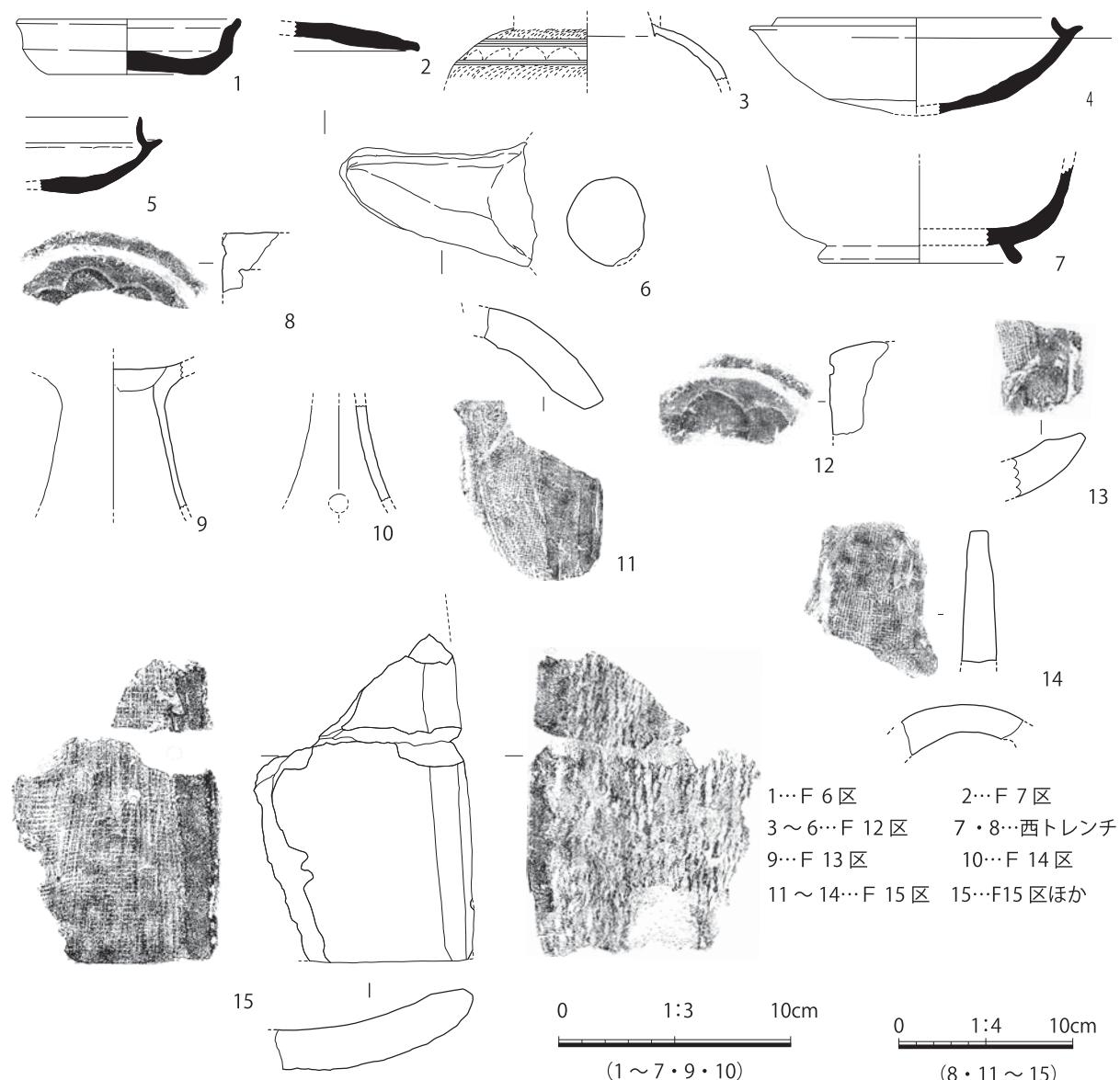


第8図 平ノ前遺跡トレンチ土層概念図(単位cm)

ある。部分調査だが総量が少ない。全形を復元した丸瓦（13-4）は、底幅15.0cm、長さ29.5cm、高さ8.0cmである。丸瓦は出土総重量9433g／87片を復元瓦の重量2573g／1個で割ると、わずか約4個分（3.66個）にしかならない。次に全形を復元した平瓦（10-17）は、横幅23.0cm、縦長29.5cmである。平瓦も同様の計算をすると、出土総重量19162g／181片を復元瓦の重量2444g／1枚で割るとおよそ8枚分（7.74枚）にしかならない。これはあくまでも部分調査した範囲での傾向である。

瓦は出土量が少ないうえ、丸瓦に対して軒丸瓦片の比率が高い。このことから瓦は大棟だけに葺いた「甍棟」で、それ以外は板葺きというような簡素な仏堂であった可能性がある^⑥。瓦や灯明皿形土器の出土密度から、北トレントの東部一帯と西トレント一帯に仏堂があったと考えられる。この内、掘立柱建物跡が検出された北トレントの東部一帯が可能性としては高い。

唐草文のヘラ描き装飾丸瓦（16-19）は西側丘陵の法恩寺瓦窯周辺からも同様のもの（5-8）が採



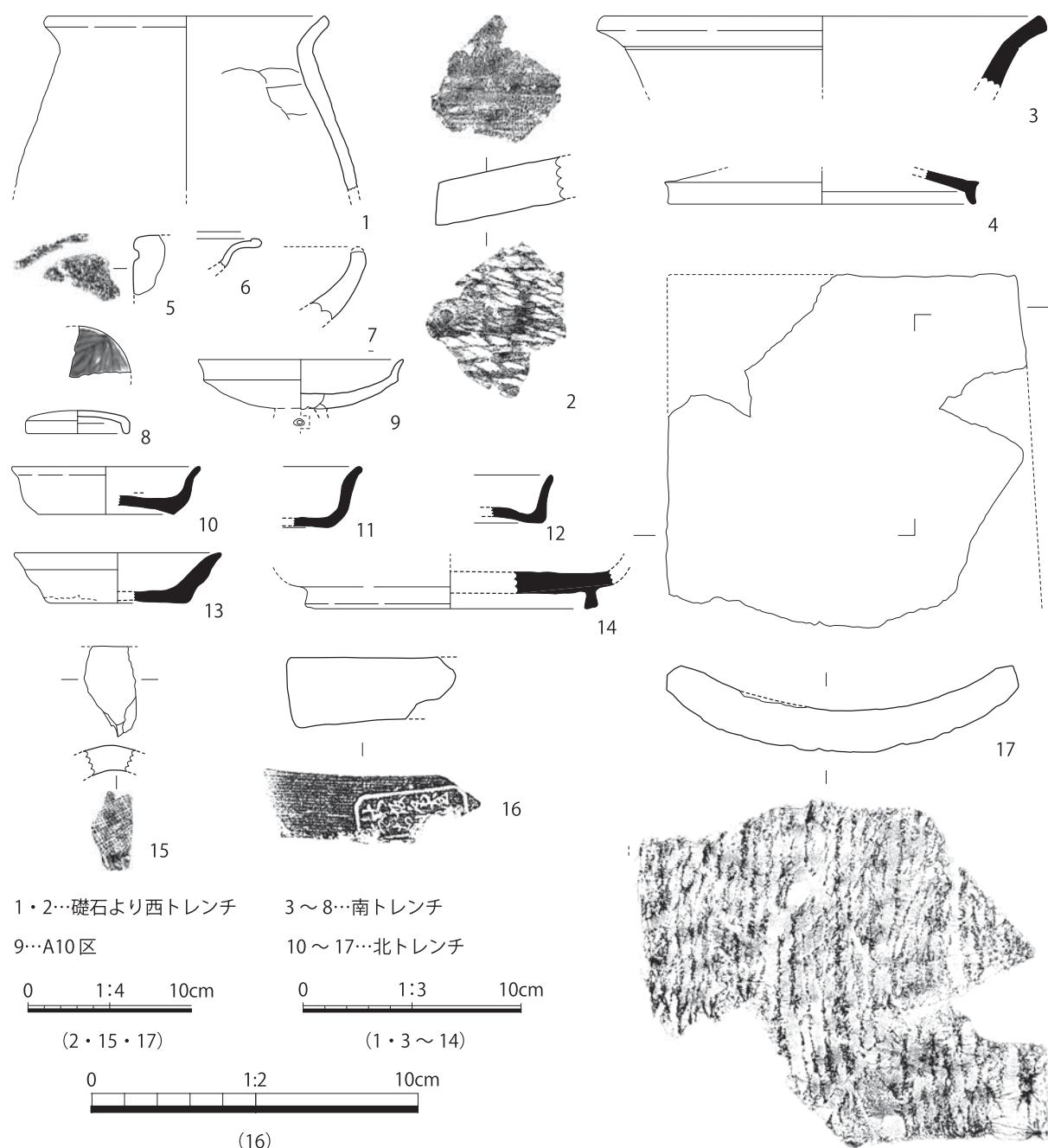
第9図 平ノ前廃寺出土遺物実測図

集されており、その瓦窯で焼成・供給された可能性が高い。

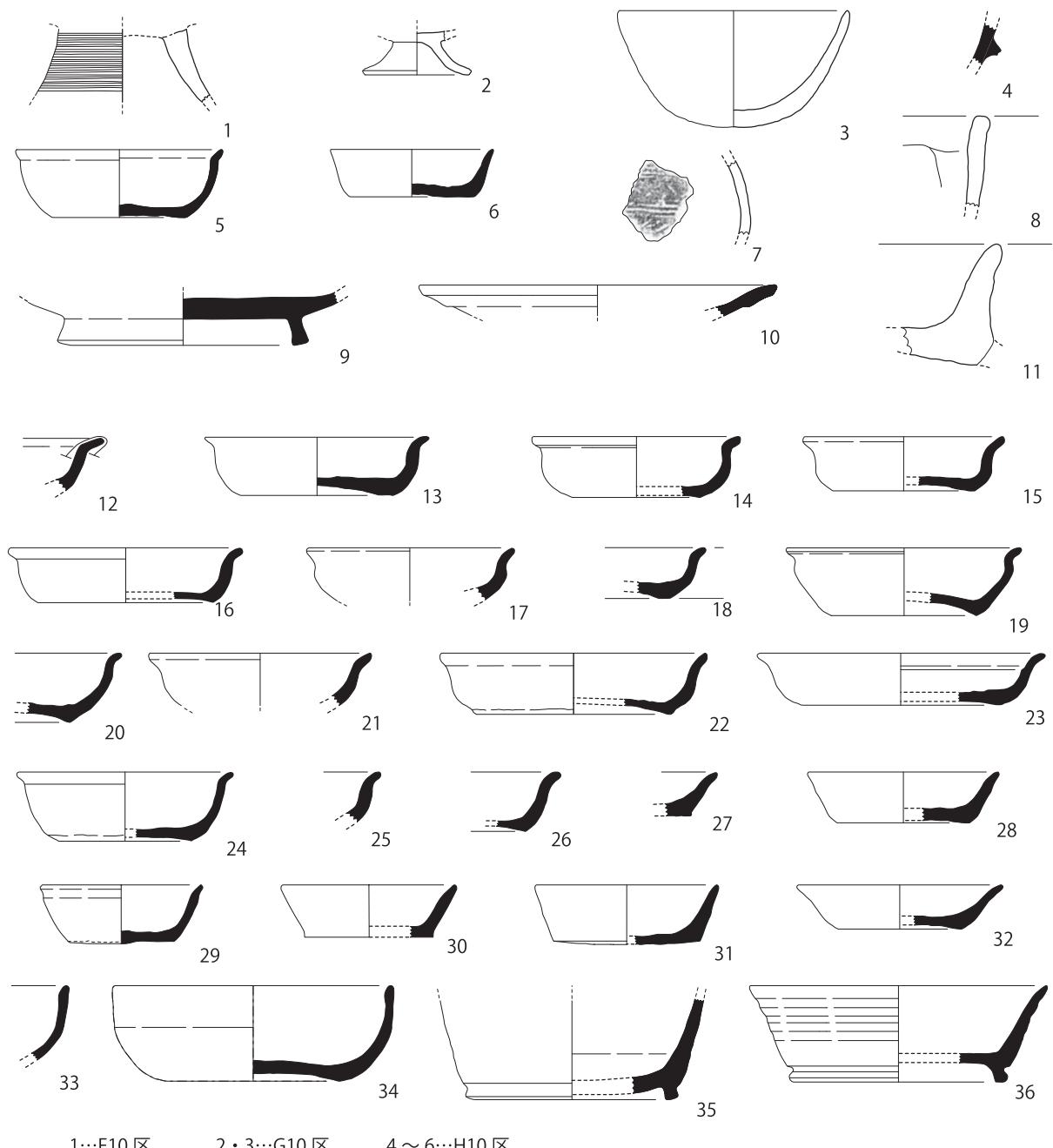
軒平瓦（21-15）の瓦当文は、やや簡略化した唐草文で、出雲国分寺軒平瓦 5 型式⁽⁷⁾にやや類似した例が見られるが、年代観からして本遺跡の軒平瓦は軒丸瓦とのセットにはならず補修用だったのだろう。軒平瓦は少し幅を持たせて 9 世紀以降のものとしておく。

②仏教関連須恵器

灯明皿形土器（実測89点、破片287片、9-1ほか） 県内の 1 遺跡の出土数は 1 ~ 10 点前後が多く、それ以上の出土例は「山代郷南新造院跡」19点、「山代郷北新造院跡」34点、「出雲国分寺跡」31点、



第10図 平ノ前廃寺出土遺物実測図



第11図 平ノ前廃寺出土遺物実測図

「出雲国府跡」30点、「堤平遺跡」30点、「御堂谷遺跡」49点以上と本格的な寺院や官衙に限定される⁽⁸⁾。平ノ前廃寺では、それらをはるかに凌駕する量が破片として出土しており、恐らく当初の個体数は130～140個はあったものと考えられる。数が圧倒的に多いことから何か特別の事由を考えるのではなく、全国的に数百個単位で出土している遺跡もあるので、とりわけ異常な数ではないようである⁽⁹⁾。大量の破片の内、油煙痕の認められるものは少ない（実測図に範囲を示したもの）。

供物の容器など仏教儀式にも使用したか？これまで川原和人氏によりA類とB類に分類されている⁽¹⁰⁾が、今回脛部が直線的に立ちあがるC類を新たに設定したい。一部の小片に油煙痕のあることが

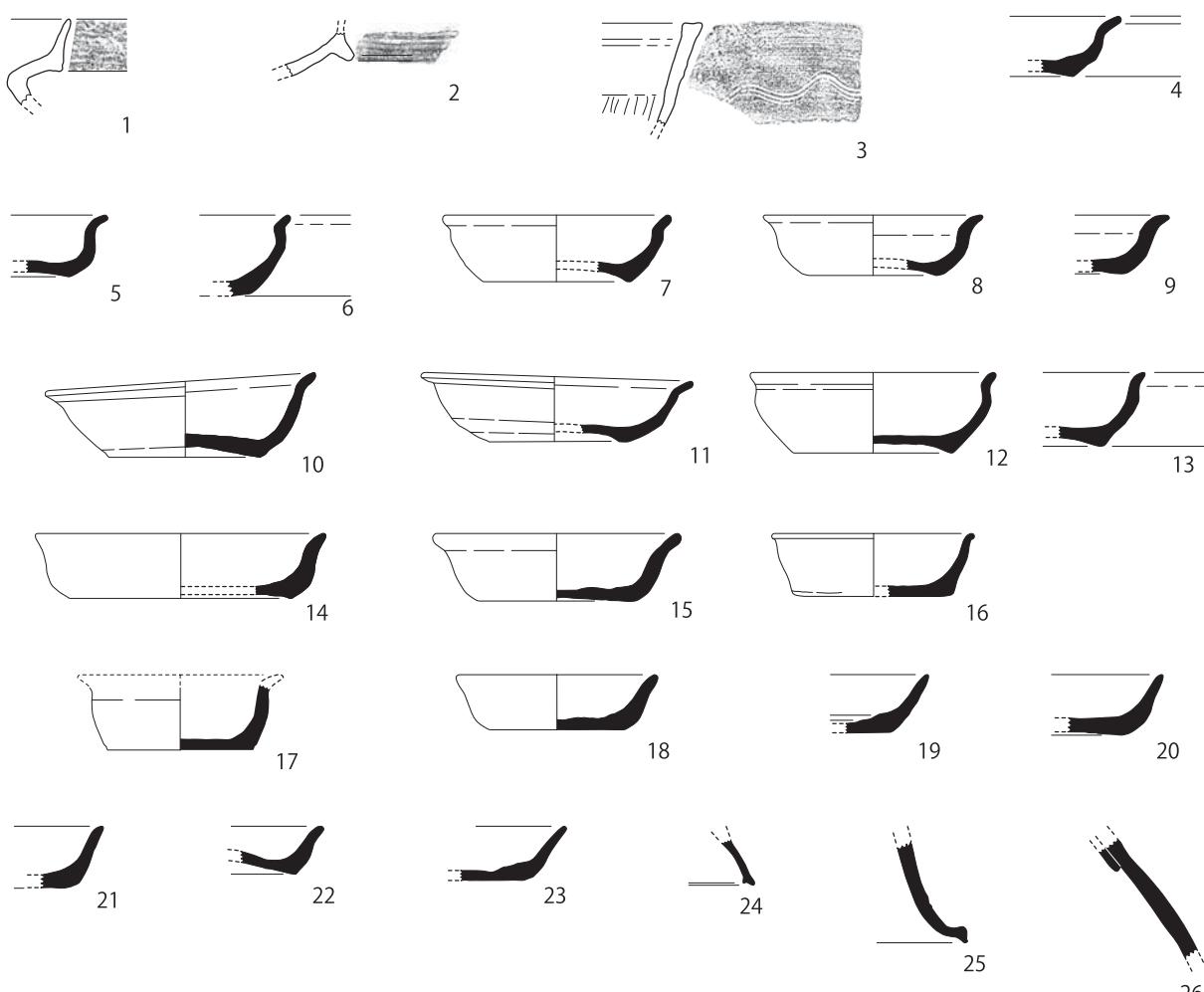
根拠である。同類のものは、安来・才ノ神遺跡⁽¹¹⁾のII区からB類と共に2個、林廻り遺跡⁽¹²⁾のSB01から6個出土している。

鉄鉢形土器 1片(14-15)がある。北トレンチの東部一帯(掘立柱建物跡南部)と西トレンチから出土した。鉄鉢形土器は堤平遺跡⁽¹³⁾を除くと1遺跡1~3個と少ない。僧侶の人数に比例しているかも知れない。

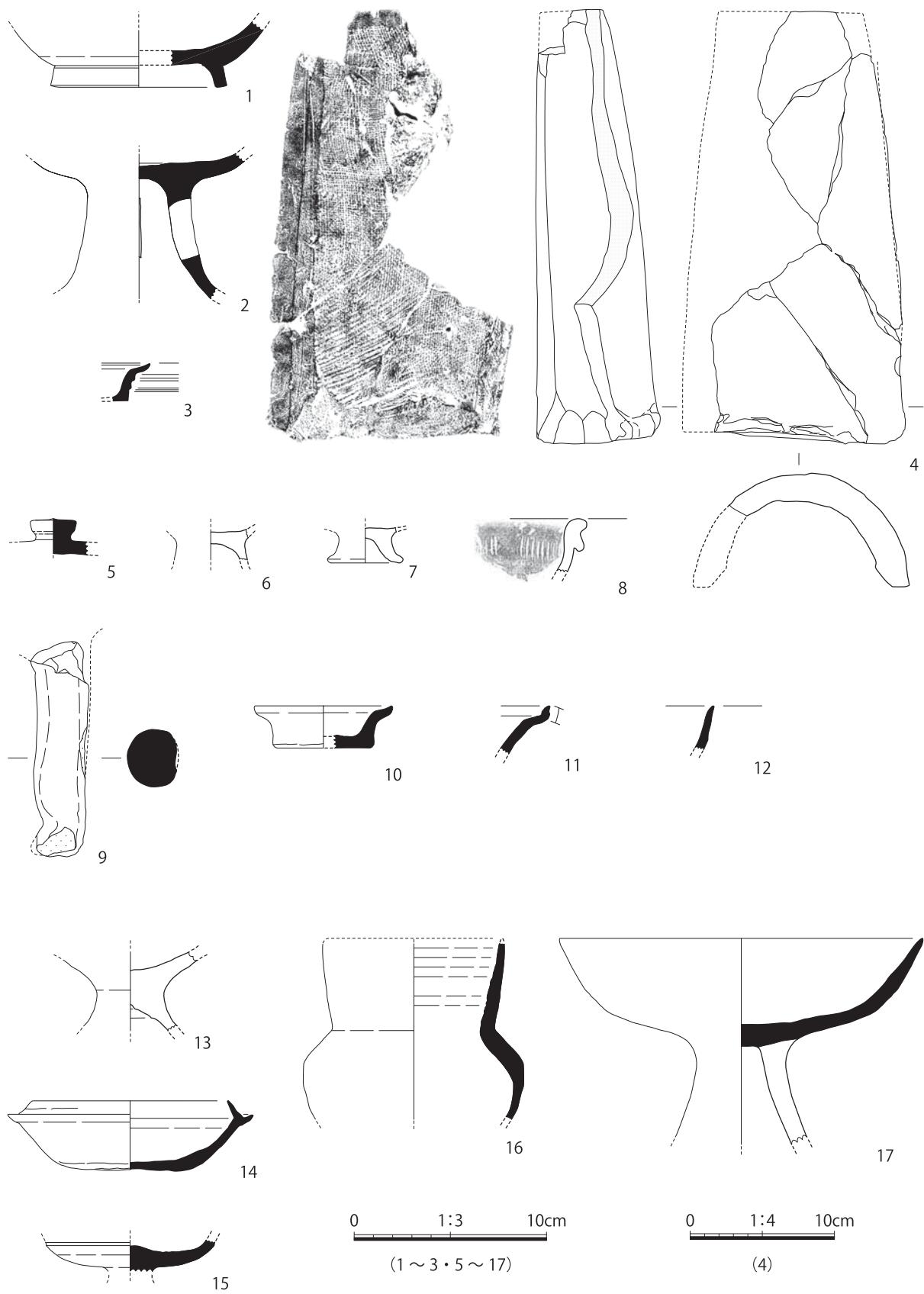
③注意すべきその他の遺物

弥生土器 18-3はV-4様式の甕で、口径16cm、肩部に10条の平行線文を付ける。20-1は口縁端面に3~4条単位の波状文を施す。V-1様式。20-2は拡張部に6条の貝殻腹縁原体の沈線文を施す。草田2期か。20-4は口径19.6cmの壺で草田5期。

土師器 11-2、13-6、7は低脚壺。15-22、19-5、21-3は中実の脚の高壺。16-17、19-4は小谷2段階の器台。12-2は草田3期並行の吉備系の小型特殊器台で外面に2条の沈線を付け、赤彩を施す。20-8は口縁部が内反し、端部が内側に肥厚する。胎土は黒味を帯びる。畿内の布留式併行である。9-10は古墳時代前期の高壺で、脚部が末広がりになり円孔を開ける。17-13、17-14は11世紀頃

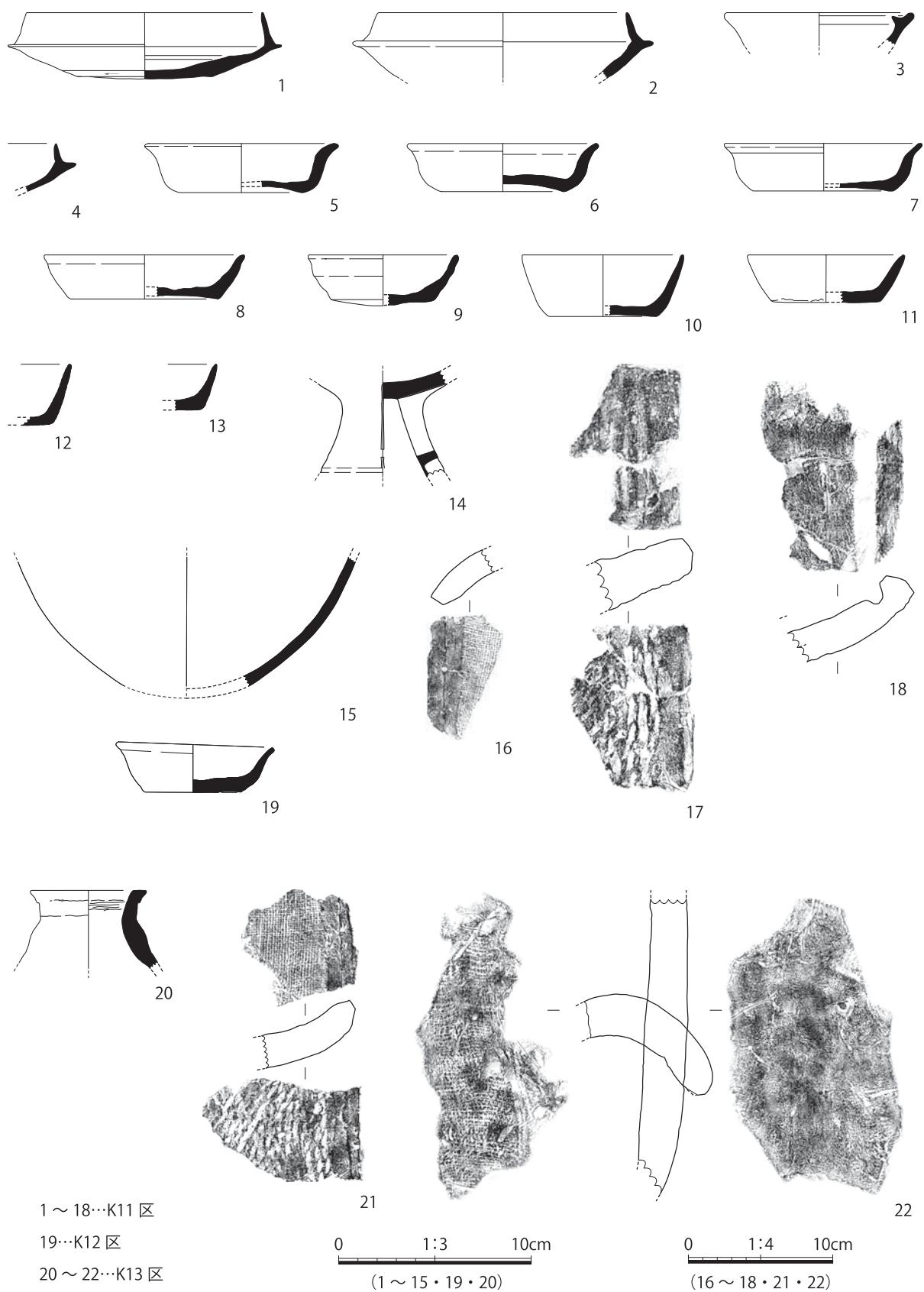


第12図 平ノ前廃寺出土遺物実測図

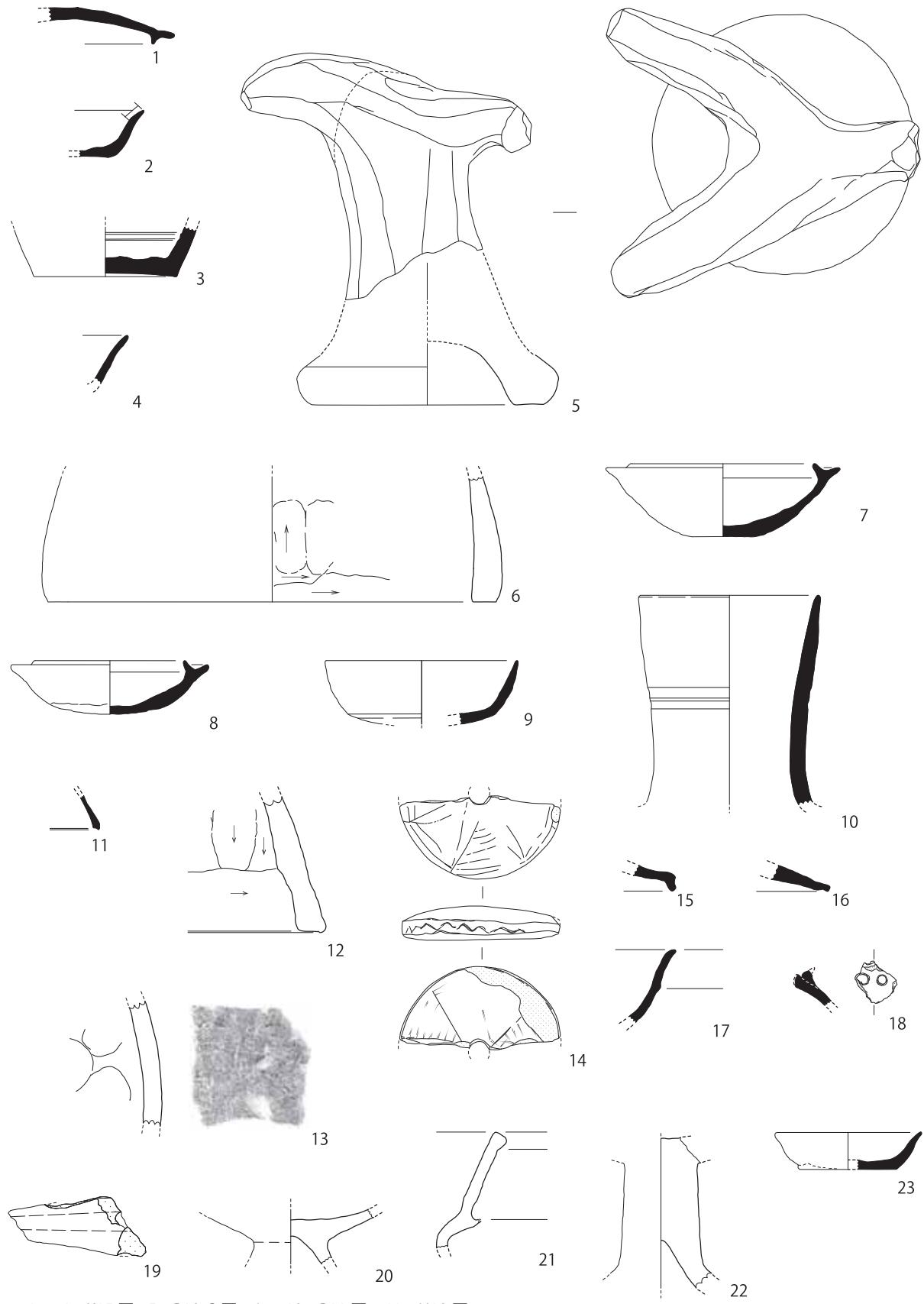


1~4…G 15区 5…F・G 16?区 6…F・G 17区 7・8…F・G 18区
9…K 5区 10~12…K 6区 13~17…K 9区

第13図 平ノ前廐寺出土遺物実測図



第14図 平ノ前廃寺出土遺物実測図



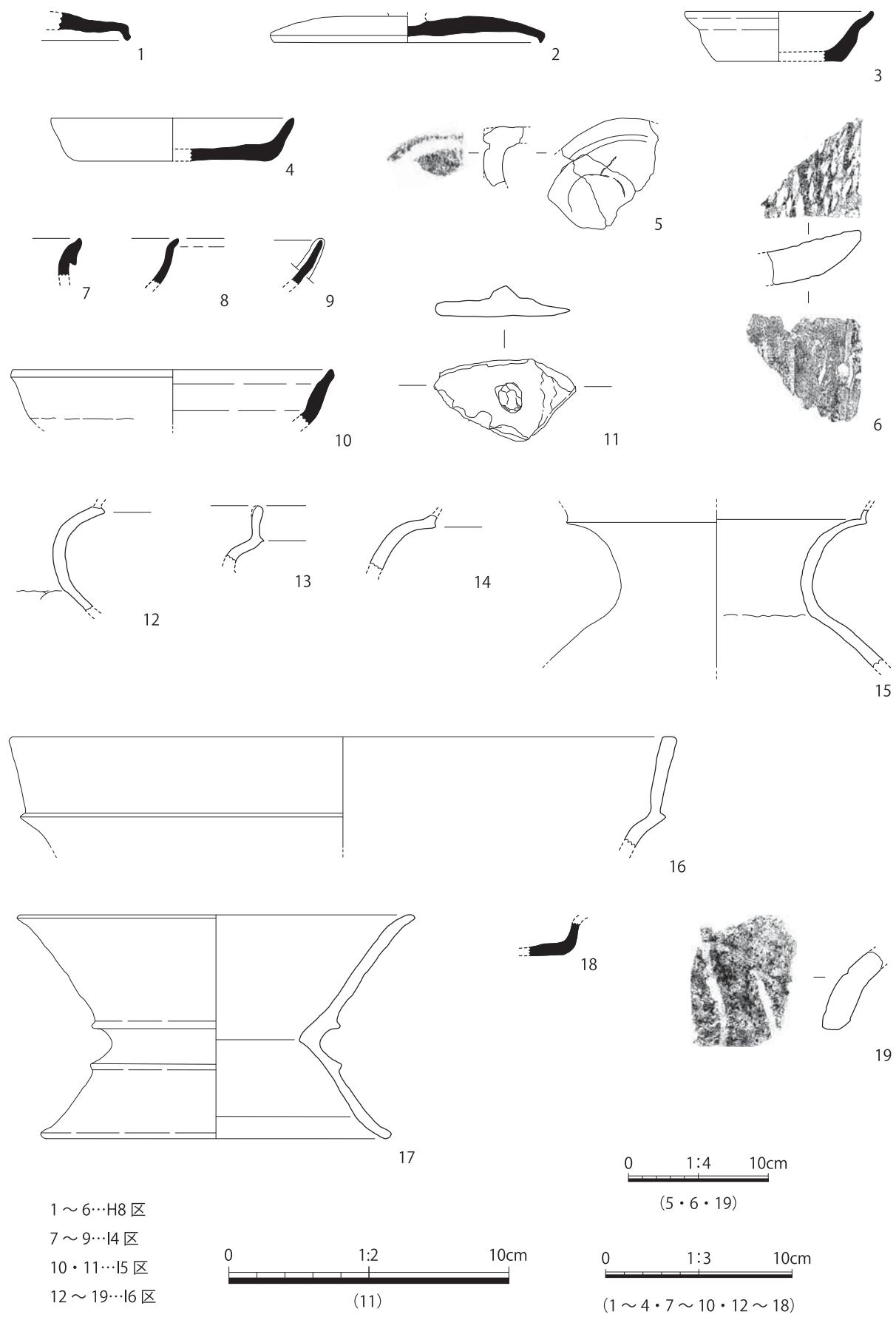
1～4…K15区 5…P10?区 6～10…P11区 11…U10区

12～14…U11区 15～18…G6区 19…G7区

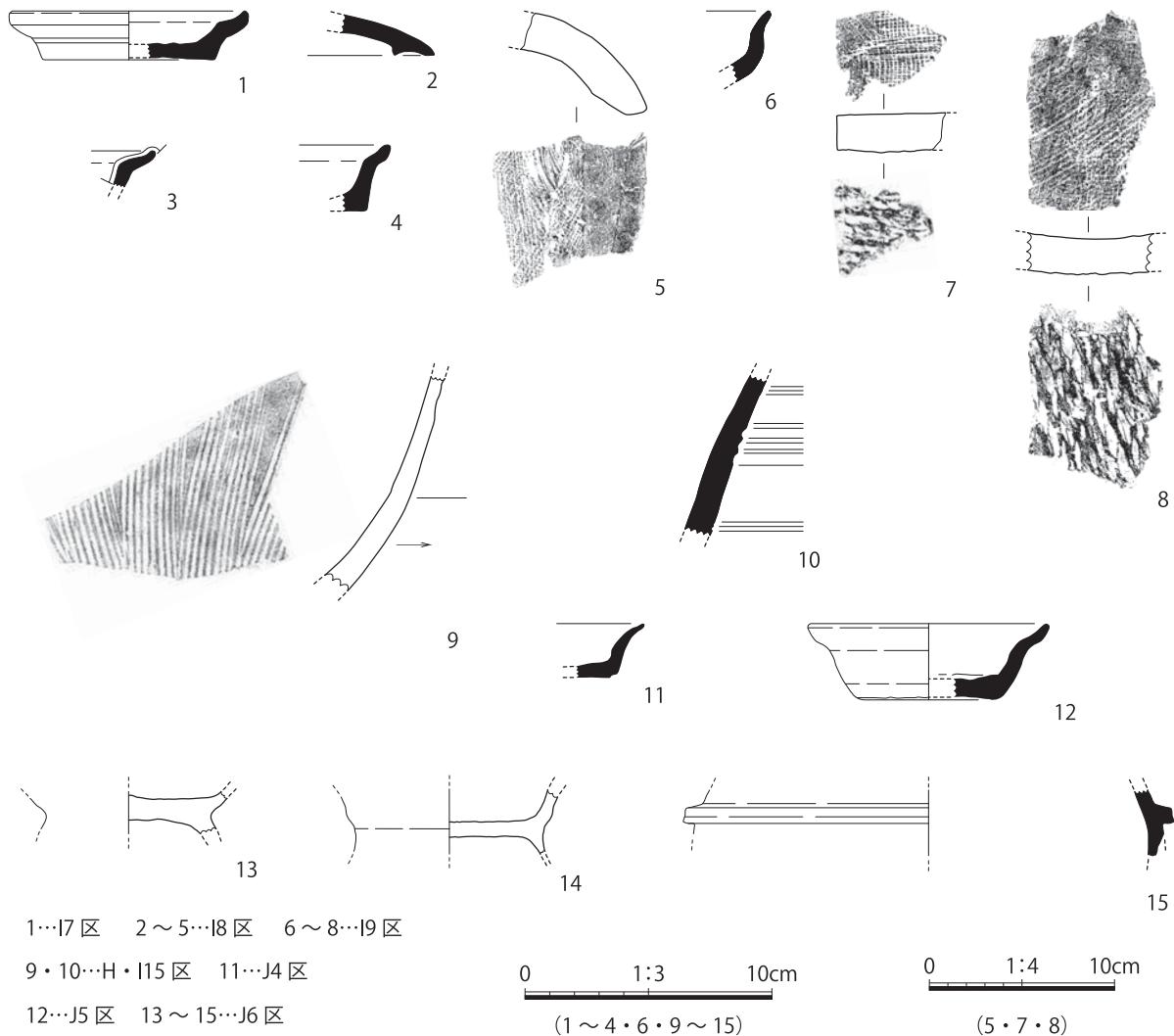
20・21…H6区 22・2…H7区

0 1:3 10cm

第15図 平ノ前廐寺出土遺物実測図



第16図 平ノ前廃寺出土遺物遺実測図



第17図 平ノ前廃寺出土遺物実測図

の足高高台の坏である。

石製品 15-14は径8.3cm、厚み1.75cmで6区画に線刻し、側部にも波状文を刻む紡錘車である。

須恵器 壺、甕、蓋坏類が多い。他に坏（高台、無高台）、蓋（擬宝珠、輪状）が見られる。11-1は低脚無蓋高坏の脚部で多条のカキ目を付ける。11-4、17-15は胴部に高さ5, 6mmの突帯を廻す環状突帯付壺である。20-21は底外面に墨痕のある無高台坏。13-9は脚（三足）である。15-18は無頸壺の口縁部で、径5.5mmの竹管文を押す。瓦塔の一部の可能性もある。15-13は、灰色を呈し、内面は円礫状のもので押し当て、外面は併行叩きの痕が見られる。三韓系の瓦質土器胴部の可能性があると思われる。草田6期併行である。

近世の陶磁器 13-8は須佐焼の擂鉢である。

近世の平瓦 10-16は瓦当面中央に「大坂瓦屋左右衛門」の刻印を押す江戸時代後期の購入瓦⁽¹⁴⁾である。

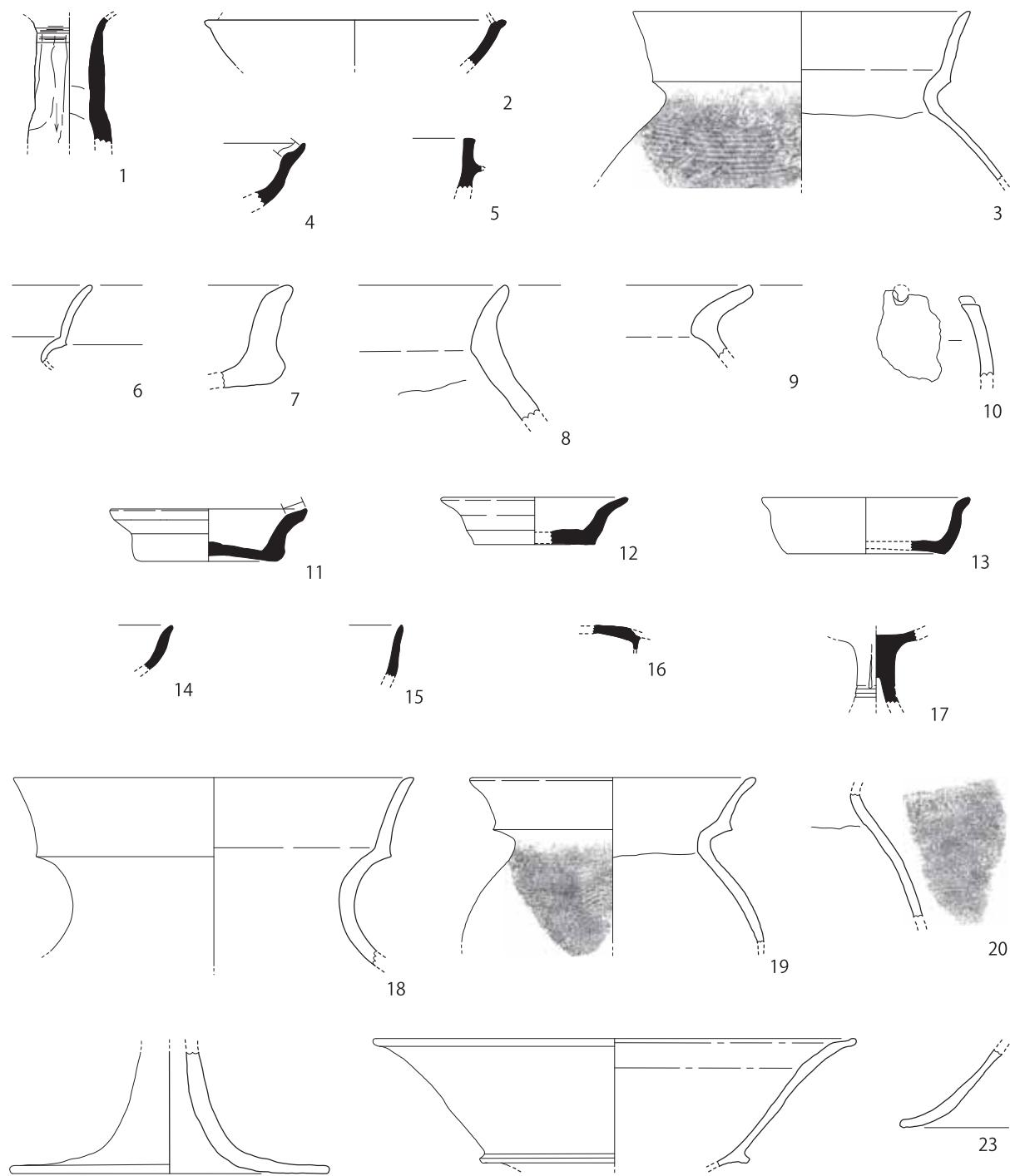
(3) まとめ

この寺が成立、機能していたのは、主な須恵器の編年や瓦の位置づけから、『出雲国風土記』成立以

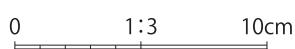
後のおおむね西暦8世紀後半を中心とした頃であろう⁽¹⁵⁾。

瓦をはじめとする仏教関係遺物の出土密度が2か所に集中しているが、調査範囲に限れば少なくとも北トレーニングの東部で掘立柱が確認された区域に仏堂1棟を想定したい。

トレーニング調査とはいって、礎石など本格的な寺院建物を推定させるような遺構は全く確認されなかっ

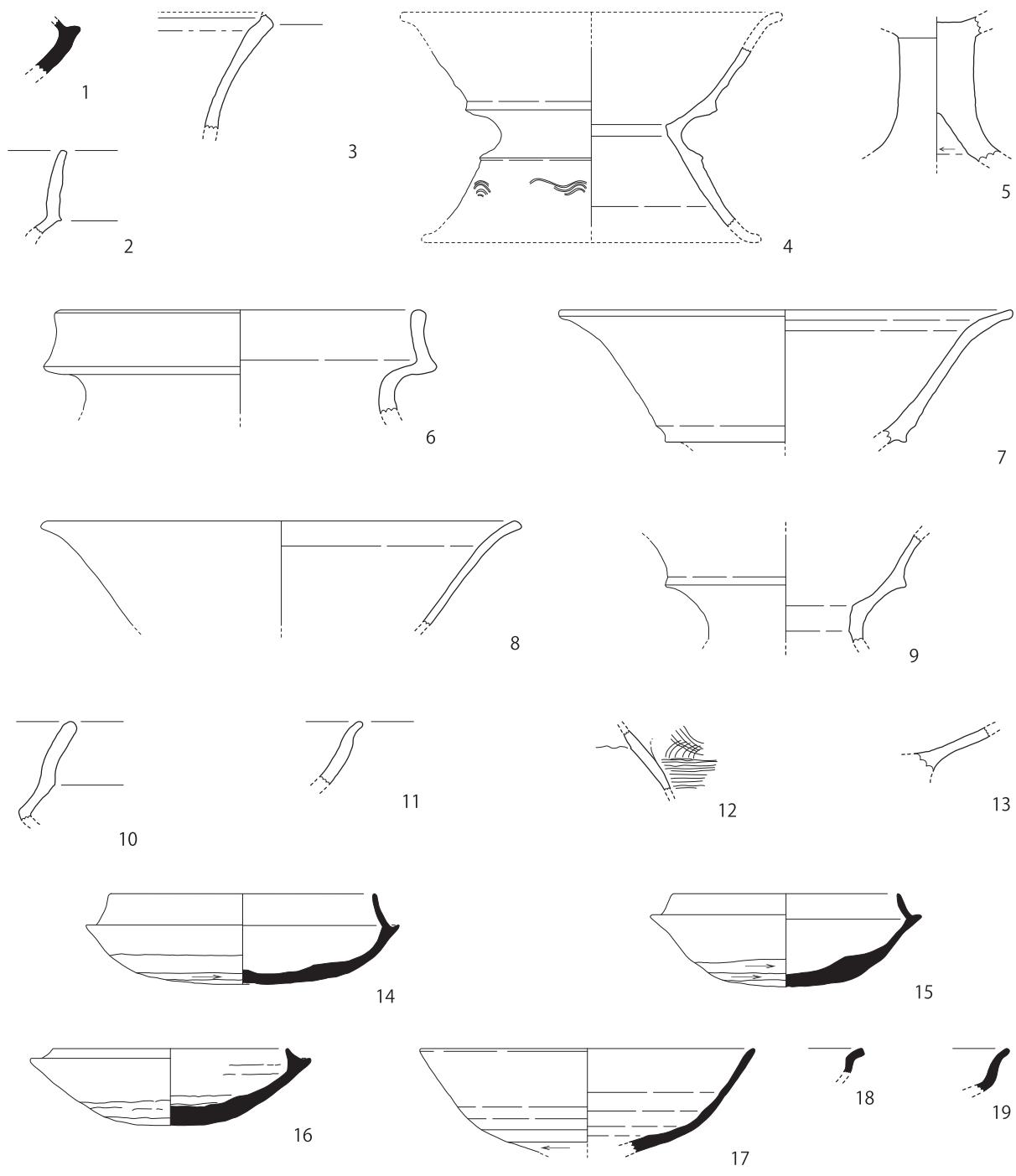


1・2…J 7区 3～5…J 8区
6～17…J 9区 18～23…長方形ピット群



第18図 平ノ前廃寺出土遺物実測図

た。従来から知られ、地元で祀られてきた丸い大きな台座状の球面突起を有する礎石は類例が少ないが、山代郷北新造院跡（来美廃寺）にあったとされる礎石（現風土記の丘展示学習館前）に、高さは低いながらも同様の球形をカットした形の突起が見られる例がある（P127写真）⁽¹⁶⁾。古代寺院跡の直上にあったこの石を、無関係と断ずることは難しいと考える。ただし後に加工・整形された可能性も捨て去



1…C (-) 2区 2～5・8～19…? -10区 6・7…東側表採

0 1:3 10cm

第19図 平ノ前廃寺出土遺物実測図

ることはできない。一方で8世紀後半以降に創建されたとされ、小規模な寺院跡とされる玉湯町松之前廃寺からも巨大な礎石状の石が出てきたという⁽¹⁷⁾。同廃寺から、小型ながら後に述べる山代郷南新造院（四王寺跡）の单弁四葉蓮華文軒丸瓦II類をモデルとした瓦当が出土していることも興味深い。

瓦は、出土した総量が少なく、建物の棟にのみ使用されていた可能性が高い。大棟が甍棟の小規模の掘立柱建物が仏堂として機能していたのではなかろうか。軒丸瓦は、瓦当文の類似する形状から『出雲国風土記』所載の「山代郷新造院」の内、南の新造院（通称四王寺跡）に使用された单弁四葉蓮華文軒丸瓦II類（8世紀後半）⁽¹⁸⁾の簡略化した段階のものと捉えることができよう。

軒丸瓦が山代郷南新造院跡出土の四王寺系統であることから、当寺の造立には出雲国造家（出雲臣弟山）⁽¹⁹⁾の関与が考えられるだろう。

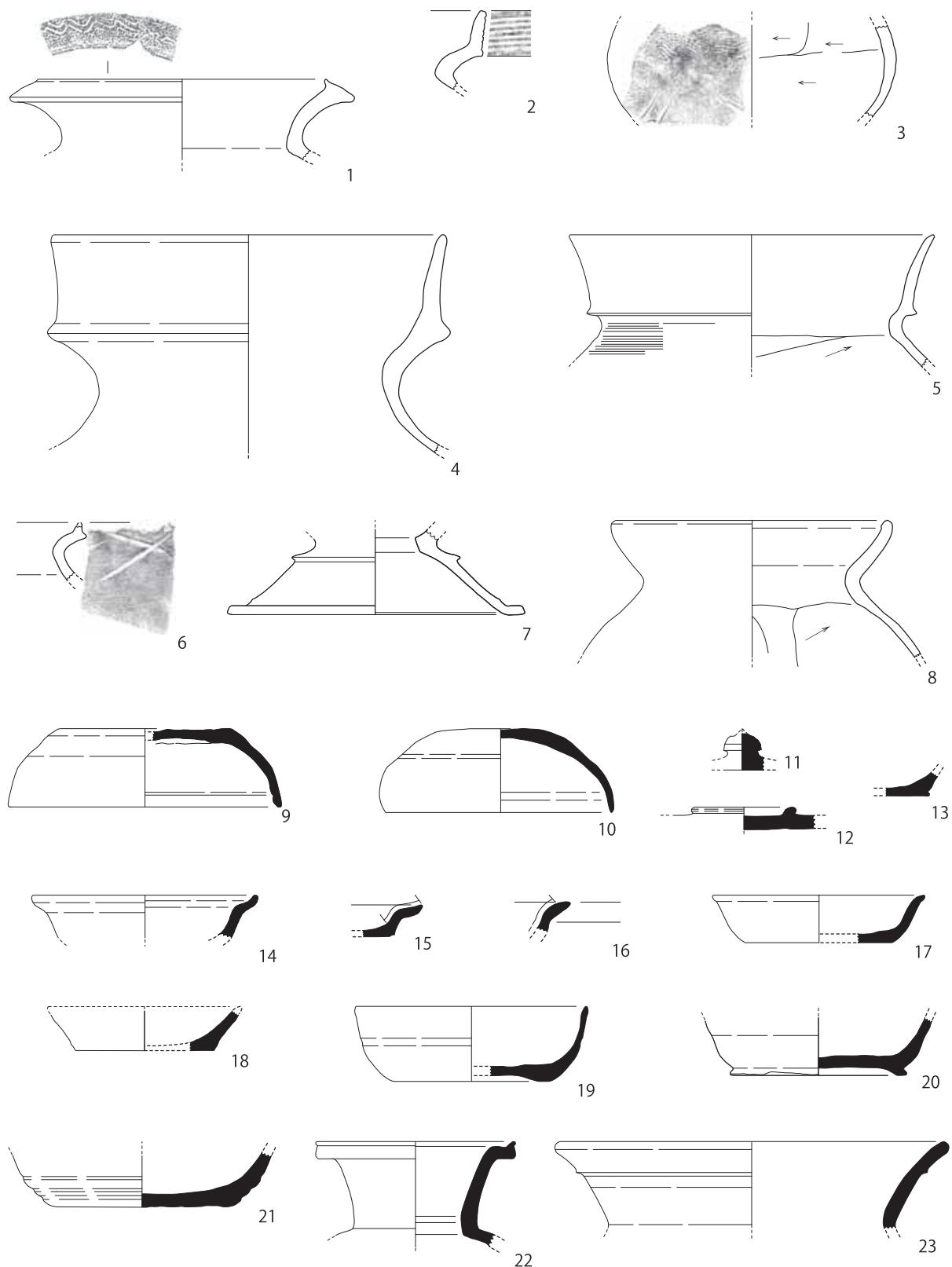
同種の瓦を焼いたと思われる法恩寺瓦窯跡が廃寺の西側に近接する丘陵で確認されており、廃寺の瓦はそこから供給されたものと考えられる⁽²⁰⁾。

灯明皿形土器は、油煙痕の認められる破片が少ない点は他の遺跡でも同様の傾向があり、指摘されているように灯明具以外の使われ方があったのかも知れない⁽²¹⁾。一方その出土点数は、県内の他の遺跡の出土例と比較して格段に多いことが注意されるが、全国的な調査例からは特別希少な例ではないという。

平ノ前廃寺では仏教行事が形式的なものではなく、意外と質的に深化したものであり結構頻繁に執り行われたことを示しているのではないだろうか。

簡素ながらもこの仏堂を設置した権力者は、『出雲国風土記』所載の例から類推するならば、島根郡の郡司の系譜につながる人物か、もしくは新興勢力者であろう。風土記に記載される島根郡の郡司は大領社部臣訓麻呂、少領社部石臣、主政蝮朝臣、主帳出雲臣の4名である。この内の誰が仏堂建立に関与したのかは不明であるが、前代において横穴式石室を有する桜本古墳を築造し、一方で生馬社も管理運営した人物こそが、8世紀後半頃に東生馬地区に新たな仏堂を設置し、氏寺として僧侶を居住させて仏事を盛んに行い、周辺の村落社会に対して新しい仏教文化の波を浸透させることにより、権力を誇示し地盤を維持しようとしたのではないかと考えられる。

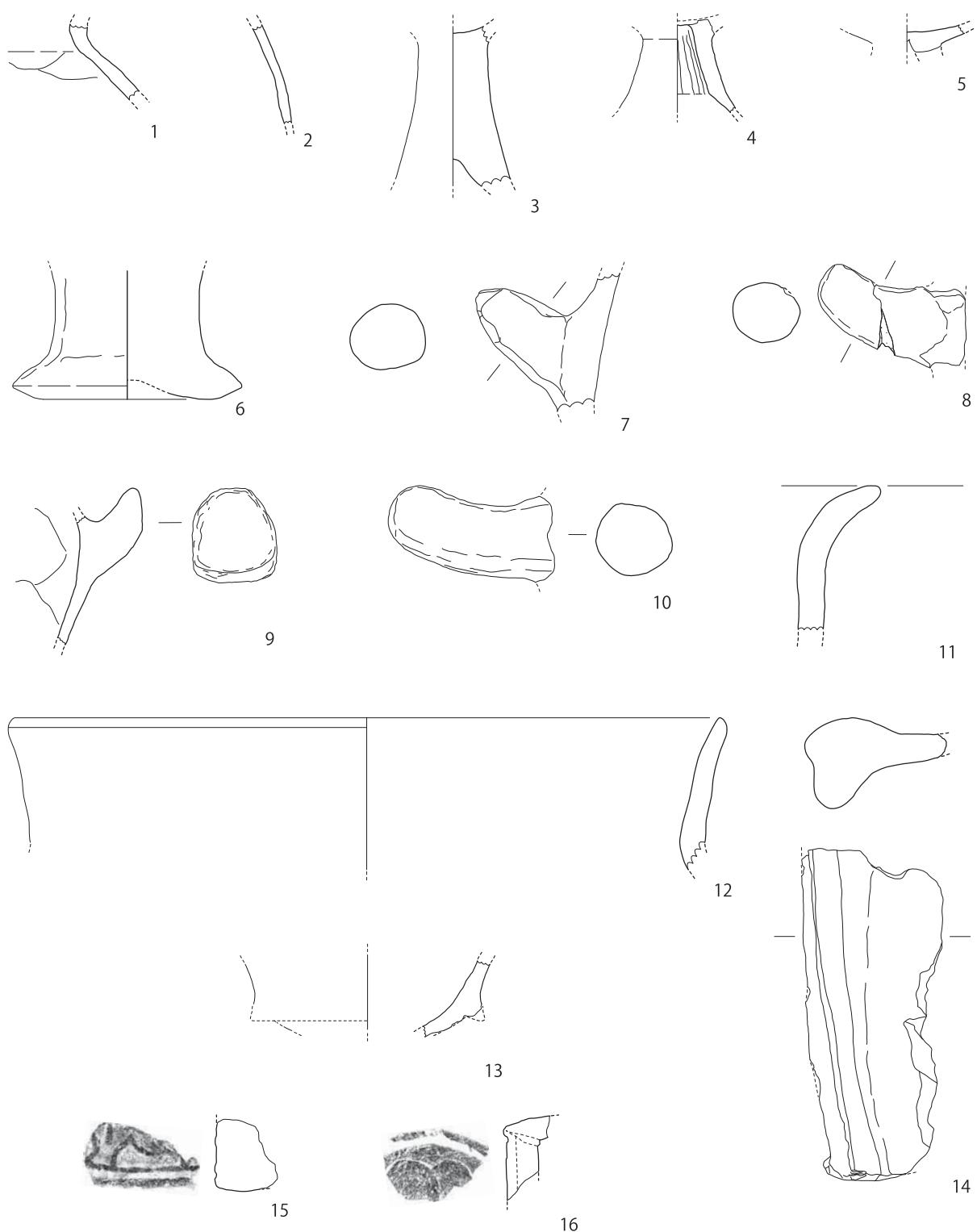
なお、トレンチ調査地の南東側（宮ノ下遺跡B区の西側付近）で、圃場整備工事中に遺構を視認したため、急遽調査を行い、遺構の位置の記録だけを作成した（第7図）。掘立柱建物跡を構成するらしい柱穴群と、長方形土坑の間を溝でつなぐ遺構が検出された。遺物等の出土は確認できず、時期は不明であるが、連結した土坑は布掘建物跡の可能性がある。松江市宍道町の8世紀後半頃の古代寺院跡、堤平遺跡では、布掘建物の仏堂が検出されており⁽²²⁾、同時期の類似遺構として注視される。



1 ~ 23…出土地不明

0 1:3 10cm

第20図 平ノ前廃寺出土遺物実測図



1 ~ 16…出土地不明

0 1:3 10cm
(1 ~ 14)

0 1:4 10cm
(15 ~ 16)

第21図 平ノ前廃寺出土遺物実測図

5. 宮ノ下遺跡の調査概要

(1) 調査に至る経緯

平ノ前廃寺の調査中、圃場整備工事区域内で実施された用悪水路の掘削工事現場で2か所の遺物包含地を発見した。北側の包含地をA区、南側の包含地をB区とし、全体を「宮ノ下遺跡」と呼称した。

(2) 土層と遺物の包含状況について

① A区

B区から北へ約42mの地点である。断面は幅2mの区間しか実測していないが、まだ南北に連続している。田面から16cmまではI層の耕作土層、その下24cmはII層の灰褐色土層、その下は厚み20cmのIII層、暗灰色砂混じりの粘性土層、その下は厚み16cmのIV層、黒褐色粘性土層で大きな礫石や須恵器片(糸切底の坏)を含む。その下の第V層は黒色粘性土層で厚み30cmあり、古墳時代前期の土師器片を含む。最下層は細砂混じりの暗灰色粘性土層で下部は青灰色の粘土層に変化していく。

② B区

水路沿いの長さ16mの区間において、厚み約20cmの耕作土層の下に礫や砂混じりのII層である黒褐色土層とその下に黄色味を帯びたIII層の黒褐色土層が堆積し、古墳時代前期の土師器片が大量に包含されていた。厚みはII、III層合せて20~60cmを測る。

その下層は、厚み10~30cmの暗青灰色の粘性土層で木炭は含むが遺物は含まれていなかった。北側の断面を見ると、第VI層の黄褐色の細砂層を切って黒褐色土層の堆積が始まることから、水の流れが停滞し、沼地か池のようになったと思われる。その時期は、出土遺物の検討から弥生時代中期~古墳時代前期の頃であろう。

(3) 主な採集遺物について

弥生時代の土器 壺、甕は、草田3期頃から同7期までのものがある。22-12は、肩部に幅広の3条のクシ描き波状文を付ける。23-12は、拡張部が内傾し端部は丸味がある。23-3、-4は底部が平底になるもの。22-3は、拡張部に14条のクシ目を付ける。草田3期か。22-4は、10条の沈線を付ける。草田3期か。

古墳時代前期の土師器 24-7は複合口縁の細頸壺で小谷1~2式併行である。26-15は胴部最大径33.4cmの壺で、肩部に平行と斜め方向のハケ目を付け、頸部にハケ目原体による斜格子文を付ける。他に複合口縁の簡略化した大東式の甕(24-12)や口径19cmの甕(25-11)、底径36cmで把手の付く甕(25-13)がある。

古墳時代の須恵器 26-1、-2は蓋坏の蓋口縁部である。口縁端部がノミ刃状で、いずれも大谷出雲2期である。

石製品 26-10は小形の砥石で石材は淡青緑色の緻密な火成岩と思われる。厚みは1.1~1.6cm、幅は2.6cm以上、長さは5.0cm以上である。上下2面と側面2面が研磨され使用痕が残る。携帯用と思われる。

古代の須恵器 26-14は小形の短頸壺で、同類のものが来美廃寺、出雲国分寺跡⁽²³⁾や出雲国府跡⁽²⁴⁾、島田池遺跡⁽²⁵⁾でも出土している。薬壺の可能性が考えられなくはない。

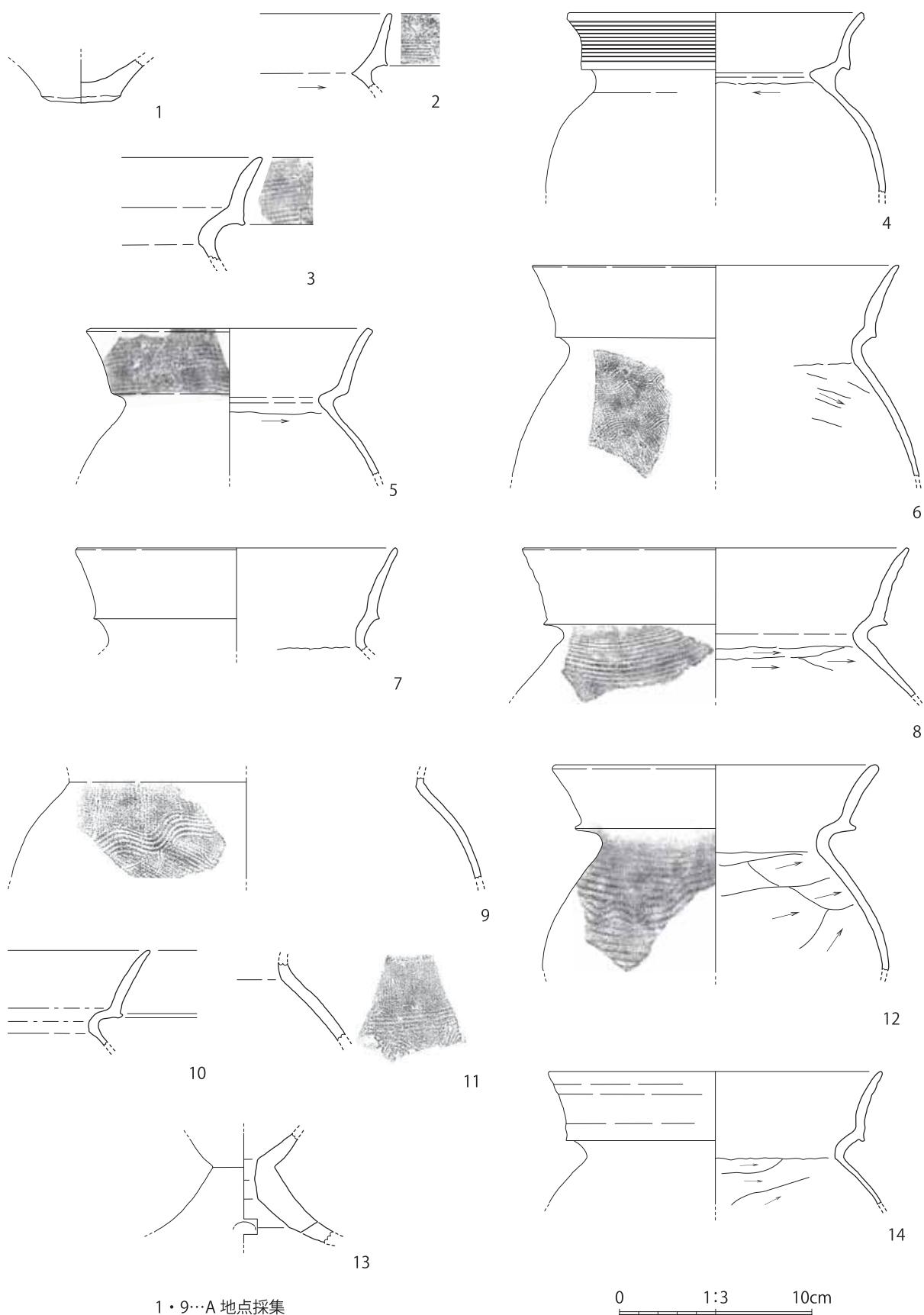
(4) まとめ

A区、B区ともに黒褐色土層に弥生中期~古墳時代にかけての土器などが大量に包含されていた。遺物包含層は、いずれも細砂層、粘土層の上部に堆積しており水の流れが停滞し池や沼地が形成され、そこに土器などが廃棄されたものと考えられる。

注

- (1) 発掘調査資料及び概要（プリント版）は、松江市文化スポーツ部埋蔵文化財調査課で保管している。
- (2) 加藤義成1952「出雲国風土記参究」原書房 199頁
- (3) 曹洞宗島根県第二宗務所の情報サイトによる。
- (4) 昭和44年2月11日付、島根新聞石見・出雲版記事参照。平成5年1月31日の岡崎と山根克彦による現地調査では、東へ突き出た低丘陵の端部に横幅1.2m、表土からの深さ約1.0mの範囲に赤い焼壁土がコの字形に認められ、布目瓦の小片が含まれていた。
- (5) 岡崎雄二郎、山根克彦2020「松江市・桜本古墳（推定）の石材について」『松江考古』第10号 松江考古学談話会
- (6) 出雲市立弥生の森博物館館長、花谷浩氏のご教示による
- (7) 松江市2015『史跡出雲国分寺跡発掘調査報告書－総括編－』
- (8) 奈良文化財研究所2020『第23回古代官衙・集落研究会報告書「灯明皿と官衙・集落・寺院」』本稿中「灯明皿形土器ほか出土遺跡一覧表」参照
- (9) 島根県立埋蔵文化財調査センター、林健亮氏のご教示による。
- (10) 川原和人2010「出雲地方における律令時代の須恵器の特色とその背景」『出雲国形成と国府成立の研究』島根県古代文化センター
- (11) 建設省松江国道工事事務所、島根県教育委員会1995『才ノ神遺跡・普請場遺跡・島田黒谷I遺跡』
- (12) 建設省松江国道工事事務所、島根県教育委員会1996『四ツ廻りII遺跡・林廻り遺跡・受馬遺跡』
- (13) 日本道路公団中国支社、島根県教育委員会2002『堤平遺跡』
林建亮2003「宍道町に初めてお寺が建てられた頃 謎のお寺？堤平遺跡を探る」宍道町考古館
- (14) 岡崎雄二郎2015「史跡松江城の調査（1）－外曲輪（二之丸下ノ段）－」『松江市歴史叢書第8』松江市
- (15) 一般的に『出雲国風土記』には、嶋根郡には新造院等の寺院記載がないと理解されていたが、廣岡義隆氏が『出雲国風土記』最古の写本である「細川家本」では、嶋根郡記事には神社記載の欠落部分の前に寺院（新造院一所）が存在したことを指摘している（廣岡義隆2022「第2節 逢左文庫本『出雲国風土記』について」『風土記考説』（有）泉書院）。また野々村安浩氏は、この一所の新造院の候補として、平ノ前廃寺を示唆している（野々村安浩2019年8月10日付「島根郡に新造院？ いまどき島根の歴史95」『山陰中央新報』文化欄）。平ノ前廃寺の時期は、小範囲の調査だけに慎重に検討していく必要がある。
- (16) 来美廃寺（山代郷北新造院跡）の周辺は、松江市古志原町～山代町に設置された陸軍63連隊によって掩体壕が掘られるなどの大きなかく乱が見られ、抜き取られた礎石も多い。ここで発見されたといいう礎石状の石が、松江財務局に保管されていた。今は島根県教育委員会に所管替えされ（丹羽野の記憶）、八雲立つ風土記の丘展示学習館前に3石がおかかれている。
- (17) 片岡詩子2012「262 松之前廃寺」『松江市史史料編2 考古資料』松江市
- (18) 島根県教育委員会1988『風土記の丘地内遺跡発掘調査報告書V－島根県松江市山代町所在・四王寺跡－』
- (19) 大橋泰夫2016『出雲国誕生』183、184頁参照 吉川弘文館
- (20) 生産・供給した瓦窯と需用・使用した寺院が近隣の地にある関係は、出雲国分寺跡や出雲国山代郷南新造院跡で知られている。大橋泰夫「出雲国誕生」165、166頁参照
- (21) 注8、注13と同じ
- (22) 注8、注13と同じ
- (23) 松江市教育委員会2004『出雲国分寺跡発掘調査報告書』
松江市2015「史跡出雲国分寺跡発掘調査報告書－総括編－」
- (24) 島根県教育委員会「史跡出雲国府跡－4－～－8－」島根県教育委員会
- (25) 建設省松江国道工事事務所、島根県教育委員会1997『島田池遺跡・鶴貴遺跡』

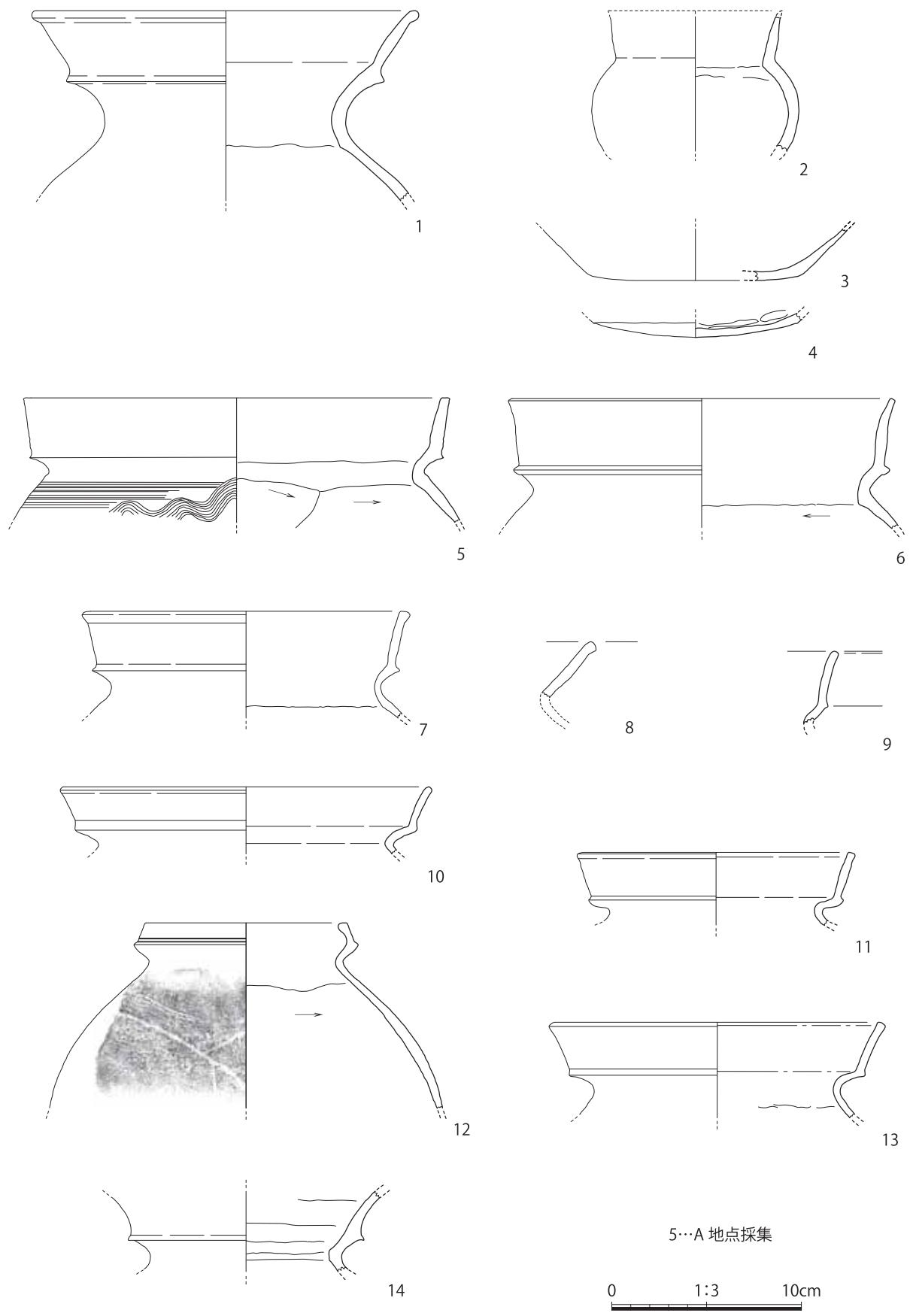
（おかざき ゆうじろう 松江城調査研究委員会城郭史部会専門調査員）
（にわの ひろし 松江市文化スポーツ部文化財総合コーディネーター）



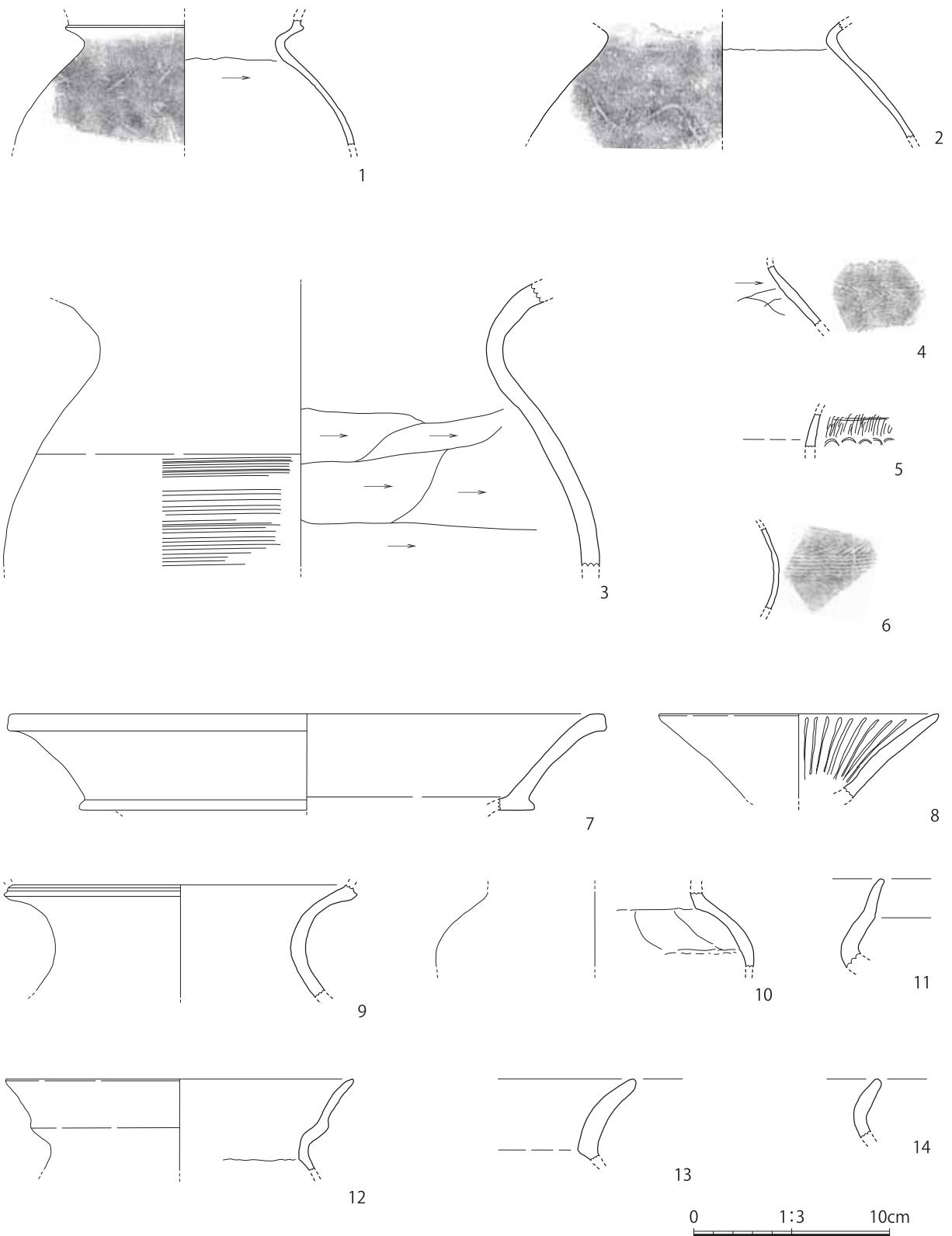
1・9…A 地点採集

0 1:3 10cm

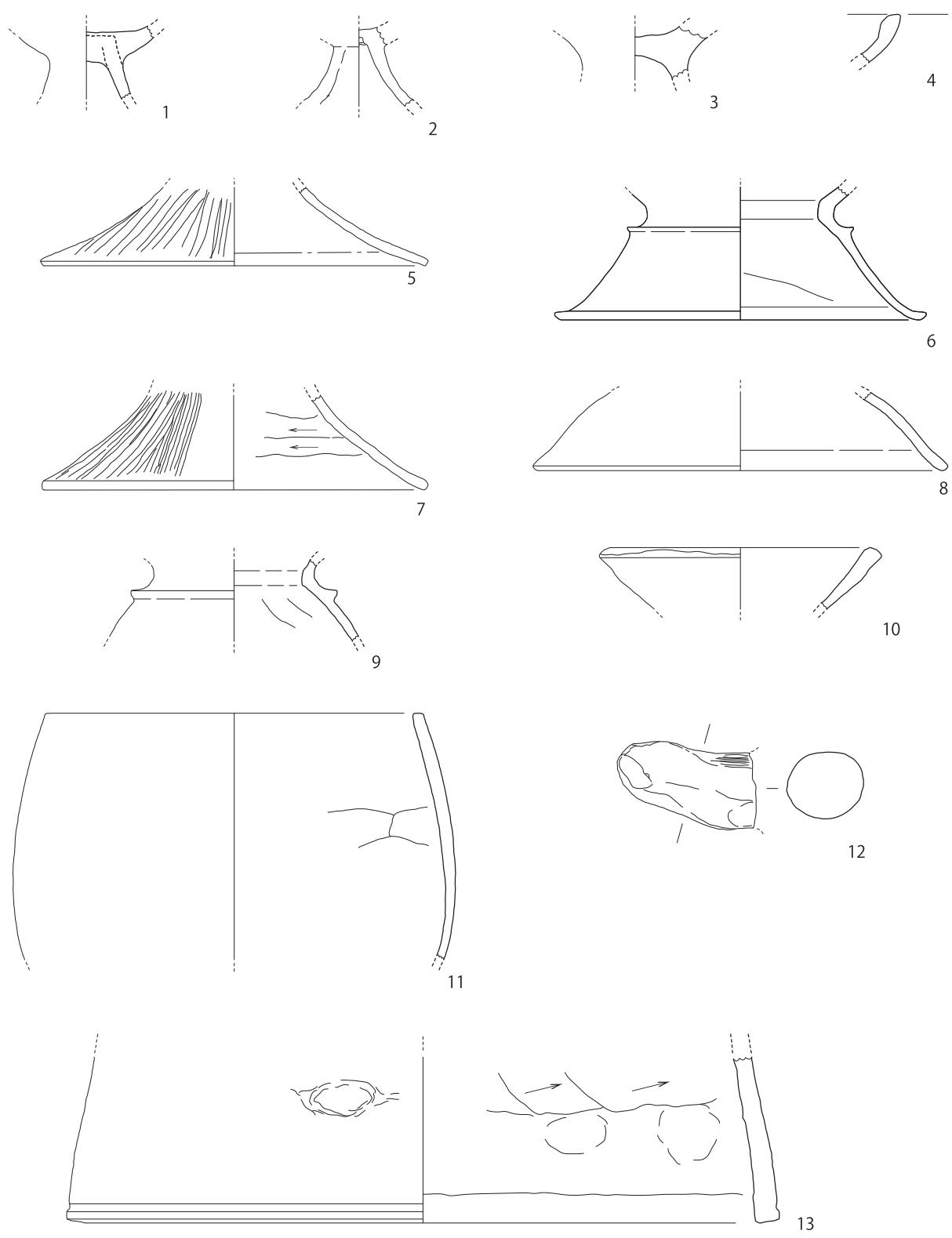
第22図 宮ノ下遺跡水路地点採集遺物実測図



第23図 宮ノ下遺跡水路地点採集遺物実測図



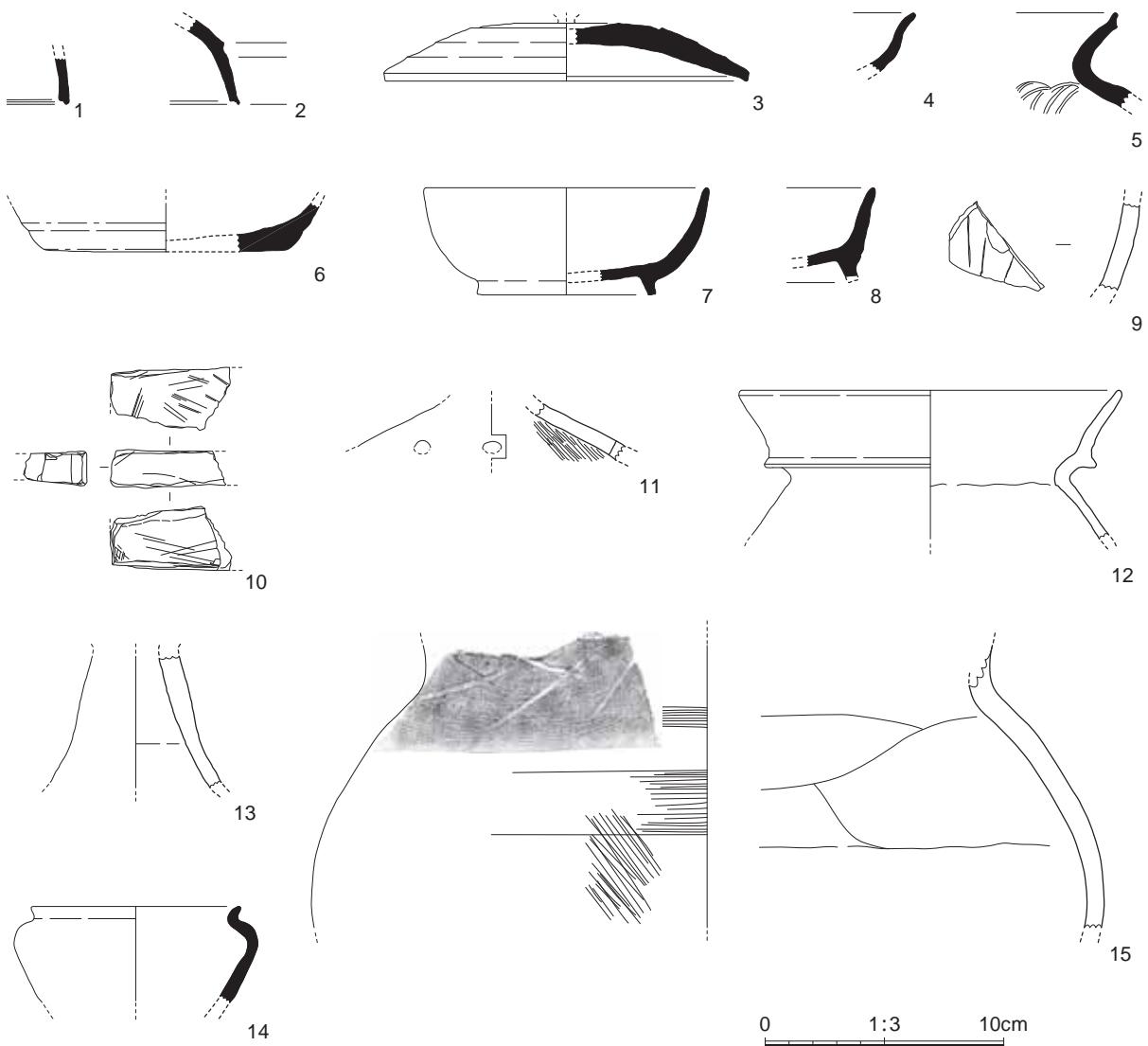
第24図 宮ノ下遺跡水路地点採集遺物実測図



2・10…A 地点採集

0 1:3 10cm

第25図 宮ノ下遺跡水路地点採集遺物実測図



1 ~ 10...宮ノ下遺跡A地点採集 11...排水溝出土 12 ~ 14...東北新設溝出土 15...出土地不明

第26図 宮ノ下遺跡水路地点採集遺物実測図



現在法恩禪寺境内に移設されている礎石
(平ノ前廢寺直情の畦に祀られていた石)



現在八雲立つ風土記の丘に移設されている礎石
(来美廢寺から持ち出されたとされる石)



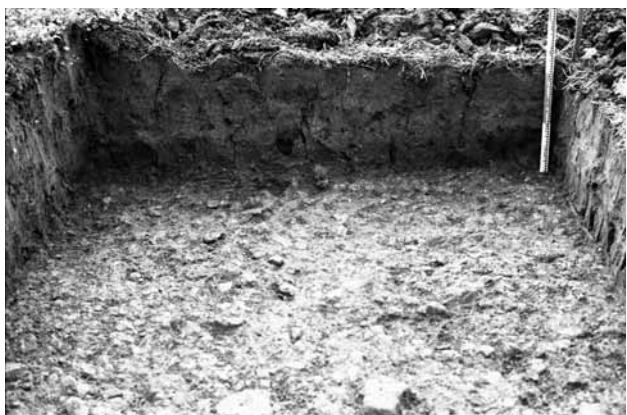
平ノ前廃寺の調査区から北を見る



畦に祀られていた礎石状石造物



礎石と左壁の落ち込み（基壇か）



トレンチ内のバラス面



トレンチ内のバラス面



石で固定した柱痕と柱穴



柱痕の残る柱穴



礎石付近の地山の高まり



平ノ前廃寺 柱穴



宮ノ下遺跡A区の包含層



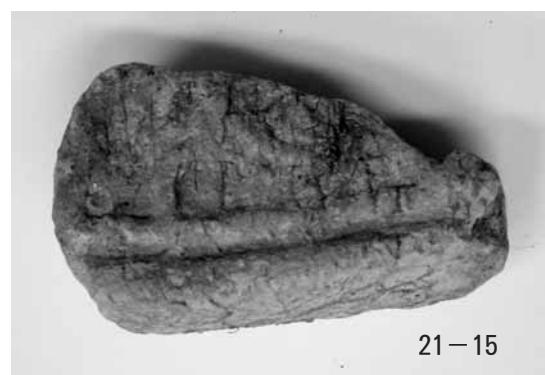
宮ノ下遺跡B区の調査



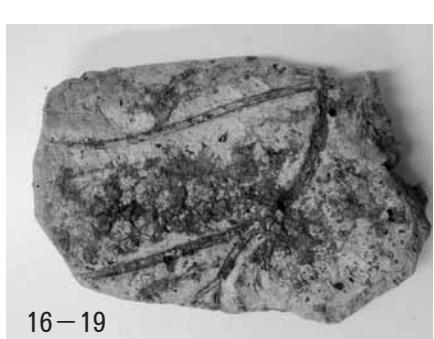
宮ノ下遺跡の包含層



9-12



21-15



16-19



5-8



22-4



25-6



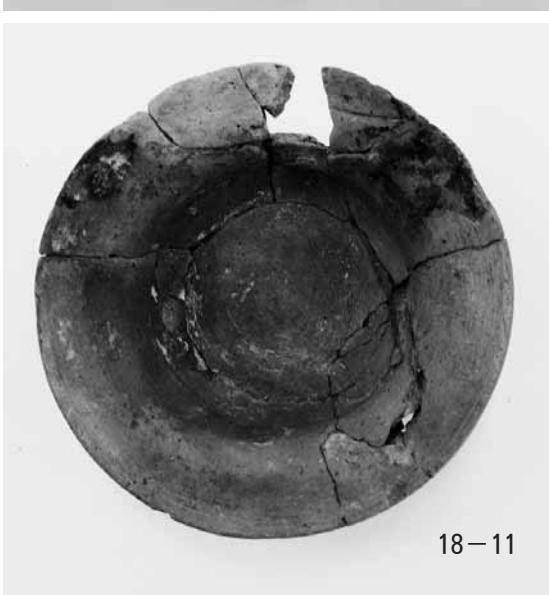
9-1



26-14



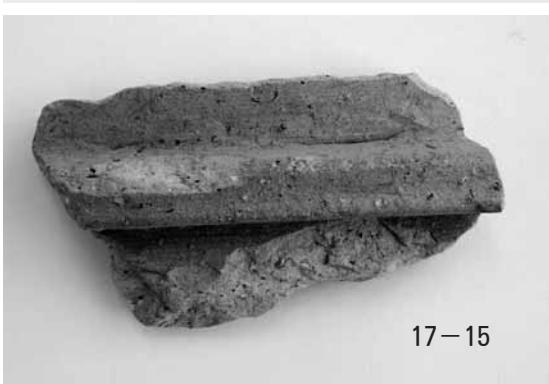
11-13



18-11



15-18



17-15

八幡町浜分Ⅱ遺跡の調査結果と中世「津」の所在地について

川上 昭一・丹羽野 裕・廣江 耕史・三宅 和子

はじめに

松江市では、埋蔵文化財包蔵地もしくはその可能性がある場所で何らかの開発行為が計画された場合、試掘調査を行い、状況に応じて文化財保護法上の措置を行っている。それは開発の大小にかかわらず実施しており、個人住宅の建設や改築においても、包含層や遺構面に影響を与える場合は発掘調査を行う。

しかし、小規模な調査は開発者から負担いただける範囲が限られることや、年報等の市独自の報告媒体が不定期にしか刊行できていないため、最低限の公開もできていない調査が少なからずあるのが実態である。小規模トレンチでは遺跡の詳細までは把握できないことが多いが、近隣で調査例が重なるとおぼろげながらも遺跡の性格が浮かび上がってくることがある。本稿では近隣で調査が重なりつつある浜分Ⅱ遺跡⁽¹⁾を取り上げ、概要を紹介するとともに、遺跡の性格について推察したい。

文章は1を丹羽野、2-(1)を川上、3-(1)を廣江、2-(2)、3-(2)を三宅が主に担当し、4は共著者で協議をして取りまとめた。

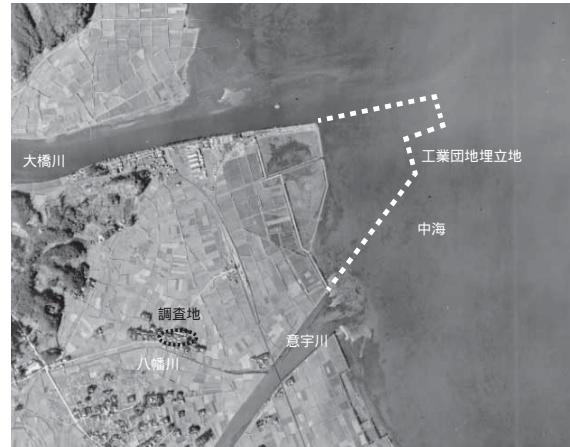
1. 位置と環境

(1) 地理的環境

遺跡が所在する八幡町浜分は、意宇川河口の沖積地に位置する小集落である。南には竹矢町との町境となる八幡川が東流し、東は中海の汀線も近い。意宇川は北東に向けて中海に流入しており、その河口の北東側の工業団地は干拓地である。

八幡町とその南に隣接する竹矢町の西側には、意宇川の流出物によって形成された意宇平野が広がっている。現在の竹矢町の民家が集まっている集落は砂堆の上に形成され周囲より高くなっている。これは砂洲の痕跡と考えられ、少なくとも縄文時代のある時期までは、砂堆の西側は潟湖であったと考えられる。意宇平野は北に行くほど低くなっているので、旧来、意宇川は砂洲の北側を通って中海に流れていたと考えられる(成瀬1975)。竹矢町の集落と浜分集落を隔てる現八幡川周辺の低地は、そのころの意宇川の河道だったものと推測される。歴史地理学的に、意宇川は平野の北から次第に南に流路を変えたことが指摘されており、現在の平野南端への流路変更は、古墳時代中期までさかのぼる、という意見がある(池淵2017)。

以上を前提として、意宇平野と砂堆を隔てた八幡町の沖積地については、その堆積時期を見通して、扇状地、三角州Ⅰ面、三角州Ⅱ面に分けられており(成瀬1975、林1991、高安ほか2015)、八幡町周辺の水田は最も低い三角州Ⅱ面とされている。形成時期は明瞭ではないものの、陸化が遅かった沖積地と考えられる。



第1図 昭和31年空中写真
(国土地理院 地図・空中写真閲覧サービス
<https://maps.gsi.go.jp/maplibSearch.do?specificationId=542774をもとに作成>)

ここ浜分集落は東西約400m、南北約120mの小規模な集落であるが、その各所で遺物が発見されている。便宜的に地点ごとに浜分遺跡、鍛冶屋堀遺跡、浜分Ⅱ遺跡(A19遺跡を含む)、という名称が付けられているが、調査を行ったいざれの地点(第1表参照)からも中世と考えられる遺物が出土しており、一つの遺跡の広がりとして捉えることも可能である。本稿では、この遺跡群を浜分遺跡群(仮)とする。

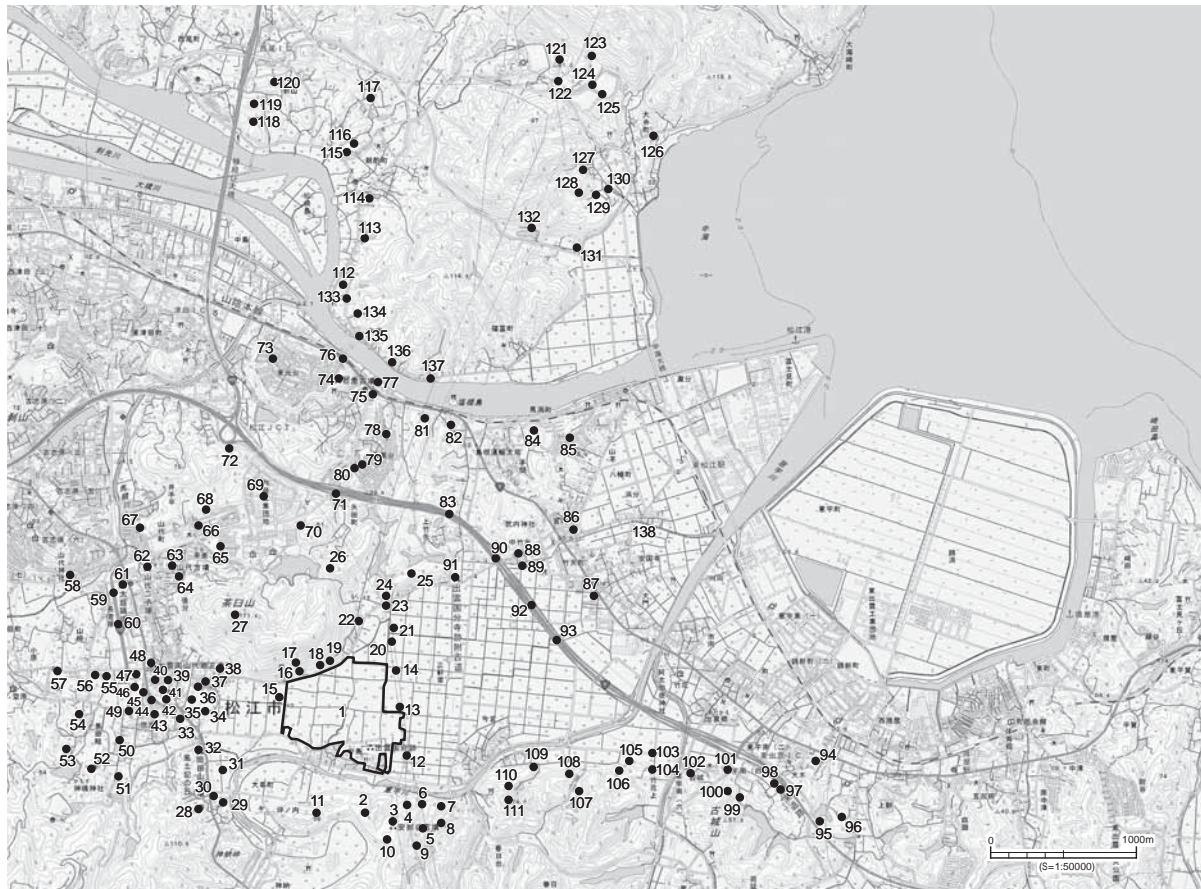
(2) 歴史的環境

旧石器時代は相対的に気温が低い氷期のため、海水準が下がっており、中海は陸化していた。意宇平野も旧意宇川が現在より深い位置に流れ、「中海」の底を流れる川に合流していたと考えられる。茶臼山や現在の意宇平野の西側には段丘面が広がっており、緩やかな台地と河川が刻む谷は旧石器人には適した生活環境だった。周辺には、下黒田遺跡、南外5号墳下層で、旧石器時代の石器接合資料が発掘調査で検出され、石器製作が行われたことが知られる。そのほか単独出土ではあるが各所で旧石器時代の石器が出土しているのが知られる。

縄文時代になると現在のような温暖期に入り、意宇平野部分には海域が浸入してくる。それもあってか、周辺での縄文時代の痕跡は少ないが、須田川改修で縄文時代早期～前期の土器がまとまって出土している。山塊を一つ北に越えた東津田町の石台遺跡では後期の堅穴住居跡が検出されており、晚期の遺物も多く出土している。また平野の縁辺や山際から、縄文時代の遺物が断片的に知られている。

弥生時代の前期前半に遺跡は知られていないが、石台遺跡でモミ痕のある晩期突堤文土器が知られており、稻作は早くから行われていたことが想定される。前期後半になると、小規模な遺跡が多く出てくるとともに、砂洲の東側低地に拠点集落である布田遺跡が形成される。潟湖の陸化が進み、意宇川が中海に向けて屈曲する部分に開発が及んでくることを示す。大規模な集落は中期中葉まで続き、木製品の製作や玉作を行っている。当時の意宇川近くに形成されており、水上交通も意識した立地と考えられる。伝竹矢出土の細形銅劍は布田遺跡の存在と関連づけて考えるべきものだろう。弥生時代中期末になると拠点集落としての布田遺跡は解体され、後期にかけて小規模集落が分散して見られるようになる。

弥生時代後期後半、意宇平野周辺では少なくとも4基の中小四隅突出墓が築かれ、八幡町丘陵上にも的場墳墓が築かれる。意宇平野北東部の八幡町・竹矢町周辺に有力な集団が存在したことを示すと考えられる。古墳時代前期前半には社日1号墳、古城山古墳などの中小方墳に引き継がれていく。前期末には意宇平野北側の丘陵頂上に58mの前方後円墳、廻田1号墳が築かれる。出雲で初めての前方後円墳であるとともに規模が格段に大きくなり、大和北部型の円筒埴輪を使っていることから、ヤマト王権との強い結びつきが始まったエポックとなる古墳である。その後、意宇平野と大橋川を結ぶ南北の陸路沿いに、同じ前方後円墳、上竹矢1号墳が築かれ、やがて5世紀ころになると首長墓が大型方墳に変化する。大王墓級の前方後円墳に陪冢の多くが方墳として付随することと運動していると理解されており、ヤマト王権の膝下に入った重臣的立場を得た可能性がある。特に5世紀中ごろの石屋古墳(45m方墳)では造り出しから多くの形象埴輪が出土しており、その写実性や大きさなどは大仙古墳にも引けを取らない。王権の埴輪の生産は平所埴輪窯跡まで続く。5世紀終わりころ、首長墓が前方後方墳の竹矢岩船古墳となる。出雲独自の墳丘秩序の始まりであり、それは6世紀中ごろの全長94mの山代二子塚古墳で頂点を迎える。6世紀後半には岡田山1号墳「額田部臣」の鉄刀に代表されるように、蘇我氏に近い部民に組み込まれ、7世紀前半まで石棺式石室という特殊な埋葬施設を使い続ける。いずれにしても、出雲東部のトップの立場を維持し続けた地域である。八幡町近辺では、6世紀後半には前方後方墳を墳丘とし横穴墓を主体部とする中竹矢1号横穴があり、剣や馬具を持つ。その後も横穴墓が作られ続け、石棺を持つものなどもある。出雲国造の官僚的立場の豪族の拠点だった可能性が高い。

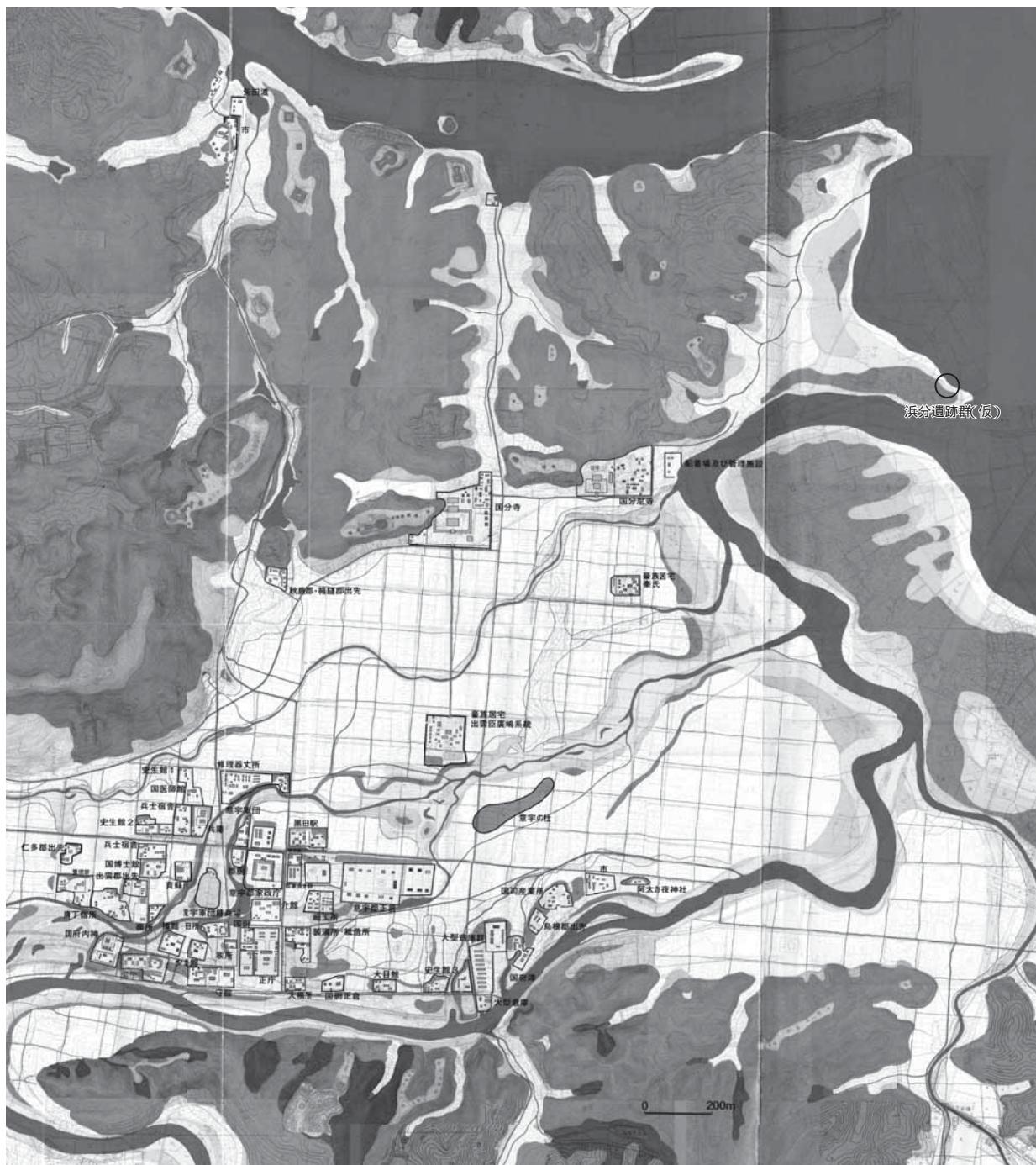


- 1.(国)出雲國府跡 2(県)西百塚山古墳群 3(県)東百塚山古墳群 4(県)古天神古墳 5(県)大草岩船古墳 6.天満谷遺跡 7.(国)安部谷古墳 8.湯田横穴墓群
 9.湯谷横穴墓群 10.大円寺上古墳群 11.才光寺古墳群 12.大屋敷・才台垣遺跡 13.神田遺跡 14.四配田遺跡 15.大坪遺跡 16.真名井遺跡
 17.大谷横穴墓群 18.聖岩遺跡 19.大谷遺跡 20.向小紋遺跡 21.上小紋遺跡 22.才塚遺跡 23.大平遺跡 24.間内遺跡 25.上矢竹古墳群 26.廻田古墳群
 27.茶臼山城跡 28.小谷横穴墓群 29.(県)御崎山古墳 30.上立遺跡 31(県)岩屋後古墳 32.(国)岡田山古墳 33.岡原 遺跡 34.岡原古墳 35.小無田遺跡
 36.(県)小無田 遺跡 37.寺の前遺跡 38.(県)山代郷南新造院跡(四王寺跡) 39.黒田館跡 40.下黒田遺跡 41.岡原遺跡 42.岡原 遺跡 43.黒田畦遺跡
 44.下黒田 遺跡 45.川原宮 遺跡 46.川原宮 遺跡 47.川原宮遺跡 48.(国)山代郷正倉跡 49.神魂神社参道遺跡 50.出雲国分館跡 51.中西遺跡 52.大石古墳群
 53.大石横穴墓群 54.平古墳群 55.東淵寺古墳 56.外屋敷遺跡 57.大庭小学校校庭遺跡 58.向山1号墳 59.茶臼遺跡 60.柳堀遺跡 61.(国)大庭鶴塚古墳
 62.(国)山代二子塚古墳 63.(国)山代方墳 64.山代原古墳(永久宅後古墳) 65.孤谷古墳・横穴墓群 66.来美南遺跡 67.井出平山古墳群
 68.(国)山代郷北新造院跡(来美廢寺) 69.来美墳墓 70(県)汁王免横穴墓群 71.平所遺跡 72.南外古墳群 73.東光台古墳 74.(国)石屋古墳 75.荒神煙古墳
 76.官道下遺跡 77.瀧遺跡 78.井ノ奥1号墳 79.井ノ奥4号墳 80.間内越境墓群 81.手間古墳 82.竹矢舟古墳 83.オノ峠遺跡 84.瀧山古墳 85.觀音寺古墳群
 86.の場遺跡 87.原ノ前遺跡 88.出雲国分尼寺跡 89.法華寺前遺跡 90.中竹矢遺跡 91.(国)出雲国分寺跡 92.布田遺跡 93.夫敷遺跡 94.大木権現山古墳群
 95.島田遺跡 96.寺床遺跡 97.島田池遺跡 98.岸尾遺跡 99.古城山遺跡 100.古城山古墳群 101.古城山横穴墓群 102.古城山城跡 103.鳥越寺院跡 104.鳥越古墳
 105.姫津遺跡 106.姫津古墳群 107.姫津谷横穴墓群 108.三反田A古墳群 109.神子谷古墳 110.天王横穴 111.春日城跡 112.魚見塚古墳 113.キコロジ遺跡
 114.朝酌岩屋古墳 115.朝酌小学校前古墳 116.朝酌小学校校庭古墳 117.廻原1号墳 118.觀音山2号墳 119.觀音山1号墳 120.廟所古墳 121.勝田谷窯跡
 122.岩穴平遺跡 123.明曾窯跡 124.イガラビ古墳群 125.池ノ奥窯跡群 126.山津窯跡群 127.寺尾窯跡 128.後平横穴墓群 129.廻谷窯跡 130.山巻古墳
 131.ハバタケ窯跡 132.岩汐窯跡 133.魚見塚遺跡 134.朝酌菖蒲谷遺跡 135.朝酌矢田 遺跡 136.若宮谷遺跡 137.シコノ谷遺跡 138.浜分遺跡群(仮)

第2図 周辺の遺跡

7世紀後半には次第に整いつつある律令制の中に取り込まれ、官道の整備や出雲国府の設置、茶臼山北麓の山代郷北新造院などの氏寺の設置もあり、8世紀中ごろには聖武天皇の命により、八幡町、竹矢町付近に出雲国分寺、国分尼寺がおかれる。意宇平野とその周辺が出雲の中心地として整っていった。出雲国府は8世紀後半ころには様々な施設を集約して配置され、最も整備された姿になると考えられ、その後9世紀末ころまでその機能を担い続けたと考えられる。10世紀から12世紀にかけては周辺に施設を分散させながら、国府の範囲内に遺構や国産・輸入陶磁などが検出されており、府中に機能を移して継続していたと考えられる。

12世紀～13世紀には国府中心域は大きな洪水に襲われ、その後目立った遺構は見つかなくなる。代わって中世的寺社の集中が見られるのが、平野の北東部の八幡町、竹矢町周辺である。少なくとも12世紀初めには八幡荘が成立しており、石清水八幡宮の別宮としての平浜八幡宮が成立していたことがうか



第3図 風土記の丘地内奈良時代の復元図（丹羽野編2009第7図を改変）

がえ、後の貞和元年（1345）に足利尊氏が圓通寺を安国寺と指定したように、中海沿岸側の竹矢町、八幡町に政治経済の中心地は移っていったことが想定される。その背景は様々なことがあるだろうが、中世以降、日本海を通じた水運が一層の発展を遂げ、その寄港地として美保関が重要となったことも大きいと考えられる。美保関から出雲への輸送は、中海から宍道湖に至る内水面水運の重要性を増し、中海に接して立地する八幡町、竹矢町が陸への物資の結節点として発展したことが想定される。14世紀～16世紀の中世後期には、宍道湖東岸の白潟、末次の砂洲上に湊町が成立し、水運の結節点としての中心は西に移っていくと考えられるが、大橋川の東を抑えるこの地域の重要性が変わることはなかった。

江戸時代になると、末次の北に松江城が築かれ、城下町が発展することで、政治・経済の中心は大橋

川の西側に移動する。藩を中心に、内水面交通はさらに発展を遂げ、荷下ろしをする湊は増加する中で、この地が拠点の一つであり続けたものと考えられる。一方で水面下だった三角州Ⅲ面の陸化は、中世から近世にかけて進み、水田化が進んでいったと推測される。少なくとも明治後半には、鉄道までは安定した陸地であったことは間違いない。その後、その前面の干拓も進み、中世以前の景観とはずいぶん変わってしまっていると考えられる。

冗長に歴史的な環境を記してきたが、この地域の地形形成と水運の発展との関係が、浜分Ⅱ遺跡を評価するうえで重要と考えたからである。立地的な特徴をわかりやすく示すために、2009年に島根県古代文化センターが八雲立つ風土記の丘に作成した、8世紀後半をモデルとした復元模型の原図（丹羽野編2009）に、浜分遺跡群の位置を落とした図を掲載する（第3図）。この模型の地形復元は、すべて確たる証拠に基づくものではないが、当時の地形・地質学のデータと考古学的データを勘案して実施しており、一定の信ぴょう性はあるものと考えている。砂洲上とその東側低地は、古代以前の遺跡がほとんど存在しておらず、数か所の魚村を復元するのにとどめている。意宇川が平野北側から流出したことは間違いない、現在の八幡川沿いに幅が広く、低い面が線状に続くところを流路としている。中世には意宇川の南、砂洲の北側に沖積地が広がっている可能性もある。

2. 調査の概要

今回報告を行う浜分集落は、東西約400m、南北約120mの小規模な集落であるが、その各所で遺物が発見されている。便宜的に地点ごとに浜分遺跡、鍛冶屋堀遺跡、浜分Ⅱ遺跡という名称が付けられているが、調査を行ったいずれの地点からも中世と考えられる遺物が出土しており、一つの遺跡の広がりとして捉えることも可能である。既往の発掘調査（第1表参照）には、個人住宅の新築工事に伴う試掘調査（1次）、耐震性貯水槽設置工事に伴う調査（2～4次）、不動産売買に伴う試掘調査（5次）があり、ここでは耐震性貯水槽設置工事に伴う2～4次調査と不動産売買に伴う5次調査の成果を紹介する。



第4図 浜分遺跡群の遺跡位置図 (S=1/5,000)

(1) 2～4次調査（第6図）

調査は集落の北東端にある公園において実施した。現況の標高は付近の宅地と同じ標高1.55mであるが、ここには公園整備時の盛土が施されており、整地前の旧地表面は整地層を取り除いた標高約0.9mで確認している。さらに掘り下げた標高-0.02m以下に堆積するA-A'13層の砂層からは、多数の二枚貝が口を閉じた状態で出土することから、水面下の自然堆積層と考えている。中世の遺物包含層はA-A'4～10層、B-B'6・7層であり、このうちA-A'9・10層はこの自然堆積層の直上に堆積していることから、中世には浜分集落の際まで水辺が迫っていたようだ。

調査を行う上で鍵層としたのが有機物層（A-A'4～10層、B-B'6層）である。ここからは中世陶磁

第1表 浜分集落発掘調査一覧

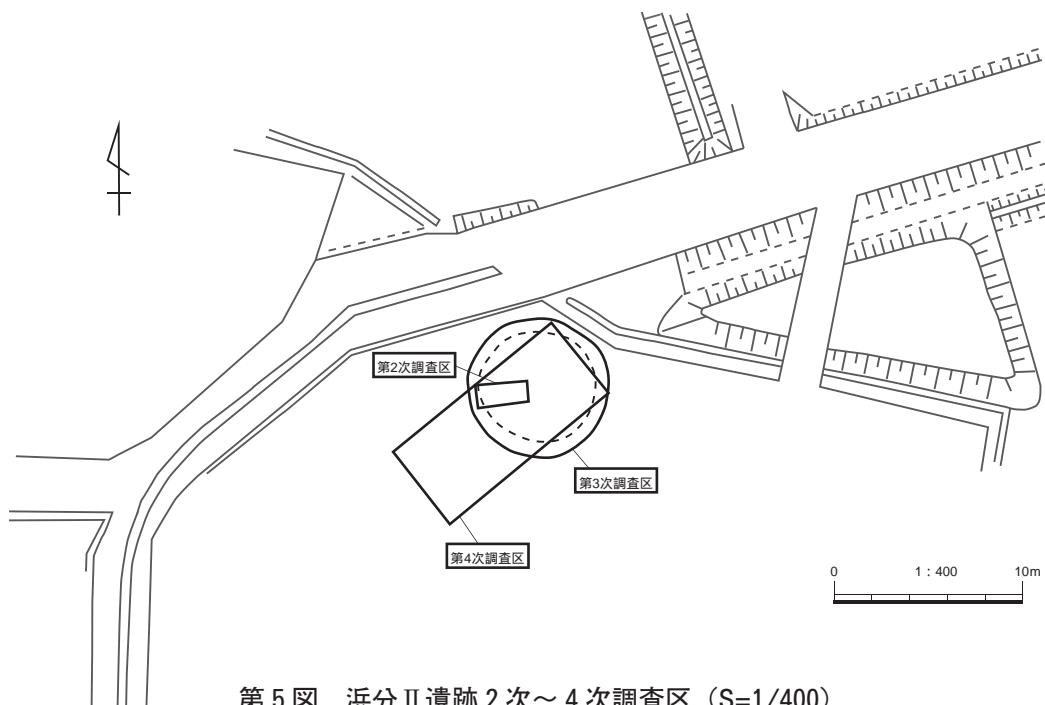
次数	事業名	調査の種別	調査遺跡名	期間	面積
1次	個人住宅の新築工事	試掘調査	浜分遺跡	H25 3/1	4.5
2次	耐震性貯水槽設置工事	試掘調査	浜分II遺跡	H26 7/16	4.5
3次	耐震性貯水槽設置工事	本調査	浜分II遺跡	H26 12/11～12/19	44
4次	耐震性貯水槽設置工事	本調査（設計変更）	浜分II遺跡	H27 1/26～1/27	23.7
5次	不動産売買前の事前調査	試掘調査	浜分II遺跡	R4 3/16	4.5

器のほか、下駄や鋤先、燃えさし、板切れや端材など大量の木製品が出土した。鍵層の下面は集落のある南西に向けて徐々に高くなり、4次調査区の南西端でその堆積が見られなくなる。こうした状況から、ここが中世のある時期の中海汀線を示すものと考えている。

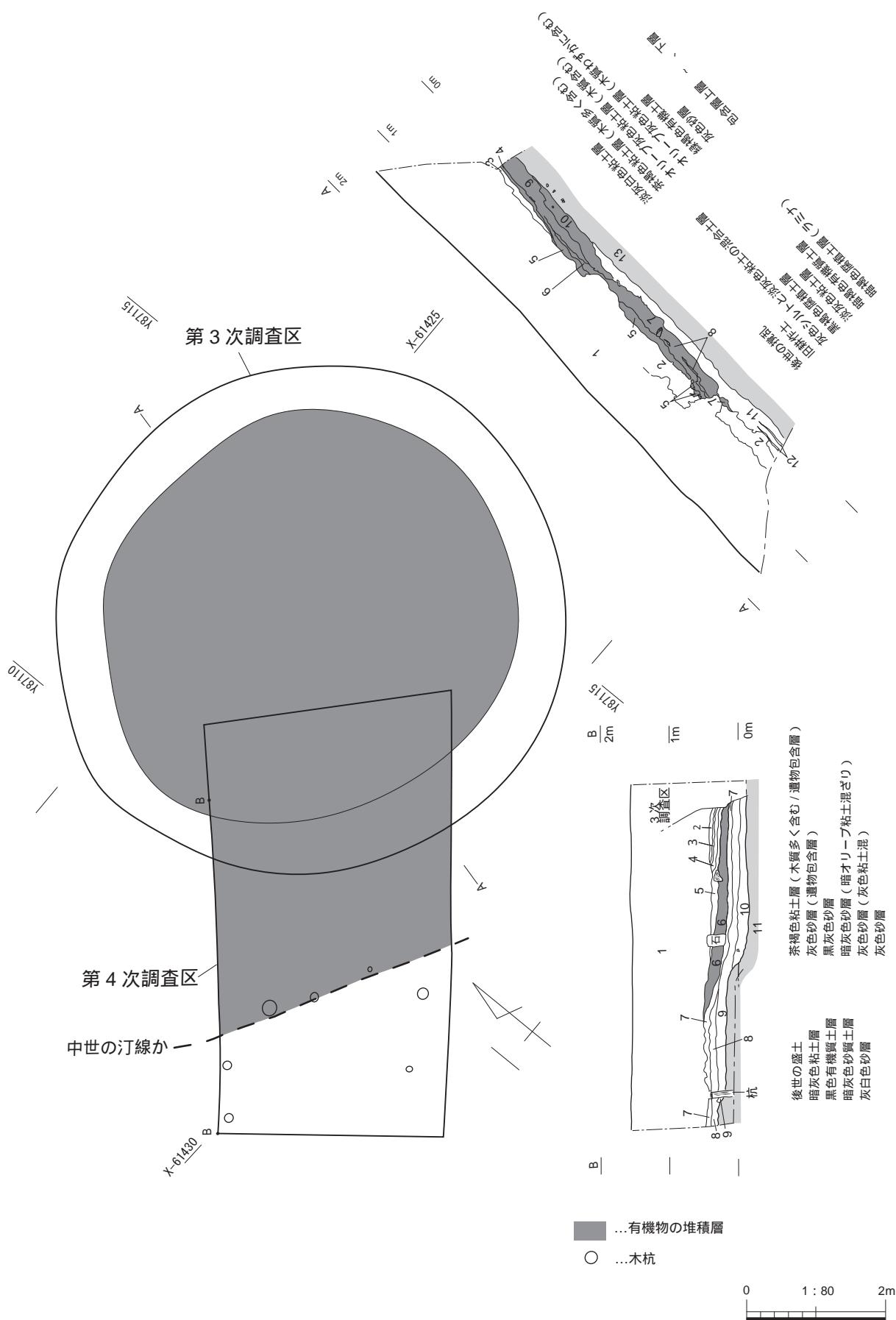
遺構としては多数の木杭を検出した。3次調査で検出した木杭の検出面はA-A'13層であり、これを素直に解釈すれば水面下の自然堆積層に打ち込まれていたものといえる。いずれも樹皮が付いたままの状態で杭の先端は尖らせてある。その位置関係に規則性は確認できず、建物を構築するようなものではなく、漁労に関係したものと考えている。

一方、4次調査で検出した杭は10cm前後を測るものであり、3次調査で検出したものに比べて相対的に太い。樹種も違うことや先端も平坦であることから用途を異にするものと考えられる。この杭の性格を考える上で注目したいのが前述した有機物層との関係である。木杭はこの有機物層の境、及び南西側（陸側）から検出しており、この鍵層が水際（汀線）に沿って堆積したものであるとするならば、木杭は船の係留や桟橋のような施設に関連したものかもしれない。

この他、幅18cm、高さ28cmの自然石を検出した。図面上で確認できるのはB-B'7層上面に据えられたこの1石のみであるが、担当者によればこれよりも小さなものが何個か出土していたようである。この自然石を現時点では遺構と認定することは難しいが、付近に石組護岸や船着場のような遺構が存在する可能性も想定できることから、念のため紹介しておく。



第5図 浜分II遺跡 2次～4次調査区 (S=1/400)



第6図 浜分II遺跡3、4次調査区平面・土層図 (S=1/80)

(2) 5次調査(第7図)

5次調査は、令和4年3月に個人住宅売却の検討に伴い松江市で実施した試掘調査である。申請地はJR東松江駅から南西に400mの場所にあり、東西に流れる八幡川の北側に位置する。

調査は東西1.5m×南北3mの調査区を設定し実施した。GL-45cmまでは真砂土の造成土が施されていたが、GL-95cmで貝殻が混入する層(3層)が検出され、GL-130cmで暗褐色土の層(4層)が検出され、その下層の灰色粘質土層(5層)と共に木製品を中心とした遺物が出土した。木製品は主に箸や下駄、桶と思われる板材である。この他に1点土器片が出土した。

出土遺物の詳細については後述するが、様相は2~4次調査の出土遺物と近似するものであり、同時期の包含層と想定する。

3. 出土遺物

2~4次調査の遺物には、中国産磁器や国産陶器、中世須恵器や土師器、土製品(土錘)、食物残滓(貝類遺体のアカニシ4点など)や大量の木製品がある。取り上げにあたっては鍵層である有機物層との上層、下層に分けて取り上げを行っているが、遺物に新旧は認められず、仕分けが判然としないものもあることから「(1) 2~4次調査の遺物」として一括して取り扱う。

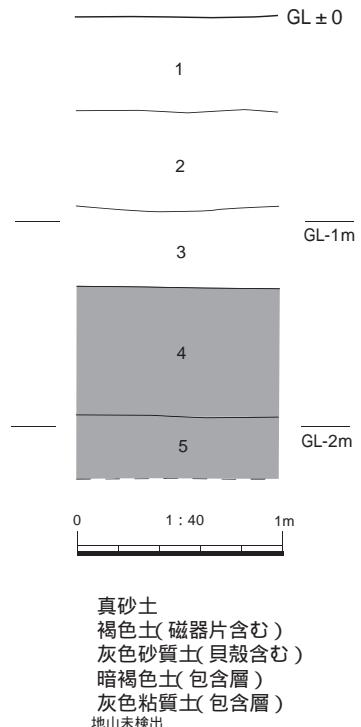
また、同じ浜分II遺跡から出土したものではあるが、5次調査で出土した遺物については別項を設け、「(2) 5次調査の遺物」として紹介する。

(1) 2~4次調査の遺物

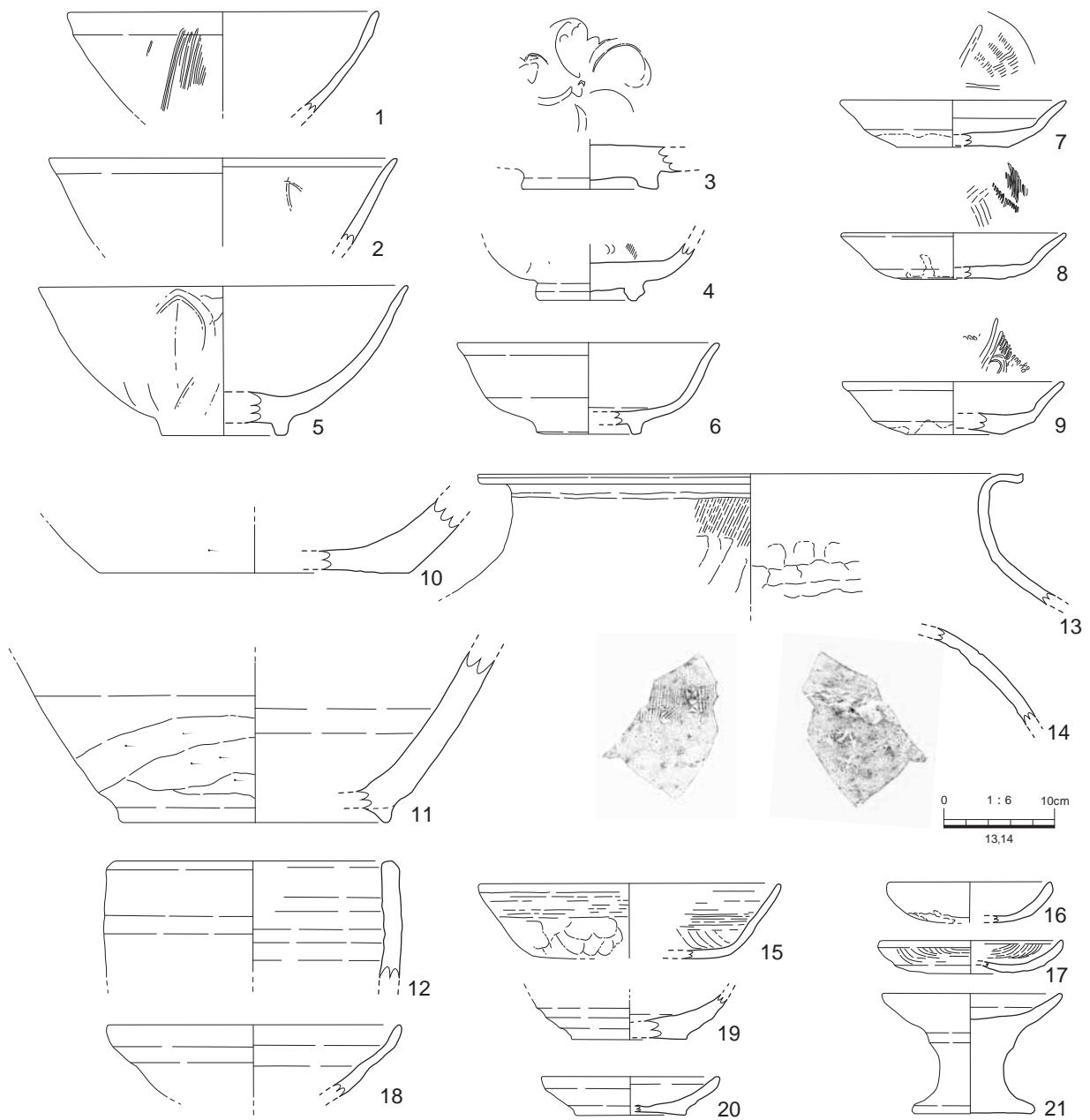
第8図-1は、同安窯青磁の碗で外面に櫛描沈線があり太宰府分類でI-1b類である。2~4は、龍泉窯青磁碗のI類で内面に片掘りの草花文がみられる。5は、外面に鎧蓮弁を持つ碗で龍泉窯I-5b類である。6は、高台を有する白磁・皿でX類に近い形態であるが口縁部の釉のケズリはない。7~9は同安窯の青磁・皿で内面に櫛書きの文様がみられる。10は、須恵器・鉢の底部である。11は瓷器系陶器・片口鉢の底部で外面にヘラケズリが施され、高台を有しており、越前焼II-2期と思われる。12は陶器の筒状の鉢である。13は常滑系の甕で口縁端部が僅かに上方に立ち上がることからIV型式と考えられる。14は同一個体の体部で外面に印押文がみられる。15~17は、京都系土師器皿である。15は口径13.6cm、器高3.4cmと深みのあるもので、伊野編年によるとEタイプとされ、時期は13世紀前半である。18~21は在地の土師器で底部外面に糸切り痕がみられる。21は台付皿である。

第9図-22~29は、須恵器・甕で体部外面に格子状のタタキ目が施されている。22は口縁部で端部にかけて肥厚している。23は頸部から体部にかけての破片で外面に粗い目の格子目タタキが施される。格子目は、一枠が大きなもので24、25、26は内面にカキメ状の調整が残る。24、25は内面を丁寧にナデしている。29は平底の甕の底部で外面に格子状のタタキが見られる。格子状のタタキ目を有する甕は、岡山県倉敷市の亀山窯、勝田郡勝央町勝間田窯からの搬入品や松江市大井町薦沢など在地で焼成されるものもある。格子目の大きな、焼成の良好なものは勝間田窯にみられる特徴である。

第10図-30、31は土鍋で内外面にハケメが施されている。32、33は須恵器で32は壺の下半部、33は古



第7図 浜分II遺跡5次調査区
土層柱状図(S=1/40)

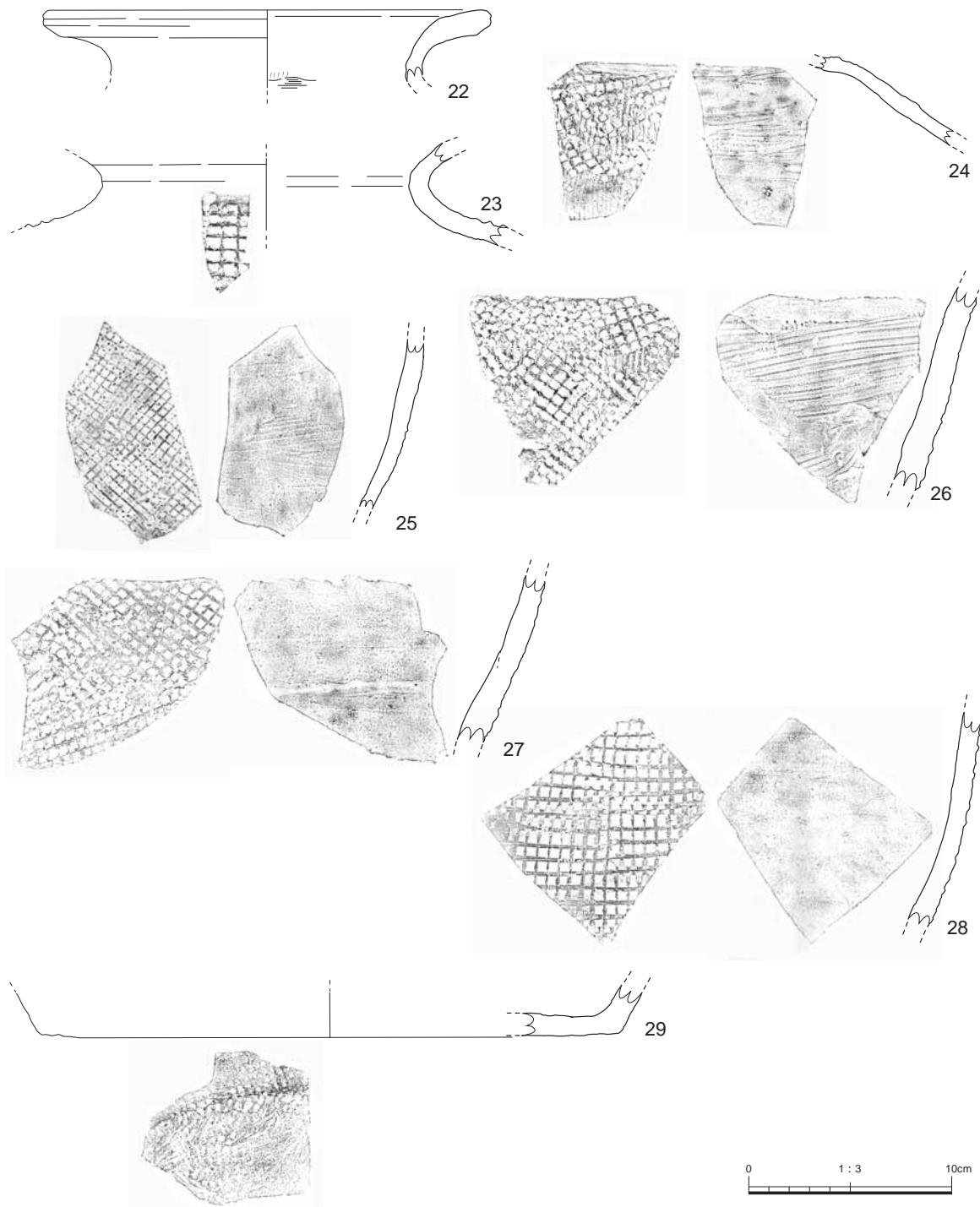


第8図 浜分II遺跡2～4次調査出土出土遺物（1）

代の壺の底部である。34～36は土錘で36は大形のものである。第11図～37は木製品の皿である。

中国製陶磁器、常滑系甕、京都系土師器皿は、13世紀前半の時期にまとまっている。また、土師器の割合が土器類全体の45%である。在地産土師器75点のうち壺皿は20点に対し、京都系の搬入品が4点と目立っている。

この他、大量の木製品が出土している。出土状況は波打ち際に集まった木や有機物がそのまま埋まった印象であり、この中から加工痕のあるものを持ち帰った。大部分が薄い柾目の板材であるが、鋤先、下駄、曲げ物、桶などの製品も出土している。錐の柄のようなものや円孔をもつ不明部材、切断痕のある枝や燃えさしなどもある。鋸痕のある板材や切断された建築部材、一部が炭化したものも目に付く。

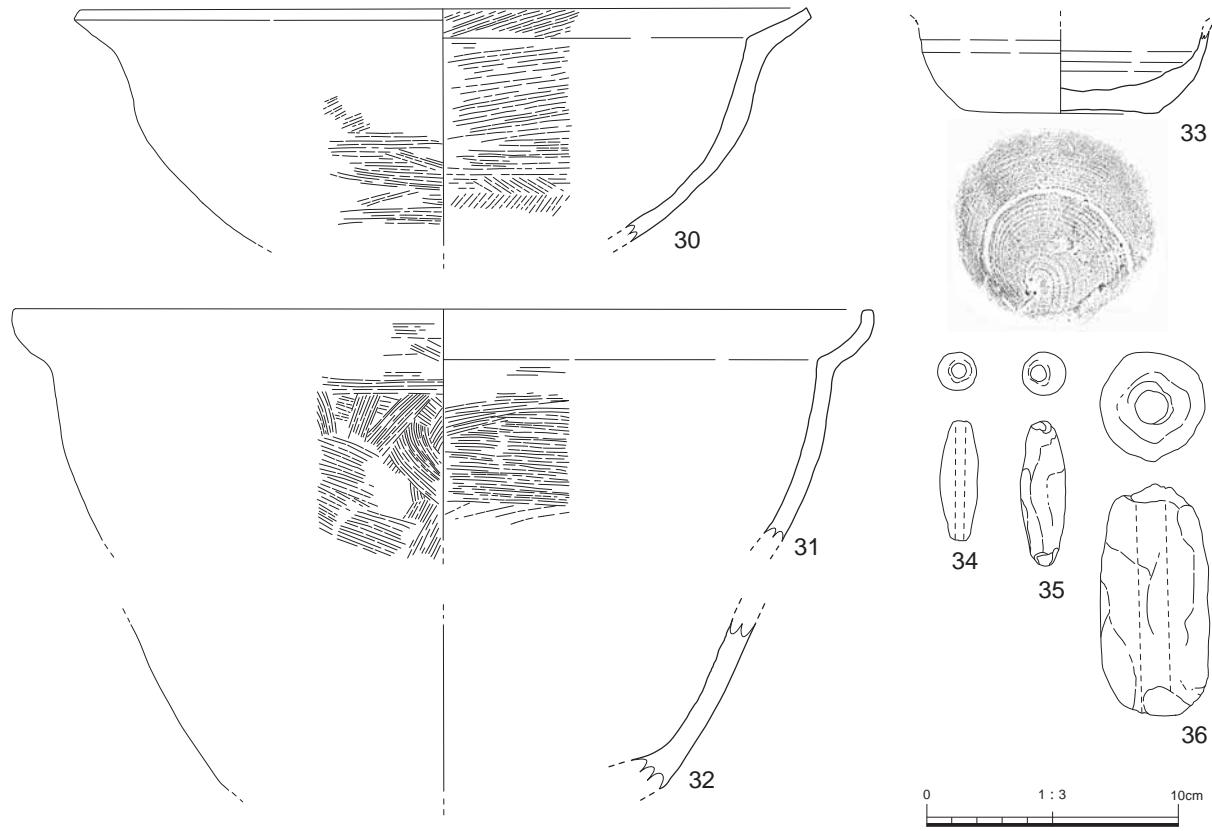


第9図 浜分II遺跡2～4次調査出土遺物（2）

（2）5次調査の遺物

第12図-38は鉢の口縁部である。土師質で在地系と考える。外面にハケメを残し、内面にはカキメ状の調整が残る。

39～49は木製品で、39は折敷の一部である。両面に漆が塗られている。裏面に幅7mm程度の溝みが2箇所施されており、足がはめこまれ目釘で付けられていたと想定する。溝みの外に目釘の穴が1箇所確認できる。40～42は板材である。40、41の木取りは板目で、42は柾目である。43、44は丸型差歎下駄で、本村分類のXI形式に該当する。13世紀代に出現する形式であるという（本村2021）。いずれも木取



第10図 浜分II遺跡2～4次調査出土遺物（3）

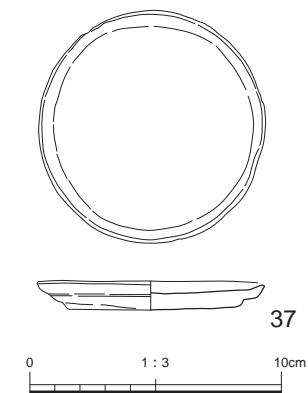
りは板目で、歯の差込部（柄）には木片を楔に使い、足を固定させている。前緒付近に足の指の痕跡が残る。45は小片の板材である。40～42と比較すると薄いつくりである。木取りは柾目。46～49は白木の箸である。

5次調査では、この他に動物遺体が出土した。貝類遺体はアカニシ3点・ハマグリ右殻2点、魚類遺体はタイ科椎骨1点、鳥類遺体はカモメ科右上腕骨1点の計7点が確認された。アカニシは体層の背面が大きく割られている。ハマグリはほぼ完形である。タイ科は焼けて全体が白色化している。カモメ科は骨幹部から遠位部が遺存する⁽²⁾。

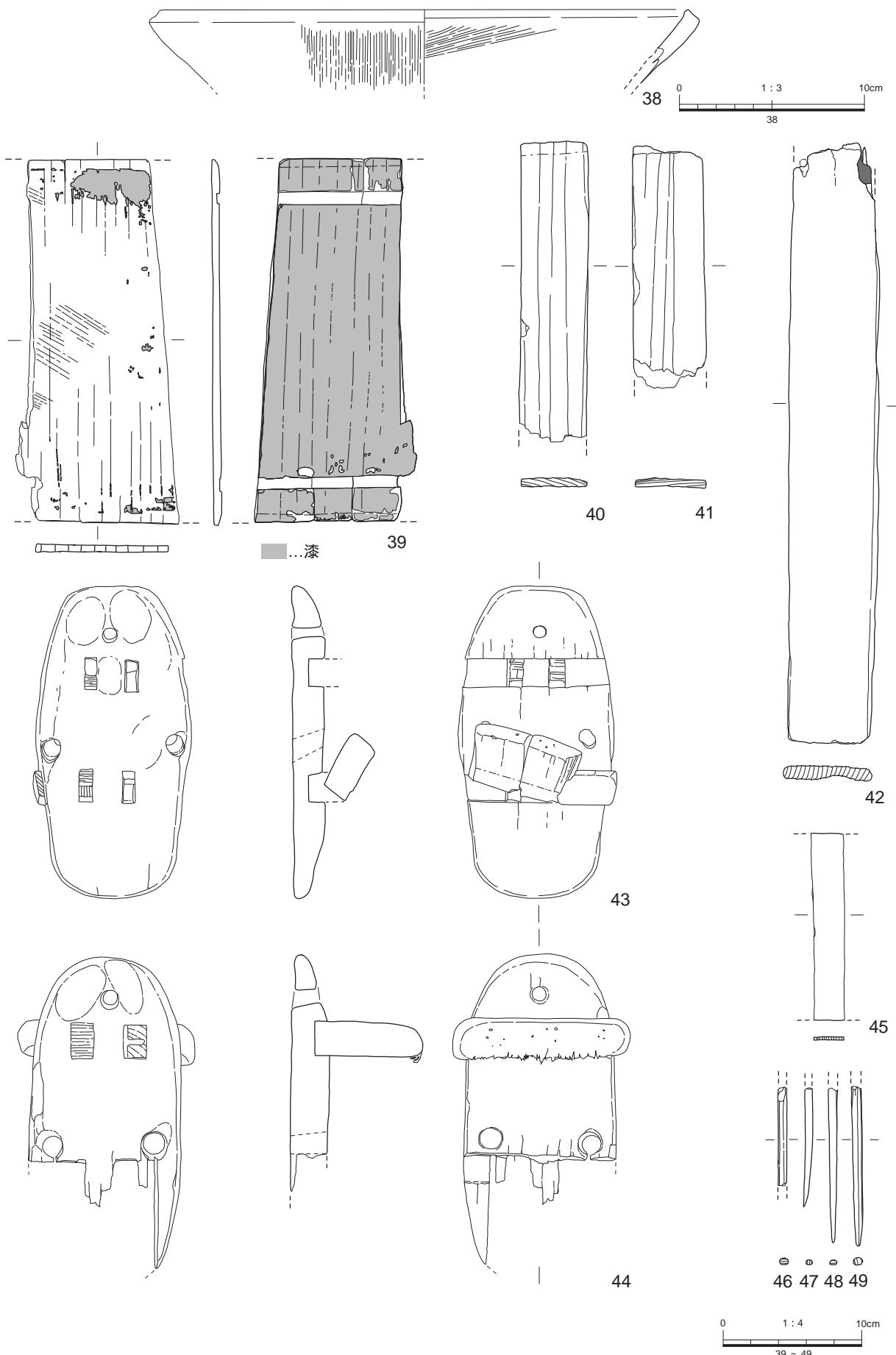
4. 浜分II遺跡の性格についての展望

最後に遺跡の性格について触れまとめとしたい。出雲中世府中には文献や地名から「津」や「市場」が存在し、「田所」、「税所」、「案主所」の各役所があったことが知られている。観応元年（1350）8月の「北垣三郎五郎光政軍忠状」には「八幡津」が確認でき、天文12年（1543）には大内義隆の富田城攻めの際、義隆が敗走するときに「アタカイノ津（阿陀加江津）」に着いたという記録や、同じく長男晴持が「ウマカタノ津」で死去したという記録がある。これら津の位置関係については明確ではないが、現在の松江市東出雲町出雲郷から竹矢町、八幡町、馬潟町などの中海沿岸に展開していた津と考えられていることから、こうした津に関連した遺跡の可能性も考える必要があろう。

今回の調査成果では、少なくとも遺跡形成の時期の一つが13世紀前後であることが押さえられた。こ



第11図 浜分II遺跡2～4次調査出土遺物（4）



第12図 浜分II遺跡5次調査出土遺物

の時期は府中の中心地のひとつだった出雲国府跡周辺が洪水で大きな被害を受けた時期と連動すると同時に、平浜八幡宮の別宮が設置され、八幡荘が設置された後の時期に当たる。遺跡の状況は、木質はじめとした有機物堆積土と多くの遺物を含む包含層が、砂層と直線的に境界をなし、杭が立てられるなど、汀線に船着きなどの護岸が形成された可能性を示す。焼け焦げた棒状木製品は松明として夜の活動があったことを、多くの板材は木製品加工が行われた可能性を示している。特に折敷や箸は、海岸沿いで食事が行われていたことを想起させ、船員などの食事の場があったことを予測させる。食事の残滓として魚介や水鳥の骨がともに出土するのも興味深い。とりわけ陶磁器類や京都系土師器がまとまって出土していることは、明らかに遠来のしかも相応の地位の者が寄港したことを想起させる。漆塗り折敷も高級食器を使う人の存在を暗示する。また木製品などの構成は、時期はやや異なるものの近江の塩津湊で出土しているものと類似していることも有力な寄港地であったことを傍証する。

中世前半期の京都系土師器の皿は、畿内から持ち込まれたものである。出雲地域では、出雲国府、天満谷遺跡、石台遺跡、乃木西廻遺跡から出土するのみである。畿内産瓦器碗は、和泉型が石台遺跡から、出雲国府跡からは楠葉型が出土している。天満谷遺跡は意宇川、石台遺跡は馬橋川とそれぞれ中海、大橋川から分岐した川に隣接するような位置にある。出土品の中には、中国製陶磁器、東播系須恵器鉢、常滑系甕、古瀬戸壺、美濃系山茶碗などの広域流通品が出土することから、これらは中海に面した湊を経由して運ばれたものと考えられる。

浜分Ⅱ遺跡の位置は中海に最も近い場所にあり、船を係留するための杭が打ち込まれるなど、内水面交通の港湾施設と推定される。中世の日本海を通じた広域流通の発達は、美保関の広域流通拠点としての性格を強め、そこから出雲国内へは内水面交通を通じて、物資や文化が広がっていったと考えられる(長谷川2016)。浜分Ⅱ遺跡はその拠点的な津の一つとして位置づけられるだろう。

今回の調査はこれまで不明な点が多かった中世府中の広がりや津の位置や範囲、その性格を考える上で重要である。ただ、まだ浜分集落のほんの一部を調査したに過ぎず、今後の調査に期待するところが大きい。

本稿を作成するにあたっては、稻田信、小山祥子、小山泰生、高尾万里子、松尾充晶、吉永亜紀子の各氏にご協力、ご助言をいただいた。末筆ながら感謝したい。

【註釈】

- (1) 浜分Ⅱ遺跡の隣接には名称の付されていない「A19 遺跡」が位置するが、ここでは同じ浜分Ⅱ遺跡の広がりとして取り扱うこととする。
- (2) 貝類、獸骨、魚骨については、吉永亜紀子氏（総合研究大学院大学 先導科学研究所 客員研究員）に同定いただいた。

【参考文献】

- 池淵俊一 2017「第1節 意宇平野における集落の変遷について」『意宇平野の集落遺跡』島根県教育委員会
伊野近富 1995「1. 土師器皿」『概説 中世の土器・陶磁器』中世土器研究会
岡田 博 2003「亀山遺跡の調査」『中世須恵器の生産と流通－山陰地方を中心に－』第3回山陰中世土器検討会
團 正雄 2003「勝間田古窯跡群の動態」『平井勝氏追悼論文集』古代吉備研究会
高安克己・澤田順弘・三瓶良和・入月俊明「第一章 地形・地質」『松江市史通史編1 自然環境・原始・古代』
松江市
田中照久 2011「中世越前焼の編年と流通」『越前焼・常滑焼』第10回山陰中世土器検討会
中野晴久 2011「常滑系陶器編年」『越前焼・常滑焼』第10回山陰中世土器検討会
成瀬敏郎 1975「意宇平野—その形成について—」『八雲立つ風土記の丘周辺の文化財』島根県教育委員会

- 西尾克己・廣江耕史 2015 「遺跡から見た出雲府中」『松江市歴史叢書』 8 松江市
- 丹羽野裕編 2009 『出雲国府周辺の復元研究—古代八雲立つ風土記の丘復元の記録—』島根県古代文化センター
- 長谷川博史 2016 「第2節 中世水運の展開と港湾都市の形成」『松江市史 通史編2 中世』松江市
- 林 正久 1991 「松江周辺の沖積平野の地形発達」『地理化学』46-2
- 廣江耕史 2021 「陶磁器の流通と港湾施設の観点から—山陰地域の状況を中心に—」『古代・中世移行期の交通と祭祀』古代交通研究会第21回大会資料集
- 本多博之 2011 「第3章 西国の流通経済」『西国における生産と流通』日本中世の西国社会2
- 本村充保 2021 「近畿地方における中世の下駄の様相」『橿原考古学研究所紀要 考古学論攷』44 橿原考古学研究所
- 水野章二編 2020 『よみがえる港・塩津』サンライズ出版
- 山本信夫 1995 「中世前期の貿易陶磁器」『概説 中世の土器・陶磁器』中世土器研究会

(かわかみ しょういち 松江市文化スポーツ部埋蔵文化財調査課長)
(にわの ひろし 松江市文化スポーツ部文化財総合コーディネーター)
(ひろえ こうじ 島根県古代文化センター特任研究員)
(みやけ かずこ 松江市文化スポーツ部埋蔵文化財調査課学芸員)



図版1
浜分Ⅱ遺跡3次調査区全景（南東から）



図版2
浜分Ⅱ遺跡4次調査区全景（北から）



図版3
浜分Ⅱ遺跡4次調査区北壁土層状況



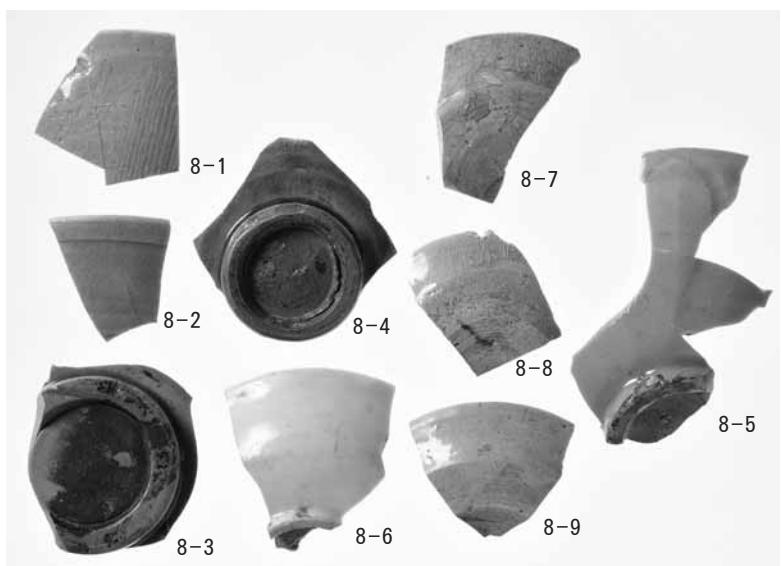
図版4
浜分II遺跡3次調査作業風景



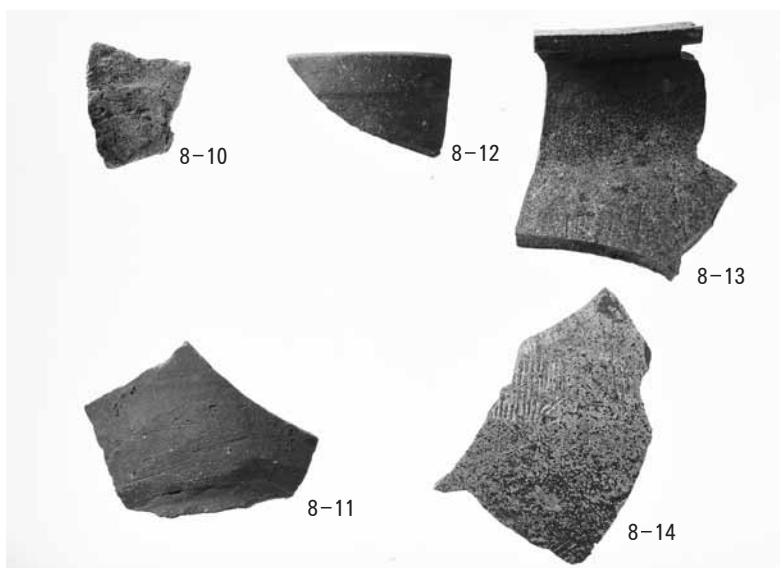
図版5
浜分II遺跡4次調査木杭検出状況



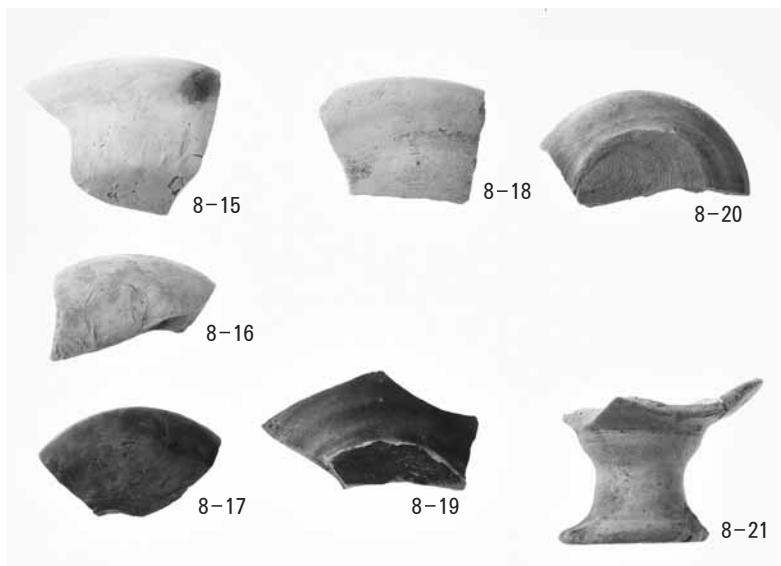
図版6
浜分II遺跡3次調査遺物出土状況



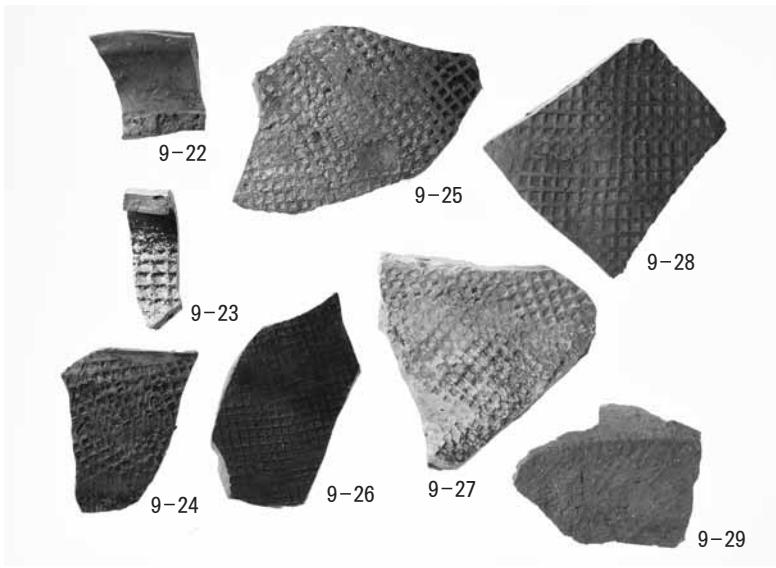
図版7
浜分II遺跡出土遺物



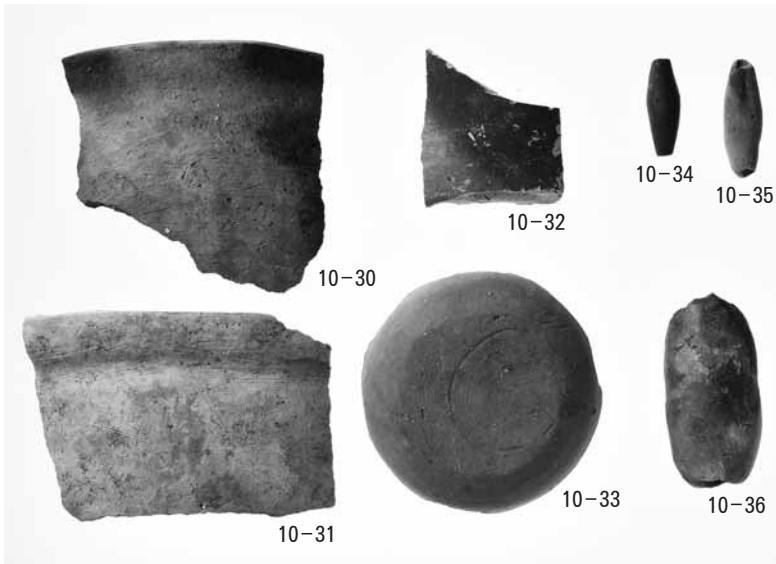
図版8
浜分II遺跡出土遺物



図版9
浜分II遺跡出土遺物



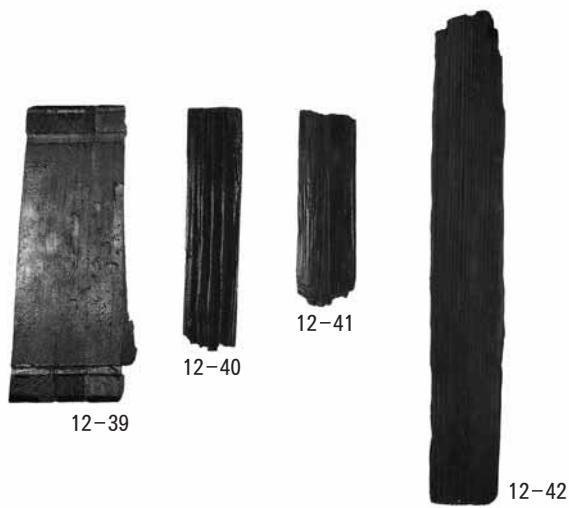
図版10
浜分Ⅱ遺跡出土遺物



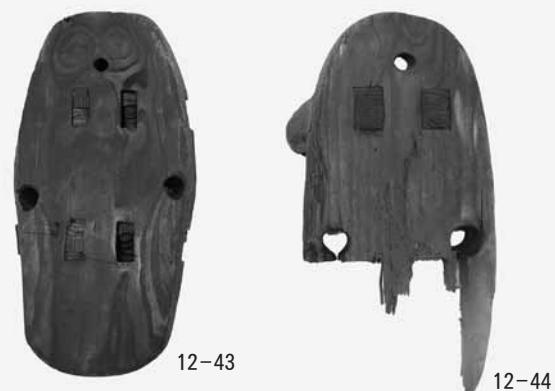
図版11
浜分Ⅱ遺跡出土遺物



図版12
浜分Ⅱ遺跡出土遺物
(第2～4次調査)



図版13
浜分Ⅱ遺跡出土遺物



図版14
浜分Ⅱ遺跡出土遺物



図版15
浜分Ⅱ遺跡出土遺物

松江藩における村役人制度について

—近世前・中期の下大野村を例として—

奥原 啓三・小山 祥子

1. はじめに

主に奥原家文書に登場する村役人を拾い出し、年表化作業を行ったものを『松江歴史叢書第15号』に「【史料目録】出雲国秋鹿郡下大野村 村役人年表」(以下、「下大野村 村役人年表」)と題して発表させて頂いた。

その中で「一般的に村役人と呼ばれる役人は『庄屋』『年寄』『百姓代（頭百姓）』であると認識されている。だが、『百姓代（頭百姓）』が奥原家文書の中に登場することは極稀であり、『百姓代（頭百姓）』が村役人として存在していたかどうか、疑問に思う。内神社棟札写にも『庄屋』『年寄』は載っているが、『百姓代（頭百姓）』はない。奥原家文書には五人組の代表である『組親』らしい人の記載が多数見られる。従って、本年表には村役人として『五人組』を書き入れた。」と述べた。

また文末で「今後は、『庄屋』・『年寄』は勿論だが、彼らより地位が下であるとされる『五人組』やその他の村役人にも光をあて、考察してみたいと考えている。」とも述べている。

つまり近世の村役人と言えば、とかく「庄屋」や「年寄」を中心に語られることが多い傾向がある。従って、「五人組」や「(五人組)組親」という、一般農民に最も近い存在が隅に置かれ、研究の対象にはならなかった状態が今日まで続いている。著者には強く感じられていた。

その理由を探ってみると、次の点が挙げられよう。

五人組の研究は派手さがなく、地味で目立たない。従って、五人組関係の史料の発掘が大幅に遅れてしまっている。派手さ云々はとも角、関係史料の発掘が遅れているため、研究対象から外れてしまう。研究外だから、関係する史料の調査にも目が向かなくななり、その結果として、負のスパイラルに陥ってしまったという傾向が続いていると言えよう。

「下大野村 村役人年表」を作り発表したことを契機に、五人組制度に目を向けるとともに、何故なのかあまり取り上げられていなかった近世の前・中期における松江藩領の農村社会の姿を、可能な限り掘り下げてみようと言う、新たな研究テーマが生まれて来たのである。

一口に「松江藩領の農村社会の姿を、可能な限り掘り下げてみよう」と言っても、松江藩は18万石を超える藩である。その中の1村を取り上げても浮き彫りにすることは容易くない。だが、例え1村でも深く掘り下げることが可能なら、松江藩における村役人制度の実態解明の手掛かりになると信じている。

2. 松江藩の村役人制度の確立前後

(1) 近世初期の大野村(下大野村)の村役人について

毛利氏が出雲国を支配していた時代の村役人名は、後半にあたる文禄3(1594)年11月朔日や慶長6(1600)年6月4日の内神社遷宮棟札写に記されている。前者は(大野)西庄役人清右衛門とあり、後者は公文森井豊後守とある。

関ヶ原合戦後、出雲国(松江藩)は30年余り続いた毛利氏の支配に代わって、新しい領主として、浜松より堀尾氏が入国し、領国経営を行っていたが、30年で断絶した。その後、京極氏が入国した。だが、こちらも僅かな期間で断絶してしまった。

寛永15（1638）年、松平直政が18万6000石で信州松本藩から松江藩に転封した。これにより松江藩はようやく落ち着くのである。後述するが他の藩領では寛永時代は諸々の制度が整う時代である。しかし、松江藩の場合、そのような時代に領主の入替があったため、諸制度が整うまでには、他藩よりも大幅に遅れたと言えよう。

では、堀尾氏と京極氏が出雲国（松江藩）を治めていた1600年から1637年までの期間の村役人とは、どのような人だっただろうか。大野村（後の下大野村・上大野村）の場合を覗いて見よう。

この期間の内神社遷宮棟札写は慶長17（1612）年10月20日と、寛永6（1629）年9月5日の2つが史料として残されている。ところが、前者には村役人は明記されておらず、「下大野村 村役人年表」には、後者だけを用いて作成した。寛永6年の時には森井清右衛門・小林助右衛門の2名が大野庄村屋として記されている。

松平氏が入国した寛永15（1638）年から17世紀末までの内神社遷宮棟札写は6点だけが残されている。それらを見ると、次の点に気づく。つまり、この時期の大野の村役人（庄屋・公文）だった人は、森井・小林・石津の三姓を名乗る人だけである。しかも、この三姓を名乗る家が総て揃っているのは、現在の松江市上大野町東村集落であるという特徴がある。但し、森井姓と小林姓とは他集落にも分布している。

ここで近世初期の大野地区（大野村・大野西庄・下大野村）における村の代表たる庄屋・公文を務めた森井・小林・石津氏の中で、特に小林氏に注目してみたい。

近世初期の村役人は旧時代の有力者層の中から選ばれることができ多かったことは、先人の研究によって明らかである。大野地区においても、その傾向がみられる。

小林助右衛門は旧時代の史料には登場しないが、江戸時代に入ると、すぐに登場する。

とりあえず、大野地区で小林姓を名乗る人物の動静を探ってみた。すると、これも内神社に関係したものだが、江戸時代に入る直前の文禄5（1596）3月吉日に、小林万助成久という人が内神社の隨身門を寄進していることが判った。（『松江市史』史料編4「中世II」724ページ）

この小林万助は大野庄内の人であるが石見銀山の桜畠田辺屋敷に住んでいると棟札写は語っている。隨身門を寄進するだけの財力を持った人である。恐らく、石見銀山に関連した仕事を行い、相当な財を成したのだろう。

その後、石見銀山には「桜畠」という地名は見当たらず、「桜畠谷」という場所があり、近世初期には間歩が数多くあった場所であるとの情報を得た。従って、田辺屋敷と呼んでいる屋敷も、実は桜畠ではなく、桜畠田辺屋敷が正しいのではないだろうか。

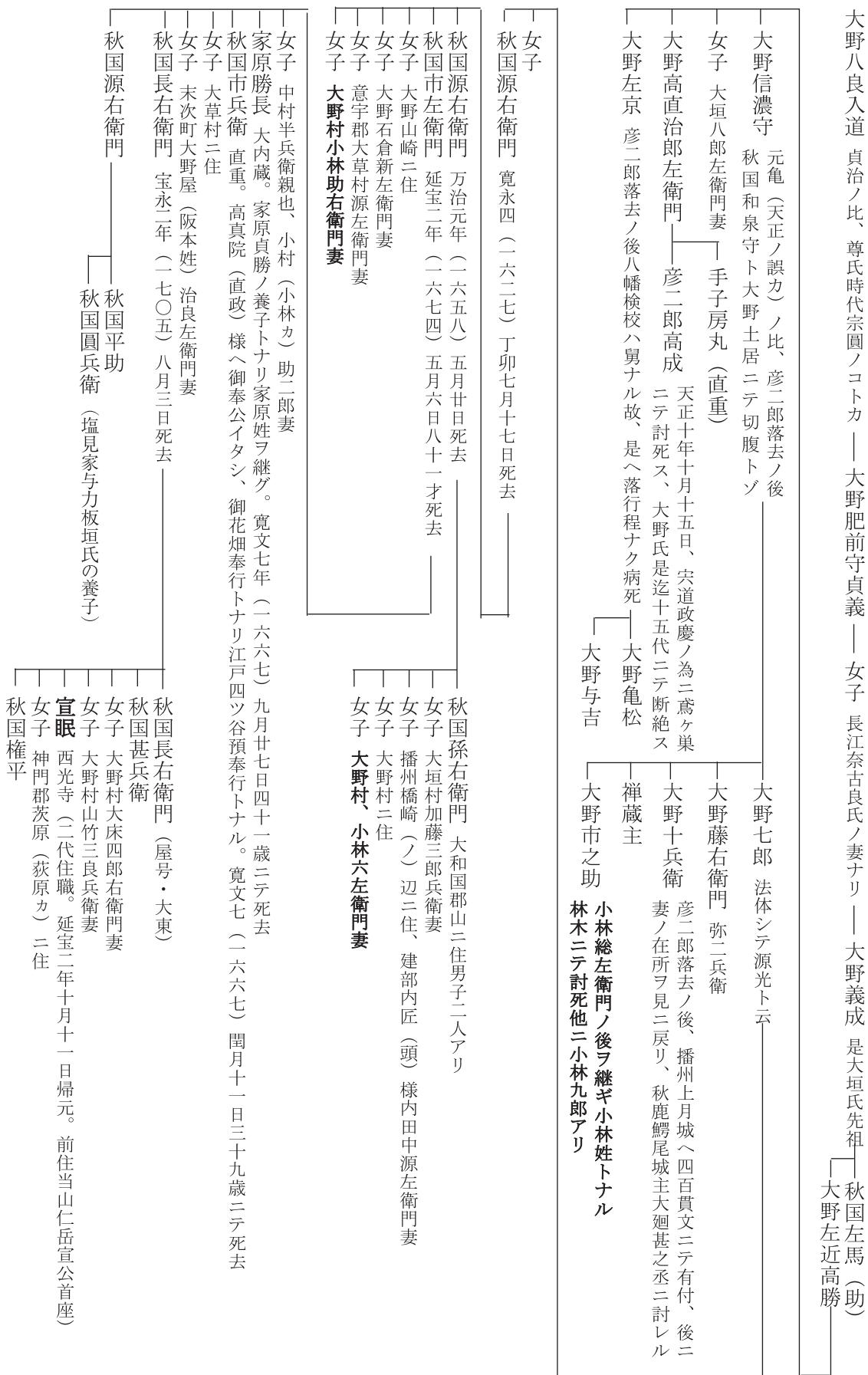
小林万助と後世の小林助右衛門や小林市三郎、小林氏甚兵衛との関係は……？ 小林助右衛門たちは小林万助の子孫である可能性は十分に考えられる。しかし、それを示す史料が発見されない。

ここで参考までに、大野氏・秋国氏・小林氏の関係を表す家系図を次頁に掲載する。いくら大野氏の宗家が滅亡したとは言え、中世末から近世初期の大野地区には、旧領主の大野氏に関係の深い秋国氏や小林氏の子孫たちが相互に強く深く結びついていたことが家系図から読み取れる。

以上のように、この地方の旧領主だった大野氏の庶子家と考えられる秋国氏とこの小林氏とは、中世以来、特別な関係だったことが家系図上では明らかである。松江藩でも、このような旧領主に関係した家系の子孫たちを村役人として取り立て、村を治めさせたのではないだろうか。

新しく出雲国領主となった堀尾氏や京極氏は勿論、その後に領主となった松平氏が自らの都合の良い

大野氏・秋国氏・小林氏関連系図



人物を村役人に据えたなら、軋轢が生じやすくなり、経済的基盤を揺るがすことになろう。そうなれば、幕府に知れる恐れを生むことになる。それらの問題を起こさないためには、従来から各村浦に存在する旧勢力に関係した人たちを登用する方法が最良だったはずである。

大野地区の場合には、旧勢力の大野氏に関係した家系の人々が地区内的一般農民たちから尊敬され、慕われていた可能性は高かったと考えられる。更に、その財力も一般農民たちよりも大きかったと言えよう。それ故、松平氏は旧勢力の子孫たちを上手に用いて村を治めたと考えられる。

なお、毛利氏が支配していた時代の末期から、江戸時代の初期にかけ森井姓を名乗る人たちが(大野郷)西庄役人や公文、あるいは庄屋などとして史料に登場する。また、時代はやや下るが、石津姓を名乗る人たちも登場する。ところが、森井氏や石津氏には、関係した史料が発見されないため、残念ながら、全く論じることが出来ない状態である。両氏の史料が発見されることを切望する。

また、「下大野村 村役人年表」の載った『松江歴史叢書15』の109ページの枠外にある注1で著者は庄屋市三郎や内神社遷宮棟札写にある小林市三郎を坂本市三郎と考えられるとした。しかし、その後の調査で上大野町にある臨済宗西光寺に残っていた貞享2(1685)年仲冬『涅槃像寄進之覚』の記述の中に、小林市三郎がその寄進者の一人であることが記されていた。以上のことを考えると、庄屋市三郎は坂本市三郎ではなく、小林市三郎の可能性が高いのではないだろうか。

そうであるなら、小林姓を名乗る庄屋は、もうしばらく続くことになる。

年表で確認が出来るのは、市三郎は1686年、小林氏甚兵衛は1689年である。その後、忠右衛門(1698)や七右衛門(1699)が庄屋として登場するようになる。前者は不明だが、後者は岩成姓である。17世紀の最後になって、旧時代の有力者層から、新時代の有力者層が村役人に起用されるという時期を迎えたと言えるのではないだろうか。

(2) 大野小林氏の名字地について

下大野村濱組(現在の松江市大野町山中集落)に屋号を山崎という小林氏がある。同家の菩提寺である西光寺に残る家別過去帳には「山崎本家土井村墓三郎方」と記されている。山崎の元祖の俗名は不詳であるが、亡くなったのは寛文6丙午(1666年)とある。

では、西光寺の住職が家別過去帳を作った時期は何時だろうか。奥原家の分家の一つである屋号永咲のものを読むと、冒頭に権八郎の分家と記されている。権八郎は慶應3(1867年)に亡くなっているので、西光寺の家別過去帳を作った時期は、権八郎の生前のことであることが明らかである。

従って、山崎の本家は「小林墓三郎方」と記されているが、その意味することは作成した時の本家の当主は墓三郎だ正在しているのであって、山崎の元祖が亡くなった時の本家の当主の名前ではない。

ここで言えることは、土井村(現在の上大野町土居集落)に「小林」を名字地とする小林家があつて、分家を出す資力を持つ家だったと言えることである。

次に、大野地区における小林氏の発祥地を探ってみた。『続大野郷土誌』に大野地区の字名を地図の上に記したものがある。その中に土居集落の堀越や下堀越、堀ノ前という小字の近くに、小林という小字が載っていることが判った。

さらに、大野村が松江市に合併した後にトレースされた切図や、松江市が保管している「団子図」と呼ばれる切図を確認した。切図では位置関係が不明確である。また更に、近年行われている地籍調査によって作られた図面を入手し、位置関係を確認した。でも、実際には地籍調査は字小林の一部分だけが終わっていた。各種の図面を参考にして、総合的に判断すると字小林の範囲が掴めた。

松江市上大野町土居集落にある西光寺は、大野氏の館跡のあった場所であると推定されている。その

場所を核として、大野氏を支える武士たちの屋敷が並んでいたと考えられる。一般的に、中世の武士は居住地のある地名(字名)を名字として用いると言われている。何よりも大野庄の地頭職となった紀氏が大野庄に住むようになってから大野氏を名乗るようになった。また、後世になってから分岐した一族の一つが大垣村に住み、大垣氏を名乗っている。しばしば大野氏の家系図に登場する秋国氏も土居集落の字秋国が名字地だったと考えられる。この小林氏も土居集落の字小林が名字地だった可能性が高い。

字秋国や字小林は西光寺から至近距離の位置にある。一度は庄屋市三郎のことを坂本氏ではないかと論じたのは、坂本氏も大野氏の家臣団の一つという伝承があるからだった。土居集落にあった八幡宮を下大野村(大野町)細原集落に移転し、坂本氏自らも宮の付近に転居している。それから後、子孫もこの八幡宮に奉仕している。因みに、坂本氏の名字地と推定される字坂本は西光寺の裏山に隣接している。

3. 松江藩での村役人(年寄)の設置は何時ごろだろうか?

- 一口に村役人といっても、様々な職名があり、それが設置された時期も同じ時ではないと考えられる。

まず、庄屋と呼ぶ職名は古い時代の職名ではないかと言える公文と記されている時もある。利用している史料そのものが、行政や納税に関したものではなく、内神社遷宮時の棟札の写しである。だから、制約の多い史料であることは否めない。

その中にあって、「慶安三年(1650) 秋鹿郡内大野村御検地帳」の存在は貴重なものである。

この史料の中に載っている大野村役人は年表に記載した通り、「庄屋」は清右衛門・助右衛門の二人である。「役人」とある人は助左衛門・宗次郎の二人が記されている。この他、「山廻り」と呼ばれている人がいる。庄屋の他に「役人」「山廻り」と呼ばれている村役人、またはそれに準じた役人がいたことを示すのではないだろうか。

前述の検地帳に記された二人の庄屋は、正保2年(1645)の内神社遷宮棟札に記された森井清右衛門と小林助右衛門と同一であると考えられる。慶安3年3月時点での大野村の村役人は、「山廻り」を除けば、庄屋2人と役人2人であることに違いない。

では、下大野村において年寄という役職の名を冠した人が登場するのは何時のことだろうか。年表に載せた延宝3年(1675)3月14日付の(奥原家文書1-918)が初見である。だから、慶安3年から延宝3年までの間であると考えられる。だが25年間では、あまりにも漠然とし過ぎている。

ここで、下大野村から松江藩領の他村に目を向けてみよう。下大野村以外の村で年寄が史料に現れるようになるのは何時だろうか。松江藩領の中で今日の松江市を形成している秋鹿郡・島根郡・意宇郡を調査した。続いて、他の郡にも目を向けた。すると、【表1】のような結果が得られた。

【表1】から言えることを整理してみると、最も早く登場する史料は意宇郡揖屋町と島根郡菅田村とで正保年間(1640年代後半)である。これに続いて登場するのは、慶安・明暦年間(1650年代)である。最も遅く登場する史料は意宇郡大根島の元禄4年(1691)である。これらはあくまでも発見されている史料上のことである。

しかも、わずか15町村浦の調査であり、調査の不備も否めない。早い場所では、松平直政が出雲国に入国した直後の数年間で村役人の制度を整えたことになる。調査の対象を松江藩領の全域に拡大すれば、明らかになるだろうが、幕藩体制の維持存続は村浦からの年貢によって支えられているから、松江藩は猛スピードで村役人体制を整えたと言えよう。

藩から各郡・各村浦へのお触れなどが発行されたと考えられるが、現在までのところ、お触れなどが

【表1】松江藩各村浦における文献に登場する年寄役の初見

郡	村名	年月日	西暦	史料名(掲載誌名称等)
秋鹿	下大野村	延宝三卯三月十四日	1675	奥原家文書1-918
	西長江村	延宝四辰二月	1676	中倉家文書1-1-1
島根	片江村	慶安三寅三月廿六日	1650	「嶋根郡之内片江村御検地帳」(「美保関町史料」より)
	千酌浦	明暦四戌二月	1658	「島根郡千酌浦御検地帳」(「美保関町史料」より)
	菅田村	正保四亥	1647	「島根郡之内菅田村御検地帳」(「川津郷土誌」より)
	西川津村	慶安五辰	1652	(「島根郡之内西川津村御検地帳」) (「川津郷土誌」より)
意宇	大根島	元禄四未十月	1691	「大根島詫状之爲 指上申一札之事」(「美保関町史料」より)
	竹矢村	慶安五辰卯月	1652	「意宇郡之内竹矢村御検地帳」(「竹矢郷土誌」より)
	白石村	寛文二寅五月	1662	小豆澤七生家文書120-345
	揖屋町	正保二酉	1645	「①」(「東出雲町誌」より)
大原	上来海之内	慶安五辰三月廿一日	1652	「多根村佐倉村菅原村御検地帳」(松江市指定文化財)
	同上	慶安五辰三月廿一日	1652	「大森村和名佐村御検地帳」(松江市指定文化財)
神門郡	前原村	慶安四卯	1651	「②」(「幡屋郷土誌」より)
	幡屋村	寛文九酉	1669	「③」(「幡屋郷土誌」より)
塩治村	承応二癸巳年十月	1653		「巳之年定免相之事」(「出雲塩治誌」より)

「①」「②」「③」には用いた史料名が記されていない。

発見されていない。それ故、このように各村浦で発見された個別の史料の中に記された「年寄」という村役人の名称を探し出すという手段に頼らざるを得なかった。

大野村については、検地帳の表紙にある慶安3年3月20日時点では「年寄」は用いられていないが、他の村浦の様子から考えると、大野村の検地が総て終った直後から「年寄」が用いられるようになったのではないかと言えなくもない。

従って、松江藩領全域で各村浦に「年寄」を置くようになる時期は、慶安年間の後半から次の承応・明暦年間にかけてではないかと推定される。ところが、残念なことに、それを裏付ける決定的な史料が発見されていないのが現状である。

4. 五人組、五人組制度とは

先程までは、松江藩内における村役人制度が確立するまでの過程を、秋鹿郡下大野村を中心に述べた。村役人と言える範疇の中で、初めに、その村の代表者・最高責任者と考えられる庄屋が置かれた。その適任者は旧時代の延長線上にあったと言えよう。つまり旧時代の有力者層の子孫たちの中から人選する傾向が見られる。松平直政が松江藩の領主となった寛永15年(1638)以降も、しばらく、それが続いた。

また、庄屋を補佐する立場の年寄と言われる村役人が文献上に現れる時期から、制度になった時期を本稿で推定した。しかし、庄屋・年寄だけでは村の経営や治安の維持は不可能である。それを解決するため、やがて補完するための組織として五人組制度を取り入れて、村の経営や治安維持に務める体制が整えられるのである。

・五人組制度の起源

慶長2年(1597)3月の豊臣秀吉の「御撻」を近世の五人組制度の起源とするのが一般的である。だが、この「御撻」は武士を対象としたものであり、農民や町人を対象としたものではなかった。

江戸時代に入り、徳川幕府による五人組制度は何時ごろから整えられただろうか。幕府による農民や町人を対象とした五人組の制度は、元和元年（1615）から寛永元年（1624）にかけて制定された。しかし、その施行範囲は幕領地のみに限られていたものと考えられている。その後、寛永10年代になると、譜代藩領にも五人組が作られるようになり、それ以降、全国に拡がって行ったものと推定されている。

- ・五人組帳と呼ばれているもの

五人組制度の存在を証明する最大の史料は、一般には五人組帳と呼ばれているものである。五人組帳とは、五人組の法令を記載した簿冊の通称である。だが、実際には、「五人組帳」「五人組御仕置帳」「五人組連判状」「御仕置五人組帳」「五人組御改帳」「五人組書上帳」「御法度五人組書上帳」「五人組約定」「五人組証文」「五人組前書御條目」「五人組御改」など、実に様々な名称を有している。

- ・五人組帳に記載されていること

- ①五人組法規を記載した前書
- ②これを遵守することを誓約した証文である請書
- ③五人組構成員の連名連判

これら三つの要素によって構成されているが、必ずしも全ての五人組帳がこれら三要素を備えているわけではないと言われている。なお、五人組帳の書式などについては、本稿の主旨から大きくはずれると考えるため、ここでは論じない。

- ・五人組制度の目的

様々な研究によって、五人組の広範な制度化は寛永年間に行われたと言ってもよいだろう。

では、五人組の制度化の目的は一体、どこにあっただろうか。一般的には、キリストン禁制と浪人の取締りにあったと言われている。しかし、本当にそうだったんだろうか。

五人組制度に関する研究が進むに従って、煎本増夫氏は次のように述べている。

「幕藩領主階級が寛永年間において五人組を制度化した原因はキリストン禁制・浪人取締が主因であったのではなく、幕藩領主階級による農民内部の治安・年貢納入・漬地など共同作業の連帶責任制の強化が必要とされたところにある」のだと。

さらに『国史大辞典』では、「兵農分離による武士階級の城下町集住化に伴う近世農村の治安対策に年貢納入・耕作労働の連帶責任制の確立、また、小農民の土地緊縛などを実現するところに、五人組制度を強力に推進した幕府のねらいがあった」と述べている。

また、武田久義氏は「島原の乱が終息した寛永15年（1638）、越前国今泉浦五人組帳にキリストン禁制が追記され、その後、万治2年（1659）に幕府が万石以上の大小名を集めてキリストン禁制を厳命して以来、ほとんどすべての五人組帳にキリストン禁止が記載されるようになっている。キリストン禁制や浪人の取締が五人組制度の主目的でなかったとしても、これらが五人組制度の拡充に対して一定の影響を与えたということはできるだろう」と述べている。

- ・五人組を構成する者

五人組の構成員は戸主であり、普通は組ごとに「組頭」などと呼ばれる代表者を置いた。これについては、研究家諸氏の間に異論はないようである。

五人組を構成するものには、庄屋（名主）を除いたもの、庄屋（名主）を含む他の村役人を除いたもの、

寺院を除いたもの、あるいは全てを含むものなど、実に様々なものがあるそうである。だから、「全ての農民家族が五人組に組織された」ということではない。つまり、本百姓に付属した者（名子・真脇・抱など）は除外されていた。また、本百姓であったとしても、年貢の未納者は五人組から外されていた。

だが、従属性的立場にあった百姓たちも、幕末までにはほとんどが独立して本百姓になり、五人組の構成員となっている。

・松江藩の五人組制度について（その調査・研究の現状）

先程までは、幕領地や他藩領地での五人組制度を調査・研究された研究家諸氏の論文などを端折って述べさせて頂いた。

では、松江藩領では如何なる様子だっただろうか。本来なら、松江藩領内で発見された五人組制度に関する史料などを分析することにより、一項を設けて論すべき事項である。しかし、今日までのところ、わずかな村落を除いて松江藩領内においては、五人組帳の発見がなされていない状況が続いている。

その「わずかな村落」とは、松江藩領の大原郡宇谷村(今の雲南市木次町宇谷)。この村にある屋号を堀之内と呼ぶ石田家に天保期の五人組帳が残されている。この紹介と分析とが『木次町誌』に記載してある。

また、『美保関町誌 上巻』には、五人組の組親について一項を割いて述べている。

さらに、松江市薦津町の公会堂には文政11年の（島根郡）『薦津村五人組合印形帳』が残されており、「生馬の歴史」に翻訳を載せている。だが、紹介程度の扱いで、分析や議論は全くなされていない。

その他、これは松江藩領内ではないが、松江藩の支藩である広瀬藩領内の能義郡月坂村(現在の安来市月坂町)に、五人組帳の一種である「月坂村人別吟味請判帳」(慶応4年(1868)辰正月28日)が残されていた。『安来市誌 上巻』において紙面を割き、五人組の制度を説明している。

著者は今日までに島根県東部で発行された地方誌の数々に目を通した。しかし、近世農村の村役人の説明や解説することはあっても、「五人組制度」や「五人組」に注目し力点をおいた誌は先程の四誌の他に、これと言ったものがなかった。

その理由は、前述したように、五人組帳と呼ばれる史料の存在が絶対的に少ないがためではないかと考える。つまり、五人組帳と呼ばれる史料が発見されれば、研究する人の目がそちらにも注がれるはずではないだろうか。まずは、何よりも、市中に眠っている五人組帳の発見が大切である。

・次に、「五人組」という役名のある人が文献上に現れる最も古いものを調べると、【表2】になった。調査対象が「年寄」よりも大幅に少ない僅か3ヶ村なので、決して断定は出来ないが、松江藩における五人組制度が始まる時期は、1670年代の後半辺りが一つの目安ではないかと思われる。

何れにせよ、数多く調査しなければ、松江藩領内における五人組制度の始まりは見て來ない。

【表2】松江藩各村浦における文献に登場する五人組の初見

秋 鹿 郡	意 宇 郡
下大野村	西長江村 (西来海) 大野村
元禄十二卯二月 (1699年2月)	元禄十五午八月 (1702年8月)
奥原家文書 (1-917)	中倉家文書 (1-1-20)
	曾田邦雄家文書 (49-3-11)

5. 奥原家文書による五人組の実態

現在までに調査済みの奥原家文書は3,700点である。それらの中にある五人組（組親・組合を含む）が登場する文書は142点である。その中から五人組の任務等をよく表しているものを数点拾い出し、その実態に迫ってみたい。

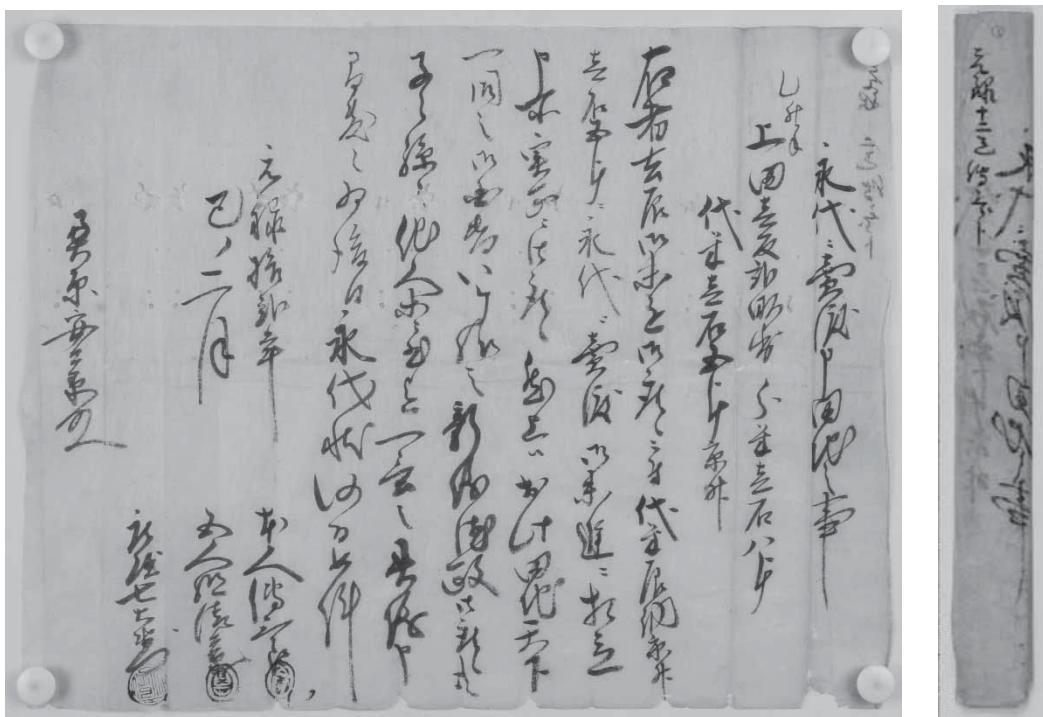
村役人の任務の第一は、先程の「五人組制度の目的」で述べているが、「年貢納入・耕作労働の連帶責任」を遵守することにある。とりわけ、土地の所有者（年貢の納入義務者）を村役人が正確に把握することが大切だった。つまり、土地の所有者が変更する際には、庄屋・年寄・五人組（組親）に関与させる必要があったと言える。

それだけではない。しばしば、他人の土地に対して不正を働くと言う問題が発生している。その根本原因是、相次ぐ天候不順などによって経営が苦しくなり、止む無く不正行為を行ってしまう場合がある。そのような時、その土地の所有者はどのように対処したのか。村役人はその問題に対してどのように関与したのだろうか。

五人組が登場する文書を解読することによって、近世の下大野村の実態を把握すると共に、五人組の果たした具体的な役割を見い出してみたい。

なお、松江藩においては、寛政10年（1798）以降、五人組を5つ組み合わせた二五人組が設けられたとされている（『松江市史』通史編3「近世I」P.622）。これについては、別な機会に論じてみたいので、本稿では扱わないことを、あらかじめお断りしておく。

【事例1】年貢未納や不足に伴う田地永代売渡証文（奥原家文書1-917）

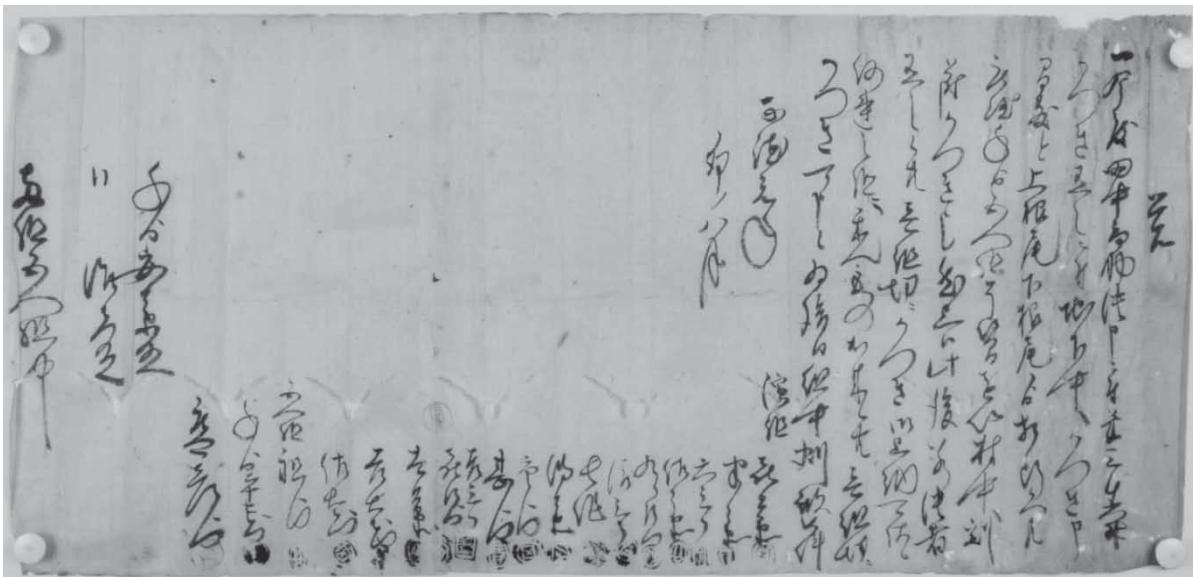


（端裏書）	「元禄十二已傳三郎分」
永代賣渡申田地之事	
乙井手	
上田壹反五歩五丈八分	
代米壹石五步京升	
右者去辰御未進御座候二付代米辰納京升	
壹石五步ニ永代ニ賣渡御未進ニ相立	
申所寔正ニ御座候、然上ハ於此田地天下	
一同之御国替いケ様之新儀徳政御座候共	
子々孫々他人等ニ至迄一言之異儀申	
間敷候、為後日永代状仍而如件	
元禄拾弐年	
己ノ二月	
奥原安兵衛殿	
本人傳三郎（黒印）	
五人組清兵衛（黒印）	
庄屋七右衛門（黒印）	

この史料は傳三郎が所有する乙井手の上田1反2畝歩について、元禄12年(1699)の前年分の年貢が未納であったため奥原安兵衛にこの田を永代に渡って売り渡すことを示した証文である。差出は本人の傳三郎に加え、五人組の清兵衛・庄屋の七右衛門の3名である。「於此田地天下一同之御国替いケ様之新儀徳政御座候共子々孫々他人等ニ至迄一言之異儀申間敷候」とあるように、これ以後の異論は一切、申し出ないと誓うものであり、五人組の清兵衛はその保証人としての役割を担っていたとみられる。

なお、奥原安兵衛は当時、年寄役を務めていたために、この史料の差出に年寄役の名前がないものと思われる。

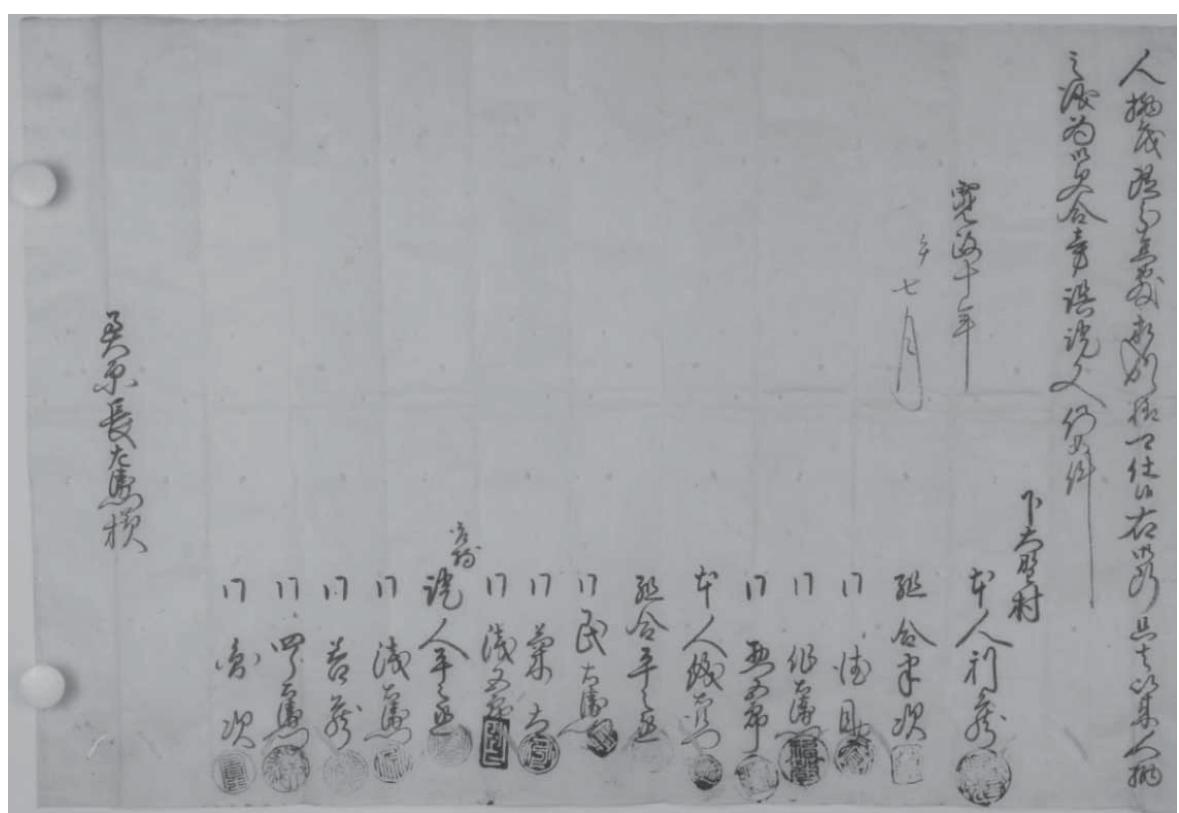
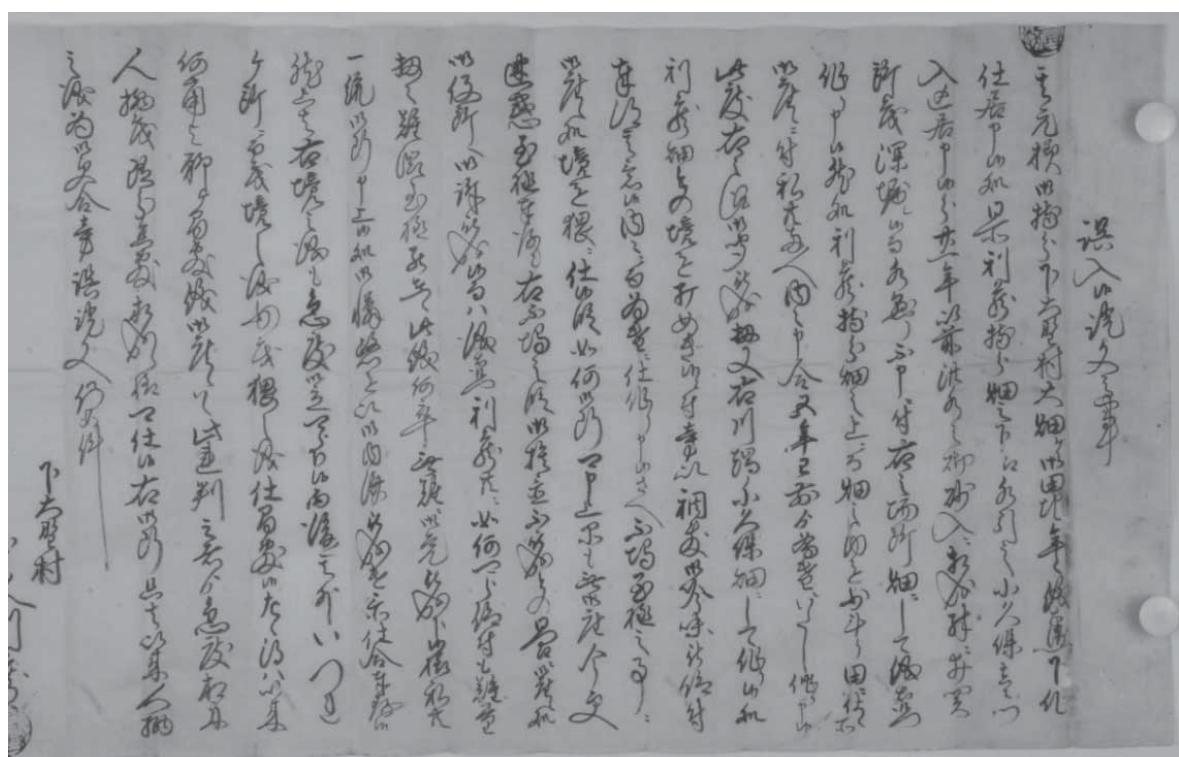
【事例 2】村全体の自治に関わる文書（奥原家文書1-913）



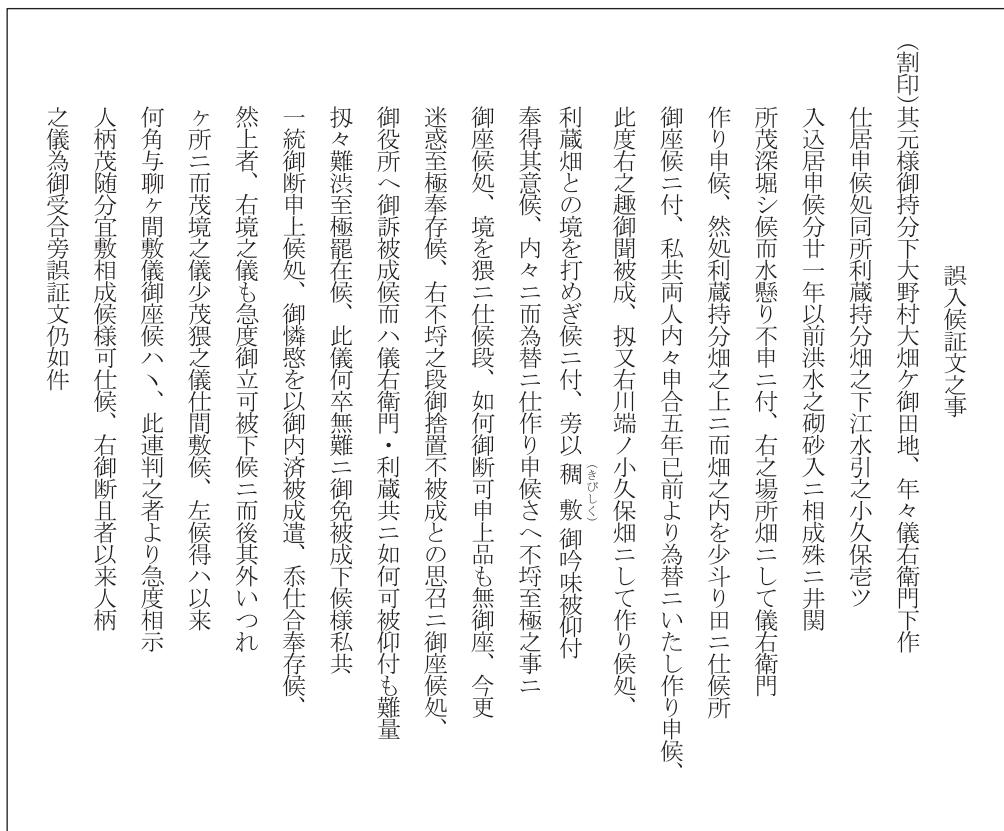
この史料は、宇田中の高助が「潰者」となり、経営を維持出来なくなり年貢が払えなくなったため、高助未納の年貢の割り当てについて取り決めたものである。高助分の年貢米3斗6升を地下中(村中)で負担する案件について、上根尾と下根尾(殿山の別称)の両組(両集落)から断りがあった。しかしながら、庄屋・年寄・五人組の話し合いによって、今回は村中で割り当てて負担することになったようである。但し、これから後は潰者が現れても、「壱組切」とし、その組内での負担とするように取り決め、組合の者たちが記名・捺印している。

宛先の「両組五人組中」とは、今回負担を請け負うことになった濱組以外の上根尾・下根尾の両組に対して宛てた文書であると解釈出来る。相互扶助・連帶責任の範囲も、時として変わることがあったと伺える貴重な史料である。

【事例4】財産に対する謝り証文②（奥原家文書1-171-1）



【事例4】財産に対する謝り証文②（奥原家文書1-171-1）



寬政十年 午七月	下大野村	本人利藏 (印)
	同 作右衛門 (印)	組合半次 (印)
	同 德助 (印)	同 惣五郎 (印)
	本人儀右衛門 (印)	組合平之丞 (印)
	同 民右衛門 (印)	同 菊太 (印)
	同 浅五郎 (印)	同 浅五郎 (印)
取持	証人平之丞 (印)	同 深右衛門 (印)
	同 善藏 (印)	同 四郎右衛門 (印)
	同 圓次 (印)	同 圓次 (印)
奥原長左衛門様		

【事例 4】財産に対する謝り証文②（奥原家文書1-171-1）

この史料は奥原長左衛門が下大野村大畠に所有する田地において、下作人の儀右衛門と隣接地に畠を所有する利蔵とが結託して、長左衛門に断りもなく内々に為替（取り換え）していた上、利蔵所有の畠との境界を猥にしていたとして誤りを入れた証文である。ここでは、張本人の儀右衛門と利蔵との、各々の五人組合のメンバー全員が連判し、その上取持として証人を5人も立てて証文を差し出している。

藩の役所へ訴え出ると、どのようなことになるか分からないと、格別なる憐愍の情を以て内済にして貰えたことについて、感謝を示すと共に、以後は両名の人柄が良くなるようにすることも含め、連判の者が保証する旨を申し出ている。

なお、差出に名を連ねる圓次と四郎右衛門とは、この当時、下大野村の年寄役を務めていた。しかし、ここでは年寄役としてではなく、あくまで、証人として記名・捺印している。さらに、庄屋も登場していない。多分、この事案を内々に済ませたからであろう。庄屋・年寄を通じての、通常の手続きを取らなかったものと思われるが、それ故に、五人組の果たす役割は重要であったとみられる。

以上、4点の史料から具体的な事例を踏まえて五人組の役割を見てきた。特に年貢納入の基本となる財産に関するものが主体だったとみられる。ただ、最小単位である五人組の働きは通り一編のものではなく、状況に合わせて臨機黃変に対応していたと思われる。こうした中で、五人組親は村方自治の最も身近な存在として、組内でも信頼される者が選ばれたと考えられる。

なお、【事例 1】の（奥原家文書1-917）に登場する傳三郎（売主）、清兵衛（五人組親）、七右衛門（庄屋）、奥原安兵衛（買主）の4名は、何れも下大野村殿山集落の住人であることが西光寺過去帳によって明確である。しかも、売主の傳三郎と買主の奥原安兵衛とは隣同士であり、土地の売買契約を交わす相手方としては、大変身近な関係にあったことが判る史料である。

6. おわりに

松江藩における村役人制度が確立する過程が本格的に研究なされないまま、今日に至っていることに、著者は注目していた。「下大野村 村役人年表」を作る過程において、大垣町の内神社に残る内神社遷宮棟札写や広島大学にある大野村御検地帳を注視する、とてもよい機会を持つことが出来た。

その結果、大野村や下大野村といった限定された地域ではあれ、今まで見えていなかった近世前期や中期の村社会の姿が朧気ながらでも見えるようになり、その認識を基にして、本稿に取り掛かることが出来たのである。

しかし、村役人とりわけ五人組の実態を追うと言うテーマがあるにもかかわらず、村役人制度の確立過程に力点を置き過ぎたため五人組の実態に迫り切れなかった感が残ってしまった。今後もし、著者に機会を与えて頂けるものなら、本稿で取り扱えなかった近世後期の五人組の実態を明らかにしたいものである。

【参考文献】

- ・「西光寺家別過去帳」 萬年山西光寺蔵
- ・『島根縣秋鹿村誌』 奥原福市著 秋鹿村教育会発行 1922年
- ・『木次町誌』 木次町誌編纂委員会編 木次町発行 1972年
- ・『東出雲町誌』 東出雲町誌編さん委員会編 東出雲町発行 1978年
- ・『続大野郷土誌』 大野郷土誌編修委員会編 大野公民館発行 1978年
- ・『美保関町史料』 勝田勝年編 美保関町役場発行 1979年
- ・『日本史用語辞典』 日本史用語辞典編集委員会編 柏書房 1979年
- ・『川津郷土誌』 川津郷土誌編修委員会編 松江市川津公民館発行 1982年
- ・『美保関町誌 上巻』 美保関町誌編さん委員会編 美保関町発行 1986年
- ・『竹矢郷土誌』 竹矢郷土誌編集推進委員会編 松江市竹矢公民館発行 1989年
- ・「村役人の役割」 鈴木ゆり子著 (『日本の近世3』中央公論社 1991年)
- ・「五人組と生活保障についての一考察」 武田久義著 (『桃山学院大学経済経営論集第35巻第4号』桃山学院大学経済経営学会編 桃山学院大学総合研究所発行 1994年)
- ・『安来市誌 上』 安来市誌編さん委員会編 安来市発行 1999年
- ・『宍道町史料目録I』 宍道町史編纂委員会編 宍道町発行 2001年
- ・『宍道町史料目録II』 宍道町史編纂委員会編 宍道町発行 2002年
- ・『絵と写真でたどる生馬の歴史』 山根克彦著 生馬郷土誌編纂委員会発行 2003年
- ・『幡屋郷土誌』 幡屋郷土誌編纂委員会編 雲南市幡屋公民館発行 2007年
- ・『出雲塩治誌』 出雲塩治誌編集委員会編 出雲塩治誌刊行委員会発行 2009年
- ・『五人組と近世村落：連帶責任制の歴史』 煎本増夫著 雄山閣 2009年
- ・『松江市史』史料編4「中世II」 松江市史編集委員会編 松江市発行 2014年
- ・『村：百姓たちの近世』 水本邦彦著 岩波書店 2015年
- ・『村役人のお仕事』 山崎善弘著 東京堂出版 2018年

(謝 辞)

本稿を執筆するにあたり、松江市上大野町の萬年山西光寺ご住職の昌子宗賢和尚には、ご多用中にもかかわらず、並々ならぬご協力を頂きましたことに対しまして、心より御礼申し上げます。また、それぞれのお名前は記しませんが、とても貴重な情報を寄せ頂いた大野地区の方々をはじめとした大勢の皆さま方に対しました、感謝申し上げます。

(おくはら けいぞう 島根県中・近世史合同研究会会員)

(こやま さちこ 松江市文化スポーツ部 松江城・史料調査課 史料調査係長)

松江市歴史叢書16

松江市史研究14号

2023年（令和5年）3月1日発行

編 集 松江市文化スポーツ部松江城・史料調査課

発 行 松 江 市

〒690-8540 島根県松江市末次町86番地

印 刷 渡部印刷株式会社

〒690-0874 島根県松江市中原町192